上越地域消防局危険物規制審查基準(本編)

上越地域消防局



制定・改正経過

年 月	日	改	正	内	容
令和7年10月1	目	制定			

目次

申請・届	出先	0
提出先	(担当)	0
問合せ	先	0
第1章	総則	1
第2章	製造所等の位置、構造及び設備の技術上の基準	2
第1節	i 危険物の定義等	2
第1	危険物の定義	2
第2	製造所等の定義	4
第3	製造所等の許可数量の算定	7
第4	製造所等ごとの申請区分	10
第5	製造所等の相互における配管の区分	12
第2節	i 共通基準	13
第3節	i 製造所及び一般取扱所の基準	28
第4節	i 屋内貯蔵所の基準	18
第5節	i 屋外タンク貯蔵所の基準 5	53
第6節	i 屋内タンク貯蔵所の基準	35
第7節	i 地下タンク貯蔵所の基準	37
第8節	i 簡易タンク貯蔵所の基準 8	31
第9節	i 移動タンク貯蔵所の基準 8	32
第10	節 屋外貯蔵所の基準 8	36
第11	節 給油取扱所の基準 8	39
第1	屋外営業用給油取扱所(屋外ガソリンスタンド)	39
第2	屋内営業用給油取扱所(屋内ガソリンスタンド)1	12
第3	特殊給油取扱所	18
1	航空機給油取扱所1	18
2	船舶給油取扱所	20
3	鉄道給油取扱所	21
4	自家用給油取扱所	22
5	圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所12	23
6	メタノール等の給油取扱所12	23

	7	顧客に目ら給油等をさせる給油取扱所(セルフスタンド)	124
第1	2	節 販売取扱所の基準	130
第1	3	節 移送取扱所の基準	132
第1	4	節 消火設備、警報設備及び避難設備の基準	136
第	\bar{i} 1	消火設備	136
	1	共通事項	136
	2	適用事項	136
	3	消火困難性別の留意事項	138
	4	消火設備における地震対策	141
第	\tilde{i} 2	警報設備	142
	1	警報設備の区分	142
	2	自動火災報知設備の技術上の基準	142
第	; 3	避難設備	144
	1	避難設備の設置の区分	144
	2	避難設備の技術上の基準	144
第3章	1	危険物規制に係る事務処理の基準	145
第1	節	審査処理	145
1	樗	[準処理期間	145
2	手	数料	146
第2	節	設置(変更)許可申請等	148
第	; 1	仮貯蔵又は仮取扱い	148
	1	仮貯蔵又は仮取扱いの承認	148
	2	震災時等における仮貯蔵・仮取扱いの承認	150
第	\hat{i} 2	設置 (変更) の許可	153
	1	許可区分	153
	2	設置(変更)許可申請に係る留意事項	154
第	; 3	仮使用の承認	160
	1	仮使用の承認対象	160
	2	承認条件等	161
	3	承認申請の時期	163
	4	複数の変更工事に係る仮使用の承認	163
第	4	予防規程の認可	165

第5	変更工事に係る資料提出等の取扱い	169
1	基本的事項	169
2	運用に関する事項	170
3	具体的例示	171
第3節	検査等	186
1	完成検査	186
2	中間検査	191
3	完成検査前検査(水張検査・水圧検査)	194
第4節	申請・届出等	198
第1	各種申請	198
1	仮貯蔵・仮取扱い承認申請	198
2	設置(変更)許可申請	198
3	許可申請の取下げ(許可の取消し)申請	208
4	完成検査申請	208
5	予防規程制定(変更)認可申請	209
6	完成検査前検査申請(水張検査·水圧検査)	209
7	休止中の地下貯蔵タンク等の漏れの点検期間延長申請	211
8	完成検査済証の再交付の申請	212
9	許可書及びタンク検査済証の再交付の申請	212
第2	各種届出	212
1	着工届出	212
2	品名、数量又は指定数量の倍数変更届出	213
3	譲渡引渡届出	214
4	名称変更届出	214
5	用途廃止届出	214
6	軽微な変更工事届出	215
7	火気使用工事届出	216
8	使用休止・再開届出	216
9	保安監督者選任・解任届出	217
1	0 保安統括管理者選任・解任届出	217
1	1 内部点検時期延長届出(個別延長)	218
1	2 内部点倫期間延長届出(保安上の理由)	218

申請・届出先

製造所等の申請※1又は届出※2の受付は下記のとおりです。

提出先(担当)

- 消防局予防課危険物保安係
- ➤ 特定事業所等^{※3}の製造所等に係る申請及び届出
- ➤ 各消防署・分遣所管内の製造所等に係る申請及び着工届出(上越消防署管内を除く)
- ➤ 完成検査済証、許可書及びタンク検査済証の再交付申請
- 上越消防署危険物保安係
- ▶ 上越消防署管内の製造所等に係る申請及び届出(特定事業所等を除く)
- 各消防署・分遣所(上越消防署を除く)
- ➤ 各消防署・分遣所管内の製造所等に係る届出及び予防規程認可(変更)申請 (特定事業所等を除く)

問合せ先

お願い 申請・届出の際は、予め下記への連絡に御協力をお願いします。

消防局・消防署・分遣所		電話番号	FAX番号	Eメールアドレス
消防局予防課危険物保安係		025-545-0230	025-545-0231	yobou@shobo.joetsu.niigata.jp
上起	遂消防署危険物保安係	025-544-0119	025-544-1125	joetsu@shobo.joetsu.niigata.jp
	名立分遣所危険物保安係	025-537-2301	025-537-2302	nadachi@shobo.joetsu.niigata.jp
上起	菌消防署危険物保安係	025-525-1198	025-525-1202	minami@shobo.joetsu.niigata.jp
	高士分遣所危険物保安係	025-528-4044	025-528-3154	takasi@shobo.joetsu.niigata.jp
新井消防署危険物保安係		0255-72-7119	0255-72-2234	arai@shobo.joetsu.niigata.jp
頸北消防署危険物保安係		025-536-6119	025-536-2274	keihoku@shobo.joetsu.niigata.jp
頸南消防署危険物保安係		0255-86-3119	0255-86-4200	keinan@shobo.joetsu.niigata.jp
東頸	頁消防署危険物保安係	025-592-0119	025-592-3089	tokei@shobo.joetsu.niigata.jp

※1 申請

仮貯蔵・仮取扱い承認申請 設置(変更)許可申請 許可申請の取下げ(許可の取消し申請) 完成検査申請 予防規程認可(変更)申請 完成検査前検査申請(水張・水圧検査のみ) 休止中の地下貯蔵タンク等の漏れの点検延長申請 完成検査済証の再交付の申請 許可書及びタンク検査済証の再交付の申請

※2 届出

着工届出 品名、数量又は指定数量の倍数変更届出 譲渡引渡届出 名称変更届出 用途廃止届出 軽微な変更届出 火気使用工事届出 使用休止・再開届出 保安監督者選任・解任届出 保安統括管理者選任・解任届出 特定屋外タンク貯蔵所の内部点検時期延長届出 (個別延長)

※3 特定事業所等

石油コンビナート等災害防止法に基づく特定事業所その他危険性を勘案して消防局が指定する事業所

第1章 総則

1 目的

この審査基準は、消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)、消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「施行令」という。)、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号。以下「施行規則」という。)、危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号。以下「危政令」という。)、危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号。以下「危規則」という。)、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示(昭和49年自治省告示第99号。以下「危告示」という。)、上越地域消防事務組合火災予防条例(昭和47年5月1日条例第12号。以下「火災予防条例」という。)、上越地域消防事務組合危険物規制規則(昭和62年3月27日規則第3号。以下「組合危規則」という。))に定める危険物規制事務を統一的に処理するため、必要な事項を定めることを目的とする。

2 用語

この審査基準における用語の意義は、法、施行令、施行規則、危政令、危規則、危告示、 条例、規則に準じる。

その他、本指針に使用する法令名等の略称は、次のとおりである。

- (1) 「石災法」とは、石油コンビナート等災害防止法 (昭和 51 年 12 月 17 日法律第 84 号) をいう。
- (2) 「建基法」とは、建築基準法(昭和25年5月24日法律第201号)をいう。
- (3) 「建基令」とは、建築基準法施行令(昭和25年11月16日政令第338号)をいう。
- (4) 「建基則」とは、建築基準法施行規則(昭和25年11月16日建設省令第40号)をいう。
- (5) 「手数料条例」とは、上越地域消防事務組合手数料条例(平成 12 年 3 月 14 日条例第 2 号)をいう。
- (6) 「技術上の基準」とは、法第10条第4項の位置、構造及び設備の技術上の基準をいう。

3 運用上の留意事項

この審査基準は、各法令の運用解釈、取扱いなどの法令基準に基づくものに加え、危険物施設の事故事例等に係る知見及び技術的背景等から、危険物施設の貯蔵又は取扱いの方法等に応じた安全対策を向上するために、上越地域消防事務組合(以下「組合」という。)が付加した行政指導事項を含むものである。

これらの指導事項(審査基準内は下線で表示)については、危険物施設の安全性向上のために相応の効果があるものとして定めたものではあるが、危険物施設の関係者等に義務を課すものではなく、相手側の任意の協力によって実現されるものであることを前提とするものである。

4 その他

【 】内は、国、県又は組合の通知等を示す。

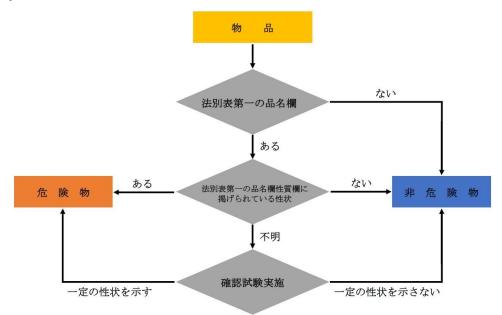
第2章 製造所等の位置、構造及び設備の技術上の基準

第1節 危険物の定義等

第1 危険物の定義

6 定義

法で定める危険物とは、法別表第1の品名に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものと規定されており、性状については判定試験により判断される。



7 適用除外

危険物に関する規定は、航空機、船舶、鉄道又は軌道による危険物の貯蔵、取扱い又は運搬には適用しない。

8 危険物施設の許可等

(1) 指定数量以上の危険物

法第 10 条により、「指定数量以上の危険物は、貯蔵所以外の場所で貯蔵し又は製造所、 貯蔵所及び取扱所(以下「製造所等」という。)以外の場所で取扱ってはならない。」と規 定されている。(一般禁止規定)

したがって、一般的に禁止されている危険物の貯蔵、取扱いを行うため製造所等の危険 物施設を設置する場合には、市町村長、都道府県知事又は自治大臣(以下「市町村長等」 という。)に対し、許可を受ける必要がある。

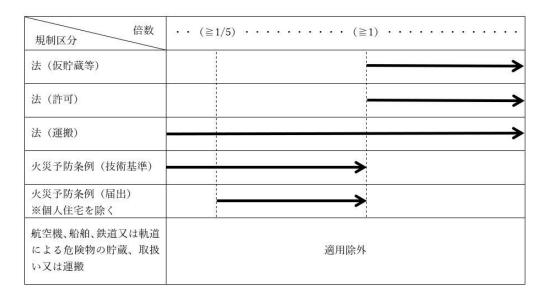
また、許可を受けた製造所等の位置、構造又は設備を変更しようとする場合も市町村長等の許可を受けなければこれを変更することができない。ただし、所轄消防署長の承認を受けた場合には、指定数量以上の危険物を10日以内に限り、仮に貯蔵し、又は取り扱うことができる。(以下「仮貯蔵等」という。)

(2) 指定数量未満の危険物

指定数量未満の危険物については、火災予防条例により規制を受ける。

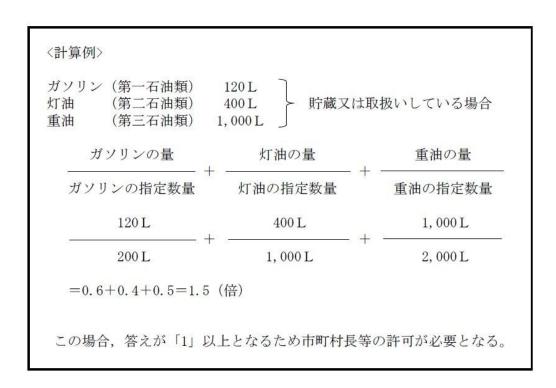
(3) 適用除外

航空機、船舶、鉄道又は軌道による危険物の貯蔵、取扱い又は運搬は、法第16条の9の規定により適用は除外される。



(4) 指定数量の算定

品名の異なる危険物を貯蔵し、取り扱う場合には、貯蔵し取り扱う危険物の品名別の数量を指定数量で除し、その商の合計が1以上となった場合は、指定数量以上の危険物を貯蔵し取扱っているとみなす。



第2 製造所等の定義

製造所等の定義は、次によるものとする。

1 製造所

危険物を製造する目的をもって1日に指定数量以上の危険物を取り扱うため法第11条第2項により許可を受け、同条第5項により基準に適合すると認められた場所をいい、建築物その他の工作物及び空地並びにこれらに付属する設備(以下「建築物等」という。)の一体をいうものである。【昭和34年国消甲予発第17号】

したがって、最初に用いる原料が危険物であるか非危険物であるかを問わず、種々の作業 工程を経て製造された最終製品が危険物である対象物をいうものであり、その規制範囲は 次のとおりとする。

なお、希釈や混合、濃縮等の単純な加工(化学的変化を伴わないもの)を目的とするもの は製造所に該当せず、一般取扱所として取り扱うこと。

(1) 1棟の建築物の中で危険物の製造工程が完結している場合は、原則としてその棟全体を一の製造所として規制すること。

なお、1棟の中に二以上の製造工程がある場合又は製造工程と一般取扱所に係る工程 が混在する場合であっても、一の製造所として規制するものであること。

- (2) 製造工程が2棟以上の建築物にわたる場合は、原則として、その棟ごとに一の製造所として規制すること。ただし、同一敷地内で高圧ガス設備、変電設備その他製造工程上不可分のつながりがある場合は、製造所として規制することができる。
- (3) 建築物のない製造施設又は建築物と屋外プラントの両方を有する製造施設にあっては、一の製造工程をもって、一の製造所として規制するものであること。
- (4) 製造所から排出される可燃性ガス又は粉塵等を除去する公害防止設備等は、製造所の付属設備として規制すること。ただし、当該設備が製造所の保有空地(危政令第9条第1項第2号)外に設置され、火災予防上支障ない位置に設置する設備にあっては独立した設備として取り扱うことができる。

2 貯蔵所

指定数量以上の危険物を貯蔵する目的をもって、法第11条第2項により許可を受け、同条第5項により基準に適合すると認められた場所をいい、建築物等を指すものである。危険物の貯蔵に直接向けられた一群の施設が一の貯蔵所であり、屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所、地下タンク貯蔵所、簡易タンク貯蔵所、移動タンク貯蔵所又は屋外貯蔵所に区分される。

具体的には、屋内タンク貯蔵所の場合はタンク専用室ごとに、地下タンク貯蔵所の場合は、隣接し一体性を有する一群の地下タンクが、また、屋外タンク貯蔵所の場合はタンクー基ごと(防油提を共有している場合を含む)に、それぞれ一の貯蔵所となる。

よって、屋内タンク貯蔵所及び地下タンク貯蔵所においては、個々のタンク容量が指定数量未満であっても、タンク専用室ごと又は一群の地下タンクごとの容量総計が指定数量以上となる場合は、貯蔵所として規制されるものであること。

この場合において、当該タンクに危険物を受け入れる行為は、当該タンクの貯蔵に伴う取扱いとする。

また、貯蔵に伴う取扱い行為と認められる範囲を超えない限り、容器に収納されている危険物を他の容器等に移し替える行為を行うことができる。【昭和 37 年自消丙予発第 44 号、昭和 52 年消防危第 71 号、平成 2 年消防危第 105 号】

3 取扱所

危険物の製造以外の目的で指定数量以上の危険物を取り扱うため法第11条第2項により 許可を受け、同条第5項により基準に適合すると認められた場所をいい、取扱形態により、 給油取扱所、販売取扱所、移送取扱所、一般取扱所に区分される。

なお、一般取扱所とは、給油取扱所、販売取扱所、移送取扱所に該当しないものであって、 危政令第19条第2項により、類型化されるもののほか、次のような施設をいう。

また、危政令第19条第2項に規定する一般取扱所であって建築物の一部又は屋内の設備を一般取扱所として規制するもの(以下「部分規制の一般取扱所」という。)以外は、原則として屋内に設置するものは1棟、屋外に設置するものは1工程をもって一の一般取扱所として規制すること。

一般取扱所の許可単位は、製造所と同様危険物の取扱いが客観的に一連の行為であること、他の施設から独立性があること及び災害時の影響等を考慮し総合的に判断する必要があること。

- (1) 桟橋等の一般取扱所とは、危険物を船舶等へ荷受け又は荷卸しする桟橋、岸壁等の施設(ローディングアーム等の荷役設備を含む)のうち、移送取扱所以外の施設をいう。 なお、屋外タンク貯蔵所等、貯蔵タンクへの配管による荷受けのみの場合は、貯蔵に伴う取扱いとして、各貯蔵所の付属施設として取り扱う。
- (2) 油分離装置の一般取扱所とは、油を含んだ廃液等から油を分解する施設をいう。
- (3) ガスホルダーの一般取扱所とは、危険物をシール剤として用いるガスタンクをいう。
- (4)動植物油タンクに付属する注入設備等の一般取扱所とは、指定可燃物となる動植物油類タンクに注入する施設又は当該タンクから送油する施設をいう。
- (5) 非危険物を製造する一般取扱所とは、危険物を原料、中間体、添加剤等として、非危険物を製造する施設をいう。また、最終製造品が危険物であっても、危険物を希釈、混合させる単純な物理変化のみで取り扱うものについては、一般取扱所として規制する。
- (6) 屋外における仮置きの一般取扱所とは、製油所、油槽所等でドラム缶充填作業等から 出荷までの過程で、屋外において危険物を容器入りのまま仮置きの状態で取り扱う施設 をいう。ただし、貯蔵を目的とするものを除く。
- (7) ナトリウム・硫黄電池を設置する一般取扱所とは、第3類ナトリウム及び第2類硫黄 がユニットとして内蔵され、両者のイオン移動により充放電を行うもので、一定の安全性 能を有する施設をいう。

4 製造所及び取扱所における貯蔵

(1) 製造所及び取扱所において、タンクその他の危険物を取り扱う設備以外で危険物を貯蔵することは認められない。ただし、出荷や原料の仕込み準備等で、一時的(概ね1日[24時間]以内)に貯蔵する場合を除く。

なお、危政令第9条第1項第20号に規定するタンクにおいても、危険物を常時貯蔵する目的での使用はできない。ただし、内部貯留が一時的(概ね4日以内)にタンク内の全量が入れ替わる状態とする場合を除く。

(2)変圧器、リアクトル、電圧調整、油入開閉器、遮断機、油入コンデンサー、油入ケーブル及びこれらの付属装置で機器の冷却もしくは絶縁のため油類を内蔵し使用するものについては、製造所等の貯蔵、取扱量に内蔵油は算入しないものとすること。【昭和40年自消丙予発第148号】

5 製造所における充填

製造した危険物を一連の製造工程として容器への詰替え作業を行う場合は、製造所における取扱いとして認められる。【令和2年消防危第67号】

また、廃液をローリーに充填する行為は、充填の一般取扱所(危政令第19条第2項第4号)と同等以上の安全化が図られている場合は、製造所の一部として認めることができる。 【平成30年新潟県回答】

第3 製造所等の許可数量の算定

危険物製造所等における許可数量の算定方法は、次により行うものとする。

なお、許可数量とは、製造所等の設置又は変更の基礎となった貯蔵又は取扱いの最大数量を言うものであって、製造所等において日々貯蔵し、又は取り扱う危険物の実際の数量をいうものではない。

1 製造所

製造所の許可数量の算定は、危険物又は非危険物を原料として危険物を製造する場合、1日における原料、製品、製造中の機器内保有量等の危険物の指定数量の倍数を比較し、製造時に最大となるものの取扱数量に、製造所内で使用する潤滑油、冷熱媒、燃料等(以下「潤滑油等」という。)を加算して当該製造所の最大取扱数量とすること。ただし、製造所内で取り扱うポンプ・機器等の潤滑油、作動油で外部タンク等からの供給がなく、当該機器内に密閉構造で使用され、機器ごとの数量が少量である場合は、当該機器内の危険物は数量算定に合算しないことができる。

また、1工程を2日以上にわたって行う場合は、工程中に取り扱う危険物の指定数量の倍数の大なる日の数量をもって算定すること。【昭和40年自消丙予発第71号】

なお、当該製造所において、当該原料及び製品以外に危険物を取り扱う設備等がある場合には、当該製造所の最大取扱数量に、これらを合算して、許可数量とするものとする。

また、製造所内で複数の製造品目があり、機器類を共用して使用する工程がある場合、各製造品目の危険物取扱いの最大数量を算定し、これを合算して最大取扱数量とする。

複数の製造品目ごとで算定した場合、取扱品目として申請書に記載されない危険物が生じる場合は、申請書に当該製造所で貯蔵・取り扱う危険物の最大数量を全て列挙し、申請倍数は、前述の許可数量とすることができる。その際、申請書の添付資料として、申請危険物品名と申請倍数の根拠を示すものを添付すること。

2 屋内貯蔵所及び屋外貯蔵所

屋内貯蔵所及び屋外貯蔵所の許可数量の算定は、当該貯蔵所において貯蔵する危険物の最大数量とすること。

なお、工場内の原料、中間品又は製品等を貯蔵する場合で、頻繁(概ね3か月に1回以上)に貯蔵物が同一パターンで入れ替わるものは、それぞれのパターンを列記して、そのうちの最大となる貯蔵量で申請することができる。

3 屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所、地下タンク貯蔵所、簡易タンク貯蔵所及び移動 タンク貯蔵所

許可数量の算定は、危規則第2条のタンクの内容積の計算方法及び同規則第3条のタンクの空間容積の計算方法により、最大貯蔵数量を算定すること。【平成13年消防危第42号】 なお、危規則第2条に示す「屋根」とは、危政令第11条第1項第6号に規定する放爆構造を有する屋根をいう。

よって、縦置円筒型の屋外貯蔵タンク (20 号タンク準用) で、上部放爆構造を有するタンクの内容積の算出は、放爆構造となっている部分が屋根部に該当することから、危規則第2条かっこ書きの規定を適用する。

なお、屋根に該当しない鏡板形状のタンク(当該鏡板が放爆構造を有しないものである場合)は、上部鏡板を含めたタンク全体の容量を内容積とする。【昭和59年第15回全国消防長会危険物委員会】

また、工場内の原料、中間品又は製品等を貯蔵する場合で、性状がほぼ同一で、危険な 反応等を起こさない危険物同士を頻繁(概ね3か月に1回以上)に同一パターンで入れ替 えるものは、それぞれのパターンを列記して、そのうちの最大となる貯蔵量で申請するこ とができる。

4 給油取扱所

- (1)給油取扱所における許可数量は、専用タンク、廃油タンク等及び簡易タンクごとに、 危規則第2条のタンクの内容積の計算方法及び危規則第3条のタンクの空間容積の計算 方法により最大取扱数量を算定し、その容量の合計により算定すること。【昭和62年消 防危第38号】ただし、危規則第26条第3項第1号二及び危規則第26条の2第3項第1 号ただし書の規定により、給油タンク車を用いる航空機及び船舶給油取扱所における最 大取扱数量は、1日の最大取扱数量とする。
- (2) 危政令第3条第1号に規定する形態以外の危険物の貯蔵又は取扱いについては、危規 則第25条の5第3項の規定に係るものも含め、その合計が指定数量未満である場合に限 り認められるものであり、この場合にあっては、許可数量の算定から除外して差し支えな いものとする。

5 販売取扱所

販売取扱所における許可数量は、当該取扱所において、実際に保有する危険物の最大数量をもって、最大取扱数量とすること。

6 移送取扱所

- (1) 桟橋において、危険物の入出荷を行う移送取扱所においては、1日における船舶の係 船能力及び船舶又は出荷ポンプの能力により、1日の出荷能力、稼働時間等により、実態 に即した最大取扱数量を算定し、許可数量とすること。
- (2) 事業所間の危険物の移送を行う移送取扱所にあっては、配管の条数及びポンプ能力並びに配管の使用形態により、最大取扱数量を算定すること。

7 一般取扱所

- (1) 危険物の出荷、充填、詰替え等の一般取扱所は、専用タンクの容量又は1日あたりの最大取扱数量のうちいずれか大なる数量をもって許可数量を算定すること。
- (2)油圧装置、潤滑油循環装置等による一般取扱所は、当該設備等における瞬間最大停滞量をもって算定すること。【昭和40年自消丙予発第71号】
- (3) 洗浄作業及び切削装置等の一般取扱所は、洗浄等後に危険物を回収し、同一系内で再使用するものは瞬間最大停滞量とし、使い捨てするもの及び系外に搬出するものは1日の使用量とする。
- (4) ボイラー、発電設備等の危険物の消費に係るものについては、1日における消費量又はサービスタンクの容量を比較して大なる数量をもって算定すること。【昭和 39 年自消 西予発第 73 号】

当該設備は、使用する時間が一定でない場合(例:冬場気温の低いとき等)については、 当該設備の稼動時間、使用実態等の状況から実態に即した数量で最大となるものを申請 数量とすることができる。

なお、非常用ディーゼル発電設備等の施設にあっては、一時的な停電対策施設における 最大停電時間の目安は4時間とするが、施設の使用目的、使用実態等を勘案して取扱数量 を決定すること。特に非常時に24時間稼働が必要な施設において、1日のうちの最大稼 働時間を24時間未満とする場合は、その根拠を示すこと。

(5) 発電所、変電所等の一般取扱所に設置される危険物を収納している機器類のうち、変 圧器、リアクトル、電圧調整器、油入開閉器、しゃ断器、油入コンデンサー及び油入ケー ブル並びにこれらの付属装置で機器の冷却若しくは絶縁のため油類を内蔵して使用する ものについては危険物の取扱数量に算定しないこと。【昭和 40 年自消丙予発第 148 号】 なお、これらの機器又は付属装置において、電源等が遮断され、その用途として使用されなくなった場合は、危規則第 43 条第 1 項第 2 号ただし書きに該当する運搬容器内の危険物として規制すること。【平成 18 年消防危第 90 号】

- (6) 危険物を原料として、非危険物を製造する一般取扱所の許可数量については、製造所の例により算定すること。
- (7) 貯蔵量 10,0000 以上の動植物油類の屋外貯蔵タンクに付属する注入口及びこれに接続する配管、弁等(以下「受入れ配管等」という。)並びに払出口及びこれに接続する配管、弁等(以下「払出し配管等」という。)の一般取扱所については、次によること。
 - ア 受入れ配管等の一般取扱所にあっては、接続している屋外貯蔵タンクの容量を取扱 数量とすること。
 - イ 払出し配管等の一般取扱所にあっては、接続している屋外貯蔵タンクの容量又は払 出しポンプの能力により取扱量を算定すること。

8 指定数量の倍数の算定方法

指定数量の倍数の算定については、次によること。

(1) 貯蔵し、又は取り扱う危険物の性質が1種類のみの場合は、最大数量をその指定数量で除し、小数点以下第3位を切り上げ、第2位までで算定(表示)する。ただし、申請者の意向により、小数点第3位以下や第1位以上で申請することも可能とする。

なお、指定数量で除した申請倍数が割り切れない場合、申請倍数未満の位は、全て切り上げるものとする。

<例>

類別	品名	性質	物質名	最大数量	倍数
第4類	第1石油類	非水溶性液体	トルエン	1, 3550	6. 78

- (2) 貯蔵し、又は取り扱う危険物の性質が複数の場合は次の手順による。
 - ア それぞれの性質ごとに数量を求める。
 - イ 性質別に、合計数量をその指定数量で除し、小数点以下第3位以上であれば任意と する。
 - ウ イで算出した値の合計値の小数点以下第3位以上を切り上げ、第2位以上までで算 定(表示)する。

<例>

2	類別	品名	性質	物質名	最大数量	倍数
第	94類	第1石油類	非水溶性液体	トルエン	1, 3500	6. 750
第	94類	第1石油類	非水溶性液体	ガソリン	155ℓ	0.775

合計倍数 6.750+0.775=7.525≒7.53

第4 製造所等ごとの申請区分

製造所等ごとの申請区分は次によるものとする。

1 製造所及び一般取扱所

(1) 製造所及び一般取扱所は、棟ごと(建築物の一部に一般取扱所があるものについては、 当該区分ごと。)又は一工程のプラントごとに、当該製造所又は一般取扱所に付属する 20 号タンク(危政令第9条第1項第20号に規定するタンクをいう。以下同じ。)、配管その 他の機器等(以下「付属設備等」という。)を含めて申請すること。

また、危政令第 19 条第 2 項に規定する建築物の一部に一般取扱所を設置する場合で、一の建築物内に複数の一般取扱所を設ける場合は、それぞれ別の一般取扱所として申請すること。

(2) 貯蔵量 10,0000 以上の動植物油類の屋外貯蔵タンクに付属する注入口及びこれに接続する配管、弁等(受入れ配管等)並びに払出口及びこれに接続する配管、弁等(払出し配管等)については、それぞれ別の一般取扱所とすること。【平成元年消防危第 14 号・消防特第 34 号、平成元年消防危第 64 号】

2 屋内貯蔵所

屋内貯蔵所は、1棟の貯蔵倉庫ごとに申請すること。

なお、一の建築物内に、複数の貯蔵室を設ける場合(危政令第20条第3項の規定により、 一の建築物内に隣接しない屋内貯蔵所を複数設ける場合を除く)は、一の屋内貯蔵所とする ことができる。

また、危政令第26条第1項第1号の2により、類を異にする危険物を貯蔵する場合は、 開口部のない耐火構造の隔壁で完全に区分したものでなければならない。

3 屋外タンク貯蔵所

屋外タンク貯蔵所は、屋外貯蔵タンク1基ごとに申請すること。ただし、次に掲げる付属 設備等が他の屋外タンク貯蔵所と共有する場合の当該付属設備等の申請は、次により決めら れた1基の屋外タンク貯蔵所(以下「主タンク」という。)の付属設備として申請すること。

(1) 防油堤(仕切堤を含む以下同じ)は、当該防油堤内にある最大容量タンク(最大容量タンクが2以上ある時は、その中の指定数量の倍数が高い[引火点の低い]タンク)を主タンクとする。ただし、変更する場合においては次により申請すること。

なお、ここで示す「変更する場合」とは防油堤の容量及び構造が変わる場合を指す。

- ア 防油堤のみを変更する場合は主タンクの変更とし、主タンク以外の同一防油堤内の 屋外タンク貯蔵所(以下「従タンク」という。)の申請等は求めない。
- イ 屋外タンク貯蔵所の新設又は従タンクの変更に伴い防油堤を変更する場合は、別途 主タンクの変更許可申請を提出すること。
- (2) 防油堤以外の共通する付属設備等の変更工事にあっては、主タンクの変更許可申請を 行い、工事に当たって関連する従タンクの付属設備については、内容に基づいて、変更許 可又は軽微な変更として、付属設備等の申請等を提出すること。

なお、主タンクの区分は、(1)に示す手順により決定すること。

危険物配管や消火配管等、共通部分(主タンク区分)と個別部分(従タンク区分)は、申請時に明確にさせ、それぞれの区分に応じた申請等を提出させること。

4 屋内タンク貯蔵所

- (1)屋内タンク貯蔵所は、タンク専用室ごとに申請すること。 なお、当該専用室に複数のタンクがある場合も同様とすること。
- (2) 付属設備等が他の屋内タンク貯蔵所と共有する場合の当該付属設備等の申請は、「3屋外タンク貯蔵所」の例によること。

5 地下タンク貯蔵所

地下タンク貯蔵所は次によること。

- (1) 地下タンク1基ごとに申請すること。ただし、同一の場所で地下貯蔵タンクを2基以上隣接して設ける場合は、一の地下タンク貯蔵所とすること。
 - なお、ここでいう「2基以上隣接して設ける場合」とは、次のいずれかに該当する場合 を指す。【昭和54年消防危第147号】
 - ア 2以上の地下貯蔵タンクが同一のタンク室内に設置されている場合
 - イ 2以上の地下貯蔵タンクが同一の基礎上に設置されている場合
 - ウ 2以上の地下貯蔵タンクが同一のふたで覆われている場合
- (2) 付属設備等が他の地下タンク貯蔵所と共有する場合の当該付属設備等の申請は、「3 屋外タンク貯蔵所」の例によること。

6 簡易タンク貯蔵所

簡易タンク貯蔵所は、原則として簡易タンク貯蔵所1基ごとに申請すること。ただし、簡易タンク貯蔵所を隣接して3基まで設置する場合は、一の簡易タンク貯蔵所群として、申請することができる。

7 移動タンク貯蔵所

移動タンク貯蔵所は、1 車両ごとに申請すること。ただし、積載式移動タンク貯蔵所にあっては、交換タンクを含め一括申請すること。【平成4年消防危第54号・平成13年消防危第50号】

8 屋外貯蔵所

屋外貯蔵所は、一の屋外貯蔵所ごとに申請すること。

9 給油取扱所

給油取扱所は、一の給油取扱所ごとに申請すること。この場合、当該給油取扱所に設置する専用タンク、廃油タンク及び簡易貯蔵タンクを含むものとすること。

10 販売取扱所

販売取扱所は、一の販売取扱所ごとに申請すること。

11 移送取扱所

移送取扱所は、一の移送取扱所ごとに申請すること。

第5 製造所等の相互における配管の区分

2以上の製造所等の相互間又は製造所等と他の施設(指定数量未満の施設等)との間の配管の付属範囲は、申請者の申出により危険物管理上不都合がない位置を境界とするが、流れが1方向の場合、原則として、受け入れ側施設の保有空地又は保有空地直近の配管接続部分までを供給側施設の付属配管とする。(別記1を参考とすること。)

なお、他の施設と関連する危険物配管の設置、変更を伴う許可申請書には、配管区分が判別できる図面を添付すること。

また、非危険物配管と危険物配管が交錯する施設については、申請書面において区別できるようにすること。

第2節 共通基準

危政令、危規則及び危告示に特に定めのある場合を除くほか、製造所等の位置、構造及び 設備に関する技術上の基準のうち共通する事項については、以下のとおりとする。

1 保安距離

製造所等が危政令第9条第1項第1号イからへまでに掲げる建築物等(以下「保安物件」という。)との間に保たなければならない距離(以下「保安距離」という。)は、水平距離により算定するものとし、当該距離の起算点は製造所等と保安物件との双方の外壁又はこれに相当する工作物の外側相互間の距離をいうものである。【昭和37年自消丙予発第44号】

- (1) 保安距離の算定は、次によること。
 - ア 製造所等が建築物の場合は、当該建築物の水平投影面からとすること。ただし、当該 建築物の外壁面から突出している屋根又は庇等が1m未満のものに限り、当該建築物 の外壁面からとすることができる。
 - イ 付帯設備のある場合、又は屋外のプラント設備等の装置等においては当該設備等の 最も外側からとする。
 - ウ 危政令第9条第1項第1号ニに規定するものにあっては、高圧ガスタンクの外側と の相互間とする。
 - エ 屋外タンク貯蔵所についてはタンクの側板からとすること。
- (2) 危政令第9条第1項第1号に規定する「これに相当する工作物」とは、製造所等が建築物によって構成されていない屋外のプラント設備等の装置、設備等をいうものであること。
- (3) 保安距離の短縮にあたっては、種々の状況を勘案のうえ、次の二つの方法により緩和できるものであること。ただし、製造所等を新たに設置する場合については、適用しない。
 - ア 保安物件の建設後も安全であると認めるときは、危政令第23条の規定を適用し、これを緩和することができる。

例えば、製造所が危政令第9条第1項第1号ロからへまでに掲げる保安物件と同一の敷地内に存し、かつ、これらの保安物件と不可分の工程又は取扱いにかかわるもので、保安上支障のない場合等が該当する。【昭和37年自消丙予発第44号】

- イ 不燃材料で造った防火上有効な塀等により保安距離を軽減できる物件等の建設に対しては、防火上有効な塀を製造所等に設置してこれに対処することができる。 なお、防火塀の構造及び規模は輻射熱の計算等に基づいた合理的な方法により決定する必要があること。
- ウ 高圧ガス施設との保安距離は、製造所等との位置関係から安全上支障ないと判断できる場合には、危政令第23条を適用して緩和することができる。【平成13年消防危第40号】

なお、消防危第40号の通知は、石災法第2条第2号に定める石油コンビナート等特別防災区域(以下「特別防災区域」という。)に存する製造所等に限定するものではない。【平成31年新潟県回答】

- (4) 危政令第9条第1項第1号イに規定する「製造所の存する敷地と同一の敷地内に存するものを除く」には、寄宿舎等は含まれないものであること。
- (5) 危政令第9条第1項第1号イに規定する「住居の用に供するもの」には、専用住宅の ほか店舗併用住宅、作業所併用住宅等も含まれるものであり、当該建築物は全体が一の保

安対象物としてとらえるものであること。 なお、宿直室は含まれないものであること。【昭和37年自消丙予発第44号】

- (6) 危政令第9条第1項第1号ロに規定する「学校、病院、劇場その他多数の人を収容する施設」とは、直接その用途に供する建築物(学校にあっては教室、体育館、講堂等、病院にあっては病室、手術室、診療室等)をいい、付属施設とみなされる機械室、物置等は含まないものとすること。
- (7) 危規則第11条第3号に規定する「その他これらに類する施設」とは、観覧場、集会場等をいうものであること。
- (8) 危規則第12条第1号に規定する「貯蔵設備を有しない移動式製造設備に係るもの」とは、移動式製造設備及び高圧ガスを運搬するための容器の双方を固定した車両が常置される車庫等をいうものであること。【平成10年消防危第19号】

なお、移動式製造設備がない高圧ガス容器のみが固定された車両は、危規則第 12 条第 2 号に該当し、この場合、保安距離は当該車両の常置場所からの距離とすること。

2 保有空地

- (1) 保有空地は、次によること。
 - ア 保有空地は、原則として設置者が所有権、地上権、借地権等を有しているものである こと。【昭和37年自消丙予発第44号】

借地権等が取得できない場合においては、空地の所有者等と建築物、工作物を設置 しない旨の契約を結ぶこと等により法律上空地状態の継続が担保されれば足りる。

- イ 保有空地の幅の算定は、1(1)の例による。
- ウ 保有空地は、消防活動の用にも供される場所であることから、平坦で、かつ、軟弱で ない土地とする。
- エ 保有空地内には次に掲げる空地の効用を損なわない程度で、消防活動上支障がない と認められるもの以外の工作物又は物件を設置することはできないものである。
 - (ア)消火設備、照明設備及び石災法に規定する特定防災設備
 - (イ) 当該製造所等に付随する保安用設備(標識及び掲示板含む)及び不燃性の基礎、 防油堤等で高さ0.5m未満のもの
 - (ウ) 敷地内の高低差であって、適当な間隔で階段が設置されるもの
- オ 危政令第9条第1項第2号に規定する「その他これに準じる工作物」には、当該施設に関連するものであって、危険物以外の物品を移送するための配管、その支持物(強度上必要最小限のものに限る。)、電気ケーブル、ベルトコンベアー、排気・送風ダクト等が該当する。

この場合、当該工作物は延焼拡大の媒体とならないよう措置し、消防活動空地としての効用を損なわないよう、地盤面から4m以上の高さを確保し、延焼拡大、消防活動等に支障ないよう敷設すること。ただし、防油堤内に設ける屋外タンク貯蔵所の保有空地においては、別に定める「第5節 屋外タンク貯蔵所の基準」の例による。

カ 他の部分への災害の波及を防ぐため、当該施設に直接関係の無い工作物は、当該施設の保有空地に敷設することができない。ただし、当該施設に関係の無い配管で、火災危険性又は消防活動上の阻害性が高いもの(高圧ガス、危険物、指定可燃物、毒劇物配管)及びその他これに準じる工作物が保有空地を通過することについては、「製造所及び一般取扱所に係る保安距離及び保有空地について」【平成13年消防危第40号】の運用指針に適合する場合、危政令第23条の規定を適用し、保有空地内に敷設すること

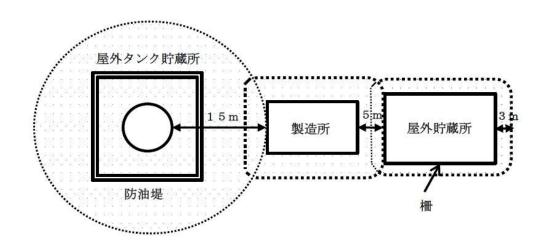
を認めることができる。当該消防危第 40 号の通知は特別防災区域に存する製造所等に限定するものではない。【平成 31 年新潟県回答】

この場合、保有空地内の配管はフランジ接合を設けないことが望ましい。

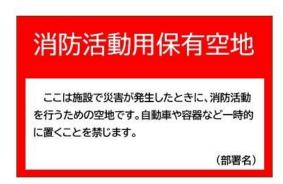
なお、既に配管架台が敷設されており、そこに水、不燃性のガス、保安上支障のない 電気ケーブル等災害時に他に拡大するおそれのないものを通過させることについては、 危政令第23条の適用を必要としない。

また、保有空地内において、消防活動上支障の無いふた等を設けた地下ピットその 他の地下工作物内に敷設するもの及び埋設するもの(危険物の貯留設備、油分離装置 を除く。)にあっては、保有空地を侵害するものとして取り扱わないものとする。

キ 下図のとおり同一敷地内に他の製造所等と隣接して設置する場合、その相互間の保有空地は、それぞれがとるべき空地のうち大なる空地の幅を保有することをもって足りるものであること。ただし、屋外タンク貯蔵所が隣接する場合にあっては、当該屋外タンク貯蔵所の防油堤その他付随する工作物等が保有空地にかからないようにすること。



- ク 海、川及び自己が所有する広い空地等に面する場合、その他外部の立地条件が防火 上安全である場合については、危政令第23条の規定を適用し、製造所等の保有空地の 幅を減少することができる。
- ケ <u>保有空地には、必要に応じて次の注意書きを見やすい位置に掲示するよう指導する。</u> (寸法は任意)



(例) 注意書き

(2) 保有空地内の植栽

製造所等の保有空地内には樹木等を原則として設けることはできないが、「保有空地内の植栽に係る運用について」【平成8年消防危第27号】に示す指針に適合するよう維持、

管理する場合に限り、保有空地内に樹木を植えることができること。 なお、この場合、緑地の縁石は必要最小限の高さとし、消防活動の支障にならないよ うにすること。

(3) 分社化に伴い、保有空地の一部又は全部が自社保有でなくなる場合であっても、関連 する複数の事業所の管理が従来どおり一体となって行われるときは、新たに貸借権等を 得る必要はないものであること。

3 標識及び掲示板

危政令第9条第1項第3号に規定する「標識及び掲示板」は次によること。

(1) 標識及び掲示板は、製造所等ごとに出入口付近等の外部から見やすい箇所に設けること。

また、大規模施設については、消防隊の進入路を考慮した箇所(建築物は出入口付近) に複数設置すること。

- (2) 材質は、耐候性、耐久性があるものとし、またその文字は、雨水等により容易に汚損し又は消えることがないものであること。
- (3) 危規則第18条第1項第2号による掲示板の記載事項は次の例によること。 なお、法令上化学名は記載する必要はないが代表的な名称を記入するよう指導する。
- (4) 許可数量により複数の製造品目ごとで算定した結果、取扱品目として掲示板に記載されない危険物が生じる場合は、下図のとおり貯蔵・取り扱う危険物の最大数量を全て記載し、指定数量の倍数合計は許可数量の算定による倍数とする。
- (5) 危険物保安監督者の欄は、下図のとおり選任が不要な製造所等は空欄とし、氏名の欄は氏名または職名を記載すること。【昭和62年消防危第33号】

類	品名(指定数量)	化学名	最大貯蔵 又は取扱量	指定数量の倍数
第4類	第1石油類 (200L)	トルエン	1,000 L	5
第4類	第1石油類 (200L)	メチルエチルケトン	800 L	4
第4類	アルコール類 (400L)	メタノール	400 L	2
第5類	第1種自己反応性物質 (10 kg)		50 kg	5
		指定	定数量の倍数合計	14 倍
危	険物保安監督者(氏名又は	職名)	「上越太郎」又は	は「製造部長」など

※工程上どちらか を使用する場合

- ※ 工程上、メチルエチルケトン又はメタノール区別して使用するため、最大取扱数量となるメチルエチルケトンにより算定し、14 倍となる。
- ※ 「化学名(物質名)」は一般的な危険物以外は記載しておくよう指導する。

4 危険物を取り扱う建築物の構造

- (1) 不燃材料又は耐火構造として国土交通大臣が指定した認定品を使用する場合にあって は、認定番号を記載させること。
- (2) 延焼のおそれのある外壁とは、隣地境界線、道路中心線又は同一敷地内の2以上の建築物の相互の外壁間の中心線から1階にあっては3m(1階の高さが5m以上の部分は2階相当とみなす。)、2階以上にあっては5m以内にある建築物の外壁をいう。ただし、

防火上有効な公園、広場、川等の空地若しくは水面その他これらに類するものに面する建築物の外壁を除くものとする。【平成元年消防危第 64 号】

- (3)壁の構造を耐火構造としなければならない場合は、当該部分の貫通部を不燃材料で埋め戻しをすること。
 - また、壁の構造が不燃材料の場合も同様に指導すること。
- (4) 延焼のおそれのない外壁に吸気口又は排気口等の開口部を設ける場合は、金網、不燃性のガラリ、防火ダンパー等を設けるよう指導すること。
- (5) 外壁貫通部分に特定防火設備の温度ヒューズ付き防火ダンパーを設けた場合には、延焼のおそれのある外壁に必要最小限の換気又は排出の設備を設けることができるものであること。【平成元年消防危第64号】
- (6) 延焼のおそれのある外壁に危険物を取り扱う配管を貫通させる場合には、当該壁と配管との隙間をモルタルその他の不燃材料で防火上有効に埋め戻しをすること。 また、電気配線等が当該外壁を貫通する場合は、貫通部の耐火工法により行うこと。 【平成元年消防危第64号】
- (7) 作業改善、異物侵入防止等のためのパーテーションを設ける場合は、不燃性のものを 使用するよう指導すること。ただし、事務室等の危険物を取り扱わない区画された場所に あっては難燃性を有するもの(防炎シートなどの防炎製品)とすることができる。
- (8) 随時開けることができる自動閉鎖(以下「自閉式」という。)の特定防火設備とは、ストッパー無しのドアチェックと呼ばれる装置を設けた特定防火設備(召し合わせ扉にあっては順位調整器も併設したものに限る。)であること。【昭和46年消防予第106号】

5 屋根の構造

- (1) 屋根は小屋組を含めて屋根を構成するすべての材料が不燃材料であること。
- (2) 危政令第9条第1項第6号に規定する屋根の材料として、軽量の耐火構造(耐火構造として国土交通大臣が指定した認定品の折版等)でも差し支えないこと。
- (3) 階層を有する建築物で、上階の床の構造により放爆構造(危政令第9条第1項第6号本文に規定する構造をいう。以下同じ。)にできないものにあっては、周囲の状況及び取り扱う危険物の種類、数量、取扱方法等を考慮し、窓等の開口部により代替することができること。
 - この場合、当該開口部による放爆ができることを証明することを指導すること。

6 液状の危険物を取り扱う建築物の床の構造

危政令第9条第1項第9号については次によること。

- (1) 危政令第9条第1項第9号に規定する「危険物が浸透しない構造」とは、コンクリートその他これと同等以上の性能を有するものが該当すること。
- (2) 作業環境の改善等のため床の敷物を敷く場合は、不燃性のものを使用するよう指導すること。ただし、事務所等の危険物を取り扱わない区画された居室内にあっては難燃性を有する物品(防炎カーペットなどの防炎物品)とすることができる。
- (3) 傾斜及び貯留設備については、次によること。
 - ア 室全体の床面に傾斜を設けることが困難な場合には、危険物が漏れるおそれのある 部分の周囲に排水溝を設け、滞水しないように貯留設備等に向かって排水溝に勾配を

つけること。

なお、この排水溝は、配管ピットと兼用することができること。

イ 貯留設備の大きさは、縦、横及び深さがそれぞれ 0.3m以上とし、危険物が浸透しない構造とすること。

また、床の傾斜及び貯留設備は、漏えい又は飛散した危険物を集める効果のある規模及び設置位置とすること。

(4) 階層建築物又は工作物の製造所又は一般取扱所に設ける2階以上の階の貯留設備については、(3) に関わらず、鋼製その他金属製の配管等により1階に設けた貯留設備に通ずる排水設備を設ける等、漏えいした危険物を容易に回収できる措置をもって足りること。

なお、この場合、有効に集積できるよう、各階の周囲、階段の昇降口等及び工作物等の 貫通部周囲には返し又は水切りを設けること。

また、水に溶けない第4類の危険物を貯蔵又は取り扱う設備があり、かつ、当該排水設備に雨水等が混入するおそれのある場合、1階部分に設けた貯留設備等に油分離槽を設置するよう指導すること。

7 採光、照明の設備

- (1) 照明設備が設置され十分な照度が確保されていれば採光は設けないことができること。
- (2) 採光を屋根面にとる場合は、延焼のおそれの無い部分で、かつ、採光面積を最小限度にとどめた場合に限り、防火設備の網入ガラスを使用することができること。

また、危政令第23条の規定を適用し、屋根に採光用として難燃材料(建基令第1条第6号に定める「難燃材料」。以下同じ。)を延焼のおそれのない部分に限り必要最小限使用することができること。ただし、次のいずれかに該当する場合は除く。

- ア 危険物の取扱い状況に応じ、防火上支障がある場合
- イ 危険物を取り扱う設備とその周囲3mの直上部
- ウ 取り扱う危険物が引火点 40 度以下の場合
- エ 危政令第19条第2項に該当する場合

8 換気設備及び可燃性蒸気等排出設備

(1)換気設備

換気設備とは、室内の空気を有効に置換するとともに、室温を上昇させないためのものであり、給気口と排気口を備えたものをいい、その設置は原則次によること。ただし、クリーンルーム等、直接外気を取り入れることを避ける場所に限り、空調設備等(有効に空気を置換するもの)を常時稼働することで代替できること。

- ア 給気ダクト及び排出ダクトは不燃材料で造られたものとする。
- イ 給気口及び排気口には、40 メッシュ(1インチ角中に1,600 のます目があるものをいう。以下同じ。)以上の銅、ステンレス鋼等による引火防止網等(引火点 40 度未満は40 メッシュ)を設ける。
- ウ 給気口は、換気のための有効な位置(床面から概ね 20 cm)に設ける。
- エ 給気口又は排気口の取付け個数は、床面積のおおむね $100 \, \text{m}^2$ にそれぞれ $1 \, \text{か所以上}$ とし、大きさはおおむね $40 \, \text{cm} \times 20 \, \text{cm}$ (ベンチレーターにあっては直径 $20 \, \text{cm}$)以上とする。

- オ 排気は、原則、回転式又は固定式のベンチレーター、越屋根式、ルーフファン若しくは換気口式(ガラリ等)によるものとし、給気口に応じて有効に換気が行われるよう設ける。
- カ 排気口は、屋根上又は地上2m以上の高さで防火上安全な位置とする。
- キ 給気口及び排気口は、延焼のおそれの少ない部分を選択し、原則として給気口と排 気口を対角に設置すること。
- ク 壁体を有しない場合又は有していても一部である場合であって非常に通風の良い場合にあっては、換気設備を設置しないことができる。
- (2) 可燃性蒸気等排出設備
 - ア 可燃性蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある建築物とは、次のいずれかに 該当するものをいうこと。
 - (ア) 引火点 40 度未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う室
 - (イ) 危険物を引火点以上に加熱する室
 - (ウ) アセチレン、水素、液化石油ガス及び都市ガス等が相当量発散するおそれのある 室
 - (エ) 粉末硫黄、マグネシウム粉その他可燃性固体の危険物を取扱い、その粉末が相当 量飛散するおそれのある室
 - イ 可燃性蒸気等排出設備とは、強制的に可燃性の蒸気又は可燃性の微粉を屋外の高所 に排出する設備をいうものであり、次のいずれかのうち有効なものを選択すること。
 - (ア) 回転式ベンチレーター、排出ダクト、フード等により構成された強制排出設備
 - (イ) 自動強制排風機、排出ダクト、フード等により構成された自動強制排出設備
 - ウ 可燃性蒸気等排出設備の能力に応じた給気口を設けること。 なお、有効に排出できる場合は、当該給気口は換気設備の給気口と兼用でき、室内 の空気を有効に置換できる位置に設けること。
 - エ 可燃性蒸気等排出設備の排出ダクトは専用とすること。
 - オ 排出ダクトの下端は、貯留設備の上部で、かつ、床面からおおむね 20 cm以下とする。 ただし、危険物の大気開放型設備にあっては、設備ごとに当該設備から放出される可 燃性の蒸気又は微粉を有効に排出できるよう局所排出設備を設けること。

この場合において、可燃性微粉を排出する設備にあっては、フィルター等を設け有効に回収することができる装置を設けること。

- カ 排出設備の出口先端の位置は、火災予防上支障のない安全な位置とすること。
- キ 屋根上とは軒高以上をいい、屋外の高所とは屋根上又は地上4m以上をいうこと。
- ク 壁体を有しない場合又は有していても一部である場合であって非常に通風の良い場合で、ピット、貯留設備等が存しない場合にあっては滞留のおそれは無いものとすること。
- ケー排出能力は、可燃性蒸気又は可燃性微粉を有効に排出できるだけのものとすること。
- コ ポンプ室に設ける自動強制排出設備は、ポンプ設備に通電中これに連動して作動するものとすること。

- サ 自動強制排出設備により、室内の空気を常時有効に置換することができ、かつ、室温 が上昇するおそれのない場合には、換気設備を併設する必要はないものであること。 例えば常時稼働方式のものが該当する。
- シ 排出ダクト(換気ダクト含む。)が他の用途部分を通過する場合は、耐火区画等の貫 通部分に有効な防火ダンパーを設けること。

9 屋外の危険物取扱設備の囲い等

- (1) 危政令第9条第1項第12号に規定する「屋外に設けた液状の危険物を取り扱う設備」には、指定数量5分の1未満の危険物を取り扱う屋外又は屋内のタンク(金属製以外のタンクの場合は、強度、耐熱性、耐薬品等を有していること。)が含まれ、屋上に設けた設備も含まれるものであり、「危険物の流出防止と同等以上の効果がある措置」は、次によること。【令和6年消防危第170号】
 - ア 危険物を取り扱う設備の直下の地盤面の周囲に、危険物の流出防止に有効な溝等を 設ける場合は、次によること。
 - (ア) 危険物の取扱方法及び数量を考慮した幅及び深さを有する溝等によって、溝等の 外側に危険物が流出しない措置とすること。
 - (イ) 溝等は、その上部を車両等が通過する場合、車両等の重量によって変形しない構造とすること。
 - イ 危険物を取り扱う設備の架台等に、危険物の流出防止に有効な囲い等を設ける場合 は次によること。
 - (ア) 危険物の取扱方法及び数量を考慮した高さ及び容量を有する囲い等によって、囲い等の外側に危険物が流出しない措置とすること。
 - (イ) 危険物を取り扱う設備がキュービクル等で、囲い等に雨水が入らない構造のものは、適当な傾斜、貯留設備及び油分離装置を設けないことができること。【令和7年消防危第96号】

(2)油分離装置

- ア 危政令第9条第1項第12号の「水に溶けないもの」とは、温度20度の水100gに溶解する量が1g未満であるものをいい、危政令別表第3備考第9号に規定されている「非水溶性液体」とは異なること。【平成元年消防危第64号】
- イ 油分離装置の容量は、当該装置に流入することが予想される油の量に応じたものとし、有効に可燃性蒸気等を排除するようその槽数は3槽以上とすること。【昭和37年自消丙予発第44号】ただし、事業所内に排水用の最終処理施設(オイルセパレーター)を設置している場合には、簡易的な分離能力のある槽を設けることをもって足りること。
- ウ FRP製の油分離装置が、耐油性を有し、かつ、自動車等の荷重により容易に変形等を生じないように設置される場合は、その設置を認めて差し支えないこと。【昭和47年消防予第97号】
- (3) 危政令第9条第1項第12号の「コンクリートその他危険物が浸透しない材料」にはアスファルトは該当しないものであり、その他使用する材料は取り扱う危険物の性状に応じて判断すること。

また、床の傾斜及び貯留設備は、漏えい又は飛散した危険物を集める効果のある規模及び設置位置とすること。

- (4) 屋外の危険物取扱設備の周囲に 20 号タンクの防油堤が設置され、かつ、次に掲げる事項に適合する場合には、当該危険物施設の周囲に囲いを設けなくても差し支えないものであること。【平成 10 年消防危第 29 号】
 - ア 20 号タンクの防油堤の内部の地盤面が、コンクリートその他危険物が浸透しない材料で覆われていること。
 - イ 20 号タンクの防油堤の内部の地盤面に適当な傾斜及び貯留設備が設けられていること。

10 圧力計及び安全装置

- (1) 危政令第9条第1項第16号に規定する「圧力計」は、危険物を取り扱う設備の種類、 危険物の物性、取り扱う圧力範囲等を十分考慮し、安全で、かつ、圧力変化を正確に把握 できるものを設置すること。
- (2) 危政令第9条第1項第16号に規定する「安全装置」は、危険物を取り扱う設備の種類、 危険物の物性、取り扱う圧力範囲等を十分考慮し、すみやかに安全な圧力とすることができるものを設置すること。

なお、破壊板は安全弁の作動が困難である加圧設備に限り設置することができるものであることとし、5 k Pa以上減圧する圧力タンク(容量が指定数量の5分の1以上の危険物タンクに限る。)には、タンク設計条件等との関係から、必要に応じ破壊板を設けること。

また、安全弁は、噴出作動した場合に危険物及びその蒸気等が、通風が良好で、かつ、周囲に火源のない屋外へ安全に放出されるよう処置すること。

11 電気設備の技術基準

電気設備の技術基準については、別記2によること。

12 避雷設備

危政令第9条第1項第19号に規定する「避雷設備」については、日本産業規格A4201「建築物等の雷保護」の規格に適合するものとし、次のことに留意すること。

- (1)避雷設備は、製造所等の建築物及びその他の工作物も対象となるものであること。
- (2) 「周囲の状況によって安全上支障がない場合」には、次の場合が該当すること。【昭和 56年消防危第126号】
 - ア 同一の敷地内において、同一の管理権原下にある他の危険物施設に設置された避雷 設備(危規則第 13 条の2に規定する基準に適合するものに限る。以下同じ。)の保護 範囲に含まれる場合
 - イ 敷地を異にするが、同一の管理権原下にある他の危険物施設に設置された避雷設備 の保護範囲に含まれる場合
 - ウ 敷地及び管理権原を異にする他の危険物施設に設置された避雷設備の保護範囲に含まれる場合(一定の契約を締結し、契約書等において避雷設備の基準の維持管理について明確に定めた場合に限る。)
 - エ 煙突等に設置された避雷設備の保護範囲に含まれる場合(アからウまでに掲げる場合に限る。)
- (3) 製造所等はその危険性から、いずれもレベル I に適合するよう施工すること。 【平成 17 年消防危第 14 号】

- (4) 製造所等の用に供する部分以外の部分を有する建築物に設ける避雷設備は、当該建築物全体を有効に包含できるよう敷設すること。
- (5) 消防法令上必要とされる保安設備等は内部雷保護システムの対象とし、雷に対する保護を行うこと。
- (6) 現法令では、JIS A4201-2003「建築物等の雷保護」によることとなっているが、従来の JIS A4201-1992 による場合は、同規格の 3.5 により設けるほか、次の点に留意すること。

なお、この場合、危政令第23条の規定を適用し、なお従前の例によるものとできること。【昭和59年消防危第21号】

- ア 避雷設備については製造所の建築物の他、屋外にある令第9条第1項第20号に規定する危険物を取り扱うタンク(以下「20号タンク」という。)、塔槽類その他の工作物も対象とするものであること。
- イ 「周囲の状況によって安全上支障がない場合」には、周囲に自己所有の煙突等(適法 に避雷設備が設置されているものに限る。)があり、その保護角(45度)の範囲内にあ る場合で安全上支障がない場合等をいうものである。

13 危険物を取り扱う配管

- (1) 危政令第9条第1項第 21 号イに規定する配管の水圧試験等については、次によること。
 - ア 当該試験は、原則として配管をタンクその他の危険物取扱設備へ接続した状態で行うこと。ただし、接続した状態で行うことができない場合は、部分的な試験を行うことができるものとし、この場合、配管同士を接続した状態で、気密がとれていることを確認すること。
 - イ 自然流下により危険物を送る配管にあっては、最大背圧を最大常用圧力とみなして 行うこと。
 - ウ 当該試験は、配管の継手の種別にかかわりなく、危険物が通過し、又は滞留するすべての配管(地下埋設の通気管も含む。)について行うこと。
 - エ 危政令第9条第1項第21号イに規定する「不燃性の気体を用いて行う試験」には、空気と可燃性蒸気が配管中で混合した場合は、その混合気は可燃性の気体となることから、空気を用いる試験は該当しないこと。ただし、配管が新設の場合等で、可燃性蒸気が配管中で発生するおそれのない場合には、空気を用いて試験をすることができること。
- (2) 直接外部からの熱の影響を受けにくいと判断できる鋼板等に囲まれた一体型工作機械 (以下「ユニット型工作機械」という。)の内部に設ける危険物配管にあっては、ユニット型工作機械を含め危政令第9条第1項第13号に規定する「危険物を取り扱う設備」として取り扱うものであること。

この場合、危政令第9条第1項第21号に規定する配管には該当しないため、材質等は 問わないが、原則、鋼管等不燃性のものを選定又は不燃性のものとすることが困難な危険 物配管については、外装を金属製ワイヤーブレード等で保護するよう指導すること。ただ し、製造工程や取り扱う危険物の性質上、不可能な場合は、火災による熱影響、耐圧性能、 耐振動性、腐食性を十分考慮した材質を選定すること。

なお、この場合、危政令第23条の規定の適用は要さないものであること。

- (3) 危規則第13条の4に規定する地上に設置する配管の防食措置は、次によること。
 - ア 亜鉛メッキ鋼管及びステンレス鋼管等腐食のおそれが著しくないものにあっては、 塗装を要しないものであること。
 - イ 日本産業規格(以下「JIS」という。) G3452「配管用炭素鋼鋼管」に規定する白管を 用いる場合には、塗装を要しないものであること。【平成元年消防危第 114 号】
- (4) 地盤面下に設置される配管の防食措置は、危告示第3条及び第3条の2に規定するもののほか、次に掲げる方法があること。
 - ア 硬質塩化ビニルライニング鋼管(キーロンパイプ)

口径 15 から 200mm の配管にポリエステル系接着剤を塗布し、その上に硬質塩化ビニル 1.6 から 2.5mm の厚さで被覆したもの【昭和 53 年消防危第 69 号】

イ ペトロラタム含浸テープ被覆

配管にペトロラタムを含浸したテープを厚さ 2.2mm 以上となるように密着して巻きつけ、その上に接着性ビニルテープで 0.4mm 以上巻きつけ保護したもの【昭和 54 年消防危第 27 号】

ウ ポリエチレン熱収縮チューブ

ポリエチレンに電子線を照射した架橋ポリエチレンを外層材とし、その内側にゴム・アスファルト系の粘着材を塗布したスリーブを配管にかぶせた後、バーナー等で加熱すると全面が 2.5mm 以上の厚さで均一に収縮・密着し、内面の接着剤が外層材と配管の間を隙間なく埋めるもの【昭和 55 年消防危第 49 号】

エ ナイロン 12 樹脂被覆

口径 15 から 100mm の配管に、ナイロン 12 を 0.6mm の厚さで粉体塗装したもの【昭和 58 年消防危第 115 号】

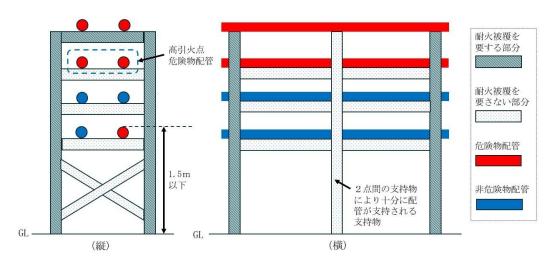
- (5) 地盤面下に設置される配管は、危規則第13条の4の規定による塗覆装又はコーティングが必要であるが、地下室内の架空配管又は地下ピット内の配管(ピット内に流入する土砂、水等により腐食するおそれのあるものを除く。)については、同条に規定する地上に設置する配管の例による塗装として差し支えない。
- (6) 危規則第13条の4に規定する「電気的腐食のおそれのある場所」とは、次に掲げる場所が該当する。ただし、対地電位又は地表面電位勾配を測定した結果、測定値が判定基準値未満である場合を除く。【昭和53年消防危第147号】

なお、「危険物施設の鋼製地下貯蔵タンク及び鋼製地下配管の電気防食 (JSCES0601:2006)」及び「危険物施設の鋼製地下貯蔵タンク・配管に適用する電気防食 規格及びガイドライン (JSCES1901:2019)」に基づき施工する電気防食は、危告示第4条 及び第4条の49に定める電気防食の技術上の基準に適合しているものであるとみなす。 【令和2年消防危第89号】

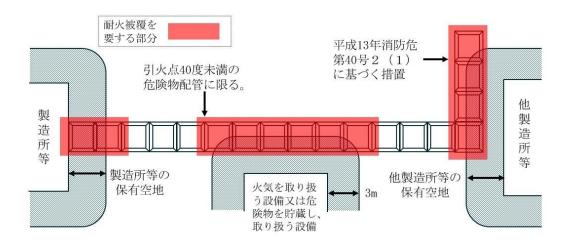
- ア 直流電気鉄道の軌道又はその変電所から概ね1kmの範囲にある場所
- イ 直流電気設備(電解設備その他これらに類する直流電気設備をいう。)の周辺 なお、直流電気設備による腐食電流の及ぼす範囲は、対地電位を測定して判断する こと。
- (7) 危告示第4条第1号に規定する「過防食による悪影響を生じない範囲内」とは、配管 (鋼管)の対地電位平均値が-2.0V より負とならない範囲をいう。【昭和53年消防危第 147号】

- (8) 危政令第9条第1項第21号ホ及び危規則第20条第3項第2号に規定する「溶接その他危険物の漏えいのおそれがないと認められる方法により接合されたもの」とは、突合わせ接合又は重ね合わせ接合が該当すること。
- (9) 危政令第9条第1項第21号へに規定する「火災予防上安全な構造」は次によること。
 - ア 保温又は保冷のために外装する場合の保温材は、不燃材料、難燃材料その他これら と同等の性能を有するものとすること。
 - イ アの配管を屋外に設置する場合は、雨水等が浸入しないように鉄板等で被覆すること。
 - ウ 二重管による加熱設備を有する配管は、配管の伸縮による内管と外管とのずれを抑止できる材質及び構造とすること。
 - エ 加熱設備の熱源は、原則として蒸気又は温水とする。ただし、やむをえず電気とする場合は、次によること。
 - (ア)漏電、過電流、加熱等の非常時には、警報を発するとともにこれと連動して自動 的に当該加熱設備を遮断できる構造とすること。
 - (イ) 当該加熱設備は、取付け部において容易に溶融又は脱落しない構造とすること。
- (10) 危規則第13条の5第1号に規定する「安全な構造」は、必要に応じ、強度計算によって確認されるものであること。
- (11) 危規則第13条の5第2号に規定する「鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の耐火性を有するもの」とは、鉄骨のラスモルタル被覆、けい酸カルシウム成形型板被覆又はこれと同等以上で1時間以上の耐火性能を有するものであること。
- (12) 危規則第13条の5第2号に規定する「火災によって当該支持物が変形するおそれのない場合」として規定されるものに基づき、耐火性能が要求される支持物の範囲は次の場合が該当する。【平成元年消防危第64号】
 - この場合、支持物の耐火被覆を要する部分は、配管を直接支える支柱及び梁とし、配管と水平方向にある梁及び支柱間の筋交いは耐火被覆を要しない。(下図参照)
 - ア製造所等の保有空地にあるもの。ただし次のいずれかに該当するものを除く。
 - (ア) 配管の上部から GL までの高さが 1.5m以下で、支持物の材料が不燃材料で造られているもの
 - (イ)支持する全ての配管が高引火点危険物(引火点が100度以上の第4類の危険物をいう。)を100度未満の温度で取り扱うもの

(ウ) 任意の2か所の支持物によって十分に支持される場合の当該支持物間にあるもの

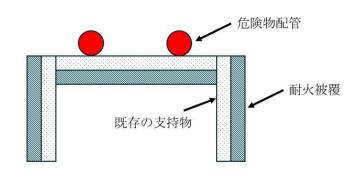


- イ 製造所等の保有空地外にあるものであって、火気を取り扱う設備(ボイラー、バーナー等の建築物を含む設備)及び危険物を貯蔵し、取り扱う設備(指定数量の5分の1以上の危険物を貯蔵又は取り扱う建築物を含む設備)の周囲3mに支持物が存するもの。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。(下図参照)
 - (ア) 前ア(ア)から(ウ)までに該当するもの
 - (イ) 支持する全ての配管が引火点40度以上の危険物を取り扱うもの



- ウ 製造所等の保有空地外にあるものであって、他製造所の保有空地を通過するもの この場合、【平成13年消防危第40号】2(1)に基づく措置がされていること。
- エ 火災により配管の支持物である支柱等の一部が変形したときに、支持物の当該支柱 以外の部分により配管の支持機能が維持される場合【平成元年消防危第 114 号・平成 4 年消防危第 13 号】
- オ 配管支持物に有効な散水設備 (原則、予備動力源を附置したもの) を設けた場合 【平成2年消防危第57号】

(13) 既存の支持物に耐火被覆を施工する場合は、下図のとおりとする。



- (14) 配管支持物である鉄骨に鉄筋コンクリート造と同等以上の性能を有する耐火被覆をする場合、一部の支持物に耐火被覆をすることにより配管を十分に支持できる場合には、全部の支持物に耐火被覆をすることは要しないこと。【平成4年消防危第13号】
- (15) 危規則第 13 条の5第2号に規定する配管支持物の耐火性等の基準の適用については、防油堤内に設置されているものについては適用しない。
- (16)強化プラスチック製の配管にあっては、これらにかかわらず、「危険物を取り扱う配管等として用いる強化プラスチック製配管に係る運用基準について」【平成 10 年消防危第 23 号】によること。
- (17) 危政令第9条第1項第21号ホに規定する「危険物の漏えいを点検することができる 措置」とは、点検のための蓋のあるマンホール又はコンクリート造の箱に納める等をいう ものであること。
- (18) 配管に緩衝性をもたせる場合は、可とう管等の金属製可動式管継手又はその他の緩 衝を目的とした継手を設けるものとし、耐熱性のあるもの及び地震等により容易に継手 が離脱することのないものを用いること。
- (19) 危険物の流れの確認、内容物の目視検査等のために危険物配管の途中にサイトグラスを設ける場合は、「危険物を取り扱う配管の一部へのサイトグラスの設置について」【平成13年消防危第24号】によることとし、当該指針に従って設置すること。
- (20) 危険物配管による危険物以外の物品の取扱いについては、「危険物配管における危険物以外の物品の取扱いに係る運用について」【平成10年消防危第27号】に適合する限り、その使用形態を認めて差し支えないものであること。
- (20) タンク検査済証は、次の位置に取付けること。
 - ア 屋外貯蔵タンク及び屋内貯蔵タンクで、縦置きのものにあっては側板の 1.5 メートル程度の高さの位置に、横置きのものにあっては鏡板の中央部の位置とすること。
 - イ 地下貯蔵タンクにあっては、タンク直上の見やすい位置とすること。
 - ウ 簡易貯蔵タンクにあっては、側面の見やすい位置とすること。
 - エ 移動貯蔵タンクにあっては、危険物の類、品名及び最大数量を表示する箇所(おおむ ね後部鏡板)の直近の位置とすること。
- (21) タンク検査済証の取付けは、リベットによることを原則とし、タンクの損傷を防ぐため、小鉄板等当て板に打ち付け、それをタンク本体に溶接等により平面的に取付けるものとする。

なお、地下貯蔵タンク等で、さびどめ塗装、外面の保護措置をするものにあっては、当

第2章 製造所等の位置、構造及び設備の技術上の基準

該措置等の上から、タンク検査済証が確認できるよう当て板を厚くする等の措置をする こと。

第3節 製造所及び一般取扱所の基準

1 製造所及び一般取扱所に係る基準

- (1) 危政令第9条第1項第2号ただし書の「防火上有効な隔壁」は、次によること。
 - ア 隔壁は、耐火構造とすること。
 - イ 隔壁に設ける出入口等の開口部(作業工程上必要なもので、窓を除く。)は、必要最小限とし、随時開けることのできる自動閉鎖の特定防火設備(危政令第9条第1項第7号に規定する特定防火設備をいう。以下同じ。)を設けること。ただし、当該特定防火設備を自動閉鎖とすることができない場合にあっては、温度ヒューズ付若しくは感知器連動の特定防火設備又はドレンチャー設備(予備動力源を附置したものに限る。)とすることができること。
 - ウ 危規則第13条に規定する「小屋裏に達する」とは、屋根又は上階の床まで達することをいうものであること。
- (2) 危政令第9条第1項第5号の規定は、壁を設ける製造所についての規定であり壁を設けない製造所の設置を禁止するものではないこと。【昭和37年自消丙予発第44号】 この場合、屋内外の判断とともに建築物に該当するか否かは、建築主事の判断によること。
- (3)「不燃材料で造る」とは、壁等の下地材料までを含めて不燃材料とすることをいうものであること。

したがって、木摺りにモルタル又は漆喰を塗布したものや、不燃材料でないパイプに鉄板を被覆したものは不燃材料とはならないこと。【昭和37年自消丙予発第44号】

(4) 危政令第9条第1項第7号に規定する「窓及び出入口」は、窓又は出入口を設ける製造所等についての規定であり、窓及び出入口を設けないことを禁止するものではないこと。

また、窓及び出入口とは、居室間等に設置する場合も含め、全ての部分(屋内部分も)に該当するものであること。ただし、防火上重要でない間仕切り壁等に設置する場合はこの限りでない。

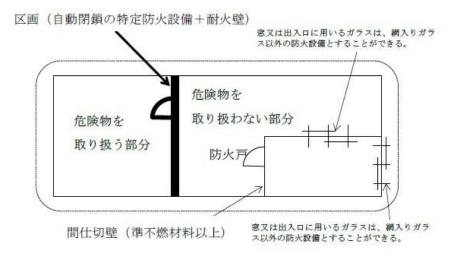
(5) 危険物を取り扱わない部分の構造規制

危険物を取り扱わない部分(関連する事務所等)については、危険物を取り扱う部分と出入口(自閉式の特定防火設備に限る。)以外の開口部を有しない耐火構造の壁又は上階の床もしくは床で防火上安全に区画した場合は、部分規制ではなく構造規制の緩和とし、危政令第23条の規定を適用し、次の例によることができるものとする。【平成9年消防危第31号】

- ア 間仕切壁は、準不燃材料 (建基令第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。以下同 じ。) とすることができる。
- イ 扉を設ける場合は、防火設備とする。

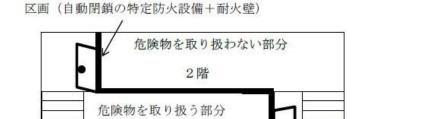
ウ 窓又は出入口に用いるガラスは、網入ガラス以外とすることができる。

例1



例 2

GL



階段

(6) 製造所及び一般取扱所に設ける休憩室等について

危険物の製造所及び一般取扱所に設ける休憩室の設置に係る留意事項については、「製造所及び一般取扱所に設ける休憩室の設置に係る留意事項について」【平成 14 年消防危30 号】によること。

1階

(7) 危険物の漏れ、あふれ等の防止構造

危政令第9条第1項第13号に規定する危険物を取り扱う機械器具その他の設備(以下「危険物取扱い設備」という。)は、熱交換器、反応釜、噴射器及び指定数量5分の1未満の容量のタンク等が該当し、その他詳細は次によること。

ア 危政令第9条第1項第13号に規定する「危険物のもれ、あふれ又は飛散を防止する ことができる構造」とは、当該機械器具その他の設備が、それぞれの通常の使用条件 に対して十分余裕をもった容量、強度、性能等を有するものなどが該当する。

なお、危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク(20 号タンクを除く。)は、強度、耐熱性、耐薬品性等を有し、金属製のタンクにあっては下表のとおり容量に応じた板厚を満たすよう指導すること。

また、金属製以外のタンクについては、耐熱性、耐薬品性等を有しているものであること。

危険物を収納する部分の容量	板厚
400 以下	1.0mm以上

400 を超え 1000 以下	1.2mm 以上
1000 を超え 2500 以下	1.6mm 以上
2500 を超え 5000 以下	2.0mm 以上
5000 を超え 1,0000 以下	2.3mm 以上
1,0000 を超え 2,0000 以下	2.6mm 以上
2,0000 を超えるもの	3.2mm 以上

容量に応じた板厚(金属製タンク)

イ 危政令第9条第1項第13号ただし書の「危険物のもれ、あふれ又は飛散による災害を防止するための附帯設備」としては、オーバーフロー管、戻り管、二重管、ブース、 囲い、受皿、逆止弁、飛散防止用の覆い等の設備が該当する。

なお、自然流下による戻り管の口径は、給油管のおおむね 1.5 倍以上とし、かつ、 弁を設けないこと。

(8) 加熱又は冷却設備に設ける温度測定装置

危政令第9条第1項第14号に規定する「温度測定装置」は、危険物を取り扱う設備の 種類、危険物の物性、測定温度範囲等を十分考慮し、安全で、かつ、温度変化を正確に把 握できるものを有効に設置すること。

この場合、当該施設以外の場所であっても、的確に温度管理及び緊急時の対応が取れると判断できる場所に設ける温度測定装置は当該施設の温度測定装置として取り扱うものとする。

(9) 加熱又は乾燥設備の構造

- ア 危政令第9条第1項第15号に規定する「直火」には、可燃性液体、可燃性気体等を 燃料とする火気、露出したニクロム線を用いた電熱器等が該当し、直火以外の方法と しては、水蒸気、熱媒油、温湯、熱風(加熱された空気に火粉、煙、ガス等が混入しな いものに限る。)等があること。
- イ 危政令第9条第1項第15号に規定する「防火上安全な場所」とは、直火の設備が危 険物を取り扱う場所と防火上有効に完全区画されている場所などが該当すること。
- ウ 危政令第9条第1項第15号に規定する「火災を防止するための附帯設備」とは、次 のものが該当すること。
 - (ア) 電気設備を用いる場合には、ニクロム線の二重管保護設備が設けられているもの
 - (イ) 危険物の温度を自動的に当該危険物の引火点以下に制御できる装置又は機構のもの
 - (ウ) 引火、着火を防止できる装置又は機構のもの
 - (エ) 爆発混合気体の生成を防止するための不活性ガス封入装置及び自動放射機能付き 消火設備

(10) 静電気除去装置

ア 「静電気が発生するおそれのある設備」とは、引火点 70℃未満の可燃性液体又は可燃性微粉の危険物を取り扱う設備とし、静電気の除去方法は、次によること。

- (ア) 静電気の発生するおそれのある機器又はタンクは、導線等で相互に接続し、架台 又は架構の一部を導線等の代替とする場合は、架台又は架構の床、柱、はり等の金 属部分を相互に接続し、接地極に接続して接地すること。
- (イ) テフロン製又はグラスライニング製など帯電すると認められる引火点40℃未満の 危険物を移送する配管を溶接以外の継手で接続する場合又は配管の接続部に不導体 が使用される場合には、接続する相互の配管をアースボンディングして接地するこ と。
- (ウ) 静電気除去用の接地極は、避雷設備の接地極と共用することができる。
- (エ)室内の湿度が75%以上の場合で危険物を取り扱う温度が室温より低いときは、接地しなくてもよいものとする。
- イ 静電気対策としては、次の方法があり、取り扱う物質及び作業形態により単独又は 組み合わせて用いること。
 - (ア) 不活性ガスによるシール等により爆発性雰囲気を回避する方法
 - (イ) 導体性の構造とし、有効に接地する方法(流動又は噴出している液体は、一般的に導電率に関係なく、接地によって帯電を防止することはできない。)
 - (ウ)添加剤等により液体の導電率を増加させる方法
 - (エ) 空気のイオン化等により静電気を中和させる方法
 - (オ)流速を制限する方法
 - (カ)湿度調整(75%以上)による方法
 - (キ)人体の帯電防止による方法
- (11) 危険物を取り扱うタンク
 - ア 20 号タンクは、その容量が指定数量の5分の1以上のものが該当するものであり、 指定数量の5分の1未満のタンクにあっては、危政令第1項第13号に規定する危険物 取扱い設備として取り扱うものであること。【平成10年消防危第16号】
 - イ 20 号タンクの範囲【昭和58年消防危第21号】
 - (ア) 20 号タンクとは、危険物を一時的に貯蔵し、又は滞留させるタンクであって、次に掲げるものとする。

なお、一時的とは概ね4日以内にタンク内の全容量が入れ替わる使用状態であることをいうものであること。(非常用発電機等のサービスタンクを除く。)

- a 危険物の物理量の調整を行うタンク
- b 物理的操作を行うタンク
- c 単純な化学的処理を行うタンク
- (イ)(ア)の運用に当たっては、次の点に留意すること。
 - a 20 号タンクに該当するものであるかどうかの判断は、タンクの名称、形状又は付属設備(攪拌機、ジャケット等)の有無は関係しないものであること。

また、タンクの設置位置が地上又は架構の上部等にあるかどうかで判断するものでないこと。

- b 危険物を一時的に貯蔵し、又は滞留させるタンクとは、工程中において危険物の 貯蔵又は滞留の状態に着目した場合に、屋外貯蔵タンク、屋内貯蔵タンク等と類似 の形態を有し、かつ、類似の危険性を有するものをいうものであること。 したがって、滞留があっても、危険物の沸点を超えるような高温状態等で危険物
 - したがって、滞留があっても、危険物の沸点を超えるような高温状態等で危険物を取り扱うものは、一般的には 20 号タンクに含まれないものであること。
- c 物理量の調整を行うタンクとは、量、流速、圧力等の調整を目的としたものをいい、回収タンク、計量タンク、サービスタンク、油圧タンク(工作機械等と一体とした構造のものを除く。)等がこれに該当するものであること。
- d 物理的操作を行うタンクとは、混合、分離等の操作を目的とするものをいい、混合(溶解を含む。) タンク、静置分離タンク等がこれに該当するものであること。
- e 単純な化学的処理を行うタンクとは、中和、熟成等の目的のため、貯蔵又は滞留 状態において著しい発熱を伴わない処理を行うものをいい、中和タンク、熟成タン ク等がこれに該当するものであること。
- f 反応槽等で、反応開始前に一時的に危険物を貯留させるもの又は反応後一時的に滞留させた後、次工程へ移送するもの等、中間タンク、製品タンクと兼用されるものは20号タンクに該当するものであること。
- (ウ) 次に掲げるものは、20 号タンクに該当せず、危険物を取り扱う設備として取り扱うものであること。【昭和 58 年消防危第 21 号・昭和 58 年消防危第 123 号・平成 10 年消防危第 29 号】
 - a 蒸留塔、精留塔、分留塔、吸収塔、抽出塔
 - b 反応槽
 - c 分離器、ろ過器、脱水器、熱交換器、蒸発器、凝縮器
 - d 工作機械等と一体(内臓型)とした構造の油圧用タンク
 - e 常時開放して使用する設備
 - f 機能上移動する目的で使用する設備
 - g その機能上、上部を開放して使用する設備
- ウ 20 号タンクの構造及び設備は第5節から第7節に準じるほか次のとおりとすること。 【平成10年消防危第29号】
 - (ア) 20 号タンクの構造及び設備は、危政令及び危規則によるほか次によること。20 号タンクへのサイトグラスの設置について、次の a から f までに適合する場合には、 危政令第 23 条の規定を適用し、その設置を認めて差し支えないこと。
 - a サイトグラスは、外部からの衝撃により容易に破損しない構造のものであること。 例としては、サイトグラスの外側に網、ふた等を設けることにより、サイトグラス が衝撃を直接受けない構造となっているもの、想定される外部からの衝撃に対して 安全な強度を有する強化ガラス等が用いられているもの等があること。
 - b サイトグラスは、外部からの火災等の熱により破損しない構造のもの又は外部からの火災等の熱を受けにくい位置に設置されるものであること。 例としては、サイトグラスの外側に使用時以外は閉鎖されるふたを設けるもの、 サイトグラスをタンクの屋根板部分等に設置するもの等があること。
 - c サイトグラスの大きさは必要最小限のものであること。

- d サイトグラス及びパッキン等の材質は、タンクで取り扱う危険物により侵されないものであること。
- e サイトグラスの取付け部は、サイトグラスの熱変位を吸収することができるものであること。構造の例としては、サイトグラスの両面にパッキン等を挟んでボルトにより取付けるもの等があること。
- f サイトグラスの取付け部の漏れ又は変形に係る確認は、タンクの気相部に設けられるサイトグラスにあっては気密試験により、タンクの接液部に設けられるサイトグラスにあっては水張試験により行われるものであること。
- (イ)屋外にある20号タンクの支柱について、当該支柱の周囲で発生した火災を有効に 消火することができる第3種の消火設備が設けられている場合には、危政令第23条 の規定を適用し、当該支柱を耐火構造としなくても差し支えないこと。
- (ウ)屋外にある第2類又は第4類の危険物を取り扱う20号タンクについて、次のaからcまでに適合する場合には、危政令第23条の規定を適用し、タンクの放爆構造 (危政令第11条第1項第6号に規定する「内部のガス又は蒸気を上部に放出することができる構造」をいう。以下「タンク放爆構造」という。)としなくても差し支えないこと。
 - a タンク内における取扱いは、危険物等の異常な化学反応等によりタンクの圧力が 異常に上昇し得ないものであること。
 - b タンクの気相部に不活性ガスが常時注入されている(不活性ガスの供給装置等が 故障した場合においても気相部の不活性ガスの濃度が低下しないものに限る。)な ど、気相部で可燃性混合気体を形成し得ない構造又は設備を有すること。
 - c フォームヘッド方式の第3種固定泡消火設備又は第3種水噴霧消火設備が有効 に設置されているなど、タンクの周囲で火災が発生した場合においてタンクを冷却 することができる設備が設けられていること。
- (エ) 危政令第9条第1項第20号イ及び口において準用する同第11条第1項第8号並びに第12条第1項第7号に規定する通気管及び安全装置は次によること。
 - a 危険物の性状若しくは取扱い作業上、その設置が困難であり、かつ、内圧の上昇 又は減少によるタンクの破損を防止できる構造としたものについては、その設置を 免除し又はその口径の基準を適用しないことができる。
 - b 常圧から負圧の状態に減圧して使用するものにあっては、減圧に対する強度計算 (JIS B8265) の結果、十分強度を有するときは、安全装置については免除できる ものとする。

また、負圧から常圧の状態にして使用する場合の通気管に取付ける弁にあっては、誤操作防止の措置を講ずること。

- c 屋内又は架構内に設ける 20 号タンクの通気管及び安全装置の吐出口は、地上4 m以上の高さで、当該タンクの高さ以上とし、かつ火災予防上安全な屋外の位置に設けるものとする。ただし、高引火点危険物のみを 100 度未満の温度で取り扱うもの、又は引火点を有する以外の液体の危険物にあっては、この限りでない。
- d 屋内又は架構内に設ける 20 号タンクのうち、毒性、有臭性又は揮発性の高い危険物を貯蔵するタンクに設ける通気管にあっては、危規則第 20 条第 2 項各号に適合する場合、危規則第 20 条第 1 項第 2 号に規定する大気弁付通気管とすることができる。

- (オ) ステンレス鋼板その他の耐食性を有する鋼板で造られたタンクについては、タンクの外面のさび止めのための塗装をしなくても差し支えないこと。
- (カ) <u>タンク外面に保温材を設ける場合、屋外に設けるタンクは第5節21、屋内にあるタンクは第6節10</u>に準じるよう指導すること。
- (キ) 危険物が過剰に注入されることによる危険物の漏えいを防止することができる次に掲げる構造又は設備を有する 20 号タンクについては、危政令第5条第3項に規定する「特殊の構造又は設備」の一つとしてタンク容量の算定を行うこと。
 - a 一定量以上の量の危険物が当該タンクに注入されるおそれがない構造を有する 20 号タンク

<例>自然流下配管が設けられているもの

20 号タンクに一定量以上の危険物が注入された場合、無弁の自然流下配管を通じて滞ることなく主タンク(供給元タンク)に危険物が返油され、20 号タンクの最高液面が自然流下配管の設置位置を超えることのない構造のもの

- b 一定量以上の量の危険物が当該タンクに注入されることを防止することができる複数の構造又は設備を有する 20 号タンク
- (a) 次に例示するように、液面感知センサーを複数設置し、各センサーから発せられる信号により一定量を超えて危険物が注入されることを防止するもの
 - i 危険物注入用ポンプを停止させる設備が複数設けられているもの
 - ii 危険物注入用ポンプを停止させる設備と主タンク (供給元タンク) の直近の 弁を閉止する設備がそれぞれ設けられているもの
 - iii 危険物注入用ポンプを停止させる設備と三方弁を制御することにより一定量以上の危険物の注入を防止する設備がそれぞれ設けられているもの
- (b) 20 号タンクへの注入量と当該タンクからの排出量をそれぞれ計量し、これらの量からタンク内にある危険物の量を算出し、算出量が一定以上となった場合にタンクへの注入ポンプを停止させる設備と液面センサーが発する信号により主タンクの元弁を閉止する設備がそれぞれ設けられているもの
- c 20 号タンクが空である場合にのみ当該タンクへの危険物の注入が行われるタンクで、タンクへの注入量を一定量以下に制御する設備と液面センサーが発する信号により主タンクの元弁を閉止する設備がそれぞれ設けられているもの
- (ク) 屋外にある 20 号タンクの防油堤の高さは、当該タンクの側板から次表のタンク容量の区分に応じそれぞれ下表に定める距離以上の距離を有する防油堤の部分については、危政令第 23 条の規定を適用し、高さを 0.5m未満 0.15m以上として差し支えないものであること。

なお、当該防油堤の内部には危険物を取り扱う設備以外の設備等を必要最小限設けて支障ないものであること。

また、架構内(ストラクチャー)において、タンクの位置又は作業工程上防油堤を設置することが著しく困難であり、かつ、当該20号タンクから危険物が漏えいした場合にその拡大を防止することができる囲い、貯留設備、水抜口及びこれを閉止する弁を介して油分離装置又は他の防油堤に接続する導水管等を設置する等、施設外への漏えい拡散を防止できる措置を講ずるものにあっては、防油堤を設置しないことができるものとすること。

タンク容量 の区分	10 k ℓ 未満		50 k ℓ 以上 100 k ℓ 未満		
距離	0.5m	5. 0m	8. 0m	12.0m	15. 0m

- (ケ) 次に掲げる事項に適合する場合には、危政令第 23 条の規定を適用し、20 号タン クの防油堤に水抜き口及びこれを開閉する弁を設けなくても差し支えないものであ ること。
 - a 防油堤の内部で、第4類の危険物(水に溶けないものに限る。)以外の危険物が 取り扱われないものであること。
 - b 防油堤内の20号タンクのうち、その容量が最大であるタンクの容量以上の危険物を分離する能力を有する油分離装置が設けられていること。
- (コ)液体危険物 20 号タンクに設置される「危険物の量を自動的に表示する装置」において、以下の条件に全て合致する場合は、一般的な液面計に代えて覗き窓等による液面監視によることができるものとする。
 - a タンクの構造及び取り扱う危険物の性質等により、一般的な液面計の設置が困難であること。
 - b 当該20号タンクが組み込まれる工程はバッチ運転であること。
 - c タンクへの危険物の注入は、作業員の監視の下、手動で行われるもの又はあらか じめ当該20号タンクの容量以下に計量されたものしか投入できない構造であるも のとし、注入中に異常が発生した場合は、ポンプ停止やバルブ閉止等により、ただ ちに危険物の注入を停止できるものであること。

なお、覗き窓等の設置については下記のとおり指導すること。

- (a) 取付け位置は原則として、屋根板又はタンク頂部とすること。
- (b) 作業管理上側板又は胴板に設置しなければならないときは、その大きさは必要 最小限度とすること。
- (c) 覗き窓等に設置されるサイトグラスは(ア)によること。
- (12)20号タンクに該当しない危険物を取り扱う設備等
 - ア 当該設備の使用圧力、使用温度等を考慮し、材質、板厚、安全装置等の安全対策について留意すること。
 - イ 当該塔槽類の使用圧力、使用温度等を考慮し、材料、板厚、安全対策等の確認を行う とともに、必要に応じ圧力試験等の結果を添付させること。
- (13) 電動機及び危険物を取り扱うポンプ、弁、継手等
 - ア 危政令第9条第1項第22号の「電動機及び危険物を取り扱うポンプ」は、点検に支 障がなく又破損する可能性が低く、かつ、危険物等の漏えいにより埋没しないように 設けること。
 - イ 地震により当該設備に多大な被害が及ぶおそれのある場所に設置しないこと。
 - ウ 危険物を取り扱うポンプにあっては、使用時に容易に移動しない措置を講ずること。

2 製造所の特例について

(1) 高引火点危険物の製造所の特例

危規則第 13 条の 6 第 1 項の高引火点危険物のみを 100 度未満の温度で取り扱う製造所においては、高引火点危険物以外の危険物は取り扱うことができないものであること。

(2) アルキルアルミニウム等又はアセトアルデヒド等の製造所の特例

危規則第13条の8又は危規則第13条の9に規定する「不活性の気体又は水蒸気を封入する」とは、危険物の取扱い又は設備の整備に際し、爆発性混合気体が生じた場合に自動覚知装置により覚知し、自動又は手動により危険物の性質を考慮した不活性ガス又は水蒸気を封入できる装置であること。ただし、常時封入する場合の圧力と危険物の最大常用圧力との和は、危険物を取り扱う設備の設計圧力以下とすること。

3 一般取扱所の規制範囲

- 一般取扱所の許可単位は、製造所と同様危険物の取扱いが客観的に一連の行為であること、他の施設から独立性があること及び災害時の影響等を考慮し総合的に判断する必要があることから、次の事項を参考として規制範囲を特定すること。
- (1) 部分規制の一般取扱所には、区画室単位のものと設備単位のものがあること。
 - ア 区画室単位により規制するもの
 - (ア) 吹付塗装作業等の一般取扱所で指定数量の倍数が 30 未満のもの(危規則第 28 条の 55 第 2 項)
 - (イ) 洗浄作業の一般取扱所で指定数量の倍数が30未満のもの(危規則第28条の55の2第2項)
 - (ウ) 焼入れ作業等の一般取扱所で指定数量の倍数が 30 未満のもの(危規則第 28 条の56 第 2 項)
 - (エ) ボイラー等で危険物を消費する一般取扱所で指定数量の倍数が 30 未満のもの(危 規則第 28 条の 57 第 2 項)
 - (オ)油圧装置等を設置する一般取扱所で指定数量の倍数が50未満のもの(危規則第28条の60第2項及び第3項)
 - (カ) 切削装置等を設置する一般取扱所で指定数量の倍数が30未満のもの(危規則第28条の60の2第2項)
 - (キ) 熱媒体油循環装置を設置する一般取扱所で指定数量の倍数が30未満のもの(危規則第28条の60の3第2項)
 - (ク) 蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所で指定数量の倍数が 30 未 満のもの(危規則第28条の60の4第3項)
 - イ 設備単位により規制するもの
 - (ア) 洗浄の作業を行う一般取扱所で指定数量の倍数が 10 未満のもの(危規則第 28 条の55 の 2 第 3 項)
 - (イ) 焼入れ作業等の一般取扱所で指定数量の倍数が 10 未満のもの(危規則第 28 条の56 第 3 項)
 - (ウ) ボイラー等で危険物を消費する一般取扱所で指定数量の倍数が 10 未満のもの(危 規則第 28 条の 57 第 3 項)
 - (エ)油圧装置等を設置する一般取扱所で指定数量の倍数が30未満のもの(危規則第28 条の60第4項)

- (オ) 切削装置等を設置する一般取扱所で指定数量の倍数が10未満のもの(危規則第28条の60の2第3項)
- ウ 屋上の設備単位により規制するもの
 - (ア) 危険物を消費するボイラー等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所で指定数量の倍数が10未満のもの(危規則第28条の57第4項)
 - (イ) 蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所で指定数量の倍数が 10 未満のもの(危規則第28条の60の4第4項)
- (2) 部分規制の一般取扱所として取り扱うことができる工程と連続して、危険物を取り扱わない工程がある場合、危険物を取り扱わない工程を含めて一の部分規制の一般取扱所とすることができること。【平成元年消防危第64号】
- (3) 危政令第19条第2項第1号から第3号、第6号に掲げるもの(設備単位により規制できる場合は第1号を除く。)のうち、同項において同一の号の形態の一般取扱所を一の建築物内に複数設置する場合は、次のいずれかによる一般取扱所とすることができること。 【平成元年消防危第64号】
 - ア 設備単位以外で規制する場合
 - (ア) 建築物全体を危政令第 19 条第1項に規定する技術上の基準を適用する一般取扱 所とする。
 - (イ) 建築物全体を危規則に規定する技術上の基準を適用する区画室の一般取扱所とする。
 - (ウ) 危険物を取り扱う室又は隣接する複数の室を区画室単位として、危規則に規定する技術上の基準を適用する部分規制の一般取扱所とする。
 - イ 設備単位により規制する場合
 - (ア) すべての設備を併せて危規則に規定する技術上の基準を適用し、その周囲に幅3 m以上の空地を保有する部分規制の一般取扱所とすることができる。
 - (イ) 危険物の取扱量が指定数量以上の設備のみを危規則に規定する技術上の基準を適用する設備単位の部分規制の一般取扱所とし、危険物の取扱量が指定数量の5分の1以上指定数量未満の設備を、設備から3mの空地を確保することで指定数量未満の施設として規制する。

なお、この場合において、それぞれの設備から3mの空地は、相互に重なってはならないこと。

- (4) 設備単位により規制される部分規制の一般取扱所のうち危政令第 19 条第2項における号の異なる一般取扱所を同一室内に複数設ける場合には、当該一般取扱所の周囲に必要な幅3m以上の空地は、相互に重なってはならないこと。【平成元年消防危第 14 号・消防特第 34 号】
- (5) 同一の作業室内において、形態が異なる一般取扱所を併せて一の部分規制の一般取扱 所とすることはできないものであること。【平成元年消防危第64号】

なお、この場合いずれかが指定数量未満の施設であるとき、又は、全てが指定数量未満の施設であり、かつ、取り扱う危険物の数量の合計が指定数量以上となる場合であっても同様の取扱いをすること。ただし、「複数の取扱形態を有する一般取扱所に関する運用について」【平成10年消防危第28号】の運用指針に適合する場合には、危政令第23条の規定を適用し、それらをまとめて一の部分規制の一般取扱所として差し支えないこと。

4 特殊な位置及び対象の一般取扱所の特例

製造所等の設置の場所が特殊の位置にあるもの又は周囲の状況が公共危険の少ないもの等で、下記に準じるものにあっては、その危険性から判断して、危政令第23条の規定を適用し、その基準の特例を認めて差し支えないこと。

(1)油槽所等におけるドラム充填の一般取扱所

製油所、油槽所等で第一石油類又は第二石油類を、ドラム缶充填作業から出荷までの過程で、容器入りのまま野積みの状態で取り扱っている場合(貯蔵を目的とする場合を除く。)においては、一般取扱所として規制し、積場の区画を明確にしてその周囲に屋外貯蔵所に準じた保有空地を確保するとともに防火上安全な措置を講じさせること。【昭和36年自消甲予発第25号】

(2) 桟橋等の一般取扱所

船舶輸送用のタンカー等へ危険物を積み込み又は貯蔵タンク等へ受け入れるため、桟橋施設又は岸壁等において危険物を取り扱う一般取扱所(渡り桟橋を含む。以下同じ。)は、次によること。

- ア 海、河川、運河等に面する部分については、危政令第9条第1項第2号の規定は適用 しないこと。
- イ 桟橋は危険物の取り扱いのための専用とし、隣接して他の桟橋を設ける場合は、5 m以上の距離を保有すること。
- ウ 桟橋は不燃材料で造るとともに、波浪及び潮流に対して安全な構造であること。
- エ 桟橋には船舶の衝突による衝撃を防止するため、防舷材等の緩衝設備を設けること。
- オ 桟橋に設置する危険物の移送配管には、取り扱う危険物の品名を表示するとともに、 配管先端部には鋳鋼製の弁を設けること。
- カ 桟橋上には電気による照明以外の灯火を用いる照明設備を設けないこと。
- キ 避雷設備は設けないことができること。
- (3) 共同住宅等の燃料供給施設については、「共同住宅等の燃料供給施設に関する運用上の指針について」によること【平成15年消防危第81号】。

なお、戸別タンク以降の供給設備、火気使用設備等は法第9条に基づき火災予防条例により規制されるものであるので、必要とされる届出等を行うこと。

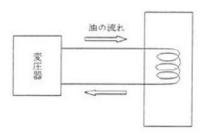
小出し用のノズルを設置する場合は、ポンプ室など火災予防上支障のない場所に設置 するよう指導すること。

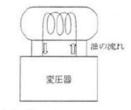
- (4) トラックターミナルの一般取扱所【昭和57年消防危第82号】
 - ア 一般取扱所として規制する範囲は、荷扱場(プラットホーム)及び停留所、集配車発 着所並びに荷扱場と一体の事務所とすること。
 - イ 当該一般取扱所において取り扱うことができる危険物は、第2類危険物のうち、引 火性固体 (引火点が 21 度以上のものに限る。) 特殊引火物を除く第4類の危険物に限 ること。
 - ウ 危険物の取扱いについては、次によること。
 - (ア) 当該一般取扱所では一般貨物も取り扱うことができるものであること。
 - (イ) 危険物の取扱いは、運搬容器入りのままでの荷卸し、仕分け、一時保管及び荷積みに限るものであること。

- (ウ) (イ) の取扱場所は、荷扱場に限るものとすること。
- (エ) 一時保管は、危険物を置く場所を白線等で明示し、一般貨物と区分して置くものとすること。
- エ 危険物の数量算定及び取り扱うことができる数量は、次によること。
 - (ア) 当該一般取扱所における危険物の数量は、瞬間最大停滞量をもって算定すること。 ただし、取り扱う危険物が変化する場合は、予想される最大数量をもって算定する こと。
 - (イ) 取り扱うことができる数量は、指定数量の50倍以下とすること。
- オ 一般取扱所の位置、構造及び設備は、次によること。
 - (ア)保有空地は、危険物の貯蔵的要素が大きいこと等から、危政令第16条第1項第4 号の規定を適用すること。
 - (イ) 危険物を取り扱う部分の屋根は不燃材料で造るとともに軽量な不燃材料でふくこと。
 - (ウ) 危険物を取り扱う部分の床面はコンクリート舗装とすること。 なお、排水溝及び貯留設備を設置しないことができるものであること。この場合、 その代替として油吸着剤及び乾燥砂を備蓄すること。
 - (エ) 停留所及び集配車発着所の地盤面はコンクリート舗装とし、当該場所の外周部は 白線等で明示すること。 また、外周部の周囲には排水溝を設けるとともに油分離装置を設置すること。
 - (オ)消火設備等は、次によること。
 - a 第1種又は第2種消火設備を設置すること。ただし、既設対象物であって、法第 17 条の基準により屋内消火栓設備等が設置されており、良好に維持管理されている場合はこの限りでない。
 - b 危険物対応として、荷扱場に第4種消火設備を歩行距離が30メートル以下となるように設けること。
 - c 危険物を取り扱う運搬業者(テナント)の占有場ごとに第5種消火設備を1個以上設置する。
 - d 自動火災報知設備を設置すること。
- (5) 発電所、変電所又は開閉所の一般取扱所【昭和 40 年自消丙予発第 148 号・昭和 36 年 自消甲予発第 25 号・令和 2 年上予第 1399 号】

発電所、変電所又は開閉所(以下「発電所等」という。)ついては、次によること。 なお、発電所等には、自家用変電設備も含まれるものとする。 ア 発電所等に設置される危険物を収納している機器類のうち、変圧器、リアクトル、 電圧調整器、油入開閉器、遮断器、油入コンデンサー及び油入ケーブル並びにこれら の附属装置で機器の冷却もしくは絶縁のため油類を内蔵して使用するものについては、 危険物関係法令の規制の対象としないことができる。

なお、「これらの附属設備等で機器の冷却又は絶縁のための油類を内蔵して使用するもの」には例えば、油入ケーブル用のヘッドタンク及び変圧器油を冷却するための附属設備等がある。





油を冷却するための設備の例

油を冷却するためのタンクの例

イ 一般取扱所に該当する発電所等の位置、構造及び設備については、危政令第19条において準用する危政令第9条第1項第4号、第6号から第9号及び第12号の規定は適用しないものとし、危政令第20条第1号及び第2号の規定は次によるものとする。

危規則第33条の規定に該当する当該一般取扱所にあっては、第1種、第2種又は第3種の消火設備の設置を第4種の消火設備に替えて設置することができ、危規則第34条の規定に該当する当該一般取扱所にあっては、第5種の消火設備を設置しないことができる。

また、危政令第9条第1項第1号及び第2号についても上記と同様に適用しないものとする。

なお、一般取扱所に該当する発電所等とは、(5) ア以外の装置(圧油装置、潤滑油循環装置、ボイラー設備など発電等に関連する装置)と混在する場合で、数量の倍数を算定した結果、一般取扱所に該当するものをいう。

形態別 形態の概要 規制範囲 倍数算定 規制なし(法 1 アによる機器のみを設ける。 算定しな 2 変電室は独立専用とする。 第17条による V. 1 規制) 製造所等にアによる機器を設ける。 建物全体を規 合算する。 制する。 0 製造所等 2 O 1 製造所等にアによる機器のみ 規制なし(変 算定しな を設ける。 電室は法第17 V. 0 2 変圧室との区画の壁は耐火構 条でとらえ、 製造所等 3 0 造、出入口は自閉式の特定防火設 製造所等は危 備とする。 政令による規 製造所等に隣接してアによる機器 建物全体を規 合算する。 製造所等 のみを設ける(区画は不燃材料、 制する。 4 金網等) 00

自家用変電設備の規制

凡例: ・・・変電室等

○ ・・・アによる機器

備考:形態④において消火設備を設置する場合

危規則第33条第1項に該当する高引火点危険物のみを100度未満で取り扱う一般取扱所に、建築物その他の工作物を包含するよう同条第1項第2号に掲げる消火設備を設置する場合には、変電室にも適応する消火設備を設置するか、又は、建築物その他の工作物及び変電室に適応する消火設備をそれぞれ設置する必要がある。

- ウ 自家用変電設備は、変電室が独立専用棟に設置されているものの他に建築物内に併 設されている場合がある等種々あるので、自家用変電設備の規制はイの表による。
- (6)動植物油類の一般取扱所【平成元年消防危第64号】

ア 規制範囲

- (ア)屋外貯蔵タンク、屋内貯蔵タンク又は地下貯蔵タンクであって、動植物油類を 10,0000以上貯蔵するものに付属する注入口及び当該注入口に接続する配管、弁等 の設備で1日に指定数量以上の動植物油類を取り扱う場合には、注入口からタンク の元弁(元弁がない場合にあっては、配管とタンクの接続部)までが一般取扱所と して規制の対象となること。
- (イ)動植物油類を10,0000以上貯蔵する屋外貯蔵タンク、屋内貯蔵タンク又は地下貯蔵タンクに付属する払出口及び当該払出口に接続する配管、弁等の設備で1日に指定数量以上の動植物油類を取り扱う場合、払出先が製造所又は一般取扱所となる場合には、払出先の付属配管となり、払出先が複数の指定数量未満の施設の場合には、1日に指定数量以上通過する配管に限り、一般取扱所としての規制の対象となること。
- イ 保安距離は、外壁又はこれに相当する工作物の外側までの間に確保する必要がある こと。
- ウ 配管及び弁以外存在しない場合にあっては、保有空地は必要としないこと。
- エ 配管部分については、危政令第9条第1項第21号の配管の基準によるものとすること。
- (7) 小口詰替専用の一般取扱所の取扱いについて【平成元年消防危第64号】
 - ア 平成2年5月23日以前に設置完成している小口詰替専用の一般取扱所は、改めて危 規則第28条の54第5号に規定する詰替えの一般取扱所としての許可を受ける必要は なく、また、詰替えの一般取扱所として許可を受けたものとはみなせないものである こと。(危政令第19条第1項適用取扱所の危政令第23条適用施設)
 - イ アに該当する小口詰替専用の一般取扱所においては、敷地の拡張、上屋の新設又は 増設、固定注油設備の増設等、施設の規模を拡大する変更は認められないこと。(施設 の廃止→設置の手続きをすること。)

5 危政令第19条第2項の一般取扱所

(1) 共通事項

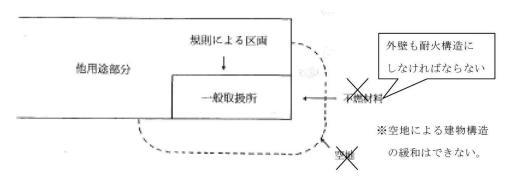
- ア 危政令第19条第2項第4号(充填)、第5号(詰替)以外は、同一建物内に複数設置することができる。【平成元年消防危第64号】
- イ 設置しようとする一般取扱所が、危政令第19条第1項及び第2項等、複数の基準を満足する場合は、いずれの技術基準を適用するか設置者の意思で選択することができる。【平成10年消防危第19号】

- ウ 工場等区画のない作業所内において、指定数量以上 10 倍未満の危険物を消費するボイラー設備と指定数量未満の危険物を消費するボイラー設備とを離れた場所に設置する場合(両設備における危険物消費量の合計が指定数量の 10 倍未満)は、次のいずれかとすることができる。【平成元年消防危第 64 号】
- (ア) 建築物全体を令第19条第1項の一般取扱所とする。
- (イ) 建築物全体を令第19条第2項の一般取扱所とし、規則第28条の57第2項に規定する技術上の基準を適用する。
- (ウ) 両ボイラー設備を併せて、令第19条第2項の一般取扱所とし、規則第28条の57第3項に規定する技術上の基準を適用する。
- (エ) 危険物消費量が指定数量以上 10 倍未満のボイラー設備のみを令第 19 条第 2 項の一般取扱所とし、規則第 28 条の 57 第 3 項に規定する技術上の基準を適用する。
- エ 危政令第19条第2項に規定される一般取扱所であっても、危政令第23条の適用を 否定するものではない。

また、危政令第19条第2項各号に掲げられた取扱形態以外の形態を有する一般取扱所のうち、危政令第19条第2項各号と同等の安全性を有すると判断されるものについても、危政令第23条の適用を否定するものではない。【平成10年消防危第19号】

オ 区画室単位の一般取扱所

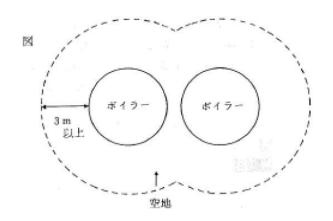
- (ア) 同一建物内に複数の区画室単位の一般取扱所を設ける場合、隣接して設置することができ、壁を共用することができる。
- (イ) 危険物を取り扱う工程と連続して危険物を取り扱わない工程がある場合は、その工程も含めて危政令第19条第2項の一般取扱所にすることができる。【平成元年消防危第64号】
- (ウ)壁を耐火構造で造ることが必要な区画室単位の一般取扱所は、外壁部分の周囲に 屋外空地が保有されており、延焼のおそれのある建築物が存在しない場合であって も、当該外壁部分を不燃材料で造ることができない。【平成元年消防危第64号】



外壁を不燃材料で造ることができない例

- (エ) 危規則第28条の55第2項第2号、第28の56第2項第1号に規定する「これと同等以上の強度を有する構造」には、「高温高圧蒸気養生された軽量気泡コンクリート製パネルで厚さ75mm以上のもの」(平成12年建設省告示第1399号第1第1号ト)が含まれる。【平成2年消防危第105号・令和5年消防危第63号】
- (オ) 危規則第28条の55第2項第2号、第28条の56第2項第1号に規定する他の部分と区画された床又は壁に換気設備等を設ける場合は、製造所等の共通基準4(4)から(6)の例によること。【平成2年消防危第28号】
- カ 設備単位の一般取扱所

(ア) 危政令第19条第2項各号の設備単位の一般取扱所で、同一号の基準を適用する危険物取扱設備を複数設置する場合は、複数の危険物取扱設備を1の一般取扱所として、その周囲に3m以上の空地を保有することで足りる。【平成元年消防危第64号】



危政令第19条2項4号(ボイラー等の消費)の2つの危険物取扱設備を1の一般取扱所とした例

- (イ) 同一室内に設備単位の一般取扱所を複数設置する場合は、危険物を取り扱う設備の周囲に保有する3mの空地が相互に重ならないこと。【平成元年消防危第14号・平成元年消防特第34号】
- (ウ) 危険物を取り扱う設備から3m未満となる建築物の壁及び柱について、耐火構造とする範囲は、当該設備から水平距離3m未満となる範囲に存する壁及び柱と解して良い。【平成2年消防危第28号】
- キ 部分規制の一般取扱所に設ける避雷設備は、当該一般取扱所の存する建築物を有効に保護できるように設置すること。
- ク 設備単位により規制する一般取扱所の「床は、適当な傾斜を付け、かつ、貯留設備 及び当該床の周囲に排水溝を設ける」とある部分の「排水溝」は、配管ピットと兼用 することができる。
- (2) 吹付塗装作業等の一般取扱所

吹付塗装作業等に該当する作業形態としては次のようなものがあること。【平成元年消防危第 14 号・消防特第 34 号】

- ア 付塗装、静電塗装、ハケ塗り塗装、吹付塗装、浸し塗り塗装等の塗装作業
- イ 凸版印刷、平板印刷、凹版印刷、グラビア印刷等の印刷作業
- ウ 光沢加工、ゴム糊、接着剤などの塗布作業
- エ 医薬品、食品等の塗膜吹付け作業
- (1) 洗浄作業の一般取扱所

危規則第28条の55の2第2項第2号に規定する「危険物の過熱を防止することができる装置」とは、次の装置が該当するものであること。

- ア 危険物の温度を自動的に設定温度以下に制御できる装置又は機構のもの
- イ 引火又は着火を防止できる装置又は機構のもの
- ウ 局部的に危険温度に加熱されることを防止する装置又は機構のもの

(2) 焼入れ作業等の一般取扱所

焼入装置には、加熱装置(炉)及び焼入槽が一体となったもの、分離しているもの等が あるが、いずれも本基準を適用することができる。

放電加工機を使用する場合、放電加工機の本体について、危険物保安技術協会が「放電加工機の火災予防に関する基準」により安全を確認したものに対し「放電加工機型式試験確認済証」が貼付されることとなっているので、貼付済のものを設置すること。ただし、海外製の放電加工機にあってはこの限りでない。【平成元年消防危第 14 号・消防特第 34 号】

(3) ボイラー等で危険物を消費する一般取扱所

- ア 危規則第28条の57第4項の特例基準により当該一般取扱所を設置する場合にあっては、当該一般取扱所を建築物の屋上に設けなければならないものであること。【平成10年消防危第19号】
- イ 危規則第28条の54第3号の「ボイラー、バーナーその他これらに類する装置」には、ディーゼル発電設備、自動車等の内燃機関の試験を行う装置等が含まれるものであること。【平成元年消防危第64号】
- ウ 危規則第28条の57第2項第2号に規定する「地震時及び停電時等の緊急時に危険物の供給を自動的に遮断する装置」には、次の装置が該当するものであること。

(ア) 対震安全装置

地震動を有効に検出し危険な状態となった場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置で、復帰操作が手動式であるもの

(イ) 停電時安全装置

作動中に電源が遮断された場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置で、再 通電された場合でも危険がない構造であるもの

(ウ) 炎監視装置

起動時にバーナーに着火しなかった場合又は作動中に何らかの原因によりバーナーの炎が消えた場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置で、復帰操作が手動式であるもの

(エ) 空炊き防止装置

ボイラーに水を入れないで運転した場合又は給水が停止した場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置

(才) 過熱防止装置

温度調節装置(平常運転時における温水、蒸気温度又は蒸気圧力を調節できる装置)の機能の停止又は異常燃焼等により過熱した場合に、危険物の供給を自動的に 遮断する装置で、復帰操作が手動式であるもの

エ ガスを燃料とするボイラーに炎監視装置、ガス検知装置、ガス緊急遮断装置及び対 震安全装置を設けた場合には、ボイラー等で危険物を消費する一般取扱所と同一の室 に設置して差し支えないものであること。

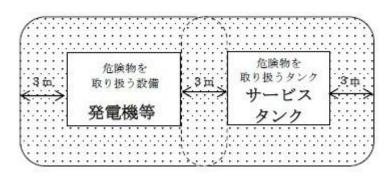
オ 危険物を取り扱うタンク

(ア)屋外にあるタンクに雨覆い等を設ける場合は不燃材料とし、タンクの周囲には、 点検できる十分なスペースを確保する。

- (イ) タンクには危険物の過剰注入を防止するため、戻り配管等を設ける。
- (ウ) タンクの周囲に設ける囲いの容量は、同一の囲い内にある最大タンクの全量又は 危規則第 13 条の3第2項第1号に規定する容量のいずれか大なる量となるよう措 置を講じるものとする。

カ 流出防止措置

- (ア) 危規則第28条の57第4項第3号に規定するキュービクル式設備(内臓タンクを含む。)の流出防止の囲いは、キュービクル式設備の鋼板等の外箱を代替とすることができる。
- (イ) キュービクル式のもので油が外部に漏れない構造のものは、貯留設備及び油分離 装置を省略することができる。
- キ 建築物の屋上に設ける危険物を取り扱う設備及び危険物を取り扱うタンクの空地
- (ア) 危規則第28条の57第4項第7号に掲げる空地は、下図のとおり危険物を取り扱う 設備及び危険物を取り扱うタンクの周囲に幅3メートル以上の空地を確保する。



- (イ) 危険物を取り扱う設備及び危険物を取り扱うタンクの周囲に設ける空地は、建築物の屋上内に配置する。
- (ウ) 危規則第28条の57第4項第7号の規定による保有空地は、架台等により保有空地内で段差がある場合、架台等が延焼の媒体となるおそれがないものであって、かつ、当該段差が50cm以下であれば、当該段差がある部分も含めて保有空地として差し支えない。【平成29年消防危第216号】

ク 排気筒

- (ア) 排気筒は換気設備に該当しないため、「防火ダンパー」は不要とする。
- (イ) 危規則第28条の57第1項で引用される危規則第28条の56第2項第1号の規定により、建築物の一般取扱所の用に供する部分は、出入口以外の開口部を有しない厚さ70ミリメートル以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであることとされているが、延焼防止のため、排気筒は区画外の部分の周囲を金属以外の不燃材料で有効に被覆することや耐火構造の煙道に接続すること等の防火上有効な措置が講じられている場合には、区画を貫通することを認めて差し支えない。【平成29年消防危第216号】

(4) 充填の一般取扱所

ア 危険物を車両に固定されたタンクに注入する設備(以下「充填設備」という。)と危 険物を容器に詰替えるための設備(以下「詰替設備」という。)を兼用して設けること ができること。

- イ 充填設備の周囲に設ける空地及び詰替設備の周囲に設ける空地の貯留設備(油分離装置を設ける場合を含む。)及び排水溝は、兼用することができること。
- ウ 充填設備の周囲に設ける空地は、当該一般取扱所において危険物を充填する移動タ ンク貯蔵所等の車両がはみ出さない広さとすること。
- エ 詰替設備の周囲の空地においては、車両に固定されたタンクに危険物を注入することはできないものであること。
- オ 詰替設備として固定注油設備を設ける場合は、危規則第25条の2(第2号ハからへまで及び第4号を除く。)に規定する固定給油設備等の構造基準の例によること。

(5) 詰替えの一般取扱所

- ア 同一敷地内に複数の当該施設を設けることができるものであること。
- イ 危険物の保有は、地下専用タンクに限られるものであること。ただし、当該詰替え の一般取扱所以外の場所に設けられた屋外タンク貯蔵所等と専用タンクとを配管で接 続する場合は、この限りでない。この際、地下専用タンクから危険物があふれること を防止するための装置を設けること。
- ウ 当該施設を耐火構造の建築物(製造所等以外の用途に供する自己所有の建築物であって、一般取扱所の地盤面から高さが2m以下の部分に開口部のないものに限る。)に接して設ける場合は、当該建築物の外壁を当該施設の塀又は壁とみなして差し支えないものであること。

なお、高さ2mを超える部分に設ける開口部については、防火設備とすること。

- エ 危規則第28条の59第2項第10号に規定する「塀又は壁」の基準は、給油取扱所の 基準の例によるものであること。
- オ 地下専用タンクの上部スラブの厚さが30cmを確保できる場合には、当該部分に排水溝を設けても差し支えないものであること。
- (6) 油圧装置又は潤滑油循環装置を設置する一般取扱所

油圧装置又は潤滑油循環装置を設置する一般取扱所とは、危険物を用いた油圧装置又は潤滑油循環装置を設置するものとし、潤滑油循環装置にあっては危険物を取り扱う設備及び配管等閉鎖系の一連設備全体を一の一般取扱所とすること。

- ア 可動部分の配管に高圧ゴムホースを使用することについては、使用場所周囲の温度 又は火気の状況、ゴムホース の耐圧性能、点検の頻度等を総合的に考慮し、認めるこ とができる。
- イ 油圧装置等に内蔵されているタンク以外のタンクのうちその容量が指定数量以上の ものにあっては完成検査前検査を要する。
- (9) 蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所
 - ア 危険物を用いた蓄電池設備が危告示第68条の2の2に適合するものについては、危政令第19条第1項において準用する危政令第9条第1項第12号及び第17号の規定は、適用しない。
 - イ 当該一般取扱所の満たすべき技術上の基準としては、指定数量の倍数が30未満のものについては危規則第28条の60の4第3項の特例基準又は危政令第19条第1項の基準のいずれかを、指定数量の倍数が10未満のものについては、危規則第28条の60の4第4項の特例基準又は危政令第19条第1項の基準のいずれかを申請者において選択できる。

また、危規則第28条の60の4第3項の特例基準により当該一般取扱所を設置する場合にあっては、危険物を取り扱う設備を室内に設けなければならないものであり、同条第4項の特例基準により当該一般取扱所を設置する場合には、当該一般取扱所を建築物の屋上に設けなければならない。

ウ 蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所のうち、当該設備を屋外に設けるものについては、危規則第28条の60の4第5項の特例基準又は危政令第19条第1項の基準のいずれかを申請者において選択できる。

6 リチウムイオン等を製造する工場等の一般取扱所

ア リチウムイオン蓄電池を取り扱う工場等に係る特例は【令和6年消防危第351号】によるものとする。

イ 耐火性収納箱を用いたリチウムイオン蓄電池の荷さばき作業については【令和6年 消防危第352号】によるものとする。

7 ナトリウム・硫黄電池を設置する一般取扱所

ナトリウム・硫黄電池を設置する一般取扱所については、「ナトリウム・硫黄電池を設置する危険物施設の技術上の基準等について」【平成11年消防危第53号】によること。

8 その他一般取扱所において定める事項

危規則第28条の55の2第2項第1号等の規定に定めるところにより危規則第13条の3第2項第1号の規定の例による20号タンク周りの囲いを設ける場合、囲いの材質は耐油性及び耐久性に優れた不燃製のものを使用し、囲い外への漏えい防止措置を図ること。

第4節 屋内貯蔵所の基準

1 平家建の独立専用建築物の屋内貯蔵所

(1)屋内貯蔵所は、浄化槽、下水道配管等の地下工作物の上部には設けられないものであること。

(2) 貯蔵倉庫の軒高

危政令第10条第1項第4号に規定する「軒高」とは、地盤面から建築物の小屋組又はこれに代わる横架材を支持する壁、敷げた又は柱の上端までの高さをいうものであること。【平成元年消防危第14号・消防特第34号】

(3) 貯蔵倉庫の床面積

危政令第10条第1項第5号に規定する「床面積」には、(5)に掲げる上屋(1m以上外壁から張り出したものに限る。)の面積を含めること。

(4) 貯蔵倉庫の構造

外壁又は出入口のない貯蔵倉庫は、認められないものであること。

また、危政令第 10 条第 1 項第 6 号に規定する「壁、柱及び床を耐火構造とし、かつ、はりを不燃材料で造る」とは、壁等の下地材料までを含めて耐火構造(同号ただし書に該当する場合にあっては不燃材料)とすることをいうものであること。

(5) 上屋

荷さばきのための上屋については、使用形態等により設置することができること。 なお、当該上屋の構造等については、次によること。

- ア 上屋は、荷さばきのための用途以外の用途として使用しないこと。
- イ 上屋は、2方向以上が開放されていること。
- ウ 上屋は、延焼のおそれのある外壁又はこれに相当する部分を有しないこと。 また、当該荷さばき場における危険物の取扱いが、貯蔵に伴う取扱いの範囲を逸脱 すると判断される場合にあっては別途一般取扱所の設置許可を要すること。
- エ 保安距離及び保有空地は上屋の先端から確保し、危政令第20条及び第21条の基準 が適用されること。【昭和57年消防危第57号】

(6) 出入口の大きさ

危政令第10条第1項第8号に規定する「出入口」に防火設備を設ける限り、その大きさについての制限はないものであること。ただし、耐火構造の壁で造る屋内貯蔵所にあっては、一面の大部分が出入口となるような規模のものを設ける場合は当該出入口を特定防火設備とすること。【昭和45年消防予第72号】

(7) 禁水性物品等の貯蔵倉庫の床の構造

危政令第10条第1項第10号に規定する「水が浸入しない構造」は、万一の浸水にも対応できる程度、床を高くすること等をいうものであること。

(8) 架台等の構造

ア 架台は、次の構造を満たすよう施工し、地震時の荷重に対して座屈及び転倒を生じないように施工するとともに、堅固な基礎に固定すること。ただし、下表に例を示す市販のラック等で、アンカーボルト等で強固に固定するものは構造計算を要しないことができる。

段数	幅 (cm)	奥行 (cm)	高さ (cm)	各棚の 許容荷重 (kg)	ラックの 最大許容 荷重 (kg)	固定 ボルトの 呼び径	固定 ボルト の本数
3	90	30	185	100	300	M10	4
3	90	60	185	150	450	M12	4
3	120	30	185	100	300	M10	4
3	150	30	185	150	450	M12	4
3	180	30	185	150	450	M12	4
4	90	30	210	100	400	M12	4
4	120	30	210	100	400	M12	4

(ア) 架台の耐震対策について【平成8年消防危第125号】

また、設計鉛直震度は設計水平震度の1/2とする。ただし、高さが6メートル以上の架台にあっては応答を考慮し、(イ)のとおり修正震度法によるものとする。

なお、高層倉庫等で架台が建屋と一体構造となっているものについては、建基法によることができる。

(イ) 修正震度法による計算

a 架台の各段の設計水平震度

架台の各段の設計水平震度(Kh(i))は、次の式により求めた値とする。

 $Kh(i) = 0.15 \cdot v \cdot 1 \cdot v \cdot 2 \cdot v \cdot 3(i)$

v 1:地域別補正係数

ν 2:地盤別補正係数

v3(i):高さ方向の震度分布係数

$$\nu \ 3 \ (i) = \frac{1}{W \ i} \left\{ \begin{pmatrix} n \\ \sum_{j=i}^{n} W \ j \end{pmatrix} \times A \ i - (\sum_{j=i+1}^{n} W \ j) \times A \ i + 1 \right\}$$

ただし、i = nの場合、() の場合、() は第1項のみとする。

Wi:i段の固定荷重と積載荷重の和Wi

A i : 各段の設計水平震度の分布係数A i

n : 架台の段数

A i = 1 + $(1/\sqrt{\alpha} i - \alpha i) 2 T/(1 + 3 T)$

α i : 架台のA i を算出しようとする第 i 段の固定荷重と積載荷重の和を当該架台の全固定荷重と全積載荷重の和で除した数値

T:架台の設計用一次固有周期で、次の式により求めた値(秒)

T = 0.03h

h : 架台の全高さ (m)

架台の固有値解析を行った場合は、その値を用いることができる。架台の固有 値解析を行った場合は、その値を用いることができる。

b 架台の各段に作用する地震力

架台の各段に作用する地震力 (Pi) は、次の式により求めた値とする。

$$P i = W i \times K h (i)$$

c 架台の各段に作用する転倒モーメント

架台の各段に作用する転倒モーメント (Mi)は、次の式により求めた値とする。

$$M i = \sum_{j=i+1}^{n} \left\{ P i \times (H j - H i) \right\}$$

Hi:第i段の高さ

架台地盤面に作用する転倒モーメント (Mo)

$$Mo = \sum_{j=1}^{n} (Pj \times Hj)$$

- イ 架台は、人が乗って作業をしない構造とすること。
- ウ 架台は、不燃材料でできた柵等を設けることにより貯蔵する容器が容易に転倒、落 下及び破損等しない措置が講じられていること。
- エ 移動ラックは、危険物の容器を出し入れするために移動する場合を除き、貯蔵倉庫の床に固定できる構造のものであること。ただし、移動ラックのレール部が床に固定され、ア、ウを満たす場合はこの限りではない。
- (9) 採光、照明、換気及び排出の設備
 - ア 危政令第 10 条第 1 項第 12 号に規定する「採光及び照明の設備」は、製造所の例によること。
 - イ 同号に規定する「換気及び排出の設備」については、「第1節第8号(1)換気及び 照明の設備」によること。

なお、「可燃性蒸気が滞留する場合」とは、屋内貯蔵所においては引火点70度未満の危険物を貯蔵する場合と読み替えること。

ウ 第5類以外の危険物を貯蔵する屋内貯蔵所における天井の設置についても、品質管理等の理由で温度管理が必要な物品を貯蔵する場合、周囲の状況、放爆構造等の施設の構造、取り扱う危険物の性状等に応じて、保安上支障ない場合は、危政令第23条の規定を適用し、認めて差し支えない。

2 平家建以外の独立専用建築物の屋内貯蔵所

(1) 貯蔵倉庫の階高とは、各階の床面から上階の床の下面までの高さをいい、最上階にあっては床面から建築物の小屋組又はこれに代わる横架材を支持する壁、敷げた又は柱の上端までの高さをいうものであること。

- (2) 貯蔵倉庫に階段を設ける場合は、専用の階段室を設ける場合を除き、屋外に設けること。
- (3) 危政令第10条第2項第4号ただし書に規定する「階段室」には、エレベーター等は含まないものであること。

3 他用途を有する建築物に設置する屋内貯蔵所

- (1) 当該建築物の構造は、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画しても耐火構造以外の構造は認められないものであること。【平成元年消防危第64号】
- (2) 危政令第 10 条第 3 項第 4 号に規定する「これと同等以上の強度を有する構造」には、「耐火構造の構造方法を定める件」(平成 12 年 5 月 30 日建設省告示第 1399 号) 第 1 の 1 の トに規定する「高温高圧蒸気養生された軽量気泡コンクリート製パネルで厚さが7.5cm以上のもの」が該当すること。【平成 2 年消防危第 105 号】
- (3) 危政令第10条第3項第5号に規定する「出入口」は、屋外に面していなくても差し支えないこと。ただし、この場合における消火設備の設置区分は、著しく消火困難に該当するものである。【平成元年消防危第64号】
- (4) 危政令第10条第3項第6号に規定する「窓を設けない」とは、出入口及び換気設備等の開口部以外の開口部を有してはならないことを意味するものであること。【平成元年消防危第14号・消防特第34号】
- (5) 危政令第10条第3項においてその例によるとされる「避雷設備」は、屋内貯蔵所の存する建築物全体を有効に保護できるものであること。

4 特定屋内貯蔵所

- (1) 指定数量の倍数が50以下の屋内貯蔵所については、危規則第16条の2の3に定める 基準又は危政令第10条第1項の基準のいずれかを申請者において選択できるものである こと。
- (2) 吸気口及び排気口には、特定防火設備の温度ヒューズ付防火ダンパー等を設置すること。

5 髙引火点危険物の屋内貯蔵所

高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所については、危規則第16条の2の4から第16条の2の6までに定める基準又は危政令第10条第1項、第2項及び第4項の基準のいずれかを申請者において選択できるものであること。

6 タンクコンテナに収納して貯蔵する場合の基準

危政令第 15 条第 2 項に規定する積載式移動タンク貯蔵所の基準のうち構造及び設備の技術上の基準に適合する移動貯蔵タンク並びに「国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の取扱に関する運用基準について」【平成 4 年消防危第 54 号】に示す国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所に積載するタンクコンテナに限り、屋内貯蔵所に貯蔵しても差し支えないこと。

また、その際の運用については、「危険物をタンクコンテナに収納して屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所に貯蔵する場合の運用について」【平成10年消防危第36号】によること。

7 危険物以外の物品の貯蔵

危規則第38条の4第1項に規定される物品以外であっても、危険物の貯蔵に伴い必要な パレット等の貯蔵用資材、段ボール等の梱包用資材、空容器類、フォークリフト等の荷役機 器、油吸着マット等の防災資器材等については、次により必要最小限の量に限り存置できる ものであること。【平成10年消防危第26号】

- (1) 貯蔵用資器材、梱包用資器材及び空容器類については、とりまとめて貯蔵し、危険物と相互に1m以上の間隔を置くとともに、積み重ねる場合は、周囲で貯蔵する危険物に悪影響を及ぼさないよう、積み重ね高さに留意すること。
- (2) 荷役機器については、消火活動上支障のない専用の場所を定めて置くこと。 なお、可燃性蒸気が滞留するおそれのある場所で使用するフォークリフトは、防爆構造 のものとすること。
- (3) 防災資器材については、とりまとめて貯蔵し、危険物と相互に1m以上の間隔を置く とともに、当該防災資器材が使用できない時の代替措置が講じられているものであるこ と。

8 リチウムイオン蓄電池の貯蔵

リチウムイオン蓄電池を貯蔵する場合は、「リチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱に係る運用について」、「キュービクル式リチウムイオン蓄電池設備の貯蔵に係る運用について」、「車載用リチウムイオン蓄電池の貯蔵に係る運用について」及び「鋼板製の筐体で覆われる車載用リチウムイオン蓄電池に係る指定数量について」によること。【平成 23 年消防危第303号・令和4年消防危第96号・令和4年消防危第295号】

第5節 屋外タンク貯蔵所の基準

1 タンクの容積の算定

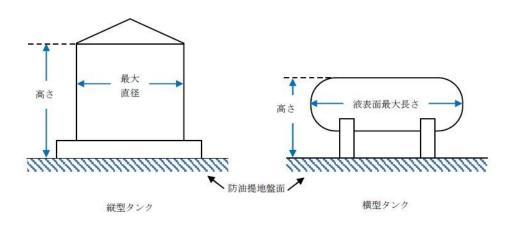
- (1) 円形又は円筒型のタンクについては、危規則第2条によるほか「タンクの内容積の計算方法について」【平成13年消防危第42号】により算出すること。
- (2) 縦置円筒型のタンクのうち、屋根がタンク放爆構造でないタンクにあっては、屋根の部分も内容積に含めるものであること。

2 保安距離

- (1) 危政令第11条第1項第1号に規定する「保安距離」は、製造所に準じること。
- (2) 保安距離の起算点は、次によること。
 - ア 屋外貯蔵タンクの側板とすること。
 - イ 危政令第 11 条第 1 項第 16 号に規定する「被覆設備」を設けた場合は、当該被覆設備の先端からとすること。

3 敷地内距離【昭和51年消防危第22号】

危政令第11条第1項第1号の2の「タンクの高さ、最大直径及び横の長さ」は下図のとおりとし、「敷地内距離」は次によること。



- (1) 敷地境界線と屋外タンク貯蔵所の間に製造所等が存していても、敷地境界線と屋外貯蔵タンクの側板までの距離とすること。
- (2) 防火上有効な塀及び水幕設備等を設置することで当該距離を確保しないことができること。

なお、防火上有効な塀及び防火上有効な水幕設備の設置については、「「タンク冷却用散水設備に関する運用指針」及び「屋外タンク貯蔵所に係る防火塀又は水幕設備の設置について」」【昭和55年消防危第80号】中の別添2によること。

(3) 危規則第19条の2第2号に規定する「地形上火災が生じた場合においても延焼のおそれが少ない」場合及び同条第4号に規定する「敷地境界線の外縁に、告示で定める施設が存在する」場合には、何ら措置を講じなくても、市町村長が定めた距離とすることができること。ただし、「敷地境界線の外縁に、危告示で定める施設」として危告示第4条の2の2第3号に該当する道路のうち、当該屋外タンク貯蔵所の存する事業所の敷地の周囲に存する道路の状況から避難路が確保されていないと判断されるもの又は道路の形態、

交通事情その他から見て当該道路が専ら事業所の用に供するとはいえないと判断される ものについては、該当しないものとする。「地形上火災が生じた場合においても延焼のお それが少ない」ものとしては、屋外タンク貯蔵所の存する事業所の敷地に隣接して次のい ずれかのものが存在する場合であること。

なお、これらのものが二以上連続して存する場合も同様であること。

- ア海、湖沼、河川又は水路
- イ 工業専用地域内の原野と無指定地域内の農地及び原野
- ウ 工業専用地域内の空地又は工業専用地域となることが確実である埋立中の土地 なお、緑地(都市計画法第11条第1項第2号のものをいう。)、公園、道路(危告示 第4条の2の2第3号に規定する道路以外のものをいう。)、公共湾岸施設(護岸、物 揚場等)等、一般の人や自動車が立ち入る場所は「地形上火災が生じた場合において も延焼のおそれが少ない」ものとならないこと。
- (4) 分社化に伴い、敷地内距離の一部又は全部が自社保有でなくなる場合であっても、関連する複数の事業所の管理が従来どおり一体となって行われるときは、新たに貸借権等を得る必要はないものであること。
- (5) 特殊な形態の屋外貯蔵タンクの直径等の数値の算定
 - ア 角型のタンクにあっては、長辺の長さを、円筒横置型のタンクにあっては、タンクの 鏡の部分も含んだ横の長さを直径等の数値とすること。
 - イ 球型の屋外貯蔵タンクにあっては、タンクを形成する板の最上部までをタンクの高さ、タンク断面の最大となる部分をタンクの直径等の数値とすること。

4 保有空地

(1) 危政令第11条第1項第2号に規定する「保有空地」は、防油堤の外側部分にあっては 第2節2(1)によること。

なお、防油堤内の部分にあっては、必要最小限の危険物を移送するための配管その他これに準じる工作物(計装配管等を含む。)を整理して設ける場合に限り、任意の高さに設けることができること。その場合、当該施設と直接関係の無いものにあっては、製造所の保有空地の例によること。

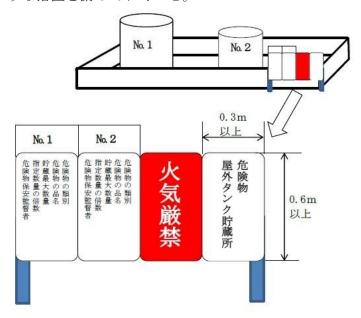
- (2) 保有空地の起算点は、次によること。
 - ア 屋外貯蔵タンクの側板とすること。
 - イ 危政令第 11 条第 1 項第 16 号に規定する「被覆設備」を設けた場合は、当該被覆設備の先端からとすること。

5 標識及び掲示板

危政令第 11 条第 1 項第 3 号に規定する「標識及び掲示板」は、製造所を準用するほか、 次によること。

(1) タンク側板に直接表示することは認められないこと。【昭和37年自消丙予発44号】

(2) タンク群(一の防油堤内に複数のタンクを設ける場合に限る。) にあっては、見やすい 箇所に一括して設けることができるものであること。ただし、この場合、掲示板と各タン クが対応できるような措置を講じておくこと。



標識・掲示板 (例)

6 タンクの構造

- (1) 危政令第 11 条第 1 項第 4 号に規定する「3.2 ミリメートル以上の鋼板」には危規則第 20 条の 5 第 1 号に規定する鋼板及びこれと同等以上の機械的性質を有する鋼板も含まれるものであること。
- (2) 危政令第11条第1項第4号に規定する「気密に造る」とは、溶接又は耐油性パッキン及びボルト締め等により、密閉構造とされるものをいい、マンホール等に密閉されないふたを設けることは原則できないものであること。 また、「圧力タンク」は、次によること。
 - ア 最大常用圧力が正圧又は負圧で 5 k Pa を超えるものが該当する。 【昭和 52 年消防危 第 56 号】
 - イ 負圧タンクの水圧試験は、当該負圧の数値の絶対値に相当する圧力の 1.5 倍の水圧 をタンクに加えて行うことができること。【平成 9 年消防危第 104 号】

(3) 加熱保温設備

- ア 屋外貯蔵タンクの過熱設備は、直火を用いない構造とし、原則としてジャケット、 コイル又は配管等による蒸気、温水等を使用した加熱方法とすること。
- イ 電気による加熱にあっては、危険物の温度が異常に上昇した場合に加熱装置のタン ク取付け部において、溶融又は脱落が生じない構造とすること。
- ウ タンク内の危険物の引火点以上に加熱しない制御を施すこと。
- エ タンクに加熱保温設備を設ける場合、液相部の上部と下部の液温を有効に検出できるよう温度計等を設けること。

(4) 歩廊橋

屋外貯蔵タンクに歩廊橋を設置することはできないものであること。ただし、次に掲げる耐震対策を講じたものにあってはこの限りでない。【平成8年消防危第125号】

ア 歩廊橋の構造は、地震動によるタンク間相互の変位によりタンク本体を損傷するお それのない構造であるとともに、落下防止を図るため変位に対し追従できる可動性を 有するものであること。

なお、その際の歩廊橋が持つべき最小余裕代は、歩廊橋が取付けられているタンクにおいてそれぞれの歩廊橋の地盤からの取付け高さの和に 0.03 を乗じた値以上であること。

イ 歩廊橋には、想定変位量を超える変位を考慮し、落下防止のためのチェーンを取付 ける等の措置を講じること。

7 耐震、耐風圧構造

(1) 500kl 未満の屋外貯蔵タンクの耐震及び耐風圧構造計算は次のようなものがある。

ア 計算条件

D:タンクの内径

H:タンク高さ(基礎を除くタンクの胴部分の高さ)

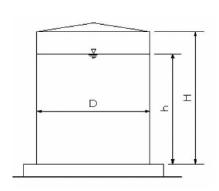
h:液面の高さ

タンクの自重:WT

貯蔵危険物の重量:WL

設計水平震度: K h

設計鉛直震度: K v



イ 転倒の検討

(ア) 満液時における転倒モーメント及び抵抗モーメント(地震時)

転倒モーメント=(WT×Kh×H/2)+(WL×Kh×h/2)(ton・m)

抵抗モーメント= $(WT+WL) \times (1-Kv) \times D/2$ (単位 ton・m)

抵抗モーメント>転倒モーメントとなれば転倒しないものと考えられる。

(イ) 空液時における転倒モーメント及び抵抗モーメント(風圧時)

風圧力をPwとする。

Pw=(風荷重)×(タンクの垂直断面積)

風荷重:危険物告示第4条の19第1項により算出したもの

転倒モーメント=Pw×H/2 (単位 ton・m)

抵抗モーメント=WT×D/2 (単位 ton・m)

抵抗モーメント>転倒モーメントとなれば転倒しないものと考えられる。

ウ 滑動の検討

タンク底板と基礎上面との間の摩擦係数 e_{μ} (0.5) とする。

(ア) 地震時

 μ (1-Kv)>Khとなれば、空液時及び満液時ともに滑動しないものと考えられる。

(イ) 風圧時

滑動力=風圧力 (Pw) >抵抗力= $WT \times \mu$ となると強風時にはタンクの滑動が予想される。したがって、タンクの滑動を防止するために必要な貯蔵危険物の液面の高さ h 'は、次のようになる。

$h' = \frac{(滑動力) - (抵抗力)}{(タンクの底面積)×(貯蔵危険物の比重)×<math>\mu$

- (2) 危規則第21条第1項の「堅固な地盤又は基礎の上に固定したもの」の「固定」とは、 支柱が直接タンクにつかず、タンクに巻いたアングル等についているか又は底板の縁が 基礎ボルト等で固定されていることをいうものであること。
- (3) 危政令第11条第1項第5号に規定する「支柱」とは、屋外貯蔵タンクの下方に設けられる柱をいい、当該支柱の構造は、次の構造のものがあること。【昭和40年自消乙予発第20号】
 - ア 鉄骨を、塗厚さが4cm (軽量骨材を用いたものについては3cm) 以上の鉄網モルタルで覆ったもの
 - イ 鉄骨を、塗厚さが5cm (軽量骨材を用いたものについては4cm) 以上のコンクリートブロックで覆ったもの
 - ウ 鉄骨を、塗厚さが5cm以上のれんが又は石で覆ったもの
 - エ 鉄骨を、厚さが3cm以上の吹付石綿(かさ比重が0.3以上のものに限る。)で覆ったもの
 - オ 石綿ケイ酸カルシウム成型板で60分耐火としたもの
 - カ その他の耐火認定工法を用いたもの

8 異常内圧放出構造

タンク放爆構造は、次のいずれかによること。

(1)屋外貯蔵タンクの上部には、貯蔵するのに必要な設備(配管、ステージ、手摺、マンホール及びノズル等)以外の工作物は設けないこととし、それらはタンク放爆構造を阻害することのないようにすること。

また、必要に応じて計算によりその構造の有効性を確認すること。

- (2) 屋根板を側板より薄くし、補強材等を接合していないもの
- (3)屋根板と側板が同厚を有した場合、その接合を側板相互及び側板と底板との接合より弱く(片面溶接等)したもの
- (4) 横置円筒型タンク又は胴と屋根の区別し難いタンクにあっては上部マンホール部分から容易に放出できる構造等十分に放出面積を有する局部的に弱い接合部分を設けたもの

9 タンク底板以外の錆び止め塗装

危政令第11条第1項第7号に規定する「さびどめのための塗装」は、ステンレス鋼板等 腐食性の著しく少ない材料で造られているタンクについては、適用しないことができるこ と。

10 タンク底板の防食措置

危政令第 11 条第 1 項第 7 号の 2 に規定する「底板を地盤面に接して設けるもの」とは、 支柱等でタンク底板が地盤面に直接接触しないよう保持されることで底部への外面腐食を 考慮する必要がないタンク以外の全てのタンク (材質に関係なし。)に適用するものであり、 また、「底板の外面の腐食を防止するための措置」を講ずる場合において、防食材料として オイルサンドの使用は認められないこと。

なお、その詳細については次によること。

(1) 危規則第21条の2第1号は次のア及びイによること。

ア アスファルトサンドの施工方法

- (ア) タンク敷設基礎地盤面は、アスファルトサンド敷設前に十分整地し、堅固な基礎 に仕上げる。
- (イ) 施工厚さは、5cm以上とし、硬化前に転圧し仕上げる。
- (ウ) 底板の外周部は、コンクリートモルタル、アスファルト等により防水の処置を行い、底板外面に水分が浸入しない構造とすること。

イ タンク底部の雨水浸入防止措置

タンク底部のアニュラ板等外側張出し部近傍からタンク底部の下へ雨水が浸入するのを防止するための措置は、次による方法又はこれと同等以上の効果を有する方法により行うこと。

- (ア) 犬走り部の被覆は、次によること。
 - a 被覆幅は、使用材料の特性に応じ、雨水の浸入を有効に防止することができる幅 とすること。
 - b 被覆は、犬走り表面の保護措置の上部に行うこと。
- (イ)被覆材料は、防水性を有するとともに、適切な耐候性、防食性、接着性及び可と う性を有するものであること。
- (ウ) 被覆は、次の方法により行うこと。
 - a 被覆材とアニュラ板又は底板上面及び犬走り表面との接着部は、雨水が浸入しないよう必要な措置を講じること。
 - b 屋外貯蔵タンクの沈下等によりアニュラ板と被覆材との接着部分に隙間を生じるおそれのある場合は、被覆材の剥離を防止するための措置を講じること。
 - c 被覆厚さは、使用する被覆材の特性に応じ、はく離を防ぎ、雨水の浸入を防止するのに十分な厚さとすること。
 - d 被覆表面は、適当な傾斜をつけるとともに、平滑に仕上げること。
 - e アニュラ板又は底板外側張出し部先端等の段差を生ずる部分に詰め材を用いる場合は、防食性、接着性等に悪影響を与えないものであること。
- (2) 危規則第21条の2第2号については、電気防食の基準によること。

11 通気管等

(1) 危規則第20条第1項第1号ハに規定する「細目の銅網等」とは、40メッシュ以上のステンレス又は銅の網その他これと同等以上の効果のあるものであること。ただし、貯蔵方法等で特殊な事情がある場合に細目の銅網等によることが困難であると認められる場合は、これに代わる有効な措置によることができること。

なお、高引火点危険物を 100 度未満の温度で貯蔵、取り扱う場合は、この場合ではないが、通気管口径が 100 A以上のものは、不燃性の網等により、鳥や異物混入等を防止する措置を行うこと。

- (2) 浮屋根式タンクは、大気弁を取付けること。
- (3) 固定屋根付き浮屋根式タンクは、浮屋根部分に大気弁及び固定屋根部分に通気口を取付けること。

なお、危険物を貯蔵したまま通気管を取り外して点検等を実施することが可能なよう に通気管は複数設置することが望ましい。

この場合、1個の通気管が機能を失った場合でもタンクの呼吸作用の為に必要な容量 を満足するように設けること。

また、1個設置の場合は、タンク本体への取付けをフランジ接続とする等、代替品との 交換が容易な構造とすること。

- (4) 凝固点が低い危険物を貯蔵する場合は、タンク本体の加温、保温とともに、通気管への加温等を考慮すること。
- (5) 安全装置にあっては、第2節「10 圧力計及び安全装置」の安全装置に準じるほか、 5 k Pa以上負圧にする圧力タンクにあっては、タンク設計条件等との関係から、必要に応 じ破壊板を設けること。
- (6) 通気管又は安全装置の吹き出し口は、タンクの高さ以上の位置に設けること。

12 自動表示装置

危政令第 11 条第 1 項第 9 号に規定する「危険物の量を自動的に表示する装置」とは目 視によって瞬時に量を確認できるものであり、次のいずれかによるものであること。

- (1) 気密又は蒸気がたやすく発散しない構造としたフロート式計量装置
- (2) 電気、圧力作動装置又はラジオアイソトープを利用した自動計量装置
- (3) ガラスゲージを設ける場合は、次によること。

ア ガラスゲージは、第4類で引火点 40 度以上の危険物及び第6類の危険物を貯蔵する 屋外貯蔵タンクについて認められるもので、ゲージが破損した際に危険物の流出を自 動的に停止できる構造を有する閉止弁(ボール入り自動停止弁等)を設けること。

イ ガラスゲージは、金属管で保護した硬質ガラス等で造られたものであること。

13 注入口

危政令第11条第1項第10号の注入口は、次によること。

- (1) 注入口は、タンクとの距離に関係なくタンクの付属設備であること。
- (2) 注入口は、防油堤内に設けること。ただし、防油堤外に設置する場合は、漏れた危険物が飛散等しないよう、注入口の直下部周囲には囲い又は受皿等を設けること。

- (3) 注入口は、蒸気の滞留するおそれがある階段、ドライエリア等を避けた位置とすること。
- (4) 静電気を有効に除去するため注入口付近に設ける接地電極は、次によること。
 - ア 屋外タンク貯蔵所の避雷設備の接地極が注入口付近にある場合には、当該接地電極 と避雷設備の接地極と兼用しても差し支えない。【平成元年消防危第64号】
 - イ 「その他静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物」とは、特殊引火物、第一石油類及び第二石油類(アセトアルデヒド、メチルエチルケトンを除く。)が該当すること。ただし、配管等の構成部材が合成樹脂である部分を流動する場合にあっては、全ての液体の危険物が該当する。
 - ウ 接地抵抗値が 1000 Ω 以下となるように設ける。
 - エ 接地端子と接地導線の接続は、ハンダ付等により完全に接続する。
 - オ 接地導線は、機械的に十分な強度を有する太さとする。
 - カ 接地端子は、移動貯蔵タンクの接地導線と有効に接地ができる構造とし、取付け箇 所は、引火性危険物の蒸気が漏れ、又は滞留するおそれのない場所とする。
 - キ 接地端子の材質は、導電性のよい金属(銅、アルミニウム等)を用いる。
- (5) 二以上の注入口が1か所に群をなして設置されている場合は、それぞれの注入口に送 液先が確認できるよう該当危険物の品名等を明示すること。

この場合、当該注入口群に一の掲示板を設けることをもって足り、また、送液先が確認できるよう該当危険物の品名等を表示すること。【昭和40年自消乙予発第20号】

なお、注入口とポンプ設備が同一の場所にある場合、当該掲示はポンプ設備の掲示と兼用しないよう指導すること。_

- (6) 危政令第11条第1項第10号ホただし書きに規定する「市町村長等が火災の予防上当該掲示板を設ける必要がないと認める場合」とは、注入口が屋外貯蔵タンクの直近にあり、当該タンクの注入口であることが明らかである場合、関係者以外の者が出入りしない場所にある場合等が該当すること。【昭和40年自消乙予発第20号】
- (7) 注入口付近においてタンクの自動表示装置を視認できないものにあっては、注入口付近にタンク内の危険物の量を容易に覚知することができる装置、危険物の量がタンク容量に達した場合に警報を発する装置、又は連絡装置等を設ける必要があること。ただし、タンクに危険物の過剰な注入を自動的に防止する設備を設けた場合は、この限りでない。
- (8) 危険物配管による受入れを行わない屋外タンク貯蔵所における危険物の受入れは、タンクマンホール部等から行わず、注入口(ノズル)によること。

14 ポンプ設備

危政令第11条第1項第10号の2に規定するポンプ設備は、次によること。

- (1) ポンプ設備とは、ポンプ、原動機及びその基礎(その周囲に建築物その他の工作物を 設ける場合には当該工作物を含む。)をいい、防油堤内に設けないこと。【昭和40年自消 乙予発第20号】
- (2) ポンプ設備の空地(以下「ポンプ空地」という。)は、ポンプ設備の周囲に確保すべき 必要離隔距離であり、当該施設に関係の有るものをその距離内に設けることを禁止する ものでないこと。

(3) 危政令第 11 条第 1 項第 10 号の 2 イに掲げる「防火上有効な隔壁を設ける場合」には、 1 棟の工作物の中でポンプ設備の用途に供する部分と他の用途に供する部分とが耐火構造の隔壁で屋根裏まで完全に仕切られている場合を含むものであること。【昭和 40 年自 消乙予発第 20 号】

したがって、同号二に規定する不燃材料で造った「ポンプ室」は防火上有効な隔壁には 該当せず、当該ポンプ設備の属する屋外タンク貯蔵所の指定数量により、その周囲にポン プ空地が必要となる。

また、当該隔壁部分に出入口を設ける場合は、必要最小限とし、自閉式の特定防火設備を設けること。

(4) 二以上のポンプ設備が1か所に群をなして設置されている場合においては、当該二以上のポンプ設備の群をもって一のポンプ設備とすること。

したがって、当該ポンプ設備は、その属するすべてのタンクのポンプ設備としての性格を有することとなるのでその属するすべてのタンクの保有空地内に置くことが可能であるが、いずれのタンクとの距離もタンクの保有空地の幅の3分の1以上でなければならないこと。

また、取り扱う危険物により掲示板が必要な場合も一の掲示板を設置すれば足りるが、 二以上の品名に係る場合は、当該二以上の品名を列記すること。

この場合、設置又は変更の許可等の取扱いについては、主たるタンクのポンプ設備として取り扱うこと。【昭和40年自消乙予発第20号】ただし、従たるタンクの付属ポンプ単独の設置又は変更等の場合は、当該従たるタンクの設置又は変更許可等とすることができるものであること。

<u>なお、注入口とポンプ設備が同一の場所にある場合、当該掲示は注入口の掲示と兼用し</u>ないよう指導すること。

(5) 「市町村長等が火災の予防上当該掲示板を設ける必要がないと認める場合」とは、同 第13(6)の注入口に準じること。【昭和40年自消乙予発第20号】

15 弁

危政令第11条第1項第11号に規定する弁は、次によること。

- (1)屋外貯蔵タンクの弁は、元弁以外の弁も含まれること。【昭和56年消防危第71号】
- (2) 鋳鋼と同等以上の機械的性質を有する材料として、次のものを使用して差し支えないものであること。
 - ア 工業純チタン又は工業用純ジルコニウム製の弁【昭和35年国消乙予発第23号】
 - イ 耐酸性を要する弁にあっては、陶磁製品の弁【昭和37年自消乙予発第44号】

 - エ JISG5121「ステンレス鋼鋳鋼品 (SCS…)」、JISG3201「炭素鋼鍛鋼品 (SF…)」に適合 する材料で造られた弁

16 水抜管

危政令第11条第1項第11号の2ただし書によりタンクの底板に水抜管を設ける場合は、次によること。【昭和40年自消乙予発第20号】ただし、底板を基礎等地盤面に接して設けるタンクについては、底板の雨水浸入防止と底板裏面腐食の観点から水抜管はタンク側板に設置するよう指導すること。

- (1) 水抜管とタンクとの結合部分及び当該結合部分の直近の水抜管の部分が、地震等の際、 タンクの基礎部分に触れないよう、当該水抜管とタンクの基礎との間にその直径以上の 間隙を保つこと。
- (2) 架台に支えられたタンク等、タンクの底板と地盤面との間に適当な空間を設けられているものの底板に、当該タンクの水抜管とその直下の地盤面との間に十分な間隙が保たれるように水抜管を設けること。
- (3) 規模の大きな水抜管には地震等に耐え得る補強を設け、また、その他の水抜管にはフランジ継手を設ける等、タンク底部の点検等が容易に行うことができるよう必要に応じて措置すること。

17 配管及び可とう管継手

- (1) 危政令第 11 条第 1 項第 12 号に規定する「屋外貯蔵タンクの配管」とは、当該施設の 危険物配管の全てが該当し、その位置、構造及び設備は製造所の危険物を取り扱う配管に 準じるものとすること。
- (2) 危政令第 11 条第 1 項第 12 号の 2 に規定する「危険物を移送する配管」とは、タンク本体に接続するすべての危険物配管をいうものであること。ただし、常時液圧を受けることの無い、タンク最高液面より上部に設けるものは除く。
- (3) 危政令第11条第1項第12号の2に規定する「配管とタンクとの結合部分に損傷を与えないように設置」の措置として可撓管継手を使用する場合には、次によること。
 - ア 「可撓管継手の設置等に関する運用基準について」【昭和 56 年消防危第 20 号】、「可 撓管継手の設置等に関する運用基準の取扱いについて」【昭和 56 年消防危第 107 号】 及び「可撓管継手に関する技術上の指針の取扱いについて」【昭和 57 年消防危第 59 号】 によること。
 - イ 財団法人日本消防設備安全センターで行った評定試験の合格品については、上記ア の運用基準の「可撓管継手に関する技術上の指針」等に適合しているので、設置等に 際しては試験合格品を用いるよう努めること。

18 避雷設備

危政令第 11 条第 1 項第 14 号に規定する避雷設備は、「第 1 2 節 1 2 避雷設備の基準」によること。

19 防油堤

- (1) 危政令第 11 条第 1 項第 15 号の規定による防油堤は、危規則第 22 条第 2 項によるほか、「防油堤の構造等に関する運用基準について」【昭和 52 年消防危第 162 号】中別記 1 防油堤の構造指針によること。
- (2) 防油堤に設ける伸縮目地は、防油堤の1辺の長さが20m以上の場合に必要となるものであること。【昭和52年消防危第162号】

なお、危険物保安技術協会で防油堤目地部の可とう性材の安全性について試験確認業務を行うので、認定されたものを使用するよう努めること。【平成 10 年消防危第 33 号】

- (3) 屋外貯蔵タンクの配置は、消火活動上支障がないようにすること。
- (4) 架空を含む構内道路上には工作物を設けないこと。ただし、路面からの高さが4m以上の配管等を必要最小限設ける場合はこの限りでない。

- (5) 危規則第22条第2項第5号に規定する「直接面する」とは、屋外貯蔵タンクの一面以上が当該道路に面していることをいい、タンクと当該道路との間には防油堤以外の工作物を設けることができないものであること。ただし、屋外貯蔵タンクと工程上密接不可分なポンプ設備、配管等にあっては、防油堤と構内道路その他の道路又は空地との間に設けることができるものであること。
- (6) 危規則第22条第2項第6号の規定は、次によるものとする。
 - ア 道路は、構内道路に限らず公衆用道路、事業所内連絡道路でもよいが、敷地内距離を確保する必要があること。
 - イ 道路の幅員は、4m以上とすること。
 - ウ 空地は、防油堤から4m以上の幅を有し、かつ、幅員4m以上の道路と接続されていること。
 - エ タンクは、2列以下又は互い違いに配置し、屋外貯蔵タンクの一面以上が道路又は 空地に面すること。
- (7) 危規則第22条第2項第7号に規定する「周囲」とは、防油堤の全ての周囲をいうものであること。ただし、敷地配置上やむを得ない場合は、防油堤の2辺以上が構内道路または(6)の空地に面していれば良いこととする。
- (8) 危規則第22条第2項第8号の「タンクの高さ」は、敷地内距離のタンク高さを準用することとし、屋外貯蔵タンクと防油堤の間に保つ距離は、タンク側板外側と防油堤の天端の内側までの水平距離とすること。

また、ただし書きに規定する引火点が 200 度以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵タンクは、防油堤の内側に点検等が行える距離を保つこと。

- (9) 危規則第22条第2項第12号の「防油堤等に損傷を与えないよう必要な措置を講じた場合」とは、「防油堤の構造等に関する運用基準について」【昭和52年消防危第162号】中別記5配管貫通部の保護措置に関する指針による措置を講じたものであること。
- (10)第4類及び第6類の危険物を貯蔵する屋外貯蔵タンクの防油堤内には危規則第38条の4第2号に規定する物品を貯蔵するタンク以外のタンクは設けられないこと。
- (11) 防油堤内に矮(わい)性の常緑草を植栽することについて、防油堤としての効力を 損なわないよう維持管理する場合に限り認めて差し支えないこと。【平成8年消防危第27 号】

20 被覆設備

危政令第11条第1項第16号の固体の禁水性物品の屋外貯蔵タンクに設ける「被覆設備」は、防水性の不燃材料で造った屋根又は上屋に類似するものをいうこと。【昭和37年自消丙予発第44号】

2 1 保温材

- (1) タンク側板に保温材を設ける場合は、第2節13(9)の配管の火災予防上安全な構造に準じるほか、タンク外面には腐食を防止するために有効なさびどめ塗装を指導すること。
- (2) 保温材としてウレタンフォームを使用する場合は、難燃性のものに限り保温材として使用できること。【昭和51年消防危51号・昭和51年消防危第57号】

22 二硫化炭素の屋外タンク

第2章 製造所等の位置、構造及び設備の技術上の基準

二硫化炭素の水槽には、地下タンク貯蔵所に準じ、タンク室と同程度の完全な漏水防止措置を施し、また、タンクは浮揚防止のため基礎に固定すること。

第6節 屋内タンク貯蔵所の基準

1 タンク専用室内の間隔

- (1) 危政令第12条第1項第2号に規定する「タンク専用室の壁」には、柱を含むものであること。
- (2) 間隔の算定については、タンクの最も張り出した部分(配管、付属品を除く。)を起点とすること。
- (3) タンクとタンク専用室の屋根、はり等との間隔は、タンク上部やタンク内部の点検等が容易に行える空間を確保すること。

2 標識及び掲示板

危政令第12条第1項第3号に規定する「標識及び掲示板」は、製造所の例によること。

3 貯蔵量

(1) 危政令第12条第1項第4号に規定する「容量」は、一のタンク専用室内にあるタンクの容量の総計をいうものであること。

したがって、指定数量未満の危険物を貯蔵するタンクが二以上ある場合であっても、その量の合計が指定数量以上である場合は、屋内タンク貯蔵所に該当するものであること。

- (2) タンク専用室内に設けるタンクの数には、制限はないものであること。
- (3) 隣接するタンク専用室間の壁に出入口を設けた場合には、当該隣接するタンク室を一のタンク室として取り扱うものであること。【昭和40年自消丙予発第83号】

4 屋内タンクの構造

危政令第12条第1項第5号に規定する「屋内タンクの構造」は、屋外貯蔵タンクに準じること。

5 通気管

毒性、有臭性又は揮発性の高い危険物を貯蔵するタンクに設ける通気管にあっては、危規則第20条第2項各号に適合する場合、危規則第20条第1項第2号に規定する大気弁付通気管とすることができる。

6 タンクの固定

タンクは、アンカーボルト等で堅固な基礎に固定すること。

7 ポンプ設備

屋内タンク貯蔵所のポンプ設備は、危政令第12条第1項第9の2号の規定により屋外貯蔵タンクのポンプ設備に準じ、又は総務省令で定めるところにより設けること。

8 タンク専用室の危険物流出防止構造

危政令第12条第2項第8号に規定する「屋内貯蔵タンクから漏れた危険物がタンク専用 室以外の部分に流出しないような構造」とは、出入口の敷居を高くするか又はタンク専用 室内に堰(せき)を設ける等の方法によりタンク専用室内に収容されている危険物の全容 量が収納できるものであること。【昭和46年消防予第106号】

また、堰(せき)を設ける場合は、当該堰と屋内貯蔵タンクの間に 50 cm以上の距離を保つこと。

9 床の構造

危政令第 12 条第 1 項第 16 号に規定する「危険物が浸透しない構造」には、コンクリート、金属板等で造られたものがあること。

10 保温材

- (1) <u>タンク側板に保温材を設ける場合は、第2節13(9)の配管の火災予防上安全な構</u>造に準じるよう指導すること。
- (2) 保温材としてウレタンフォームを使用する場合は、難燃性のものに限り保温材として使用できること。【昭和51年消防危51号・昭和51年消防危第57号】

第7節 地下タンク貯蔵所の基準

1 タンクの位置

タンクの位置は、次により指導すること。

(1) タンクは、当該タンクの点検及び管理が容易に行えるよう上部に有効な空間が確保できる位置に設置すること。【昭和49年消防予第72号】

したがって、タンクの点検及び管理が容易に行えるよう上部に有効な空間を確保した場合には、建築物の直下又は他の施設の保有空地内にタンクを設置することができること。

(2) タンクは、避難口等避難上重要な場所の付近及び火気使用設備の付近に設置しないこと。

2 タンクの容積の算定

FFタンクの鏡板が半球形である場合、鏡部分の容積算出に当たっては、危規則第2条第2号イの横置きの円筒型タンクに関する近似計算法を使用せず、次の体積計算法を用いて計算して差し支えないこと。【平成10年消防危第90号】

半球形の鏡部分の容積(V)の算定方法

 $(3/4 \times \pi r^3) \times 1/2$

r:円筒の半径、鏡出

3 タンクの構造

(1) 地下貯蔵タンクの構造は、次により発生する応力及び変形に対して安全なものでなければならない。

なお、鋼製横置円筒型の地下貯蔵タンクに作用する荷重及び発生応力については、一般的に次により算出することができる。【平成17年消防危第55号・平成18年消防危第112号】

ア 作用する荷重

(ア) 主荷重

a 固定荷重(地下貯蔵タンク及びその付属設備の自重)

W₁:固定荷重[単位:N]

b 液荷重 (貯蔵する危険物の重量)

 $W_2 = \gamma_1 \cdot V$

W₂:液荷重[単位:N]

γ₁:液体の危険物の比重量[単位: N/mm³]

V: タンク容量「単位:mm³]

c 内圧

 $P_1 = P_G + P_L$

P₁:内圧「単位:N/mm2]

第2章 製造所等の位置、構造及び設備の技術上の基準

P_G:空間部の圧力(無弁通気管のタンクにあっては、考慮する必要がない)

[単位:N/mm2]

P_L:静液圧[単位:N/mm2]

静液圧PLは、次のとおり求める。

 $P_L = \gamma_1 \cdot h_1$

γ₁:液体の危険物の比重量[単位:N/mm3]

h1:最高液面からの深さ[単位:mm]

d 乾燥砂荷重

タンク室内にタンクが設置されていることから、タンク頂部までの乾燥砂の上載荷重とし、その他の乾燥砂の荷重は考慮しないこととすることができる。

 $P_2 = \gamma_2 \cdot h_2$

P 2: 乾燥砂荷重[単位: N/mm²]

γ₂:砂の比重量[単位:N/mm³]

h₂:砂被り深さ (タンク室のふたの内側から地下タンク頂部までの深さ) [単 位:mm]

(イ) 従荷重

a 地震の影響

静的震度法に基づく地震動によるタンク軸直角方向に作用する水平方向慣性力を考慮することとする。

なお、地震時土圧については、タンク室に設置されていることから考慮しない。

 $F_{S} = K h (W_{1} + W_{2} + W_{3})$

Fs: タンクの軸直角方向に作用する水平方向地震力[単位:N]

Kh:設計水平震度(危告示第4条の23による)

W₁:固定荷重[単位:N]

W₂:液荷重[単位:N]

W₃: タンクの軸直角方向に作用する乾燥砂の重量[単位: N]

b 試験荷重

完成検査前検査、定期点検を行う際の荷重とする。[単位:N/mm2]

イ 発生応力等

鋼製横置円筒型の地下貯蔵タンクの場合、次に掲げる計算方法を用いることができること。

(ア) 胴部の内圧による引張応力

 $\sigma_{S1} = P_i \cdot (D/2 t_1)$

σ_{S1}: 引張応力[単位: N/mm²]

第2章 製造所等の位置、構造及び設備の技術上の基準

P_i:(内圧、正の試験荷重)[単位:N/mm²]

D: タンク直径[単位:mm]

t₁:胴の板厚[単位:mm]

(イ) 胴部の外圧による圧縮応力

 $\sigma_{S2} = P_0 \cdot (D/2 t_1)$

σ_{S2}: 圧縮応力[単位: N/mm²]

P。: (乾燥砂荷重、負の試験荷重) [単位: N/mm²]

D: タンク直径 [単位:mm]

t₁:胴の板厚[単位:mm]

(ウ) 鏡板部の内圧による引張応力

 $\sigma_{K1} = P_i \cdot (R/2 t_1)$

σ K1: 引張応力[単位: N/mm²]

P_i:(内圧、正の試験荷重)[単位:N/mm²]

R:鏡板中央部での曲率半径[単位:mm]

t 2:鏡板の板厚[単位:mm]

(エ) 鏡板部の外圧による圧縮応力

 $\sigma_{K2} = P_o \cdot (R/2 t_2)$

σκ2: 圧縮応力[単位: N/mm²]

P。: (乾燥砂荷重、負の試験荷重) [単位: N/mm²]

R:鏡板中央部での曲率半径[単位:mm]

t2:鏡板の板厚[単位:mm]

(オ) タンク固定条件の照査

地下タンク本体の地震時慣性力に対して、地下タンク固定部分が、必要なモーメントに耐える構造とするため、次の条件を満たすこと。

 $F_s \cdot L \leq R \cdot 1$

F_s: タンク軸直角方向に作用する水平方向地震力[単位: N]

L:Fsが作用する重心から基礎までの高さ[単位:mm]

R:固定部に発生する反力[単位:N]

1:一の固定部分の固定点の間隔[単位:mm]

ウタンクの水圧試験は、マンホール上面まで水を満たして行うこと。

エ タンク試験中の変形タンクの水圧試験において生じてはならない変形とは、永久変形(塑性変形)をいい、加圧中に変形を生じても圧力を除いたときに加圧前の状態に

復するものは、ここでいう変形に該当しないものであること。【平成9年消防危第 33 号】

- オ 圧力タンクのうち、高圧ガス保安法及び労働安全衛生法の規定の適用を受けるものの試験圧力及び試験時間は危規則第20条の5の2の規定によること。
- カ 水圧試験に使用する圧力計は、最高指示圧力が試験圧力に比較して極端に大きいものは適当でない。
- キ 圧力計の取付け位置に制限はないが、タンクと圧力計との間の落差が大きいと、実際にタンクに加わる圧力と圧力計に示される圧力 (ゲージ圧) との間に誤差 (落差 1 mごとに 10 k Pa) を生じるため、補正したゲージ圧で加圧する必要があること。

4 タンク室の構造

(1) 主荷重及び主荷重と従荷重との組み合わせによりタンク室に生じる応力は許容応力以下でなければならない。

なお、タンク室に作用する荷重及び発生応力については、一般的に次により算出することができる。【平成17年消防危第55号・平成18年消防危第112号】

ア 作用する荷重

(ア) 主荷重

a 固定荷重 (タンク室の自重、地下貯蔵タンク及びその付属設備の自重)

W₄: 固定荷重[単位: N]

b 液荷重 (貯蔵する危険物の重量)

 $W_2 = \gamma_1 \cdot VW_2 : 液荷重[単位:N]$

 γ_1 :液体の危険物の比重量[単位 N/mm^3]

V: タンク容量「単位:mm³]

c 土圧

 $P_1 = K_A \cdot \gamma_3 \cdot h_3$

P₁: 土圧[単位:N/面]

K_A:静止土圧係数(一般的に 0.5)

γ₃: 土の比重量[単位: N/mm³]

h 3: 地盤面下の深さ「単位:mm]

d 水圧

 $P_4 = \gamma_4 \cdot h_4$

P₄:水圧[単位:N/mm²]

γ₄:水の比重量[単位:N/mm³]

h4:地下水位からの深さ(地下水位は、原則として実測値による)[単位:mm]

(イ) 従荷重

- a 上載荷重上載荷重は、原則として想定される最大重量の車両の荷重とする (250 k Nの車両の場合、後輪片側で 100 k Nを考慮する)。
- b 地震の影響地震の影響は、地震時土圧について検討する。

$$P_5 = K_E \cdot \gamma_4 \cdot h_4$$

P 5: 地震時土圧[単位: N/mm²]

K_E: 地震時水平土圧係数

地震時水平土圧係数KEは、次によることができる。

$$K_{E} = \frac{\cos^{2}(\phi - \theta)}{\cos^{2}\theta \left(1 + \sqrt{\frac{\sin\phi \cdot \sin(\phi - \theta)}{\cos\theta}}\right)^{2}}$$

φ:周辺地盤の内部摩擦角[単位:度]

θ:地震時合成角[単位:度]

 $\theta = \tan^{-1}K h$

Kh:設計水平震度(危告示第4条の23による)

γ₄: 土の比重量[単位: N/mm³]

h4:地盤面下の深さ「単位:mm]

イ 発生応力

発生応力は、荷重の形態、支持方法及び形状に応じ、算定された断面力(曲げモーメント、軸力及びせん断力)の最大値について算出すること。

この場合において、支持方法として上部がふたを有する構造では、ふたの部分を単純ばり又は版とみなし、側部と底部が一体となる部分では、側板を片持ばり、底部を両端固定ばりとみなして断面力を算定する。

- (2) 「地下貯蔵タンク及びタンク室の構造例」【平成 18 年消防危第 112 号】に該当する構造のものは上記等の計算による確認をせずとも、応力及び変形に対する安全が確認されているものとする。
- (3) コンクリートパーツ組立て方法によるタンク室については、次によること。【昭和 58 年消防危第 29 号】

ア 厚さ 0.3m以上のコンクリートと同等以上の強度を有すること。

- イ 基礎コンクリート据付け時の水平度、捨てコンクリートと基礎コンクリートとの密 着性、接合用ボルト等の防食措置、パーツとパーツとの接合状況等その施工について 配慮すること。
- (4) 建築物の下部にタンク室を設ける場合は、当該建築物の最下部のスラブを当該タンク室のふたとすることができる。
- (5) タンク室に設けるタンクについてもバンド等により固定すること。
- (6) タンク底部と基礎台と側壁との間にすき間を設けるか、又は連通管を基礎台に設ける等によりタンクからの危険物の漏えいを有効に検知することが可能な構造とすること。

- (7)人工軽砂(良質の膨張性頁岩を、砂利から砂までの各サイズに粉砕して、高温で焼成し、これを冷却して人工的に砂にしたもの。)は、タンク室に充填する乾燥砂に代えて用いることができるものであること。【昭和44年消防予第1号】
- (8) タンク室は、水密コンクリート又はこれと同等以上の水密性を有する材料で造ること。なお、水密コンクリートとは、硬化後に水を通しにくく、水が拡散しにくいコンクリートのことで、一般に、水セメント比は55%以下とし、AE 剤若しくは AE 減水剤又はフライアッシュ若しくは高炉スラグ粉末等の混和材を用いたコンクリートをいうものである。【平成17年消防危第55号】
- (9) タンク室を鉄筋コンクリート造とする場合の目地等の部分及びふたとの接合部分には、 雨水、地下水等がタンク室の内部に浸入しない措置を講じなければならない。 なお、当該措置には、振動等による変形追従性能、危険物により劣化しない性能及び長 期耐久性能を有するゴム系又はシリコン系の止水材を充填するなどの措置がある。【平成
- (10) タンク室に充填する乾燥砂は、腐食防止を考慮し、山砂の乾燥したものを用いること。

5 タンク室省略工事

17 年消防危第 55 号】

(1) ふたの構造

危政令第13条第2項第2号イに規定するふたの大きさが「水平投影の縦及び横よりそれぞれ0.6m以上大きく」とは、上から見てふたがタンクの水平投影より0.3m以上両側にはみ出す形をいうものであること。【昭和45年消防予第37号】

(2) 支柱の構造

危政令第13条第2項第2号ロに規定する「ふたにかかる重量が直接当該タンクにかからない構造」とは、原則として鉄筋コンクリート造の支柱又は鉄筋コンクリート管(以下「ヒューム管」という。)を用いた支柱によってふたを支える方法があり、その構造については、次によること。

- ア 鉄筋コンクリート造の支柱は、帯鉄筋又は螺旋鉄筋柱とすること。
 - (ア) 帯鉄筋柱の最小横寸法は、20 cm以上とすること。
 - (イ) 帯鉄筋の直径は6mm以上とし、その間隔は柱の最小横寸法、軸方向鉄筋の直径の12倍又は帯鉄筋の直径の48倍のうち、その値の最も小さな値以下とすること。
 - (ウ) 軸方向鉄筋の直径は12mm以上とし、その数は4本以上とすること。
 - (工) 軸方向鉄筋は、基礎及びふたの鉄筋と連結すること。
- イ ヒューム管を用いた支柱は、その外径を 20 cm以上とし、その空洞部には、基礎及び ふたの鉄筋と連結した直径 9 mm以上の鉄筋を 4 本以上入れ、コンクリートを充填する こと。

(3) タンクの基礎

- ア 厚さ 20cm 以上の鉄筋コンクリート造(鉄筋は、直径 9 mm 以上のものを適宜の間隔で入れること。)とし、当該鉄筋にタンクを固定するためのアンカーボルトを連結すること。
- イ タンクの架台(枕)部分にも鉄筋を入れるものとし、当該鉄筋を前アに掲げる鉄筋 と連結すること。

(4) タンクの固定方法

タンクを危政令第13条第2項第2号ハの「基礎に固定する」方法は、固定バンドにより前(3)アに掲げるアンカーボルトに固定する方法をいう。

(5) 浮力計算

ア 地下貯蔵タンクの浮力計算は、タンクの外径(外面保護材の厚さは加えない。)とすること。

イ 浮力に対する計算例

(ア) タンクが浮上しない条件

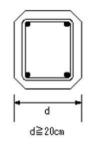
タンクが浮上しないためには、埋土及び基礎重量がタンクの受ける浮力より大でなければならない。

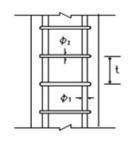
$W_S + W_C > F$

Ws: 埋土重量の浮力に対する有効値

W_c: 基礎重量の浮力に対する有効値

F: タンクの受ける浮力





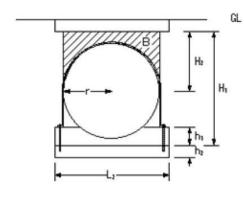
t :帯鉄筋の間隔

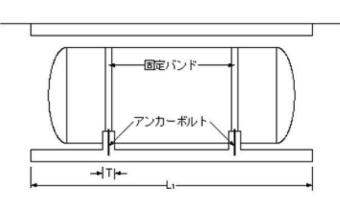
d : 柱横寸法

∮1:軸方向鉄筋の直径

φ2:帯鉄筋の直径

支柱の構造例 (図1)





タンク基礎の構造例(図2)

[計算例等]

a タンクの受ける浮力(F)

タンクの受ける浮力は、タンクが排除する水の重量から、タンクの自重を減じたものである。

 $F = V_t \times d_1 - W_t$

F:タンクの受ける浮力

V+: タンクの体積

d1:水の比重

W_t: タンクの自重

 $V_t = \pi r^2 \{ \ell + (\ell_1 + \ell_2) / 3 \}$

 $W_t = (2 \pi r \ell t_1 + 2 \pi r^2 t_2 + n \pi r^2 t_3) \times d_2$

π: 円周率 (3.14)

r:タンクの半径

0:タンクの胴長

 ℓ_1 、 ℓ_2 : タンクの鏡板の張出

t 1: 胴板の厚み

t₂: タンクの鏡板の厚み

t 3: 仕切板の厚み

n: 仕切板の数

d₂:鉄の比重(7.8)

b 埋土重量の浮力に対する有効値(Ws)

埋土重量の浮力に対する有効値とは、埋土の自重から埋土が排除する水の重量を減じたものである。

$$W_S = V_S \cdot d_S - V_S \cdot d_1 = V_S \cdot (d_S - d_1)$$

Ws: 埋土重量の浮力に対する有効値

Vs: 埋土の体積

ds: 埋土の比重 (1.8)

d₁:水の比重

 $V_S = L_1 \cdot L_2 \cdot H_1 - (V_t + 0.7 n_1 \cdot L_2 \cdot h_1 \cdot T)$

Vs: 埋土の体積

V :: タンクの体積

0.7:基礎台の切込部分を概算するための係数

n1:基礎台の数

 L_1 、 L_2 、 H_1 、 h_1 、Tは、図2による。

c 基礎重量の浮力に対する有効値(Wc)

基礎重量の浮力に対する有効値とは、基礎重量から基礎が排除する水の重量を減じたものである。

$$W_C = V_C \cdot d_C - V_C \cdot d_1 = V_C (d_C - d_1)$$

第2章 製造所等の位置、構造及び設備の技術上の基準

Wc: 基礎重量の浮力に対する有効値

Vc: 基礎の体積

dc: コンクリートの比重 (2.4)

d1:水の比重

 $V_C = L_1 \cdot L_2 \cdot h_2 + 0.7 n_1 \cdot L_2 \cdot h_1 \cdot T$

Vc: 基礎の体積

0.7:基礎台の切込部分を概算するための係数

n 1:基礎台の数

 L_1 、 L_2 、 h_1 、 h_2 、Tは、図2による。

(イ) バンドの所要断面積

タンクを基礎に固定するためのバンドは、タンクが受ける浮力によって切断されないだけの断面積を有しなければならない。

$$S \ge \frac{(F - W_B)}{2 \sigma N}$$

S:バンドの所要断面積(バンドを固定するためのボルトを設ける部分のうち、 ボルトの径を除いた部分の断面積)

F:タンクの受ける浮力

W_B:図2に示すB部分の埋土重量の浮力に対する有効値

σ : バンドの許容引張応力度 (SS400 を用いる場合は、16kg/mm²)

N : バンドの数

 $W_B = \{ 2 \text{ r H}_2 (\ell + \ell_1 + \ell_2) - 2 \pi \text{ r}^2 (\ell + (\ell_1 + \ell_2) / 3) \} (d_S - d_1)$

r:タンクの半径

H₂:図2による。

0:タンクの胴長

 ℓ_1 、 ℓ_2 : タンクの鏡板の張出

π:円周率 (3.14)

ds: 埋土の比重 (1.8)

d1:水の比重

(ウ) アンカーボルトの所要直径

バンドを基礎に固定するためのアンカーボルトは、バンドに働く力によって切断されないだけの直径を有しなければならない。

$$d \ge 1.128 \sqrt{\frac{F - W_B}{26\sigma_t N}}$$

d:アンカーボルトの所要直径(谷径)

F:タンクの受ける浮力

 σ_t : アンカーボルトの許容引張応力度 (SS400 を用いる場合、 12kg/mm^2)

N:バンドの本数

W_B: 図2に示すB部分の埋土重量の浮力に対する有効値

6 砕石基礎

容量が概ね50kℓ(直径が2,700mm)以下のタンクにあって、危政令第13条第2項第2号 ハに規定する「堅固な基礎の上に固定」に関する施工方法(同条第2項で準用する場合も 含む。)のうち砕石基礎を用いる場合は、「地下貯蔵タンクの砕石基礎による施工方法について」【平成8年消防危第127号】によること。

なお、地下貯蔵タンクをタンク室に設置する場合の施工に際しても準用が可能であること。

7 タンクの頂部と地盤面との間隔

危政令第13条第1項第3号に規定する「地下貯蔵タンクの頂部」とは、横置円筒型のタンクにあっては、タンク胴板の最上部をいうものであること。

8 タンク外面の保護

- (1) タンクの外面の保護は危規則第23条の2に規定するもののほか、ウレタン樹脂を塗装材とし、ポリエステルクロス(0.6mm 径平織)を覆装材として用い、タンク外面にウレタン樹脂を下塗りし、ポリエステルクロスを貼付、更にウレタン樹脂を塗覆装の厚さが2mm以上となるように上塗りをする方法があること。【昭和57年消防危第89号】
- (2) タンク室に設けるタンクにあっても、エポキシ樹脂等による防食措置が必要である。
- (3) 危告示第4条の48第1項に規定する「次の各号に掲げる性能が第2項第2号に掲げる 方法と同等以上の性能」を有することの確認は、「地下貯蔵タンクの外面保護に用いる塗 覆装の性能確認方法について」【平成17年消防危第209号】による試験結果により行う こと。
- (4) 電気防食は「危険物施設の鋼製地下貯蔵タンク及び鋼製地下配管の電気防食 (JSCES0601:2006)」及び「危険物施設の鋼製地下貯蔵タンク・配管に適用する電気防食 規格及びガイドライン (JSCES1901:2019)」に基づき施工する電気防食は、危告示第4条 及び第4条の49に定める電気防食の技術上の基準に適合しているものであるとみなす。 【令和2年消防危第89号】

9 通気管

(1) 通気管は、危政令第9条第1項第21号イからホの基準に適合すること。

- (2) 危規則第20条第3項第2号の「当該接合部分の損傷の有無を点検することができる措置」とは、点検のためのふたのあるコンクリート造の箱に納めること等をいうものであること。
- (3) 通気管は、他の施設内又は保有空地内に設置しないこと。

10 計量装置

タンクの注入口付近において、当該タンクの危険物の量を自動的に表示することが不可能なもの(当該タンクの位置から見通しのきく遠方注入は除く。)にあっては、注入口付近に当該タンクの危険物の量を容易に表示することができる装置を設けるようにすること。

11 注入口

注入口は、他の施設内又は保有空地内に設置しないこと。

12 ポンプ設備

(1) 危政令第13条第1項第9号の2に定める「ポンプ設備」は「第5節第14ポンプ設備」 ((1) 及び(2)を除く。)の例によるほか、ポンプ又は電動機を地下貯蔵タンク内に設 けるポンプ設備にあっては、「油中ポンプ設備に係る規定の運用について」【平成5年消防 危第67号】によること。

なお、油中ポンプの設置は、地下貯蔵タンクの付属設備として設ける場合に限り認められること。

(2) 地下タンク貯蔵所の地下貯蔵タンクの鉄筋コンクリート造のふたの上部でマンホール プロテクター、点検口、漏えい検査管以外の場所に当該地下タンク貯蔵所のポンプ設備を 設置して差し支えないこと。【昭和58年消防危第128号】

13 配管

配管は、製造所の配管の例によるほか、次によること。

- (1) タンクに接続する配管のうち直近の部分には、定期点検としてのタンクの気密試験等ができるよう、あらかじめ配管との間には、フランジを設ける等タンクを閉鎖又は分離できる措置を講じるようにすること。
- (2) タンク本体に設ける配管類は、タンク本体に直接溶接すること。
- (3) 静電気による災害が発生するおそれのある危険物を貯蔵するタンクに設ける注入管は、タンク底部又はその付近まで到達する長さのものを設けること。
- (4) 点検ボックスは、防水モルタル又はエポキシ樹脂等で仕上げ、漏れ又はあふれた危険物が容易に地中に浸透しない構造とすること。

14 漏えい検査管

危規則第23条の3第2号に規定する「管により液体の危険物の漏れを検知する設備」は、次によること。

(1) 構造については、次によること。

ア 材質は、金属管、硬質塩化ビニル管等貯蔵する危険物に侵されないものとする。

イ 長さは、タンクのふた上面よりタンク基礎上面までの長さ以上とする。

- ウ 管は、二重管とすること。ただし、小孔のない上部は単管とすることができる。
- エ 小孔は、内外管ともおおむね下端からタンクの中心までとする。ただし、地下水位 の高い場所では地下水位上方まで小孔を設けること。
- オ 上端部は、水の浸入しない構造とし、かつ、ふたは点検等の際容易に開放できるものとする。
- (2) 設置数については、タンク1基について4か所以上とする。ただし、同一の基礎上に 二以上のタンクを1m以下に接近して設ける場合又は危険物の漏えいを有効に検査でき る場合には、その一部を省略することができる。

15 地下貯蔵タンクのマンホール

- (1) マンホールプロテクターは、次によること。
 - ア プロテクターのふたは、ふたにかかる重量が直接プロテクターにかからないように 設けるとともに、雨水が浸入しない構造とすること。
 - イ 配管がプロテクターを貫通する部分は、溶接等によって浸水を防止するよう施工すること。
- (2) 地下貯蔵タンクに点検用マンホールを設置する場合、当該マンホールネックとタンク本体の接合については、気密性が確保される場合に限り、ボルト締めとして差し支えないこと。【昭和62年消防危第97号】

16 二重殻タンクの地下貯蔵タンク

(1) 共通事項

次に掲げる規定についての距離の算定は、地下貯蔵タンクからではなく、二重殻タンクの外側からとすること。

- ア 危政令第13条第2項第2号イ(ふたの構造)
- イ 危政令第13条第1項第2号(タンクとタンク室の壁との間隔)
- ウ 危政令第13条第1項第3号(地下貯蔵タンクの頂部)
- エ 危政令第13条第1項第4号(タンク相互間の間隔)
- (2)鋼製二重殼タンク(以下「SSタンク」という。)

SSタンクについては、「二重殻タンクに係る規定の運用について」【平成3年消防危第37号】によるほか、次によること。

ア SSタンクの構造

- (イ) SSタンクのタンク板は、内殻タンク及び外殻タンクとも JIS G3101「一般構造 用圧延鋼材」(SS400 に係る規格に限る。)又はこれと同等以上の機械的性質を有す る材料とすること。
- (ウ) 内殻タンクと外殻タンクは、3 mm の間隔を保持するため、スペーサーを円周に設置すること。

- (エ) タンク上部の空気抜き口は、危政令第13条第1項第10号に規定する配管の基準の例によること。
- イ タンクの間隙に設けるスペーサーの取付け
- (ア) 材質は原則として内殻タンク板と同等のものとすること。
- (イ) スペーサーと内殻タンク板との溶接は、全周すみ肉溶接又は部分溶接とすること。 なお、部分溶接とする場合は、一辺の溶接ビードは 25mm 以上とすること。
- (ウ) スペーサーを取付ける場合は、内殻タンク板に完全に密着させるものとし、溶接線をまたぐことのないように配置すること。
- (エ) SSタンクの据付けについては、スペーサーの位置がタンクの基礎台の位置と一 致するものであること。

ウ 漏えい検知設備

危規則第 24 条の2の2第2項に規定する「液体の漏れを検知することができる設備」(以下「常時検知設備」という。) は、次によること。【平成3年消防危第 37 号】

- (ア) 常時検知設備の容器の材質は、金属又は合成樹脂製とし、候性を有するものとすること。
- (イ) 常時検知設備の容器の大きさは、漏えい検知液を70 以上収納できる大きさのものとすること。
- (ウ) 常時検知設備の容器は、SSタンク本体の頂部から容器下部までの高さが2m以上となるよう設置すること。
- (エ) タンクと常時検知設備と接続する管は、可とう性のある樹脂チューブとすることができるが、地中埋設部にあっては土圧等を考慮し、金属管又はこれと同等以上の強度を有する保護管に収納すること。
- (オ) 常時検知設備は、販売室、事務室、控室その他容器内の漏えい検知液の異常の有無を従業員等が容易に監視できる場所に設置すること。

エ 漏えい検知液

常時検知設備の漏えい検知液は、エチレングリコールを水で希釈したものとし、エチレングリコールを 30%以下とした濃度のものを使用すること。【平成3年消防危第 37 号】

才 浮力計算

タンクの固定バンドの強度計算に当たっては、浮力計算に外殻部の間隙についても 空間容積を算入すること。

カ タンクの搬送

- (ア) タンクを搬送車両等に積み降ろしする場合は、タンクの専用吊り金具を使用する ものとし、ワイヤー巻き等による吊り上げ又は吊り下げは行わないこと。
- (イ) タンクの設置場所への搬送にあたっては、間隙部の変形を防止するため、固定台 座をタンクのスペーサーの位置に置くこと。
- (3)鋼製強化プラスチック製二重殼タンク(以下「SFタンク」という。)

- ア SFタンクのうち、危険物保安技術協会の二重殻タンクの被覆等に係る型式試験確認に適合した二重殻タンクにあっては「鋼製強化プラスチック製二重殻タンクの取扱いについて」【平成6年消防危第11号】、適合していない二重殻タンクにあっては「鋼製強化プラスチック製二重殻タンクに係る規定の運用について」【平成5年消防危第66号】によること。
- イ 検知層以外の強化プラスチックの被覆部の接着強度が、剥離試験における強化プラスチックの基材破壊(強化プラスチックを構成する部材の破壊)が生じる強度以上の強度を有していることが確認できる場合は、危政令第23条の規定を適用し、危政令第13条第2項第3号イに規定する鋼板に代えて、厚さ3.2mm以上のステンレス鋼板を用いることを認めて差し支えないものであること。

なお、接着強度を確認する剥離試験は、設置予定のSFタンクと同一施工方法によりステンレス鋼板に強化プラスチックを積層成形した試験片を用い、実施するものとする。【平成22年消防危第297号】

- ウ SFタンクには、危規則第24条の2の2第4項に定める危険物の漏れを検知するための設備を設けること。
- (4)強化プラスチック製二重殻タンク(以下「FFタンク」という。)

FFタンクのうち、危険物保安技術協会の二重殻タンクの本体等及び漏えい検知設備に係る型式試験確認に適合した二重殻タンクにあっては「強化プラスチック製二重殻タンクの取扱いについて」【平成8年消防危第129号】、適合していない二重殻タンクにあっては「強化プラスチック製二重殻タンクに係る規定の運用について」【平成7年消防危第28号】によること。

なお、危険物の漏れを検知するための設備にあっては、常時検知設備又は上述SFタンクに設ける設備のいずれかを選択できること。

17 漏れ防止構造の地下貯蔵タンク

危政令第13条第3項に規定する「危険物の漏れを防止できる構造」については、「地下貯蔵タンクの漏れ防止構造について」【昭和62年消防危第75号】によること。

第8節 簡易タンク貯蔵所の基準

1 施設区分

簡易貯蔵タンクにより危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の施設区分は、次によること。

- (1) 簡易貯蔵タンクに固定した給油設備によって、自動車等の燃料タンクに直接給油する場合で、1日における取扱量が指定数量以上の場合には、給油取扱所として規制する。
- (2) 簡易貯蔵タンクより容器等に詰替え又は小分け等をする場合で、1日における取扱量が指定数量以上の場合には、一般取扱所として規制する。

2 屋外の簡易タンク貯蔵所

危政令第 14 条第 2 号により一の簡易タンク貯蔵所に設置することができる簡易貯蔵タンクの数が規制されているが、簡易貯蔵タンクを屋外に設置する場合には、1 m以上の幅の空地を確保すれば複数の簡易タンク貯蔵所の設置が可能となるものであり、施設等の実態により判断をすること。

3 同一品質の危険物

危政令第14条第2号に規定する「同一品質の危険物」には、法別表の品名が同じものであっても品質の異なるものは含まれないこと。

たとえば、オクタン価の異なるガソリンは、同一品質の危険物とはならず、普通ガソリンと高オクタン価ガソリンをそれぞれ貯蔵する簡易貯蔵タンクは一の簡易タンク貯蔵所に併置することができる。

4 固定方法及び地盤面

- (1) 危政令第 14 条第 4 号に規定する「固定」は、車止め又はくさり等による方法とすること。
- (2) 危政令第14条第4号に規定する「地盤面」は、コンクリート等で舗装し、危険物の浸透しない構造とするようにすること。

5 屋内に設ける簡易貯蔵タンク

危政令第14条第4号の規定により、簡易貯蔵タンクと専用室の壁との間に 0.5m以上の間隔を保つこととされているが、同一の専用室内に簡易貯蔵タンクを2以上設置する場合には、それらのタンク相互間にも0.5m以上の間隔を保つこと。

6 通気管

危規則第20条第4項の規定により、先端の高さを地上1.5m以上とされているが、簡易 貯蔵タンクの車輪から通気管先端までの高さが1.5m未満のものにあっては、設置場所に コンクリート台等を設け、地上1.5m以上となるように設置する必要がある。

第9節 移動タンク貯蔵所の基準

1 移動タンク貯蔵所の基準

危政令第15条第1項に規定する移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準については、「移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する指針について」【昭和48年消防予第45号】(以下「移動タンク指針」という。)によるほか、次によること。

- (1) 危政令第15条第1項第1号に規定する「屋外の安全な場所」とは、次によるものとすること。
 - ア 付近に火気を取り扱っていない場所であること。
 - イ 専用の場所とし、一般の人が出入りしない場所であること。
 - ウ 移動タンク貯蔵所の周囲に 0.5m以上の空地を確保するよう指導すること。
 - エ 延焼のおそれのある木造建築物等から3m以上の距離を保有すること。ただし、防 火塀を設けた場合は、この限りではない。
 - オ 敷地内に常置場所からの円滑な入出庫が可能な車両動線が確保されていること。ただし、事務所等が隣接しており、当該事務所等で各車両の鍵等が管理され、非常時に常駐している車両を直ちに移動させることができる体制が整えられている場合にあってはこの限りでない。
- (2) 危政令第15条第1項第8号に規定する「タンクの外面には、さびどめのための塗装をする」部分は、申請上の記載を必要とはせず、完成検査時に目視確認できれば足りること。【平成9年消防危第33号】 なお、ステンレス鋼、亜鉛メッキ鋼等十分な防食効果がある材質のタンクの場合、塗装を行わなくても差し支えない。
- (3) 危政令第15条第1項第13号に規定する「可燃性の蒸気に引火しない構造」とは、防爆性能を有する構造をいうものであること。【平成元年消防危第64号】
- (4)移動タンク貯蔵所の防護枠の後部に、後方確認用のカメラ等を必要最小限設置する場合には、防護枠の強度に影響を与えないものとすること。【平成元年消防危第64号】
- (5) 危政令第 15 条第 1 項第 17 号に規定する「危険物の類、品名及び最大数量を表示する 設備」に代えて、その内容を鏡板に直接記載しても差し支えないものであること。【平成 元年消防危第 64 号】
- (6) 危政令第15条第1項第14号及び第16号に規定する「静電気による災害が発生するおそれのある液体」には、特殊引火物、第一石油類及び第二石油類(アセトアルデヒド及びメチルエチルケトンを除く。)が該当するものであること。【昭和40年自消乙予発第20号】
- (7)被けん引式の移動タンクの前方又は後方に空間部分を設け、この空間部分に次の設備を設けた構造の移動タンク貯蔵所については、認めて差し支えないこと。【平成 18 年消防危第 191 号】
 - ア タンクの水圧試験における漏れ又は変形の確認等を行うための人を出入りさせることを目的とした点検用出入口

- イ タンク前部鏡板部分又はタンク後部鏡板部分から危険物が漏えいした場合、空間部分での可燃性蒸気の滞留防止に有効な空間部分の上下に各1か所以上に設けられた通気口
- ウ タンク前部鏡板又はタンク後部鏡板を外部から目視できる点検口
- エ 空間部分に雨水の浸入等によって、水が滞留することを防止するための水抜口
- (8) 緊結金具を有しないノズルは、使用実態を考慮し開放の状態で固定する装置 (ラッチ 式ノズル等) を設置しないよう指導すること。
- (9) 小分けを目的とするホースリール付き移動タンク貯蔵所の注入ホースの長さは、特に 定めはないが、必要最小限の長さにとどめること。【昭和52年消防危第59号】
- (10) 容量 4,000L 以下のタンクに受台、脚、ステー等を溶接し又はボルト締めによって強固に取付け、これらの受台、脚、ステー等をUボルト等でシャーシフレームに強固に固定した場合、移動タンク貯蔵所と認められる。【昭和 37 自消丙予発第 44 号】
- (11) 灯油専用のタンクを、直径 14mm 以上のUボルトで4か所以上をシャーシフレーム等へ固定するものは積載式以外の移動タンク貯蔵所として認められる。 また、その設備の一部である電動機及び緊結金具付給油管(20m)を使用して直接家庭用等の燃料タンク等に緊結のうえ注油しても差し支えない。【昭和45年消防予第198号】
- (12) 従来、灯油専用の移動タンク貯蔵所(トラックの荷台の上に移動貯蔵タンクを積載してUボルトで固定し、積替えをしないもの)は、運用上、積載式の移動タンク貯蔵所としてきたが、昭和63年危政令第385号の一部改正後は積載式以外の移動タンク貯蔵所として規制する。

なお、完成検査済証は書き換える必要はない。【平成元年消防危第64号】

- (13) バキューム式の移動タンク貯蔵所は、次によること。【昭和52年消防危第59号】
 - ア 積載できる危険物は、引火点70度以上の廃油に限ること。
 - イ 減圧装置の配管及び配管の継手は、金属製のものであること。ただし、緩衝用の継 手は、耐圧、耐油性を有するゴム製のものを用いることができる。
 - ウ 移動貯蔵タンクには、一定量に達すると自動的に弁が閉鎖する装置(吸上自動閉鎖 装置)を設けるものとし、かつその旨を知らせる設備を容易に覚知できるよう設ける こと。
 - エ ホースの先端には、石等の固形物が混入しないよう網等を設けること。
- (14) ボトムローディング注入方式の設備を有する移動タンク貯蔵所は、次によること。 【昭和57年消防危第15号】
 - ア タンク上部に可燃性蒸気回収装置(集合管に限る)が設けられていること。
 - イ タンク内上部には、一定量になった場合に、一般取扱所へポンプ停止信号を発する ことのできる液面センサー及び信号用接続装置を設けること。
 - ウ 配管を底弁毎に独立の配管とするとともに、配管に外部から直接衝撃を与えないよ うに保護枠を設けること。
 - エ 配管はタンクの水圧試験と同圧力で水圧試験を実施すること。
- (15)複数の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンク貯蔵所(積載式移動タンク貯蔵所を除く。)において、その危険物のうち最も比重の小さいものを最大量貯蔵できるように

(空間容積が5%以上10%以下の範囲に入るよう確保する。) タンクを製作した場合は、次によること。【平成10年消防危第90号】

- ア 当該危険物より比重の大きな危険物を貯蔵する場合には、道路運送車両法上の最大 積載量の観点から空間容積が 10%を超えるタンク室(空室となる場合も含む。)とな ることは差し支えない。
- イ この場合、許可に係る指定数量の倍数は、指定数量の倍数が最大となる危険物の貯 蔵形態について算定して差し支えない。
- ウ 移動貯蔵タンクの側面枠及び接地角度計算において用いる貯蔵物重量は道路運送車 両法の最大積載量を用いて差し支えない。
- (16) 小型(概ね2,000L) の移動タンク貯蔵所の場合、消火器の収納箱に代えて、合成樹脂のシート状の覆いを用いてよい。【組合質疑】

2 積載式移動タンク貯蔵所の基準

危規則第24条の5第4項が適用される。

(1) 危政令第15条第2項に規定する積載式移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準については、移動タンク指針「第3積載式移動タンク貯蔵所」によること。 その際、危規則第24条の5第3項に該当しない積載式移動タンク貯蔵所は「その他の 積載式移動タンク貯蔵所」として危政令第15条第1項の規定中第15号以外の部分及び

なお、危規則第24条の5第3項に該当する積載式移動タンク貯蔵所の許可等の取扱いについては、「積載式移動タンク貯蔵所の取扱いに関する指針について」【平成4年消防危第54号】によること。

- (2) 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所とは、国際海事機関(IMO)が採択した危険物の運送に関する規程(IMDG コード)に定める基準に適合している旨を示す表示板(IMO 表示板)が貼付されている移動貯蔵タンク(以下「国際輸送用タンクコンテナ」という。)を積載する移動タンク貯蔵所をいい、国際輸送用タンクコンテナは次によること。
 - ア 国際輸送用タンクコンテナを緊締金具及びすみ金具又はUボルト(容量 6,000L以下の移動貯蔵タンクに限る。)により車両に固定する場合は、貯蔵最大数量の危険物を貯蔵した状態において、当該タンクコンテナの総荷重の4倍のせん断荷重に耐えることができる緊締金具又はUボルトを設けること。
 - イ 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の許可等の取扱いについては、「国際輸送用積載 式移動タンク貯蔵所の取扱いに関する指針について」【平成13年消防危第50号】によ る。
- (3)動力源を外部から受電してポンプを駆動させ貯蔵タンクへ燃料を注入する設備の設置は、移動タンク貯蔵所において引火点40度以上の危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う場合に限り認められるものであること。【昭和53年消防危第62号】

3 給油タンク車

危政令第 15 条第 3 項に規定する航空機又は船舶の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所(以下「給油タンク車」という。)の位置、構造及び設備の技術上の基準については、移動タンク指針「第 4 給油タンク車及び給油ホース車」によるほか、次によること。

(1) 危規則第24条の6第3第1に規定する「火炎の噴出を防止する装置」とは、例えば、遠心力を利用して排気中の固形分を分離する遠心式火花防止装置をいうものであること。【平成元年消防危第64号】

- (2) 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号) 第41条に基づく排出ガス規制に適合している場合は、これと同等以上の性能を有するも のと認められるものであること。【平成19年消防危第68号】
- (3) 危規則第24条の6第3項第2号に規定する「給油ホース等が適正に格納されていないと発進できない装置」とは、例えば、給油ホース等が適正に格納されていない場合、ギャーがニュートラル以外になれば、エンジンが止まる装置をいう。【平成元年消防危第64号】
- (4)給油ホースの先端部に手動開閉装置を備えた給油ノズル(開放状態で固定する装置を備えていないものに限る。)により給油を行うオーバーウイング給油タイプの給油タンク車には、危政令第23条の規定を適用し、危規則第24条の6第3項第2号に規定する「給油ホース等が適正に格納されていないと発進できない装置」を設けなくても差し支えないものであること。【平成元年消防危第114号】
- (5) 危規則第24条の6第3項第3号イに規定する「最大常用圧力」とは、リリーフ弁付き のものにあってはリリーフ弁の吹き始め圧力をいい、リリーフ弁がないものにあっては ポンプ吐出圧力をいうものであること。【平成元年消防危第114号】
- (6) 危規則第24条の6第3項第5号に規定する「給油ホースの先端部」について、航空機の燃料タンクに直接給油するための給油設備の給油ホースの先端部に手動開閉装置を備えた給油ノズル(手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えたものを除く。)を設ける場合は、移動タンク指針に関わらず給油ホースの先端部に航空機の燃料タンク給油口に緊結できる結合金具を要しない。
- (7) 危規則第24条の6第3項第8号に規定する「漏れを防止する措置」としては給油ホースに著しい引張力が加わることにより離脱する安全継手を設けること等が該当するが、当該安全継手を設ける場合には、当該措置が有効に機能する位置(例えば結合金具の付近等)に設ける必要があること。

4 アルキルアルミニウム等又はアセトアルデヒド等の移動タンク貯蔵所

道路運送車両の保安基準に定められる道路運送車両の車両総重量に係る基準を満足する場合、アルキルアルミニウム等の移動貯蔵タンクをタンク個数に関わりなく積載することができる。ただし、同時に積載するタンク容量の合計は30,000L以下とすること。【平成9年消防危第27号】

5 固体危険物の移動タンク貯蔵所

固体の危険物(カーバイト)の輸送のため、ダンプトラックのような開放式の移動タンク貯蔵所は次の基準に適合する場合は、危政令第23条を適用し認められること。【昭和44年消防予第164号】

- (1)移動貯蔵タンクは厚さ3.2mm以上の鋼板で造ること。
- (2) 移動貯蔵タンクは、貯蔵する危険物に雨水が浸入しない構造とすること。
- (3) 移動貯蔵タンクには、移送中に発生するアセチレンガスの量を常時把握できるように手動式又は自動的のガス検知設備を設置すること。
- (4) 移動貯蔵タンクには、移送中に発生するアセチレンガスを窒素等の不燃性ガスの放射により有効に排除できる設備を設けること。
- (5) 移動タンク貯蔵所には、移送中に発生するアセチレンガスを排除するに足る十分な量の窒素等を保有すること。

第10節 屋外貯蔵所の基準

1 保安距離

危政令第16条第1項第1号に規定する「保安距離」の起算点は、屋外貯蔵所の周囲に設けるさく等とするほか、製造所の例によること。

2 設置場所

- (1) 危政令第 16 条第 1 項第 2 号に規定する「湿潤でなく、かつ、排水のよい場所」とは、容器の腐食を防止するため、地盤面の高さを周囲の地盤面より高くするとともに、コンクリート舗装を行うか、又は土砂若しくは砕石等で固める等の措置を講じた場所をいうものであること。
- (2) 地盤面をコンクリート等で舗装したものにあっては、排水溝、貯留設備及び油分離装置を設けるよう指導すること。

3 さく等

危政令第 16 条第 1 項第 3 号に規定する「さく等」は、遠方からでも容易に視認できるよう高さ 1 m程度とすること。

なお、危政令第16条第1項第6号に規定する架台を設けた場合には、当該架台をさく等に代えることができるものであること。

また、さく等は不燃材であること。

4 保有空地

危政令第16条第1項第4号に規定する「保有空地」の起算点は、屋外貯蔵所の周囲に設けるさく等とし、その他製造所の例によること。

5 標識及び掲示板

危政令第16条第1項第5号に規定する「標識及び掲示板」は、製造所の例によること。

6 架台

- (1) 危規則第24条の10第1項第3号に規定する「架台の高さ」とは、床面から架台の最上段の容器の上面までの高さとすること。【平成元年消防危第114号】
- (2) 床面積が算定される架台は設けられないものであること。

7 塊状の硫黄専用の屋外貯蔵所

危政令第 16 条第 2 項は、危政令第 26 条第 1 項第 11 号及び第 12 号の規定により、塊状の硫黄を容器に収納せず「バラ積み」の形態で貯蔵する場合の基準を規定したものである。 【昭和 54 年消防危第 80 号】

- (1) 危政令第 16 条第 2 項に規定する「囲い」は、同条第 1 項第 3 号に規定する「さく等」に含まれるものではないが、囲い相互間のうち硫黄を貯蔵し、又は取り扱う場所の外縁部分にさく等を設ければ足りるものであること。
- (2) 一の屋外貯蔵所内において、政令第16条第2項第2号に規定する隣接する囲いと囲いの間隔は、危政令第16条第1項第4号の表に掲げる空地の幅の9分の1で足りること。

(3) 危政令第 16 条第 2 項第 5 号により設ける「シートを固着する装置」は、危政令第 26 条第 1 項第 12 号に規定する貯蔵の基準により「囲い全体を覆う」とされていることから、できるだけ地盤面に近い位置に設置することが必要である。

なお、囲い全体を覆ったシートを囲いの周囲にロープを回して縛ることは、当該シート を囲いに固着させたものとはみなされないものであること。

8 引火性固体、第一石油類又はアルコール類の屋外貯蔵所

- (1) 危規則第 24 条の 13 第 1 号に定める「危険物を適温に保つための散水設備」は、次によること。
 - ア 適温とは、貯蔵する危険物に応じた温度とし、かつ、55度以下で管理すること。
 - イ 貯蔵容器の表面を一様に覆うように設置すること。
 - ウ 水源は上水道又は工業用水道で支障ないものとする。
 - エ 散水量は、危険物を適温に保つための量とし、以下の設備方式等とする。
 - (ア) 規則第33条第1項第5号に規定する著しく消火困難な屋外貯蔵所については、自動散水方式(温度センサー又はタイマー作動等)とする。
 - (イ) ア以外の屋外貯蔵所については、自動散水方式又は手動散水方式とする。
- (2) 危規則第24条の13第2号の規定により排水溝及び貯留設備を設ける場合、同一の品名を貯蔵する複数の屋外貯蔵所を囲うよう設置すれば足りるものであること。

9 タンクコンテナに収納して貯蔵する場合の基準

- (1) 危政令第 15 条第 2 項に規定する積載式移動タンク貯蔵所の基準のうち構造及び設備の技術上の基準に適合する移動貯蔵タンク並びに「国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の取扱に関する指針について」【平成 13 年消防危第 50 号】に示す国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所に積載するタンクコンテナに限り、屋外貯蔵所に貯蔵しても差し支えないこと。
- (2) 保有空地については、危政令第23条の規定を適用し次によることができること。
 - ア 高引火点危険物のみを貯蔵する場合

次の表に掲げる区分に応じ、それぞれ同表に定める幅の空地を確保すること。

空地	空地の幅
指定数量の倍数が 200 以下の屋外貯蔵所	3m以上
指定数量の倍数が 200 を超える屋外貯蔵所	5 m以上

イ ア以外の場合

次の表に掲げる区分に応じ、それぞれ同表に定める幅の空地を確保すること。

空地	空地の幅
指定数量の倍数が 50 以下の屋外貯蔵所	3 m以上
指定数量の倍数が 50 を超え 200 以下の屋外貯蔵所	6 m以上
指定数量の倍数が 200 を超える屋外貯蔵所	10m以上

ウ タンクコンテナに収納した危険物と容器に収納した危険物を同一の貯蔵所において 貯蔵する場合は、タンクコンテナに収納した危険物の倍数に応じ、ア若しくはイの規 定により必要とされる幅の空地又は容器に収納した危険物の倍数に応じ、危政令第16 条第1項第4号若しくは危規則第24条の12第2項第2号の規定により必要とされる 幅の空地のいずれか大なるものを保有すること。

第11節 給油取扱所の基準

第1 屋外営業用給油取扱所 (屋外ガソリンスタンド)

1 給油取扱所の位置

- (1) 給油取扱所の敷地の上空を特別高圧架空電線が通過する場合は、次によること。【平成6年消防危第66号】
 - ア 特別高圧架空電線と固定給油設備、固定注油設備、注入口、通気管及び建築物等と の間に水平距離をとること。
 - イ(1)の距離を確保することができない場合は、電線の落下等に対する電気的及び構造的な安全性を有するような措置を講ずること。
- (2) 敷地の一部が河川上にかかる場合には、次の事項に適合すること。
 - ア 川にかかる部分は、車等の荷重に十分耐え、かつ、危険物等が河川に流出しないも のであること。
 - イ 河川の側面に設ける擁壁は、上部からの荷重に十分耐えるものであること。

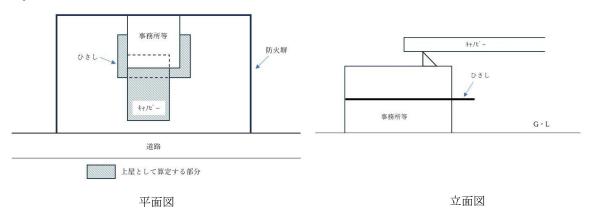
2 危険物の取扱最大数量

- (1) 給油取扱所における危険物の取扱最大数量は、危政令第17条第1項第7号に規定する 専用タンク、廃油タンク等及び簡易タンクの容量の合計により算定するものであること。 【昭和62年消防危第38号】
- (2) 容器に収納されている危険物の数量の合計は、指定数量未満とすること。

3 屋外給油取扱所であるための条件

給油取扱所の上屋等の面積が、給油取扱所の空地面積の3分の1以下であること。(当該割合が3分の2までのものであって、かつ、火災の予防上安全であると認められるものを含む。)【令和3年消防危第172号】

(1)給油取扱所の敷地面積とは、給油取扱所の防火塀(危政令第17条第1項第19号に規定する塀又は壁をいう。以下同じ。)の外側(建築物の外壁が防火塀を兼ねる場合にあっては、当該外壁の中心線)と道路に面する側の道路境界線とに囲まれた部分の面積とする。



(2) 水平投影面積の算定にあたっては、次のことに留意すること。

ア 建築物ひさし、屋外階段、上階のオーバーハング部分、はり及びトラスの部分も算 入すること。

なお、はり及びトラスについては、これらの本体部分の面積のみを算入すること。 【平成元年消防危第 44 号】

- イ キャノピー以外の固定給油設備等を囲うための屋根がある場合は、面積に算入する こと。
- ウ 上屋等の屋根部分にルーバーが設けられるものにあっては、空間部分も含め当該屋 根部分全体を算入すること。【平成元年消防危第 14 号・消防特第 34 号】
- エ 雨どい及び上屋の吹き抜け部分は算入しなくて差し支えないこと。 なお、上屋等の面積の算定にあたっての用途は、「11建築物の用途及び面積」によ ること。

4 給油空地

危政令第17条第1項第2号に規定する「給油空地」は、次によること。

- (1)給油取扱所の地盤面に給油空地及び注油空地(以下「給油空地等」という。)の範囲をペンキ、タイル等により明示する必要はないが、許可申請書の添付図書には、給油空地等の範囲を明示すること。【平成元年消防危第44号】
- (2) 間口とは、主たる道路に面する側であって、主として自動車等の出入りする側をいう。 また、奥行きの幅は、事務所等の前面に設けられた犬走りの部分は除外すること。
- (3)給油空地は、固定給油設備のうちホース機器の周囲に自動車等が給油し、及び給油を受ける自動車等が出入するため、自動車等の出入口から固定給油設備に至る車両の動線及び固定給油設備から出口に至る動線を考慮して、その空地には間口 10m以上、奥行6m以上の矩形が固定給油設備を包含して描かれる必要があること。【平成 18年消防危第113号】

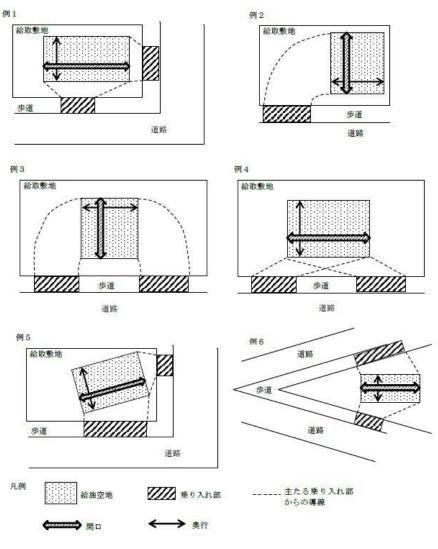
なお、給油空地は、道路境界線に接する必要はないが、固定給油設備の中心から当該固 定給油設備の最大ホース長さに1mを足した長さの円が包含することが望ましい。

- (4) 給油空地には、固定給油設備のホース機器以外の設備を設けてはならないこと。ただし、必要最小限の POS 用カードリーダー及びクイックサービスユニット(自動車等の給油時に行う軽易なサービス業務に供する設備で、コンセント等を設けていないものに限る。以下同じ。)等で、給油業務に支障がないと認められる場合は設けることができること。【昭和 62 年消防危第 38 号】
- (5) 給油取扱所に接する歩道等の取扱いについて

既存の給油取扱所に接して歩道又は自転車道が整備又は拡幅され、その結果、給油空地の間口と乗り入れ部を同一のものとして確保できない場合で、下図に示す条件のいずれかを満足するものであって、次の事項を満たすときは危政令第23条の規定を適用し、認めて差し支えないものであること。

- ア 給油空地は、間口(主たる乗り入れ部へ通じる給油空地の一辺の長さ)を10m以上とし、奥行を6m以上とすること。
- イ 乗り入れ部は、車両の出入りが円滑にできる幅(有効幅5m以上)を確保すること。

ウ 給油取扱所における火災等災害の発生時に、給油取扱所内へ顧客が誤って進入しないため、また、給油取扱所内の顧客を迅速に退出させるため、主たる乗り入れ部と給油空地とは相互に十分見通せる位置関係とすること。【平成13年消防危第127号】



給油空地 (例)

(6) 性能規定導入に伴う危規則第24条の14に定める給油空地についての基本的事項【平成18年消防危第113号】

ア出入口

道路に面する側の幅は、連続して10m以上であること。

なお、給油取扱所の前面にガードレールが設けられている場合又は道路との間に河川をはさんでいる場合は、危政令第 23 条の規定を適用し、次によることができること。【昭和 45 年消防予第 81 号、平成 13 年消防危第 127 号】

(ア) 前面にガードレールが設けられている場合

間口 10m以上奥行 6 m以上の矩形部分の間口前面に、幅 5 m以上の出入口を 2 か 所以上設けること。

- (イ) 道路との間に河川をはさんでいる場合は次の各号に適合すること。
 - a 通路幅が、道路から給油取扱所に至る通路の長さの 2 分の 1 以上で、かつ、5 m 以上であること。

- b a の通路が、道路の同じ側に2か所以上設けられていること。
- c 万一、危険物が通路に流出した場合であっても、河川等に流入しないよう当該通路の両側を高くする等、通路には危険物の流出防止措置が講じてあること。
- イ 通行できる広さ【平成13年消防危第127号】

車両の出入りが円滑にできる幅は、すれ違い時の車両間に十分な間隔が確保される 必要があること。

- ウ 給油を受けることができる広さ【平成13年消防危第127号】
- (ア) 自動車等を包含するように保有されている必要があること。
- (イ) 車両の出入りが円滑にできる幅は、自動車等の周囲に給油作業等に必要と考えられる十分な空間が確保されていること。

5 注油空地

危政令第17条第1項第3号に規定する注油空地は、次によること。

- (1) 注油空地は、給油空地以外の場所に設けること。
- (2) 注油空地は、直接道路に接していなくても差し支えないこと。【平成元年消防危第 44 号】
- (3) 容器等への詰替えを目的とする注油空地は、おおむね2m四方以上の広さとすること。 【平成10年消防危第25号】
- (4) 車両に固定された 4,0000 以下の移動貯蔵タンクに注入することを目的とする注油空地は、固定給油設備から危政令第 17 条第 1 項第 13 号イに規定する間隔、専用タンクの注入口から 3 m以上、通気管から 1.5 m以上離れた場所で、かつ、車両がはみ出さない十分な広さとすること。【昭和 62 年消防危第 60 号】
- (5) 注油空地には、固定注油設備以外の設備を設けてはならないこと。
- (6) 性能規定導入に伴う危規則第24条の15に定める注油空地についての基本的事項【平成18年消防危第113号】

ア 基本的機能

固定注油設備の配置、容器の置き場所、注油を受けるためのタンクを固定した車両 (移動タンク貯蔵所及び指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクを固定 した車両(以下「移動タンク貯蔵所等」という。))の停車位置を考慮して判断するこ と。

- イ 容器に詰替えることができる広さ
- (ア) 容器を包含するよう保有されている必要があること。
- (イ) 容器を安全に置くための台等を設ける場合には、当該台等も包含することが必要 であること。
- ウ 車両に固定されたタンクに注入することができる広さ
- (ア) 移動タンク貯蔵所を包含するように保有されている必要があること。
- (イ) 車両の出入りが円滑にできる幅は、移動タンク貯蔵所等の周囲に注入作業等に必要と考えられる十分な空間が確保されていること。

6 空地の舗装

- (1) 地盤面の材質
 - ア 給油取扱所の地盤面は、上部荷重の耐久性、クラックの防止等から鉄筋コンクリートとすること。
 - イ 前アの表面に表装材を用いる場合は、浸透等防止性、荷重による損傷防止性及び耐火性を考慮すること。【平成 18 年消防危第 113 号】
 - ウ 地盤面舗装のクラック等の補修材として、エポキシ樹脂モルタル、アクリル系樹脂 モルタル等が認められている。【昭和54年消防危第75号、昭和59年消防危第91号】
- (2) 「当該給油取扱所において想定される自動車等の荷重」とは、給油を受けるために給油取扱所に乗り入れる車両、注油のために乗り入れる移動タンク貯蔵所等、荷卸しのために乗り入れる移動タンク貯蔵所等、当該給油取扱所に乗り入れる可能性があるすべての車両に係る車重、積載荷重等をいうものであること。【平成18年消防危第113号】

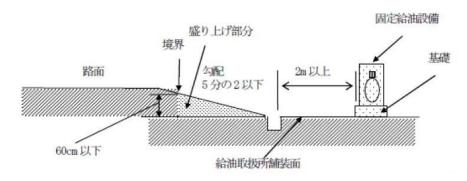
7 滞留・流出防止措置

- (1)油分離装置は、給油取扱所の一部であるので、原則として給油取扱所の敷地内(道路及び防火塀で囲まれた部分)に設けること。
- (2)油分離装置は3連式又は4連式以上を設置すること。
- (3)油分離装置の材質は、コンクリートとすること。ただし、耐油性を有し、かつ、自動車等の荷重に耐えるよう設置されている場合にはFRP(ガラス繊維強化ポリエステル樹脂)、硬質塩化ビニル板(JISK6475 適合品)とすることができる。【昭和47年消防予第97号】
- (4) 注油空地周囲の排水溝及び油分離装置は、給油空地のものと兼用できるものであること。
- (5) 可燃性蒸気の滞留防止措置
 - ア 給油空地又は注油空地からこれら空地に近い道路側へ可燃性蒸気が排出されること。
 - イ 当該性能については、排出設備等の設備を設けてこれを運転することによることではなく、空地の地盤面を周囲より高くし、かつ、傾斜を付ける等の給油取扱所の構造で確保することが必要であること。【平成 18 年消防危第 113 号】
- (6)漏れた危険物の滞留防止措置
 - ア 周囲の地盤面との関係

給油取扱所の周囲の地盤面が、道路の改修等(かさ上げ)のため、給油空地等よりも高くなり、危政令第 17 条第 1 項第 5 号の可燃性蒸気の規定に適合しなくなる場合は、次に掲げる措置を講ずることにより、危規則第 24 条の 17 第 1 号に適合するものとみなすことができること。【昭和 44 年消防予第 276 号】

- (ア) かさ上げ道路と給油取扱所の境界との高さの差が、60 cm以下であること。
- (イ) 当該境界部分の高低差を埋める盛り上げ部分が、固定給油設備及び固定注油設備 の基礎(通称アイランドという。)の道路に面する側から2m以上離れていること。

(ウ) 盛り上げの勾配が5分の2以下であること。



舗装面における措置

- イ 給油空地又は注油空地内に存するいずれの固定給油設備又は固定注油設備から危険 物が漏れた場合においても、漏えいした危険物及びその蒸気が空地内に滞留しないこ と。【平成 18 年消防危第 113 号】
- ウ 従来規定されていた「空地の地盤面を周囲より高くし、かつ、傾斜を付ける」ことは、当該性能を確保するための措置の一例と考えられること。【平成 18 年消防危第 113 号】
- (7) 危険物等の流出防止措置【平成 18 年消防危第 113 号】

ア収容

- (ア) 給油空地又は注油空地に存するいずれの固定給油設備又は固定注油設備から危険物が漏れた場合においても、当該危険物が給油取扱所の外部に流出することなくいずれかの貯留設備に収容されることが必要であること。
- (イ) 「火災予防上安全な場所」とは、給油空地等、注入口の周囲及び附随設備が設置されている場所以外の部分で、車両や人の出入り及び避難に支障とならない部分であること。
- (ウ) 従来規定されていた「排水溝及び油分離装置を設ける」ことは、当該性能を確保 するための措置の一例と考えられること。

イ 貯留設備

危険物を取り扱う建築物の床等に設ける貯留設備とは、危険物を一時的に貯留する 設備をいうが、これには貯留設備のほか油分離装置等が該当すること。

ウ 貯留設備からの流出防止

貯留設備に収容された危険物は外部に流出しないことが必要であり、危険物の種類 に応じて次のとおりの性能とすることが必要であること。

(ア) 非水溶性危険物を収容する貯留設備

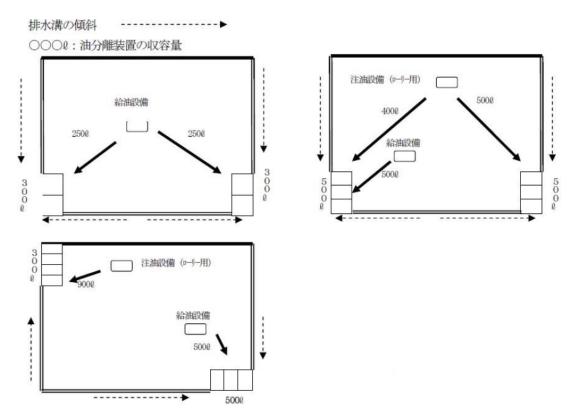
危険物と雨水等が分離され、雨水等のみが給油取扱所外に排出されること。

(イ) (ア) 以外の貯留設備

流入する降雨等により収容された危険物が流出しない性能を有する措置としては 次のものが考えられること。

なお、油と水との比重差を利用した一般的な油分離装置では当該性能を有していないこと。

- a 貯留設備には、降雨等の水が流入しない構造とする。
- b 貯留設備は、降雨等の水も併せて収容することができる大容量のものとする。
- (8) 給油取扱所における貯留設備(排水溝と油分離装置とした場合)について、「給油空地 又は注油空地に存するいずれの固定給油設備又は固定注油設備から危険物が漏えいした 場合においても、当該危険物が給油取扱所外部に流出することなく貯留設備に収容され る」ことが必要であるが、下図のとおり複数の油分離装置をもって必要な収容量を確保す る場合における、それぞれの油分離装置の収容量は、固定給油設備等の位置から排水溝、 給油空地等の地盤の傾斜の状況を踏まえた、危険物の漏えい時に流入が見込まれる相当 量を勘案したものであること。ただし、一の油分離装置で必要な収容量 5000 (ローリー 等の注入を行う固定注油設備は 9000)が確保されている場合には、この限りでない。【平 成 18 年消防危第 191 号】



(9) 危告示第4条の51に定める危険物の数量に応じた貯留設備の容量において、給油取扱 所に設ける油分離槽にあっては、当該分離層の水の貯留する部分を除いた部分の合計の 容量とする。

8 タンク

(1) 専用タンク

- ア 専用タンクは、当該給油取扱所の敷地外に設けても差し支えないが、<u>当該給油取扱</u> 所の敷地内に設けるよう指導すること。【昭和 42 年自消丙予発第 88 号】
- イ 中仕切専用タンクによるガソリンと灯油の取扱いは認められるものであること。
- ウ ボイラー又は自家発電設備等への灯油の供給は、専用タンクから行うことができる ものであること。【昭和62年消防危第38号】
- エ 敷地外に設けた屋外タンク貯蔵所、地下タンク貯蔵所等と給油取扱所の専用配管に 連結することは、位置、構造及び設備の基準に適合する限り設置を認めることができ る。

なお、屋外タンク貯蔵所、地下タンク貯蔵所等の注入口等は、給油取扱所の敷地内 に設置することは、認められないものであること。【昭和56年消防危第70号】

オ 複数の専用タンク相互の液面レベルを均一化するため、液面計、コントロールユニット、ポンプ等からなる自動移送システムを設置して差し支えないこと。 この場合、既設の専用タンクの注入管内に難燃性チューブ(接地導線入り)を移送配管とする場合は、危政令第23条の規定を適用し認めて差し支えないこと。【平成4年消防危第13号】

(2) 廃油タンク等

- ア 廃油タンク等とは、廃油タンク及び給湯用ボイラー、冷暖房用ボイラー、自家発電 設備等に直接接続するタンクをいうものであること。【昭和62年消防危第38号】
- イ オイル、潤滑油等の廃油タンクは原則として第3石油類として規制する。
- ウ 中仕切専用タンクによるガソリンと廃油の取扱いは、認められないものであること。 【昭和62年消防危第60号】
- エ 廃油タンク等に潤滑油タンクは含まないものであること。【昭和62年消防危第60号】
- オ 廃油タンクをボイラーに接続できること。ただし、給油取扱所の敷地外のボイラーとは接続できないものであること。【昭和62年消防危第60号】
- (3) 地下貯蔵タンク(専用タンク及び廃油タンク等)の位置、構造及び設備地下貯蔵タンクの位置、構造及び設備については、「第7節地下タンク貯蔵所の基準」の例によるほか、次によること。
 - ア 専用タンク及びボイラーに直接接続するタンクの注入口
 - (ア) 注入口は、原則として専用タンクの直上部以外の場所に設けた注入口(以下「遠方注入口」という。)とし、給油取扱所の敷地内で給油業務に支障のない位置に設けること。
 - (イ)遠方注入口は、火気使用場所から直近距離で5m以上の距離を保つこと。ただし、防火上安全な措置を講じる場合にあっては、この限りでない。
 - (ウ) 遠方注入口は、不燃材料で作った箱の中に収めるか、又は注入口の直下に囲いを 設ける等の方法により危険物の漏れを防止する措置を講ずる。
 - (エ) 1か所に2つ以上の遠方注入口を設ける場合は、注入口ごとにその取り扱う危険物の品名を見やすい方法で表示する。
 - (オ) 遠方注入口の直近に、接地抵抗値が 1,000 Ω 以下の導電端子 (ローリーアース) を地盤面上の接続しやすい高さに設ける。
 - (カ) 遠方注入口を敷地境界線又は道路境界線に接して設ける場合は、防火塀を設ける 等火災予防上必要な措置を講ずる。

イ 廃油タンクの注入口等

- (ア) 注入口は、不燃材料で作った箱に納めるか、又はバスケット及びバルブを設けること。ただし、注入口の直下に囲いを設ける等の方法により危険物の漏れを防止する措置を講じる場合はこの限りでない。
- (イ) 注入口は、整備室内に設けることができる。
- (ウ) 当該タンクの吸上口は、移動タンク貯蔵所の給油ホースを緊結できる構造とする。

(4) 簡易タンク

- ア 給油取扱所の敷地が、防火地域又は準防火地域と指定のない地域とにわたる場合は、 敷地全部を防火地域又は準防火地域として取扱い、簡易タンクの設置は認められない こと。
- イ 給油取扱所の敷地が、指定のない地域から防火地域又は準防火地域に指定が変更された場合には、簡易タンクの設置は認められないこと。
- ウ 危政令第17条第1項第7号に規定する石油類の品質について、オクタン価の異なる ものは「異なった品質」に該当すること。

9 配管

- (1) 危険物を取り扱う配管で、地盤面以上に設けるものは、衝撃により容易に損傷を受けることのないよう防護措置を講じ、かつ、その配管の接合は、危険物の漏れるおそれのない接合とすること。
- (2) 地上に設ける配管であって、点検困難な場所又は屋上に設ける配管の接合は、溶接継手とすること。
- (3) 危険物配管が上屋の上部若しくは内部に設けられ、又は給油空地等に面しない外壁に 沿って敷設されている場合は、危規則第13条の5第1項第2号に規定する「火災によっ て当該支持物が変形するおそれのない場合」に該当するものとして差し支えないもので あること。
- (4) 上屋上部等の配管の防食は、高濃度亜鉛塗料、エポキシ塗料等により行うよう指導すること。

なお、直射日光による配管内の圧力上昇を防止するための措置を講ずる場合は、配管上部にしゃ熱板を設ける方法により行うこと。

(5) 危険物配管が上屋内部に設けられるものにあっては、有効に目視点検できる点検口を設けること。

10 固定給油設備及び固定注油設備

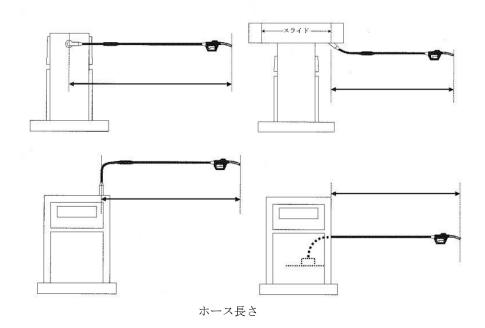
固定給油設備及び固定注油設備(以下「固定給油設備等」という。)は、次によること。

(1) 構造

ア 固定給油設備等の構造は、「固定給油設備及び固定注油設備の構造について」【平成5年消防危第68号】によること。

なお、危険物保安技術協会において固定給油設備等及び油中ポンプ設備の構造に関する試験確認を実施され、当該試験確認に合格したものは、危政令等に定める固定給油設備等及び油中ポンプ設備の構造に関する技術基準に適合していると認められるものであること。

イ 固定給油設備等のうち、懸垂式以外のものの給油ホース等の全長とは、原則として 給油ホース等の取出口から弁を設けたノズルの先端までの長さをいうものであること。



ウ 一の地上式固定給油設備の内部に複数のポンプ機器を設け、その内の一つを懸垂式 のホース機器と配管で接続し、これを注油設備とすることはできないものであること。 【平成4年消防危第13号】

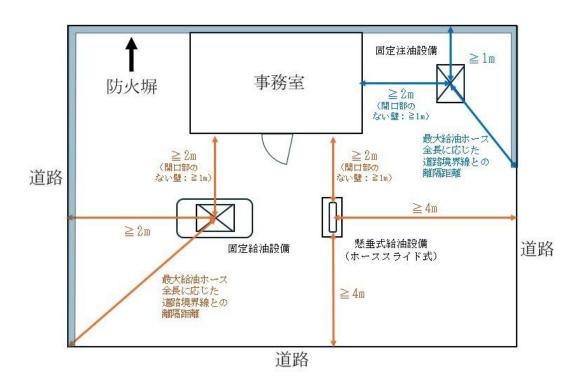
(2) 表示【昭和62年消防危第38号】

- ア 危規則第25条の3第1号に規定する直近の位置とは、固定給油設備等の本体(懸垂式のものにあっては、給油ホース設備の本体ケース)又は給油ホース若しくは注油ホース自体(ノズルの部分又はノズル直近の部分)をいうものであること。
- イ 危規則第25条の3第2号に規定する品目とは、ガソリン、軽油、灯油等の油種名をいうものであるが、レギュラー、ハイオク等の商品名によることも差し支えないものであること。

(3)位置

- ア 固定注油設備は、注油空地に設けること。
- イ 懸垂式の固定給油設備等で給油ホース又は注油ホースの取付部が移動するものについては、給油ホース等を道路境界線、敷地境界線及び建築物の壁に最も接近させた状態において、当該取付部が危政令第 17 条第 1 項第 12 号又は第 13 号に規定する間隔(給油ホースについては、自動車等の洗浄を行う設備、自動車等の点検整備を行う設備から危規則第 25 条の 5 第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する間隔)をそれぞれ確保すること。
- ウ 危政令第 17 条第 1 項第 12 号ハの建築物には、給油取扱所外の建築物も含まれるものであること。【昭和 62 年消防危第 91 号】
- エ 二以上の固定給油設備相互間(簡易タンクに設けられた固定給油設備を除く。)又は固定注油設備相互間の離隔規制はないものであること。【昭和62年消防危第38号】
- オ 敷地境界線とは、給油取扱所の境界を指すものではなく、隣地、河川等の一般的に 敷地境界といわれる部分を指すものである。【昭和62年消防危第91号】

- カ 距離の算定にあたっては、固定給油設備等の中心とすること。ただし、懸垂式のも ののうち給油ホースの取付部がスライドするものについては、そのスライドするすべ ての地点までの水平距離とすること。【昭和62年消防危第38号】
- キ 地下貯蔵タンクのふたの上部であって、マンホール、点検口、漏えい検査管等を避けた位置にアイランドを設け固定給油設備等を設置しても差し支えないものであること。【昭和58年消防危第128号】
- ク 下図のとおり道路境界線に防火塀を設けた場合には、防火塀の外側を敷地境界線と みなし危政令第 17 条第 1 項第 12 号又は第 13 号に規定する固定給油設備等と敷地境 界線との間隔とすること。ただし、この場合において当該防火塀は、危政令第 17 条第 1 項第 12 号又は第 13 号に規定する固定給油設備等と道路境界線との間隔を確保でき る部分まで設ける必要があること。



固定給油設備等の位置

- ケ 固定給油設備等に自動車等の衝突を防止するために、危規則第25条の9第5号に規 定する「固定給油設備等に設ける自動車等の衝突を防止するための措置」を指導する こと。
- (4) 懸垂式の固定給油設備等の緊急停止装置
 - ア 設備の故障その他の事故により危険物が流出した場合に、ポンプ機器を停止又はポンプ二次側配管を閉鎖できる装置とすること。
 - イ 当該装置の操作部を設ける場所は、当該固定給油設備等のホース機器設置場所付近 の事務所等の外壁等見やすい位置とすること。【平成元年消防危第 15 号】
- (5) 固定給油設備等に接続できるタンクについて

固定給油設備等に直接接続できる貯蔵タンクは、専用タンク又は簡易タンクに限られ、 他の許可施設等から直接配管接続することは認められないものである。

(6) 固定注油設備に簡易タンクを接続することについて

当該固定注油設備が、次の要件に適合している場合に限り、危政令第23条の特例を適用し、認めて差し支えないものであること。【平成21年消防危第204号】

- ア 屋外給油取扱所(航空機給油取扱所、船舶給油取扱所及び鉄道給油取扱所を除く。) であること。
- イ 防火地域及び準防火地域以外の地域であること。
- ウ 給油取扱所には、固定給油設備及び固定注油設備に接続する簡易タンクが、その取り扱う同一品質の危険物ごとに1個ずつ3個までであること。
- エ 簡易タンクの容量は600L以下であること。
- オ 簡易タンクの構造及び設備は、政令第14条第4号及び第6号から第8号までに掲げる簡易タンク貯蔵所の構造及び設備の規定によること。

11 建築物の用途及び面積

- (1) 危規則第25条の4第1項に掲げる用途のうち次に掲げるものは、壁等で区画された部分とする。
 - ア 給油取扱所の業務を行うための事務所
 - イ 自動車等の点検・整備を行う作業場
 - ウ 施行令別表第1、1項、3項、4項、8項、11項から13項イまで、14項及び15項 に掲げる防火対象物の用途(前各号に掲げるものを除く。)
- (2) 危規則第25条の4第1項第1号の用途

給油等の作業場(上屋、キャノピー)には、次のものも含まれるものであること。【平成元年消防危第44号】

ア ポンプ室

イ 油庫

- ウ 整備作業場又は洗車作業場のうち給油等の作業場と一体で、かつ、壁等で区画されていないもの。
- エ コンプレッサー室
- (3) 危規則第25条の4第1項第2号の用途

危規則第 25 条の4第1項第1号の2に規定する給油取扱所の業務を行うための事務 所には、社長室、応接室、更衣室、湯沸室、宿直室、従業員休憩室、洗面所、会議室等も 含むものであること。【昭和62年消防危第38号】

(4) 危規則第25条の4第1項第3号の用途

自動車等の点検・整備を行う作業場(コンプレッサー室のコンプレッサーを、点検整備を行う作業場で用いる場合にあっては、当該コンプレッサー室も含む。)であって、3方向が壁に囲まれた部分に限らず、1面又は2面がシャッターで区画された自動車整備場も該当するものであること。【平成元年消防危第44号】

(5) 危規則第25条の4第1項第6号の用途

施行令別表第1による1項、3項、4項、8項、11項から13項イまで、14項及び15項に掲げる防火対象物の用途は次によること。

- ア ドライブスルー形式又は窓を介しての物品の販売について、販売に供する窓を給油 空地等の直近に設けない場合にあっては、認めて差し支えないこと。【平成9年消防危 第27号】
- イ 物品の貸付け、行為の媒介、代理、取次等の営業はできるものであり、これらの営業に係る商品、サービス等の種類については、制限はないものであること。【昭和 62 年消防危第 38 号】
- ウ コインランドリーは認めて差し支えないものであること。【昭和62年消防危第60号】
- エ 店舗等で家庭用塗料を容器入りのままで販売することは差し支えないが、その取扱数量は、潤滑油、灯油等容器に収納された他の危険物(附随設備に収納された危険物を除く。)との合計が指定数量未満であることが必要である。【昭和 62 年消防危第 60 号】
- オ LPG 販売の取次、カートリッジタイプのガスボンベの販売は、認めて差し支えない ものであること。【昭和62年消防危第60号】
- カ 店舗等は1階に設けること。ただし、危規則第40条の3の6第2項第1号に規定する容易に給油取扱所の敷地外へ避難することができる建築物である場合、又は危規則第40条の3の6第2項第2号に該当する場合に限り、2階部分に店舗等を設けても差し支えないものであること。

なお、容易に給油取扱所の敷地外へ避難することができる建築物とは、建築物の2階から直接屋外階段(避難器具を除く。)で給油取扱所の敷地外へ避難できる場合又は2階から屋内階段を使い1階の事務所等(給油等の作業場等危険物を取り扱う部分を除く。)へ降り、建築物内を通って直接道路等に避難できる場合をいうものであること。【平成元年消防危第15号】

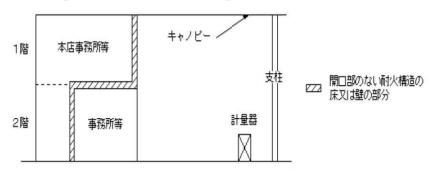
- キ 店舗等は道路に面して設けても差し支えないこと。【昭和62年消防危第60号】
- ク 販売目的のタイヤを展示するガレージ(鉄骨造で屋根及び壁を鉄板とし、前面開口部に火災時に随時容易に閉鎖できるシャッターを設けたもの)を設置し、開放して展示販売をするもので、当該ガレージ内で火気を取り扱わないものを給油空地以外の場所に設置する場合は、認めて差し支えないこと。【平成10年消防危第90号】
- (6) 床面積の制限を受ける用途及び面積
 - ア 床面積の算定は、原則として、建築物の延べ面積から水平・垂直遮断された部分及 び洗車作業場の部分の床面積の合計を差し引いた面積となるものであること。【昭和62 年消防危第38号】
 - イ 危規則第 25 条の4第2項に掲げる面積には、給油取扱所の業務を行うための事務 所、店舗等及び整備作業場の用途に供する床又は壁で区画された部分のうち、給油取 扱所の係員のみが出入りする部分(更衣室、休憩室、倉庫等)は含まれないものであ ること。
 - ウ 危規則第25条の6に規定する「給油取扱所の用に供する部分(床又は壁で区画された部分に限る。)には、油庫、コンプレッサー室等も含まれること。【平成6年消防危第21号】
- (7)建築物の配置、出入口の位置等については、面積制限に適合する限り、特に制限はないものであること。

12 建築物の構造等

(1) 本店事務所等(危規則第25条の4第1項第5号に規定する用途をいう。以下同じ。) とその他の給油取扱所の用途との区画の必要な部分は、下図のとおりである。

また、危規則第25条の4第4項の「給油取扱所の敷地に面する側の壁に出入口のない構造」とは、給油取扱所敷地内から本店事務所等へ立ち入ることができない構造とすることである。

したがって、当該区画には避難口としての必要最小限の開口部の設置も認められない ものであること。【平成元年消防危第 44 号】



出入口がない構造

- (2) 給油取扱所の建築物の壁のうち、次に掲げる間仕切壁については、危政令第23条の規定を適用し、難燃材料の使用を認めて差し支えないものであること。【平成9年消防危第31号】
 - ア 危険物を取り扱う部分と耐火構造若しくは不燃材料の壁又は随時開けることのできる自動閉鎖の防火設備により区画された危険物を取り扱わない部分に設ける間仕切壁
 - イ 危険物を取り扱わない建築物に設ける間仕切壁
- (3) 可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所の出入口には、防火設備に該当する片引きの自動ドアを設けても差し支えないものであること。【昭和62消防危第60号】
- (4) 事務所等の窓又は出入口にガラスを用いる場合(屋内給油取扱所は除く。)は網入りガラス以外のガラスを用いた防火設備を使用できること。
- (5) 事務所その他火気を使用する建築物の出入り口に、引分けの自動ドアを設ける場合には、防火設備に該当し、防火上安全な構造のものであれば、差し支えないものであること。【昭和62消防危第60号・平成17年消防危第295号】
- (6) キャノピー下で給油空地及び注油空地に面する部分(危規則第25条の4第1項第3号 及び第4号の用途に供する部分を除く。)の出入口以外の開口部に設ける防火設備は、は め殺し(防火ダンパー等を設ける排煙口を除く。)を指導すること。
- (7) 建築物の壁が防火塀を兼ねる部分は、原則として出入口等の開口部を設けないこと。 ただし、1 階の事務室等から敷地外へ直接通ずる避難用出入口を設置する場合は、必要最 小限の大きさとし、かつ、自閉式の特定防火設備を設けること。【昭和62消防危第60号】
- (8) 自動車等の点検、整備を行う作業場(危規則第25条の4第1項第3号)及び自動車等の洗浄を行う作業場(危規則第25条の4第1項第4号)での自動車等の出入口に戸を設ける場合は、不燃材料でも差し支えないこと。【昭和62消防危第60号】
- (9) <u>給油取扱所に設ける建築物の窓又は出入口は防火設備を設け、ガラスは網入ガラスを</u> 指導すること。ただし、建築物内に設けるものについてはこの限りでない。
- (10) 屋根(キャノピー) に不燃材料として認定を受けた不燃性シート等を使用しても差し支えない。【平成4年消防危第13号】

(11) 可燃性蒸気流入防止措置

- ア 危政令第17条第1項第18号に定める「可燃性の蒸気が流入しない構造」には、火 気を使用する事務所、店舗等と整備作業場及び洗車作業場との壁に設ける出入口についても対象となるものであること。
- イ 可燃性の蒸気が流入しない構造としてスロープを設ける場合は、次によること。【平成9年消防危第26号】
- (ア) スロープの最下部から最上部までの高さが 15cm 以上であること。 なお、スロープが明確でない場合にあっては、最上部からの高さの差が 15cm 以上 となるところまでをスロープとみなすものとする。
- (イ) スロープは給油又は注油に支障のない位置に設けること。
- (ウ) スロープ上において給油又は注油を行わないこと。
- (12) 給油取扱所の建築物に地下室を設ける場合には、事務所等から出入りできる構造とすること。【平成元年消防危第44号】
- (13) 建築物内部に布製のカーテン、ブラインド、じゅうたん等を使用する場合には、難燃性又は法第8条の3に基づき防炎性能を有するものとする。

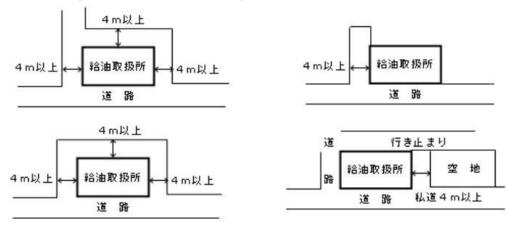
13 防火塀

(1) 自動車等の出入する側

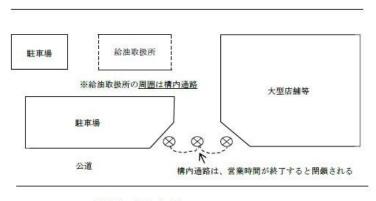
- ア 危政令第 17 条第 1 項第 19 号に規定する「自動車等の出入りする側」とは、給油空地の間口が存する側及び幅員が 4 m以上の道路に接し、かつ、給油を受けるための自動車等が出入りできる側をいうこと。【昭和 51 年消防危第 94 号】
- イ 給油取扱所の周囲が一般交通の用に供され、自動車等の通行が可能な幅員4m以上 の道路に接する場合は、自動車等が出入りする側として防火塀を設けないことができ ること。【平成9年消防危第27号】

この場合、道路に接する部分すべてにおいて防火塀を設けないこととしてよいが、 極端な段差や勾配などで自動車等が通行できない場合は、道路に接する部分としてみ なさない。

ウ 道路(私道を含む)が袋小路であっても、当該道路が一般交通の用に供され、自動 車等の通行が可能な幅員が4m以上である場合は、当該袋小路を道路と認めて差し支 えないこと。【平成9年消防危第27号】

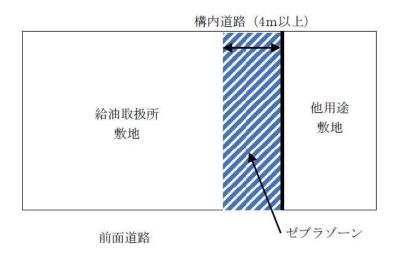


エ 大型店舗等の駐車場内に設置されるもので、周囲が構内通路に面している場合は、これら周囲についていずれも自動車等の出入りする側とみなして差し支えないこと。なお、構内通路は、給油取扱所及び駐車場利用者の自動車の通行の用に供するためのものであり、給油取扱所周囲の構内通路部分において駐停車をさせないこと。また、大型店舗等と給油取扱所の営業時間は同じであり、閉店の際には構内通路は閉鎖されること。【平成17年消防危第295号】



---- 自動車等の出入りする側 構内通路はいずれも幅員4m以上

オ <u>敷地の管理権限が同一であり、</u>構内道路を自動車等の出入りする側とする場合は、 駐停車ができないことを明示するゼブラゾーン等を指導すること。



(2) 防火塀の高さの算定方法

防火塀の高さの算定は、当該防火塀の接する給油取扱所の敷地の地盤面からとすること。

なお、建築物の外壁を防火塀と兼用する場合も同様に、当該外壁の存する地盤面からとすること。

(3) 防火塀の構造

ア次に掲げる防火塀は、耐火構造とすること。

- (ア) 隣接する建築物の外壁及び軒裏における輻射熱が危告示で定める式を満たすため の措置を必要とする場所に設置する防火塀
- (イ) 危政令第 17 条第 1 項第 20 号に規定するポンプ室等の部分で、その外壁を防火塀 と兼用するもの

- イ 建築物の外壁を防火塀と兼用する場合には、当該外壁の存する室の床面から2m以下の部分には、出入口、窓その他の開口部は設けられないこと。
- (4) 防火塀の高さを2m以上とする場合

塀又は壁の高さが2mであるとした場合に隣接する建築物の外壁及び軒裏における輻射熱が危告示で定める式を満たすかどうかにより、2m以上の塀又は壁を設けることが必要であるかどうかを判断すること。

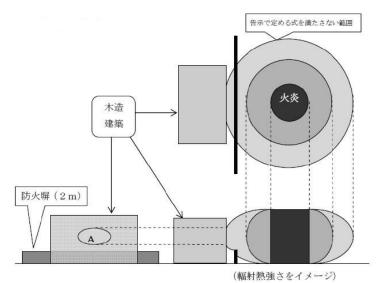
- ア 隣接する建築物の各部分における輻射熱の算定にあっては、「石油コンビナートの防 災アセスメント指針参考資料 2 災害現象解析モデルの一例 4. 火災・爆発モデル」に 掲げる方法により算出すること。【平成 18 年消防危第 113 号】
- イ 輻射熱を求める計算をする場合は次のとおり求めることができること。【平成 18 年 消防危第 191 号】
- (ア) 給油中、注油中の火災

漏えい量を固定給油設備又は固定注油設備の最大吐出量とし、燃焼継続時間を 10 分間として計算する。

(イ) 荷卸し中の火災

漏えい量を一のタンク室からの荷卸し速度とし、燃焼継続時間をタンク室の荷卸しに要する時間として、各タンク室について計算する。

ウ 給油取扱所の塀又は壁が開口部を有さず、給油取扱所に隣接し、又は近接する建築物が木造の場合で、次の図の同心円中心部からの漏えいに伴う出火を想定した場合、下図の建築物の外壁のうちAの部分について輻射熱が危告示第4条の52第3項で定める式を満たすための措置が必要な部分であること。【平成18年消防危第191号】



- エ 給油取扱所における火災想定をする場合に、次の場所を火炎の範囲として輻射熱を求めることができること。【平成18年消防危第191号】
 - (ア) 固定給油設備における火災想定

車両給油口の直下を中心とした円

- (イ) 固定注油設備における火災想定
 - a 容器に詰替えする場合

詰替える容器を置く場所を中心とした円

b 移動貯蔵タンク等に注入する場合

注入する移動貯蔵タンク等の停車場所の中央を中心とした円

(ウ) 注入口における火災想定

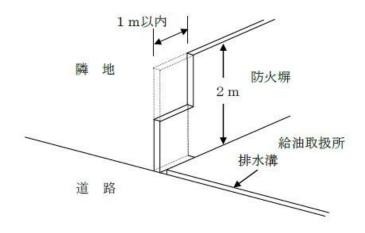
移動タンク貯蔵所の荷卸しに使用する反対側の吐出口を外周とした円

- (5) 防火塀に設ける開口部
 - ア 開口部は、給油取扱所の事務所等の敷地境界側の壁に設ける場合を除き、当該開口部の給油取扱所に面しない側の裏面における輻射熱が危告示で定める式を満たすものであること。

この場合において、危告示で定める式を満たすかどうか判断する際、網入ガラス等が有する輻射熱を低減する性能を考慮することができること。

- イ 塀に開口部を設ける場合には、当該開口部に面する建築物の外壁及び軒裏の部分に おいて当該開口部を通過した輻射熱及び塀の上部からの輻射熱を併せて危告示で定め る式を満たすこと。
- (6) 周囲に接する道路等が変更され、周囲の地盤面が高くなった場合についても、輻射熱の算定が必要である。
- (7) 給油取扱所から自動車等が出る際に交通事故が発生するおそれがあるものについては、 視認性確保のため、周囲の状況から判断して延焼危険性が低い場合、危政令第17条第1 項第19号に規定されている塀又は壁に道路境界線から1メートル以内に限り、切欠きを 設けることができる。

この場合、切欠きを設けた塀又は壁は、危規則第25条の4の2第2号の基準を満たすものとする。【平成30年消防危第42号】



14 ポンプ室等

- (1) 危政令第17条第1項第20号に規定するポンプ室等には、油庫のほか危険物を取り扱う整備作業場が含まれるものであること。【平成元年消防危第15号】
- (2)整備作業場のうち三方が壁に囲まれている部分は、ポンプ室等に該当するものであること。【平成元年消防危第44号】
- (3) 共通事項

ア 危政令第 17 条第 1 項第 20 号口に規定する「採光、照明」は、製造所の例によること。

- イ 危政令第17条第1項第20号ハに規定する「可燃性の蒸気を屋外に排出する設備」 の屋外には、給油空地等に面する部分も含むものであること。
- ウ 換気設備及び排出の設備については、第2節8 (1) によること。 なお、可燃性の蒸気が滞留するおそれのあるポンプ室等とは、引火点が40度未満の 危険物を取り扱うポンプ室等が該当するものであること。
- エ ポンプ室等に設ける貯留設備は、原則として排出口のない集水ますとすること。【平 成元年消防危第44号】

(4) ポンプ室

アポンプ室は、次によること。

- (ア) ポンプ室は、1階に設けること。
- (イ) ポンプ室には、天井を設けないこと。
- イ 道路境界線等からの間隔を保つことを要しないポンプ室

危政令第 17 条第 1 項第 12 号及び第 13 号ただし書のポンプ機器を設けるポンプ室は、前アによるほか、次によること。

- (ア) 当該ポンプ室については、危規則第25条の3の2及び危政令第17条第1項第20 号のいずれの規定も適用となるものであること。
- (イ) 危規則第25条の3の2第2号に規定する「ポンプ室の出入口は、給油空地に面する」とは、従業員等が業務中において常時監視等ができる位置であり、かつ、屋外 又は給油等の作業場に面することをいうものであること。

(5)整備作業場

ピットを設ける整備作業場で、漏れた危険物がすべてピットに流入する構造のものには、ピットに貯留設備を設けることで差し支えないものであること。

したがって、漏れた危険物がすべてピットに流入しない構造のものは、ピット及びピット以外の整備作業場に貯留設備を設ける必要があること。【平成2年消防危第28号】

15 附随設備

- (1) 附随設備は、給油空地等以外の場所に設けること。
- (2) 自動車等の洗浄を行う設備

洗車機を建築物内に設ける場合において、開放された部分が固定給油設備に面する場合の当該固定給油設備との間隔は、洗車機の可動範囲全体が危規則第25条の5第2項第1号ロただし書きに適合するよう壁等で覆われている場合は考慮不要であるが、洗車機の可動範囲の一部がはみ出している場合は、危規則第25条の5第2項第1号ロに規定する距離以上を可動先端部まで確保すること。【昭和62年消防危第38号】

- (3) 自動車の点検又は整備を行う設備【昭和62年消防危第38号】
 - ア 自動車の点検又は整備を行う設備とは、オートリフト(油圧式、電動式)、オイルチェンジャー、ウォールタンク、タイヤチェンジャー、ホイルバランサー、エアーコンプレッサー、バッテリーチャージャー等をいうものであること。

なお、火気を使用する方法又は火花を発するおそれがある方法により自動車等の点 検又は整備を行う設備は、建築物内で可燃性蒸気の流入しない構造で区画した室に設 置するものであること。 イ 油圧式オートリフト、オイルチェンジャー、ウォールタンク等危険物を取り扱う設備のうち、危険物を収納する部分は、次表に定める厚さの鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板で気密に造るとともに、原則として屋内又は地盤面下に設けること。

危険物を収納する部分の容量	板厚
400以下	1.0mm 以上
400 を超え 1000 以下	1.2mm 以上
1000 を超え 2500 以下	1.6mm 以上
2500 を超え 5000 以下	2.0mm 以上
5000 を超え 1,0000 以下	2.3mm 以上
1,0000 を超え 2,0000 以下	2.6mm 以上
2,0000 を超えるもの	3.2mm 以上

- ウ 危険物を取り扱う設備は、地震等により容易に転倒又は落下しないように設けること。
- エウォールタンクは、イ、ウによるほか、次によること。
 - (ア) 設置位置は、油庫又はリフト室等の屋内の1階とすること。
 - (イ) タンクの空間容積は、タンク内容積の10%とすること。
 - (ウ) タンクの外面には、さび止めのための措置をすること。
 - (エ) 注入口には、弁又はふたを設けること。
 - (オ) 通気管を設けること。

なお、通気管の設置方法については、危政令第12条第1項第7号に規定する屋内 タンク貯蔵所の通気管の例によること。

- (カ) 見やすい位置に危険物の量を自動的に表示する装置を設けること。 なお、ガラス管を用いる場合には、硬質ガラス管を使用し、これを金属管で保護 し、かつ、ガラス管が破損した際に自動的に危険物の流出を停止する装置(ボール 入自動停止弁等)を設けたものとすること。
- オ 油圧式オートリフト設備等の地下に埋設されたタンク及び配管の外面防食措置は、 危政令第 13 条に規定する地下タンク貯蔵所の地下貯蔵タンク及び配管の例によること。
- カ 可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所に設ける設備の電気設備(たとえば、電動式オートリフト等の地盤面又は床面からの高さ60cm以下の部分の電気設備)は、防爆構造とすること。
- キ 危規則第25条の5第2項第2号イに規定する離隔距離は、屋外に設けられた整備用 リフトの場合にあっては、整備作業場の範囲からではなく、当該整備用リフトからと すること。【平成元年消防危第44号】
- ク 尿素水溶液供給機は【令和6年消防危第40号】によること。
- ケ 急速充電設備は【令和6年消防危第40号】によること。

16 附随設備以外の設備等

- (1)給油取扱所に設ける附随設備以外の設備等については、給油に支障がないと認められる範囲に限り設けても差し支えないが、次の事項に留意すること。【昭和62年消防危第38号】
 - ア 給油に支障がある設備とは、自動車等の転回が困難となり、自動車等の固定給油設備への衝突を招くような設備をいうものであり、これに該当するかどうかの判断は専 ら火災予防上の観点からのみ行われるものであること。

たとえば、給油空地以外の場所に設置するサインポール、看板等の設備は、原則として、給油に支障がないものとして取り扱うものとするほか、必要最小限のPOS用カードリーダー、クイックサービスユニット等でその設置がやむを得ないと認められるものを給油空地のアイランド上に設けることも差し支えないものであること。

- イ 樹木、花壇等は、給油取扱所の業務のための用途に供する建築物等に該当しないが、 給油取扱所の環境を整備する上で必要な設備と考えられるので設けることは差し支え ないものであること。ただし、専用タンクの注入口の周囲以外の給油等の業務に支障 がなく、かつ、給油客の避難及び防火に関して問題がない位置に問題がない規模のも のを設けること。
- ウ 厨房設備等の火気を使用する設備については、火災予防条例の関係部分の例による ものであること。
- (2) サインポール、看板等は難燃性の材料で造り、幕、布等は防炎処理を施したものを使用すること。【平成元年消防危第44号】

(3) 看板等

- ア 看板は、給油取扱所の業務と直接関係のないものであっても、給油取扱所の業務に 支障のない範囲であれば設置して差し支えないこと。【平成10年消防危第90号】
- イ 合成樹脂類の看板については、次によること。

(ア) 取付形態

- a 上屋の側面若しくは天井面に取付け又は埋め込むもの
- b 建物外面、上屋の柱又は相互間又はサインポール等に取付けるもの
- c 上屋の屋上に取付けるもの

(イ) 材質

- a 材質は、難燃性を有する合成樹脂材料 (JISK6911 のA法による自消性のもの)等のものであること。ただし、上記 (ア) c に設けるものにあっては、一般アクリル樹脂材料を使用することができるものであること。
- b 防火塀上に看板を設ける場合は、不燃材料のものとするとともに防火塀を含めた 耐震耐風圧構造とすること。

(4) その他の設備等

ア 太陽熱温水器

太陽熱温水器を設置する場合は、次によること。【昭和56年消防危第103号】

(ア) 太陽熱温水器は、事務所等の建築物の屋根上に設けるとともに、懸垂式固定給油 設備等の上屋に設置する場合は、給油配管等の点検に支障のない位置とすること。

- (イ)事務所等の建築物の屋根は、太陽熱温水器の重量に対し、十分安全な構造である こと。
- (ウ) 貯湯型給湯器、ソーラポンプ又は補助熱源を設ける場合にあっては、事務所内に 設置すること。

イ 内燃機関による自家発電設備

内燃機関による自家発電設備を設置する場合は、次によること。【平成4年消防危第 13号】

- (ア) 発電設備の電気は、常用電源の一部として使用すること。
- (イ)発電設備は屋外型とし、高さ2m以上のブロック塀で囲い、屋根を設けないこと。
- (ウ) (イ) の塀に設ける出入口は、随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備 とし、その敷居の高さは、15cm以上とすること。
- (エ)燃料は、固定注油設備に接続された専用タンクから直接配管で供給すること。
- (オ) 1日における燃料の消費量は、指定数量未満とすること。
- (カ) 災害対応型として緊急用発電機を設置する場合は、【平成29年上予第624号】により指導すること。

ウ LPG バルク 貯槽

LPG バルク貯槽(付属設備を含む。以下同じ。)を設置する場合は、次によること。 【平成10年消防危第90号】

- (ア) LPG バルク貯槽は、1 t未満で圧縮機及び充填用ポンプは設置しないこと。
- (イ) LPG バルク 貯槽等は、給油空地以外の場所に設置すること。
- (ウ) LPG バルク 貯槽は、地下に設置すること。ただし、専用タンクの注入口から 8 m以上の離隔距離を確保できる場合には、地上に設置することができること。
- (エ) LPG バルク 貯槽等へ自動車等の衝突防止措置を講ずること。
- (オ) LPG バルク 貯槽等に係る配管は、給油空地以外で、かつ、自動車等が衝突するおそれのない場所に設置すること。
- (カ) LPG タンクローリーの停車位置は、給油空地以外で、かつ、専用タンクの注入口から8m以上の離隔距離を確保できる場所とし、白線等で明示すること。
- エ 給油取扱所の建築物の屋根等の火災予防上支障のない場所であれば、PHS等のアンテナを設置して差し支えないこと。【平成9年消防危第27号】

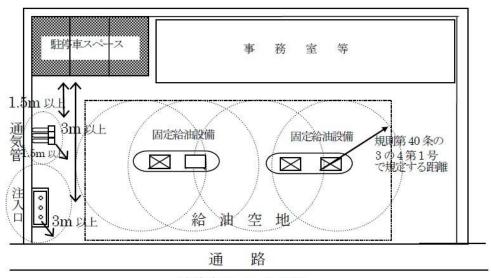
才 太陽光発電設備

- (ア) 当該給油取扱所の非常用又は常用発電設備として設置するもので、売電専用のものは認められないこと。
- (イ) 火災時の消火活動時には配電が停止できる構造とし、感電防止装置等の設置を指導すること。
- (ウ) 原則キャノピー及び建築物の屋根以外に設置しないこと。
- (エ) 給油取扱所に設置できない工作物等

給油取扱所には、建築物以外の工作物、例えば立体駐車場、ラック式ドラム缶置き場、大規模な広告物等の設置は認められないものであること。【昭和 62 年消防危第 38 号】

17 その他

- (1) 駐車等の場所【昭和62年消防危第38号】
 - ア 駐車とは、自動車等が停止し、かつ、当該自動車等の運転するものが給油取扱所の 敷地外にあって直ちに運転することができない状態をいい、当該自動車等の運転する ものが給油取扱所の敷地内にあり、係員の誘導等により直ちに運転することができる 場所を含まないものであること。
 - イ 駐車場所は、危政令第27条第6項第1号リに定める場所のほか、次に掲げる場所以外とすること。
 - (ア) 給油空地
 - (イ)油庫の使用、事務所の出入り、その他給油業務に支障となる場所
 - ウ イに定める駐車部分は、白線等で明示するよう指導すること。



駐停車スペースの例

(2) 指定数量未満の危険物移動タンク車の常置場所を給油取扱所の一部に設ける場合は、 当該給油取扱所がその業務を行うため保有するもので、かつ、前イに定める駐車に支障と ならない場所に限り認めて差し支えない。

なお、給油取扱所の敷地の一部を移動タンク貯蔵所の常置場所にすることはできない。

- (3) 給湯用ボイラー等のタンクは、専用タンク又は廃油タンク等とする。
- (4) 屋外での物品の販売等の業務【令和2年消防危第88号】

給油取扱所において屋外での物品の販売等の業務を行う場合には、以下の事項に留意 し、策定した計画等については、予防規程又はこれの関連文書に明記すること。

- ア 出火・延焼防止上の留意事項
 - (ア) 物品販売等の業務において、火災の発生や延焼拡大の危険性を増大させないよう、 裸火等の火気を使用しないことや、可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所では防 爆構造の機器等を使用することを徹底すること。

- (イ) 防火塀の周辺において物品を展示等する場合は、防火塀の高さ以上に物品等を積 み重ねないようにすること等、延焼拡大の危険性を増大させないようにすること。
- (ウ) 消火器や消火設備の使用の妨げとなる場所に物品を展示等しないこと。
- イ 危険物の取扱い作業上の留意事項

車両への給油、容器への詰替えや地下タンクへの荷卸し等、危険物の取扱い作業を 行う際に必要な空間が確保されるよう、物品の配置や移動等の管理を適切に実施する ための運用方法を計画し、必要な体制を構築すること。

ウ 火災時の避難に関する留意事項

火災時における顧客の避難について、あらかじめ避難経路や避難誘導体制等に係る 計画を策定すること。

エ 人・車両の動線に関する事項

物品販売等を行う場所は、人や車両の通行に支障が生じない場所とすること。なお、この場合において、必要に応じて、人・車両の動線をわかりやすく地盤面上に表示することや、ロープ等で明確にすることも検討すること。

第2 屋内営業用給油取扱所(屋内ガソリンスタンド)

1 屋内給油取扱所の定義

屋内給油取扱所とは次に掲げるものをいう。【令和3年消防危第172号】

- (1) 建築物内に設置するもの
- (2) 給油取扱所の上屋等の面積が、給油取扱所の空地面積の3分の1を超えるもの(当該割合が3分の2までのものであって、かつ、火災の予防上安全であると認められるものを除く。)

以下の全ての事項を満たすものについては、「火災の予防上安全であると認められるもの」に該当するものであること。

なお、建築物内に設置するもの及び給油取扱所の用に供する部分の上部に上階を有するものについては認められないこと。

- ア 道路に1面以上面している給油取扱所であって、その上屋(キャノピー)と事務所等の建築物の間に水平距離又は垂直距離で0.2m以上の隙間があり、かつ、上屋(キャノピー)と給油取扱所の周囲に設ける塀又は壁の間に水平距離で1m以上の隙間が確保されていること。
- イ 可燃性蒸気が滞留する奥まった部分を有するような複雑な敷地形状ではないこと。

2 共通基準

屋外営業用給油取扱所の基準の例によるほか、次によること。

- (1)屋内給油取扱所を設けることができる建築物の用途
 - ア 屋内給油取扱所は、病院、老人福祉施設その他政令別表第1(6)項に掲げる用途 に供する部分を有する建築物には設置できないものであること。

この場合において、事務所内の診療室等で給油取扱所以外の用途部分の主たる用途 に供される部分に機能的に従属していると認められるものは、当該主たる用途に含ま れるものであること。【平成元年消防危第 15 号】 イ 屋内給油取扱所の上部に、屋根のない貸駐車場を設けても差し支えないものである こと。【平成元年消防危第44号】

(2) 給油取扱所に係る床面積の制限

建築物内に設置する給油取扱所に係る床面積の算定は、給油取扱所の業務を行うための事務所、店舗等及び整備作業場の用途に係る部分に相当すると認められる部分(壁によって区画されている部分に限る。)の床面積の合計とするものであること。

(3) 簡易タンク

屋内給油取扱所には、簡易タンクの設置は認められない。

(4) 通気管

- ア 危規則第20条第5項に規定する「可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所」とは、 換気のよい自動車等の出入口付近の場所をいうものであること。
- イ 危規則第25条の10第3号に規定する上階への延焼を防止するために設けられたひ さしを貫通する場合は、当該貫通部について埋戻し等の措置を講ずる必要があること。

(5) 自動表示装置【平成元年消防危第44号】

- ア 危政令第17条第2項第3号の2に規定する「専用タンクに設ける危険物の量を自動的に表示する装置」とは、計量口を開けることなく危険物の量を自動的に覚知する装置であること。
- イ 複数の専用タンクの表示を一の表示窓で行い、タンクごとの液量はスイッチで切り 替えることにより表示する構造のもので、タンクごとの液量が明確に区別して表示で きるものは、認めて差し支えないものであること。
- ウ 危険物の量を自動的に表示する装置と注入口との間の距離的制限はないものである こと。
- エ デジタル式以外のゲージ装置も自動的に表示する装置として差し支えないこと。

(6) 専用タンクの過剰注入防止設備【平成元年消防危第44号】

危政令第17条第2項第4号に規定する「専用タンクに設ける危険物の過剰な注入を自動的に防止する設備」は、専用タンクの直上部又は注入管の途中に設けることとし、次のものが該当すること。

- ア 専用タンクの容量以下に設定された量(設定量)の危険物が注入された場合にタン ク内に設置されたフロートの作動により注入管を閉鎖する機構を有するもの
- イ 設定量の危険物が注入された場合に液面測定装置等と連動して注入管に設けられた バルブを自動的に閉鎖する機構を有するもの

(7) 他用途又は本店事務所等との区画

危政令第17条第2項第5号及び第6号の「開口部のない耐火構造の床又は壁で他の部分と区画」とは、一切の開口部も設けることができないものであること。

なお、配管等が当該部分を貫通する場合は不燃材料で埋め戻し、また、ダクト等が貫通する場合は耐火措置を施すこと。

(8) 本店事務所等【平成元年消防危第44号】

屋内給油取扱所においては、本店事務所等を給油取扱所の範囲に含めるかあるいは他用途部分とするかについては、申請者において選択して差し支えないものであること。

【平成元年消防危第 15 号、平成元年消防危第 44 号】

なお、給油取扱所の範囲とした場合でも、当該本店事務所等の部分とその他の給油取扱所の部分は、開口部の無い耐火構造の床又は壁で区画しなければならない。

(9) 可燃性蒸気流入防止措置

危政令第17条第2項第8号に規定する可燃性蒸気流入防止措置は、屋外営業用給油取扱所の例によること。

(10) 塀及び外壁の高さ

給油等の作業場の用途に供する上屋等が、給油取扱所の周囲に設ける防火塀(建築物の外壁を兼ねる場合を含む。)に水平距離でおおむね1m以内で近接している場合にあっては、当該防火塀は上屋等まで立ち上げ、一体とすること。【平成元年消防危第44号】 この場合、立ち上げた壁体の面が道路境界である場合を除き開口部を設けないこと。

(11) 地階の設置

階段等の出入口が事務所等の中に設けられ、可燃性の蒸気の滞留を防止する措置が講じられている場合は、地階を設けて差し支えないこと。【平成元年消防危第 44 号】

3 二方が開放されている屋内給油取扱所

(1) 二方が自動車等の出入する側に面している場合

危政令第17条第2項第9号の「二方が自動車等の出入りする側に面するとともに、壁を設けない」とは、給油空地の二方が道路に面し、かつ、給油等の作業場の用途に供する建築物の間口及び奥行以上について、塀又は壁を設けないことをいうものであること。

- (2) 一方が通風及び避難のための空地に面している場合
 - ア 危政令第17条第2項第9号の「通風及び避難のための空地に面するとともに、壁を設けない」とは、給油空地の一方が自動車等の出入りする側に面し、もう一方が通風及び避難のための空地(以下「避難空地」という。)に面するとともに、給油等の作業場の用途に供する建築物の間口及び奥行以上について、塀又は壁を設けないことをいうものであること。【平成元年消防危第44号】
 - イ 避難空地は、次によること。

なお、危規則第25条の8第1号に規定する「屋外の場所」とは、上屋等一切の建築物が設けられていない場所を指すものであること。【平成元年消防危第15号】

- (ア)避難空地は、給油空地等、整備作業場、洗車作業場及び漏えい局限化設備以外の 場所に設けること。
- (イ)避難空地には、漏れた危険物が流入しないように、当該空地と給油空地等、整備 作業場、洗車作業場及び漏えい局限化設備との境界には排水溝を設けること。
- (ウ) 避難空地内には油分離装置を設けないこと。
- (エ)避難空地の地盤面に「駐停車禁止」の表示が可能で、かつ、漏えいした危険物が 当該空地へ流入しない構造とするとともに、避難上支障となる段差を設けない場合 は、舗装せず又はアスファルト舗装として差し支えないものであること。【平成元年 消防危第44号】
- (オ)避難空地内には、工作物をはじめ一切の物品の存置は認められないものであること。ただし、次の場合は認めて差し支えないものであること。【平成元年消防危第44号】

- a 通気管にあっては、通気管の立ち上がり部分が避難空地内になく、避難上支障が ない場合
- b 専用タンクを埋設する場合(当該避難空地内で移動タンクから注入する場合を除く。)
- c 避難空地に面する防火塀の上方又は側面に看板を設置する場合(当該空地内に看板を張り出して設ける場合を除く。)
- (カ) 避難空地は、給油を受ける自動車等が出入するために供することはできないもの であること。
- ウ 給油等の作業場の用途である油庫の避難空地に面する側の壁に設ける出入口が随時開けることができる自閉式の特定防火設備である場合は、危規則第25条の8第2号の避難空地に係る奥行きの規定について、危政令第23条の規定を適用し、認めて差し支えないものであること。【平成2年消防危第57号】

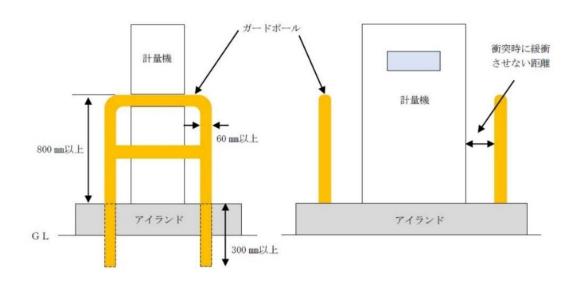
4 一方のみが開放されている屋内給油取扱所

- (1) 危規則第25条の9第1号イに規定する避難のための事務所等
 - ア 「敷地外へ直接通ずる」とは、他用途部分を通ることなく直接避難できることをい うものであること。【平成元年消防危第 15 号】 なお、「敷地外」とは、屋外の安全な場所又は道路に通じる通路をいうものである。
 - イ 「避難口」は、延焼防止等の観点から、必要最小限の設置に留めること。【平成元年 消防危第44号】
 - ウ 「事務所等」とは、危規則第25条の4第1項第2号から第4号及び6号までの用途 に供する部分をいうものであること。【平成元年消防危第44号】
 - エ 避難のための事務所等(事務所等の給油空地に面する部分及び危険物を取り扱う室に面する部分)の壁に窓を設ける場合は、はめごろし戸である防火設備を設けること。
- (2) 危規則第25条の9第1号ロに規定する「屋外の空地」とは、給油等の作業場の用途に供する建築物と道路との間にある空地(一切の建築物が設けられていない場所)をいうものであり、当該建築物が直接道路境界線に接する場合にあっては、道路境界線をいうものであること。【平成元年消防危第15号】
- (3) 危規則第25条の9第2号に規定する「避難上支障のある場所」とは、避難のための事務所等の出入口付近のほか、給油等の作業場の用途に供する建築物の自動車等の出入口付近も該当するものであること。【平成元年消防危第15号】
- (4) 危規則第25条の9第3号に規定する「可燃性の蒸気を回収する設備」には、移動貯蔵 タンクに専用タンクの可燃性の蒸気を戻すべーパーリカバリー装置、可燃性の蒸気を吸 着、凝縮等の方法により回収する設備等があること。【平成元年消防危第15号】
- (5) 危規則第25条の9第5号に規定する「固定給油設備等に設ける自動車等の衝突を防止するための措置」としては、固定給油設備等を懸垂式のものとする方法、固定給油設備等を金属製のパイプ等(ガードポール)で防護する方法、又はアイランドの高さなどを利用して防護する方法などの措置があり、次の措置例があること。【平成元年消防危第15号・平成元年消防危第44号】
 - ア ガードポールによる措置例

車両等との衝突時に運転者に衝突を覚知させ、早期の制動を促すものであり、強度は、誤って進入した自動車等に対し、一時的に防護できる強度(例:高さ800mm・潜り

部分300 mm·太さ60 mm) とする。

また、緩衝空間は衝突時に車両を制動させた場合に、固定給油設備等に損傷を与えない離隔距離とすること。

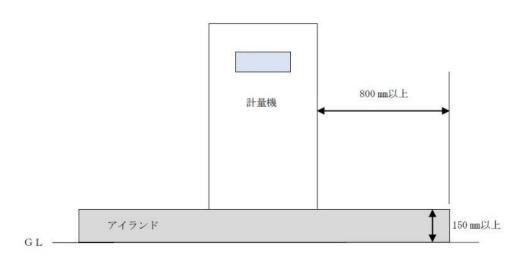


ガードポールによる措置例

イ アイランドによる措置例

アイランドはコンクリート製等とし、車両の進入、退出方向に対しそれぞれ 800mm 程度の緩衝空間を確保すること。ただし固定注油設備で、設置位置等により自動車等が衝突するおそれが著しく少ないと判断される場合は、この限りでない。

また、アイランドの緩衝空間以外で固定給油設備の直下の部分等は、高さ 150mm 以下とすることができる。



アイランドによる措置例

5 上部に上階を有する屋内給油取扱所

(1) 上階を有する屋内給油取扱所

危政令第17条第2項第11号及び危規則第33条第1項第6号に規定する「上部に上階のある場合」とは、給油取扱所の規制範囲に対して上部に上階が全部又は一部有するも

ので、上階の用途が危規則第 25 条の 4 第 1 項で規制されたもの以外の用途であること。 なお、この場合、屋根のない駐車場についても上階として取り扱うものであること。 【平成元年消防危第 44 号】

(2) 建築物の屋根の構造

給油取扱所の上部に上階を有する場合は、屋根を耐火構造としなければならないが、 上部に上階を有しない屋根(キャノピー)部分であって、危規則第25条の10第3号に 規定する屋根又はひさしと兼用しない場合に限り、当該屋根を不燃材料とすることがで きるものであること。

また、平成 12 年建設省告示第 1399 号「耐火構造の構造方法を定める件」中、第4第 3 号二の規定に該当するもの(小屋組以外の部分に限る。)は、耐火構造として認められるものであること。【平成 2 年消防危第 105 号】

(3) 上部に上階を有する屋内給油取扱所において講ずる措置

ア 注入口等の位置

危規則第25条の10第1号の「上階への延焼防止上安全な建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分」とは、火災が発生した場合、上階への火炎の噴出を防止するため、注入口(漏えい局限化設備部分を含む。)及び固定給油設備等を建築物内(キャノピーを含む。)の出入口付近以外の場所に設けることをいうものであること。

イ 屋根の構造

危規則第25条の10第1号の「屋根は上階への延焼防止上有効な幅を有して外壁と接続し、かつ、開口部を有しないもの」とは、屋内給油取扱所の用に供する部分のうち、給油又は灯油の詰替えのための作業場に設置されている出入り口以上の幅で外壁と接続し、かつ、当該屋根には上部への延焼経路となる採光用の窓等開口部を設けないことをいうものであること。【平成元年消防危第15号】

ウ 漏えい局限化設備及び収容設備

危規則第25条の10第2号に規定する、漏えい局限化設備及び収容設備は、次によること。【平成元年消防危第44号】

- (ア)漏えい局限化設備は、給油空地等の中にその一部又は全部を設けないこと。
- (イ)漏えい局限化設備は、注入口並びに移動タンク貯蔵所の注入ホース及び吐出口の 部分から漏えいした危険物の流出範囲を局限化するよう設けること。
- (ウ)漏えい局限化設備は、前(イ)を満たし、かつ、その漏えい範囲を 15 ㎡以下に局限化するものである必要があること。
- (エ)漏えい局限化設備は、その周囲に排水溝を設けるとともに、排水溝内の地盤面に 傾斜を設けること。
- (オ) 収容設備の材質に特段の定めはないが、当該設備から他へ漏れない構造のものと し、槽内の油等を抜き出せる構造とすること。

エ 屋根又はひさし

危規則第25条の10第3号に規定する屋根又はひさし(以下「ひさし等」という。) は、次によること。【平成元年消防危第15号・平成元年消防危第44号】

(ア)上階の一部にのみ開口部があっても、給油等の作業場の用途に供する部分の開口 部の全面にわたりひさし等を設けること。

- (イ) ひさし等は、ベランダ等他の用途としての使用は認められないものであること。
- (ウ) ひさし等は、30 分以上の耐火性能を有するものとすること。
- (エ) 上階の外壁から水平距離 1.5m以上張り出したひさし等の設置が困難なものには、 基準の特例として、上階の外壁から水平距離1m張り出したひさし等及び次に掲げ るドレンチャー設備を設けることでこれに代えることができるものであること。 この場合においても、ひさし等の張り出し長さを1m未満とすることは認められ ないものであること。
 - a ドレンチャーヘッドは、ひさし等の先端部に当該先端部の長さ 2.5m以下ごと に1個設けること。
 - b 水源は、その水量がドレンチャーヘッドの設置個数に 1.3 m を乗じて得た量以上の量となるように設けること。
 - c ドレンチャー設備は、すべてのドレンチャーヘッドを同時に使用した場合に、それぞれのヘッドの先端において、放水圧力が 0.3MPa以上で、かつ、放水量が 1300 毎分以上の性能のものとすること。
 - d ドレンチャー設備には、当該設備が有効に 30 分以上作動するよう予備動力源を 附置すること。
- (オ)ひさし等は、その先端部と給油取扱所の上部の上階の開口部(はめごろし戸の防火設備を設けたもの及び避難対策上危険性が大であると考えられるキャバレー、劇場、百貨店、ホテル等施行令令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途以外の用途に供する部分にあっては、延焼防止上有効な措置を講じた開口部を除く。)の間に7mから当該ひさし等の張り出しの長さを減じた距離を確保すること。
- (カ) 危規則第25条の10第4号の「上階の開口部」とは、建築物の給油等の作業場の 用途に供する部分の開口部の直上部をいうものであること。
- (キ) 危規則第25条の10第4号ロ及び前(オ)の「延焼防止上有効な措置」とは、JIS R3206で定める「強化ガラス」が温度変化に対し通常有している強度以上の強度を有するものを用いたはめごろし戸を設けたものをいうものであること。
- (ク)屋内給油取扱所の上階に屋根のない駐車場を設けた場合、ひさし等の設置が必要であること。ただし、建築物の給油等の作業場の用途に供する部分の開口部の上部に、駐車する車両の高さ以上の高さを有する耐火構造の壁を設けた場合にあっては、危政令第23条の規定を適用し、当該ひさし等を設けなくてもよいものであること。

第3 特殊給油取扱所

1 航空機給油取扱所

航空機給油取扱所とは、固定式の給油設備又は危規則第24条の6第1項に規定する給油 タンク車(以下「給油タンク車」という。)によって航空機の燃料タンクに直接給油するた め危険物を取り扱う給油取扱所をいい、航空機には、ヘリコプター等の回転翼航空機も含 むものであること。

(1) 共通事項

ア 危険物の取扱最大数量は、給油タンク車のみを用いて航空機に給油する場合にあっては、給油タンク車のタンク容量ではなく、実際の1日における最大取扱量とすること。

- イ 航空機に直接給油するために必要な空地は、航空機(給油設備が給油タンク車である場合は、航空機及び給油タンク車)を駐機できるスペースのほか、固定給油設備、ポンプ機器又はホース機器を設置できる十分な広さを確保すること。
- ウ 航空機給油取扱所には、簡易貯蔵タンクは認められない。【平成 21 年消防危第 204 号】
- エ 屋外貯蔵タンク、屋内貯蔵タンク及び地下貯蔵タンクを設置する場合は、航空機給油取扱所の敷地以外の場所に設けるものとし、それぞれ屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所及び地下タンク貯蔵所として許可されたものでなければならないこと。【平成元年消防危第15号】
- オ 危規則第26条第3項第3号ハに規定する「漏れた危険物その他の液体の流出を防止することができる措置」とは、当該給油取扱所に油流出防止に必要な土のう又は油吸着材等を有効に保有していること。【平成元年消防危第15号】を言い、空港の場内排水が直接空港敷地内の貯水池等に入り、ほかに直接流出することがない場合等は該当しないものであること。【平成元年消防危第44号】

土のう又は油吸着材等は当該給油取扱所内で保管できない場合は、危険物が流出した際、ただちに流出防止措置を行える場所であれば、当該給油取扱所外の場所でも差し支えない。

なお、油吸着材については、危規則第26条の2第3項第3の2号に規定する「危険物が流出した場合の回収等の応急措置を講ずるための設備」としての船舶用給油取扱所の油吸着材と兼用して差し支えないこと。【平成元年消防危第44号】

(2) 固定給油設備を用いて給油する航空機給油取扱所

固定給油設備を用いて給油する航空機給油取扱所については、危規則第26条第3項第4号の給油設備が固定給油設備である航空機給油取扱所の例による。 なお、その他詳細は次によること。

- ア 固定給油設備には、専用タンクの配管のほか屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所 又は地下タンク貯蔵所の貯蔵タンクの配管を接続できるものである。
- イ 危規則第26条第3項第4号イに規定する「防水の措置」で、ホース機器を設ける箱 を鉄筋コンクリート造とする場合は、次によること。
- (ア) 箱の底部及び側壁は、エポキシ樹脂又は防水モルタル等で覆うこと。
- (イ)箱の底部と側壁との接合部には、鋼製、合成樹脂製又は水膨張のゴム製の止水板 を設けること。
- (ウ) 箱のふたは、防水型のものとすること。
- ウ 危規則第26条第3項第4号ハに規定する「固定給油設備のポンプ機器を停止する等により危険物の移送を緊急に止めることができる装置」とは、ポンプ機器の故障その他の事故により危険物が流出した場合に、ポンプ機器を停止又はポンプ二次側配管を閉止できる装置とし、その操作部を設ける場所は、ホース機器設置場所付近の見やすい位置とし、緊急停止装置である旨の表示等をすること。
- (3) 給油配管及びホース機器を用いて給油する航空機給油取扱所

給油配管及びホース機器を用いて給油する航空機給油取扱所について、前(2)の航空機給油取扱所との差異は、ポンプ機器を給油取扱所に設置しているか否かによるものであり、危規則第26条第3項第5号の給油設備が給油配管等である航空機給油取扱所の例による。

なお、その他詳細は次によること。

- ア 危規則第26条第3項第5号ハに規定する「防水の措置」は、前(2)イの例による こと。
- イ 危規則第26条第3項第5号へに規定する「ポンプ機器を停止する等により危険物の 移送を緊急に停止することができる装置」とは、(2) ウの例によること。
- (4) 給油配管及び給油ホース車を用いて給油する航空機給油取扱所

給油配管及び給油ホース車は給油取扱所の設備の一つであり、その基準は、危規則第26条第3項第6号の給油設備が給油配管及び給油ホース車である航空機給油取扱所の例によるほか給油ホース車のホース機器等については第9節3「給油タンク車」の基準によること。

(5) 給油タンク車を用いて給油する航空機給油取扱所

航空機用給油タンク車を給油設備として使用するためには、当該タンク車は、危政令第15条第1項のうち第15号を除く各号及び規則第24条の6第3項の技術上の基準をすべて満たしている必要があること。

なお、給油タンク車の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する詳細は、第9節 3 「給油タンク車」の基準によること。

2 船舶給油取扱所

船舶給油取扱所とは、固定された給油設備によって係留された船舶の燃料タンクに直接 給油するため危険物を取り扱う給油取扱所をいい、船舶には、ジェット・スキー、船外機 等も含むものであること。

(1) 共通事項

- ア 危険物の取扱最大数量は、危規則第24条の6第1項に規定する給油タンク車のみを 用いて船舶に給油する場合にあっては、給油タンク車のタンク容量ではなく、実際の 取扱量とすること。
- イ 船舶に直接給油するために必要な空地は、固定給油設備、ポンプ機器又はホース機器を設置できる十分な広さを確保すること。
- ウ 船舶給油取扱所には、簡易貯蔵タンクの設置は認められない。【平成 21 年消防危第 204 号】
- エ 屋外貯蔵タンク、屋内貯蔵タンク及び地下貯蔵タンクを設置する場合は、船舶給油 取扱所の敷地以外の場所に設けるものとし、それぞれ屋外タンク貯蔵所、屋内タンク 貯蔵所及び地下タンク貯蔵所として許可されたものでなければならないこと。【平成元 年消防危第15号】
- オ 危規則第26条の2第3項第3号に規定する「漏れた危険物その他の液体の流出を防止することができる措置」とは、当該給油取扱所に油流出防止に必要な土のう又は油吸着材等を有効に保有していることをいうものであること。(平成元年消防危第15号)なお、油吸着材については、危規則第26条の2第3項第3の2号に規定する「危険物が流出した場合の回収等の応急措置を講ずるための設備」としての油吸着材と兼用して差し支えないこと。【平成元年消防危第44号】
- (2) 固定給油設備を用いて給油する船舶給油取扱所

固定給油設備を用いて給油する船舶給油取扱所については、危規則第26条第3項第4号の給油設備が固定給油設備である航空機給油取扱所の例による。

なお、詳細にあっては、1 (2)「固定給油設備を用いて給油する航空機給油取扱所」 によること。 (3) 給油配管及びホース機器を用いて給油する船舶給油取扱所

給油配管及びホース機器を用いて給油する船舶給油取扱所については、危規則第26条第3項第5号の給油設備が給油配管等である航空機給油取扱所の例によること。

なお、詳細にあっては、1 (3)「給油配管及びホース機器を用いて給油する航空機給 油取扱所」によること。

(4) 危規則第26条の2第3項第3の2号に規定する「危険物が流出した場合の回収等の応急措置を講ずるための設備」は油吸着材とし、その保有する量は、第10-2表によること。 【平成元年消防危第15号】

なお、当該船舶給油取扱所に複数の専用タンクがある場合には、最大容量のタンクの容量に応じた量として差し支えないこと。【平成元年消防危第44号】

専用タンク又は貯蔵タンクの容量の区分	油吸着材の量
タンク容量 30 k ℓ 未満のもの	30 kg以上
タンク容量 30 k ℓ 以上 1,000 k ℓ 未満のもの	30 kg以上
タンク容量 30 k ℓ 以上 1,000 k ℓ 未満のもの	100 kg以上
タンク容量 1,000 k ℓ 以上のもの	300 kg以上

油吸着材の保有量

(5) 給油タンク車を用いて給油する船舶給油取扱所

給油タンク車を用いて給油する船舶給油取扱所については、危規則第26条第3項第7号の給油タンク車を用いて給油する航空機給油取扱所の例によること。

なお、次によるほか詳細にあっては、1 (5)「給油タンク車を用いて給油する航空機 給油取扱所」によること。

- ア 危規則第 26 条第 3 項第 6 号の「給油タンク車が転落しないようにするための措置」 とは、車止め、フェンス、岸壁から給油タンク車停止位置を十分にとること等がある こと。
- イ 船舶用給油タンク車の給油設備の給油ホース先端部と航空機の燃料タンク給油口を 結合する金具は、波による揺動に伴う危険物の漏えい防止を図ることができるもので あれば形式は問わないこと。【平成18年消防危第191号】

3 鉄道給油取扱所

鉄道給油取扱所とは、固定された給油設備によって鉄道又は軌道によって運行する車両 の燃料タンクに直接給油するため危険物を取り扱う給油取扱所をいう。

(1) 共通事項

- ア 鉄道又は軌道によって運行する車両に直接給油するために必要な空地は、当該車両 (給油する1両分)が停車でき、排水溝及び油分離装置を設置する十分な広さを確保 すること。
- イ 鉄道給油取扱所には、簡易貯蔵タンクの設置は認められない。【平成 21 年消防危第 204 号】
- ウ 屋外貯蔵タンク、屋内貯蔵タンク及び地下貯蔵タンクを設置する場合は、鉄道給油 取扱所の敷地以外の場所に設けるものとし、それぞれ屋外タンク貯蔵所、屋内タンク 貯蔵所及び地下タンク貯蔵所として許可されたものでなければならないこと。

(2) 固定給油設備を用いて給油する鉄道給油取扱所

固定給油設備を用いて給油する鉄道給油取扱所については、危規則第26条第3項第4号の給油設備が固定給油設備である航空機給油取扱所の例によること。

なお、詳細にあっては、1 (2)「固定給油設備を用いて給油する航空機給油取扱所」 によること。

(3) 給油配管等を用いて給油する鉄道給油取扱所

給油配管等を用いて給油する鉄道給油取扱所については、危規則第26条第3項第5号の給油設備が給油配管等である航空機給油取扱所の例によること。

なお、詳細にあっては、1 (3)「給油配管及びホース機器を用いて給油する航空機給油取扱所」によること。

4 自家用給油取扱所

自家用給油取扱所とは、営業目的でない場合であって、当該給油取扱所の所有者、管理者又は占有者が所有し、管理し、又は占有する自動車等に給油するものをいい、特定の者及び特定の自動車等のみが出入りし、給油を受けるものであって次によること。

なお、組合により管理運営されるものも含まれるものであること。【昭和 58 年消防危第 106 号・平成 31 年消防危第 31 号】

(1) 給油空地

給油空地は、給油する自動車等の一部又は全部が空地からはみ出たままで給油することのない広さを確保すること。

(2) 自動車等の出入りする側

自動車等の出入りする側とは、4m以上の幅を有する構内道路等に面している側をいうものであること。

(3) 自家用給油取扱所における敷地境界

道路境界線に危政令第 17 条第 1 項第 19 号に規定する防火塀等を設ける場合は、当該防火塀等の部分を敷地境界線とみなすことができるものであること。

(4) キー式計量機

キー式計量機の設置は、自家用給油取扱所に限り認められるものであること。

- (5) ダム工事場、大規模な土地造成又は土砂採取場であって、火災予防上支障がなく、かつ、次のアからオに適合する土木重機等へ給油する設備(危険物タンク車を使用するもの。)は、危政令第23条の規定を適用し、その設置を認めることができるものであること。【昭和48年消防予第146号・昭和56年消防危第120号】
 - ア 危政令第17条第1項第6号の規定に適合していること。
 - イ 試用期間は、工事中に限られること。
 - ウ 給油取扱所の周囲(作業車の出入口を除く。)は、さく等により明確に区画すること。
 - エ 取り扱う危険物は土木重機等への給油に限るものであり、軽油、潤滑油又は灯油とすること。
 - オ 消火設備は、第4種及び第5種の消火設備をそれぞれ1個以上設けること。
 - カ 給油設備は、次に適合するものであること。

- (ア)給油設備を備えた車両は、道路運送車両法第11条に定める自動車登録番号標を有しないものであること。
- (イ) 給油設備は、車輌のシャーシフレームに堅固に固定されていること。
- (ウ) 危険物を収容するタンクの構造及び設備は、危政令第15条第1項に定める移動貯蔵タンクの構造及び設備の基準に適合するものであること。ただし、潤滑油を収容する専用タンクにあっては、厚さ3.2mm以上の鋼板で機密に作り、かつ、当該タンクの外面は錆止め塗装をすれば足りること。
- (エ) 潤滑油を収容するタンクの配管の先端には、弁を設けること。
- (オ) 給油のための装置は、漏れるおそれがない等火災予防上安全な構造とするととも に先端に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設けること。
- (カ) 給油のための装置のエンジン(以下「エンジン」という。)及びエンジンの排気筒は、危険物を収容するタンクとの間に 0.5m以上の間隔を保つこと。
- (キ) エンジンの排気筒には、引火を防止するための装置を設けること。
- (ク)給油設備を備えた車両は、作業車の出入りに支障のない場所に固定し、かつ、接地すること。

5 圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所

圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所については、「圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について」【平成 10 年消防危第 22 号】によること。

6 メタノール等の給油取扱所

(1) メタノール等を取り扱う給油取扱所に係る規定の運用について

ア メタノールを含有するものに関する事項

第4類の危険物のうちメタノールを含有するものには、メタノール自動車の燃料として用いられるもののみでなく、メタノール自動車以外の自動車等の燃料として用いられるものも含まれること。【平成6年消防危第28号】

なお、当該危険物には、エタノールを含有したガソリンは含まれず、そのうち、エタノールを3%含有したガソリンで「揮発油等の品質の確保に関する法律」の規格に適合するものは、第四類第一石油類(法別表第1備考第12のガソリン)に該当するものであることとし、泡を放射する消火器を設ける際には、泡消火薬剤が耐アルコール型のものとする等、「エタノール3%含有ガソリン(E3)を取り扱う給油取扱所に関する運用について」【平成24年消防危第2号】によること。

イ 位置、構造及び設備の技術上の基準に関する事項

メタノール等を取り扱う給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準については、危政令第17条第4項の定めに適合するほか、「メタノール等を取り扱う給油取扱所に係る規定の運用について」【平成6年消防危第28号】中、第1及び第2に適合すること。

(2) その他の留意事項

ア メタノールと第1石油類のうち非水溶性液体に該当する危険物の混合物(第一石油類のうち非水溶性液体に該当)を自動車に給油する給油取扱所は、メタノール等を取り扱う給油取扱所に該当するものであること。

イ メタノールを含有する燃料を給油取扱所において取り扱う場合には、メタノールの 含有率にかかわらず、メタノール等を取り扱う給油取扱所において行うことが必要で あること。【平成9年消防危104号・平成11年消防危第72号】

ウ メタノールを取り扱う専用タンク

メタノールを取り扱う専用タンクの位置、構造及び設備は、危政令第13条第1項本 文の例により地盤面下に設けられたタンク室に設置し、又は同条第2項の例により、 鋼板を間げきを有するように取付け又は強化プラスチックを間げきを有するように被 覆したものであること。

エ メタノールを含有するものを取り扱う専用タンク

メタノールを含有するものを取り扱う専用タンクの位置、構造及び設備は、メタノールを取り扱う専用タンクに準じる。

7 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所(セルフスタンド)

顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に係る位置、構造及び技術上の基準については「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に係る運用について」【平成10年消防危第25号】によること。

(1) 定義

顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所(以下「セルフ給油取扱所」という。)は、顧客 用固定給油設備等により、顧客に自ら自動車若しくは原動機付自転車に給油させ、又は 灯油若しくは軽油を容器に詰め替えさせることができる給油取扱所である。

この場合、自動二輪車は自動車に含まれる。

なお、顧客用固定給油設備により顧客がガソリン又は軽油を容器に詰め替えること及び顧客用固定注油設備により顧客が灯油又は軽油をタンクローリーに注入することはできない。

(2) セルフ給油取扱所の表示

セルフ給油取扱所である旨の表示の方法は、「セルフ」、「セルフサービス」等のカタカナの記載、看板の掲示等により行うこととし、英語等による表示を併記しても良い。また、一部の時間帯に限って顧客に自ら給油等をさせる場合の表示は、その時間帯のみ、又は常時掲出(あらかじめセルフの時間帯を明記するもの)のいずれも良い。なお、屋外・屋内営業用給油取扱所の例によること。

(3) 顧客用固定給油設備

- ア 給油ノズルには、手動開閉装置を開放した状態で固定する装置を備えたもの(ラッチオープンノズル)及び手動開閉装置を開放した状態で固定できないもの(非ラッチオープンノズル)の二種類があるが、固定する装置を備えたものにあっては、次の(ア)から(ウ)によること。(危規則第28条の2の5第2号ロ)
 - (ア) 手動開閉装置が開放状態であるときは、手動開閉装置を一旦閉鎖しなければ給油 を開始することができない構造とすること。構造例としては、給油ノズル内の危険 物の圧力の低下を感知して自動的に手動開閉装置が閉鎖する構造や、給油ノズルの 手動開閉装置が閉鎖していなければポンプ起動ができない構造等がある。
- (イ) 給油ノズルが自動車等の燃料タンクから脱落した場合に給油を自動的に停止する 構造とすること。構造の具体例としては、給油ノズルに落下等の衝撃が加わった場 合に、ラッチの固定が解除され給油を停止する構造等がある。

(ウ) 引火点が 40 度未満の危険物を取り扱うホース機器は、給油するときに放出される可燃性蒸気を回収する装置(可燃性蒸気回収装置)を設けること。装置の具体例としては、給油ノズルに付帯する配管から可燃性蒸気を吸引した後、専用タンクの気層部への回収による処理、燃焼による処理又は高所放出による処理を行うことができる構造等を有するものがある。燃焼処理、高所放出等を行うものは、火災予防上適切な位置及び構造を有する必要がある。

イ 満量時の自動停止構造

給油ノズルの手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えたものは、固定する装置により設定できる全ての吐出量において給油を行った場合に機能するものであること。

また、手動開閉装置を開放状態で固定できないものは、15L/min 程(軽油専用で吐出量が 60L/min を超える吐出量のものは 25L/min 程度)以上の吐出量で給油を行った場合に機能するものであること。

なお、この装置が機能した場合は、給油ノズルの手動開閉装置を一旦閉鎖しなければ、再び給油することができない構造であること。

ウ 緊急離脱装置

給油ホースは、著しい引張力が加わったときに安全に分離するとともに、分離した 部分からの危険物の漏えいを防止することができる構造のものとすること。構造の具 体例としては、給油ホースの途中に緊急離脱カプラーを設置するものがある。緊急離 脱カプラーは、通常の使用時における荷重等では分離しないが、ノズルを給油口に差 して発進した場合等には安全に分離し、分離した部分の双方を弁により閉止する構造 のものであること。

なお、緊急離脱カプラーを効果的に機能させるためには、固定給油設備が堅固に固定されている必要がある。離脱直前の引張力は、一般に地震時に発生する固定給油設備の慣性力よりも大きいことから、当該慣性力だけではなく当該引張力も考慮して、固定給油設備を固定する必要がある。

エ ガソリン及び軽油相互の誤給油防止構造

構造例としては、次の(ア)から(ウ)のものがある。

- (ア)給油ノズルに設けられた装置等により、車両の燃料タンク内の可燃性蒸気を測定して油種を判定し(ガソリンと軽油の別を判別できれば足りる。)、給油ノズルの油種と一致した場合に給油を開始できる構造としたもの(コンタミ防止装置)
- (イ) 顧客が要請した油種の給油ポンプだけを起動し、顧客が当該油種のノズルを使用した場合に給油を開始することができる構造としたもの(油種別ポンプ起動)、監視者が、顧客の要請をインターホン等を用いて確認し、制御卓で油種設定する構造や、顧客が自ら固定給油設備等で油種設定する構造等がある。
- (ウ) ガソリン又は軽油いずれかの油種のみを取り扱う顧客用固定給油設備(一の車両 停車位置おいて、異なる油種の給油ができないものに限る。)にあっては、ガソリン 及び軽油相互の誤給油防止構造を有しているとみなす。

オ 給油量及び給油時間の上限設定構造

一回の連続した給油量及び給油時間の上限をあらかじめ設定できる構造のものとすること。当該設定は、顧客又は監視者の操作により容易に変更されるものでないこと。 なお、下図のとおり給油量はガソリンを100L以下、軽油を200L以下とし、給油時間を4分以内に設定すること。【平成10年消防危第25号】

油種	給油量	給油時間
ガソリン	100L 以下	4分以内
軽油	200L 以下	

カ 地震時の緊急停止装置

地震時にホース機器への危険物の供給を自動的に停止する構造とし、地震を感知する感震器は、震度階級「5強」の衝撃又は震動を感知した場合に作動するものであること。感震器は、顧客用固定給油設備又は事務所のいずれにも設置できる。

キ 給油時に人体に蓄積した静電気を有効に除去することができる構造

引火点が40度未満の危険物を取り扱う給油ノズルに設ける。給油時に人体に蓄積した静電気を有効に除去することができる構造の例は、導電性がある構造の給油ノズルを使用するものがある。

ク 顧客に危険物が飛散しないための措置

措置例としては、つば状の部品(スプラッシュガード)を設置したものがある。

(4) 顧客用固定注油設備

ア 注油ノズル

注油ノズルは、手動開放装置を開放状態で固定できないもの(非ラッチオープンノ ズル)とすること。

イ 満量停止制御装置

自動的に停止する構造は、15L 毎分程度の吐出量で注油を行った場合に機能するものであること。

なお、当該装置が機能した場合には、注油ノズルの手動開閉装置を一旦閉鎖しなければ再び給油できない構造であること。

ウ 注油量及び注油時間の上限設定構造

構造は(3) オによること。

なお、注油量及び注油時間の上限はそれぞれ 100L 以下及び6分以内に設定すること。 【平成10年消防危第25号】

油種	給油量	給油時間
軽油・灯油	100L 以下	6 分以内

エ 地震時の緊急停止装置

- (3) カによること。
- (5) 固定給油設備、固定注油設備及び簡易タンク(以下「固定給油設備等」という。)の 衝突防止措置

措置例は、第2、4(5)によるものとする。 なお、懸垂式の固定給油設備等は、衝突防止措置を要しない。

(6) 固定給油設備等転倒時の危険物漏えい拡散防止措置

措置例として、次のものがある。

ア 立ち上がり配管遮断弁の設置

一定の応力を受けた場合に脆弱部がせん断されるとともに、せん断部の双方を弁により遮断することにより、危険物の漏えいを防止する構造のものとし、車両衝突等の応力が脆弱部に的確に伝わるよう、固定給油設備等の本体及び基礎部に堅固に取付けること。

イ 逆止弁の設置 (ホース機器と分離して設置されるポンプ機器を有する固定給油設備等の場合を除く。)

転倒時にも機能する構造のものとし、固定給油設備等の配管と地下から立ち上げた フレキシブル配管の間に設置すること。

(7) 固定給油設備等及びその周辺への表示

ア 顧客用固定給油設備等である旨の表示

顧客用である旨の表示方法は、固定給油設備又は固定注油設備、アイランドに設置されている支柱等への「セルフ」、「セルフサービス」等の記載、看板の掲示等により行うことで良い。

なお、一部の時間帯等に限って顧客に自ら給油等をさせる固定給油設備等は、当該時間帯にはその旨を、それ以外の時間帯等には従業者が給油等をする旨を表示すること。

また、看板の材質は、屋内・屋外営業用給油取扱所の例によること。

イ 自動車等の停車位置等の表示

普通自動車等の停車位置として長さ5m、幅2m程度の枠を、灯油又は軽油の容器の置き場所として2m四方程度の枠を、地盤面等に白線等により表示すること。

なお、自動車等の停車位置又は容器の置き場所の枠は、給油空地又は注油空地からそれぞれはみ出さないこと。

ウ 使用方法・油種等の表示

使用方法の表示は、給油開始から終了までの一連の機器の操作を示すとともに、「火気厳禁」、「給油中エンジン停止」、「ガソリンの容器への注入禁止」等の意味を示す保安上必要な事項を併せて記載すること。

なお、懸垂式の固定給油設備等は、近傍の壁面等に記載すること。

危険物の品目の表示は、危規則第28条の2の5第5号ロによる他、文字、文字の地(背景)又は給油ホース、ノズルカバー、ノズル受け等危険物の品目に対応した設備の部分に彩色する場合には、危規則第28条の2の5第5号ロの「色」欄に定める色とすること。

この場合の彩色には無彩色(白、黒又は灰をいう。)は含まない。

なお、これらの部分以外の部分は、彩色の制限の対象とはならない。

また、エンジン清浄剤等を添加した軽油を別品目として販売する場合で、これを軽油の範囲で販売するときは、文字に「プレミアム軽油」を、色に「黄緑」を用いることができる。

<u>なお、使用方法及び危険物の品目については、必要に応じて英語の併記等を行なう</u>よう指導する。

エ 顧客用以外の固定給油設備等の表示

顧客が自ら用いることができない固定給油設備等である旨を見やすい箇所に表示すること。表示の方法は、固定給油設備又は固定注油設備、アイランドに設置されている支柱等への、「フルサービス」、「従業員専用」等の記載、看板の掲示等により行うことで良い。



- ○給油前に必ず自動車のドア・窓をお閉めください。
- ○静電気除去のため、作業前には必ず自動車の金属部分に触れてください。
- ○給油作業は必ずお一人で行ってください。
- ○給油口付近にお子様が近づかないように注意してください。
- ○その他、ガソリンスタンド内に掲示されている注意事項を守ってください。

表示の例

(8) 制御卓、その他の設備

ア 制御卓の位置

制御卓の位置については、全ての顧客用固定給油設備及び顧客用給油注油設備における使用状況を監視設備により視認できる場合は、給油取扱所内で、全ての顧客用固定給油設備及び顧客用注油設備における使用状況を従業員が直接視認できる位置以外の場所に制御卓を設置できること。【令和5年消防危第249号・令和5年消防危第251号】

イ 監視設備

危規則第28条の2の5第1項第6号口に定める視認を常時可能とするとは、必要な時点において顧客用固定給油設備等の使用状況を即座に映し出すことができるものをいうものであり、モニターテレビ、ディスプレイ等をいう。

ウ 制御卓の制御装置

制御装置には、給油等許可スイッチ及び許可解除のスイッチ並びに顧客用固定給油設備等の状態の表示装置を設けること。

なお、顧客用固定給油設備等を、顧客が要請した油種のポンプだけを起動し、顧客が当該油種のノズルを使用した場合に給油等を開始することができる構造としたもので、制御卓で油種設定をする構造のものは、油種設定のスイッチを併せて設置すること。

工 可搬式制御機器

可搬式の制御機器の使用については、「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における可搬式の制御機器の使用に係る運用について」【令和2年消防危第87号】によること。

なお、通知中1 (1) 従業者が適切に監視等を行うことができる範囲として固定給油設備等から概ね半径8mの範囲とするよう指導すること。ただし、【令和6年消防危第279号】を満たした場合は近傍以外の場所から監視を行うことができる。

オ 供給一斉停止制御装置 (緊急停止スイッチ)

危規則第 28 条の2の5第1項第6号ニに定める火災その他の災害に際し速やかに操作できる箇所とは、給油空地等に所在する従業者等においても速やかに操作することができる箇所をいうものであり、給油取扱所の事務所の給油空地に面する外壁等がある。

カ 会話装置・放送機器(インターホン拡声装置)

(ア) 会話装置

顧客と容易に会話することができる装置としてはインターホンがあり、インターホンの顧客側の端末は、顧客用固定給油設備等の近傍に設置し、懸垂式の顧客用固定給油設備等は、近くの壁面等に設置すること。

(イ) 放送機器

スピーカーは、顧客がいる全ての場所に指示ができるように設置すること。 なお、放送機器の機能を有する既設の有線放送設備を顧客の給油作業等について 必要な指示を行なう放送機器として用いても良い。ただし、有線放送等よりも指示の 放送が優先されるものであること。【平成10年消防危第90号】

キ 固定消火設備起動装置(起動スイッチ)

起動スイッチは、透明な蓋で覆う等により、不用意に操作されないものであるとともに、火災時には速やかに操作できるものであること。

ク 制御卓の複数設置

制御卓(可搬式制御機器を含む。)は、顧客用固定給油設備等を分担することにより複数設置しても良い。

この場合、全ての制御卓に、全ての固定給油設備等への危険物の供給を一斉に停止するための制御装置を設置すること。

ケ コンビニエンスストア等併設給油取扱所

制御卓が設置されている場所にレジを設置し監視者がレジ業務を兼ねることは、顧客自らによる給油作業等の監視・制御及び顧客に対する必要な指示を行なうことが確保されていれば、認められる。【平成10年消防危第90号】

第12節 販売取扱所の基準

1 共通事項

(1) 取扱数量

販売取扱所の危険物の取扱数量は、1日における販売量ではなく、保有量により算定するものであること。

(2)標識及び掲示板

危政令第18条第1項第2号に規定する「標識及び掲示板」は、製造所の例によること。

(3) 床の構造

販売取扱所については、危険物を配合する室以外の床の規制はないが、耐火構造又は 不燃材料とし、危険物が浸透しない構造とするようにすること。

(4) 採光、照明の設備

販売取扱所については、危険物を取り扱うために必要な採光、照明の設備について特 段の規定はないが、製造所の例により設置するよう指導すること。

(5) 雨よけ又は日よけ

販売取扱所に雨よけ又は日よけを設ける場合には、支柱及び枠等は不燃材料とし、覆いは難燃性以上の防火性能を有するものとすることができること。

(6) 事務室等

販売取扱所に事務室その他業務に必要な室を設ける場合は、次によること。

- ア 耐火構造又は不燃材料で造った壁で区画すること。
- イ 出入口には、随時開けることができる自動閉鎖の防火設備を設けること。
- ウ 出入口にガラスを用いる場合は、網入ガラスとすること。
- エ 店舗部分と区画する壁には、はめ殺しの網入ガラス窓を設けることができること。
- オ 出入口の敷居の高さは、販売取扱所の用に供する部分の床面から 15cm 以上とすること。

2 第1種販売取扱所

- (1) 建築物の第1種販売取扱所の用に供する部分に柱を設ける場合は、当該柱の構造を危政令第18条第1項第3号に規定する壁の構造に準じたものとすること。
- (2) 危政令第18条第1項第3号ただし書の規定の「隔壁」は、次によること。
 - ア 隔壁に出入口を設ける場合には、随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備とすること。
 - イ 隔壁は、屋根又は上階の床に達するように設けること。
 - ウ 隔壁には、必要最小限ののぞき窓(はめ殺しの網入ガラスとし、温度ヒューズ付特 定防火設備を設けたものに限る。)を設けることができること。

(3) 危政令第18条第1項第9号へに規定する「排出の設備」については、第2章第2節8 (1)(2)によること。

3 第2種販売取扱所

- (1) 第2種販売取扱所の基準は、前2によるほか次によること。
- (2) 第2種販売取扱所の設置位置は、道路に面している場所等とし、敷地の奥まった場所にならないようにすること。
- (3) 上階への延焼を防止するための措置

危政令第18条第2項第2号に規定する「上階への延焼を防止するための措置」として 次による方法がある。

- ア 上階との間に延焼防止上有効な耐火構造のひさしを設ける等の方法があること。 なお、ひさしを設ける場合にあっては、突き出しの長さを 0.9m以上とすること。 【昭和46年消防予第106号】
- イ 上階の外壁が耐火又は防火設備であり、当該販売取扱所の開口部に面する側の直上 階の開口部にはめ殺しの特定防火設備又は防火設備が設けられている方法

第13節 移送取扱所の基準

1 移送取扱所に該当するもの

配管が2以上の敷地又は事業所にわたり、かつ、その間に海、河川、道路等の公有地又は第3者の敷地(以下「海等」という。)があるもの。【昭和49年消防予第63号】

2 移送取扱所に該当しないもの

- (1) 石油パイプライン事業法(昭和47年法律第105号)の適用を受けるもの
- (2) 危政令第3条第3号に定める移送取扱所から除かれる「当該危険物の移送が当該取扱所に係る施設(配管を除く。)の敷地及びこれとともに一団の土地を形成する事業所の用に供する土地内にとどまる構造を有するもの」とは、次によること。【昭和49年消防予第63号、平成11年消防危第58号】
 - ア 配管のすべてが同一敷地内にとどまるもの
 - イ 配管が2以上の敷地にわたる場合でも、その間に海等がないもの
 - ウその他
 - (ア) 危険物の払出し施設から受入れ施設までの間の配管が、一の道路又は第3者(危険物の払出し施設又は受入れ施設の存する事業所と関連し、又は類似する事業を行うものに限る。以下同じ。)の敷地を通過するもので、次のいずれかである場合
 - a 道路にあっては、配管が横断するものであること。
 - b 第3者の敷地にあっては、当該敷地を通過する配管の長さが100m以下のものであること。
 - (イ) 危険物の払出し施設又は受入れ施設が桟橋に設けられるもので、岸壁からの配管 (第1石油類を移送する配管の内径が300mm以上のものを除く。)の長さが原則として30m以下のもの
 - (ウ) (ア) 及び(イ) の要件が重複するもの

3 移送取扱所の範囲

移送取扱所の範囲は、配管、ポンプ及びこれらに付属する設備とすること。

- (1)配管が1本の場合は、ポンプ直近の吸入配管の弁から屋外貯蔵タンク等の直近の弁までとすること。
- (2) 配管が1本の場合で2以上の屋外貯蔵タンク等に移送する場合は、ポンプ直近の吸入 配管の弁から屋外貯蔵タンク等の調整弁等までとすること。
- (3)配管が2以上あり、かつ、海等に一団となって配管が敷設される場は、一の移送取扱 所とみなすこと。

4 申請の方法

(1) 申請者

移送取扱所は、配管が2以上の敷地又は事業所にわたる場合でも一の移送取扱所として規制するため、申請者は原則として移送する側の関係者とすること。

(2) 配管の長さの算定

ア 配管が1本の移送取扱所の場合は、3の(1)又は(2)によりその長さを算定すること。

イ 配管が2本以上の移送取扱所の場合は、配管の長さの合計ではなく、起点から終点 までの当該配管の延長のうち最大のものを算定すること。

5 配管の有害な伸縮を吸収する措置

危規則第28条の6に規定する「配管の有害な伸縮が生じるおそれのある箇所に設ける当該有害な伸縮を吸収する措置」(以下「伸縮吸収措置」という。)については、当該配管に加熱装置が取付けられている場合及び不等沈下のおそれのある部分又は伏越部等の敷設条件の急変が生じるおそれのある部分に設けるものとし、危告示第18条の定めによるほか、次によること。

- (1) 曲がり管は、100m以下ごとに当該配管の有害な伸縮を有効に除くことができる位置に 設けること。
- (2) 原則、措置としては曲り管によることとするが、その他配管中にエルボを使用し配管ループを形成する方法も考えられる。

また、低圧の場合、特に移送基地内においてはベローズ形伸縮継ぎ手を用いても支障ないこと。

6 フランジ接合部の措置

危規則第28条の7第1項ただし書きに規定する「溶接によることが適当でない場合」とは、絶縁継手部等やむを得ない場合をいうこと。

また、同条第2項に規定する「接合部分の点検を可能とし、かつ、危険物の漏えい拡散を防止するための措置」については、事業所の敷地内に設置するフランジ接合部(地上部分に限る。)で、当該フランジ接合部分から危険物が漏出した場合に、敷地外へ飛散するおそれのない場所以外の場所に設置するものに設けるものとし、次によること。

- (1) ドレンバルブ及びふたを設けた水密構造の堅固で耐久力を有する構造物(以下「点検箱」という。)とすること。
- (2) 点検箱の材質は、厚さ 1.6mm 以上の鋼板を用いること。
- (3) 腐食防止塗装等の防食措置を施すこと。
- (4) 点検箱は、当該配管の構造に支障ないものとし、その有効深さ(接合部分下端と点検 箱底板との間隔)は、10 cm以上とすること。

7 溶接

危規則第28条の8第3項に規定する「溶接」については、危告示第21条の定めによるほか、突合せ溶接を用いること。

8 配管等の加熱及び保温のための設備

危規則第28条の11に規定する「配管等に加熱及び保温のための設備を設ける場合」については、「第1節12 加熱又は乾燥設備の構造」の例によること。

9 地下埋設

危告示第24条第3号に規定する「危険物の流入するおそれのあるもの」とは、取水施設、 貯水施設、浄水施設、導水施設及び配水施設(配水池に限る。)のうち、密閉されたもの以 外のものをいう。

また、危規則第28条の12第1号に規定する水平距離について、次のいずれかに該当する場合は危政令第23条の特例を適用し、水平距離を設ける必要はないものであること。

- (1)シールド工法で施工されたトンネル内に埋設配管を敷設し、漏油覚知装置を設けた場合
- (2) 保安設備及び通報設備を設け、当該ずい道内の出入口、排気口等に防火設備、防火ダンパー等を設けた同一ずい道内に、危険物配管と高圧ガス配管等を敷設する場合また、第2号に規定する「他の工作物」とは、当該危険物配管以外の配管、下水管、建築物の基礎等であり、同時に埋設する配管付属設備は含まれないものであること。

10 道路下埋設

危規則第28条の13第1号に規定する「自動車荷重の影響の少ない場所」とは、通常の 土圧以外の外力が加わる頻度の少ない場所を指すものであること。

11 地上設置

危規則第 28 条の 16 第 2 号に規定する「移送基地」には、危険物の送り出し、又は受入れを行う船又は移動タンク貯蔵所のポンプも含まれるものであり、移送基地の構内は、同規則第 28 条の 51 第 1 項に規定するところにより、その周囲にさく、塀等を設けた場所をいうものであること。

また、同条第3号に規定する「保安上必要な措置を講じた場合」には、水密構造で両端を閉塞した防護構造物、危険物の流出拡散を防止することができる防火上有効な塀等の工作物を周囲の状況に応じて設置した場合等が該当し、同条第4号及び第5号に規定する「支持物」については、第2節2保有空地(1)オの例によること。

12 道路横断埋設配管

危規則第28条の19第1項ただし書きに規定する「保安上適切な措置」には、配管をさや管に収容するとともに、その手前に、自動車が衝突した場合に当該自動車を停止せしめる構造の衝突防護工を設ける等が該当するものであること。

また、上のただし書き及び危規則第28条の19第2項に規定する「さや管」の中に設置する場合については、次によること。

- (1) 配管とさや管等との間に緩衝物を充填し、当該配管とさや管等とが接触しないようにすること。
- (2) さや管等の直近に建築物、土手等が存在する場合は、当該さや管等の両端を閉そくすること。

13 漏えい拡散防止措置

危規則第28条の22に規定する「漏えいした危険物の拡散を防止する措置」とは、配管を鋼鉄製さや管又は水密構造の鉄筋コンクリート製カルバート等の中に設置することが該当すること。

14 耐圧試験

危規則第28条の28に定める配管等の耐圧試験は、危告示第42条第1号に示すとおり、 水以外の液体を用い、又は気体を用いた試験を行うことは認められない。

15 運転状態の監視装置

危規則第 28 条の 29 に規定する「配管系の運転状態を監視する装置」は、常時システム全般の運転状態を監視できる中央集中制御方式による遠隔操作によらなければならないこと。

16 警報設備

危規則第28条の37により危告示第52条第2号に規定する「可燃性蒸気を発生する危険物」には、引火点40度未満のものであり、また、可燃性蒸気警報設備の検知部は、ポンプ及び排気用ダクト吸込部の周辺に設置し、その設定値は可燃性蒸気の爆発下限界の4分の1以下とすること。

第14節 消火設備、警報設備及び避難設備の基準

第1 消火設備

製造所等における消火設備については、製造所等の規模、貯蔵し、又は取り扱う危険物の品名及び最大数量によって消火の難易があるので、消火の困難性に応じて製造所等を著しく消火困難な製造所等、消火困難な製造所等及びその他の製造所等に区分し、適応する消火設備の設置を義務づけている。その技術上の基準に関し、危政令第 17 条第 5 項に規定する給油取扱所にあっては「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に係る運用について」【平成 10年 3 消防危第 25 号】に、それ以外の給油取扱所にあっては「給油取扱所に係る危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令等の運用について」【平成元年消防危第 15 号】に、その他の製造所等にあっては「消火設備及び警報設備に係る危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の運用について」【平成元年消防危第 24 号】に適合するよう設けること。その他、設置にあっては次の事項を考慮すること。

1 共通事項

- (1) 危規則第33条第1項第1号及び第34条第1項第1号の「延べ面積」には、危規則第30条第1号に規定する製造所等の建築物の床面積の合計をいい、屋外の工作物の設置面積は含めないものであること。【平成元年消防危第24号】
- (2) 危規則第33条第1項第1号の「消火活動上有効な床面」とは、必ずしも建築物の床に限られるものではなく、火災時において消火設備等による消火活動を有効に行い得るものも該当するものであること。
- (3) 危規則第33条第1項第1号の「開口部のない耐火構造の床又は壁で区画」の開口部には、換気又は排出の設備のダクト等の床又は壁の貫通部分が含まれるものであるが、当該貫通部分に防火上有効なダンパー等を設けた場合は開口部とは見なさないものであること。
- (4) 危規則第33条第1項第3号及び4号の「高さ6m以上のもの」のタンクの高さの算定は、タンクを設置する地盤面(2階以上に設置するものは当該階の床面)からタンク側板の最上段の上端までの高さとすること。
- (5) 建築物のすべてが屋内給油取扱所である場合は、2階建て以上であっても著しく消火 困難な製造所等に該当しないものであること。
- (6) 全ての移送取扱所は、著しく消火困難に該当する。

2 滴用事項

(1) 製造所等に設置すべき消火設備に関する法第10条第4項の規定は、消防用設備等の設置に関する一般規定たる法第17条に対し、特別法たる地位を有する。

したがって、工場 1 棟全てが製造所又は一般取扱所である場合は、法第 10 条第 4 項に 基づき消火設備を設置することで、法第 17 条の適用は要さない。

また、工場の一部分に製造所又は一般取扱所がある場合は、工場全体に対して法第 17 条の基準を適用するが、当該一部分は法第 10 条第 4 項に基づき設置する。 【昭和 42 年自 消丙予発第 102 号】

(2) 屋外消火栓設備は、建築物の1階及び2階の部分のみを放射能力範囲内とすることができるものであり、当該製造所等の建築物の地階及び3階以上の階にあっては、他の消火設備を設けること。

また、屋外消火栓設備を屋外の工作物の消火設備とする場合においても、有効放水距離等を考慮した放射能力範囲に応じて設置する必要があること。

- (3) 水蒸気消火設備は、第2類の危険物のうち硫黄及び硫黄のみを含有するものを溶融したもの又は引火点が100度以上の第4類の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクに限り設けることができること。
- (4) 第4類の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクに泡消火設備を設けるものにあっては、 固定式の泡消火設備(縦置きのタンクに設けるものにあっては、固定式泡放出口方式のも ので補助泡消火栓及び連結送液口を附置するものに限る。)とすること。
- (5) 第3種の消火設備について、泡消火設備にあっては固定式及び移動式、二酸化炭素消火設備、ハロゲン化物消火設備及び粉末消火設備にあっては全域放出方式、局所放出方式及び移動式の区分があるが、これらの区分は施行令における区分と同様のものであること。
- (6) 第1種、第2種又は第3種(移動式以外のものに限る。)の消火設備、若しくはその他の不活性ガス消火設備(移動式以外のものに限る。)には予備動力源を附置することとし、予備動力源は、自家発電設備又は蓄電池設備によるものとすること。ただし、次の各号に適合する内燃機関で、常用電源が停電したときにすみやかに当該内燃機関を作動するものである場合に限り、自家発電設備に代えて内燃機関を用いることができる。
 - ア 容量は、当該消火栓設備を有効に 45 分間以上作動させることができるものであること。
 - イ 施行規則第12条第1項第4号ロ(自家発電設備の容量に係る部分を除く。)、ハ(蓄電池設備の容量に係る部分を除く。)及びニに定める基準の例によること。
 - ウ 予備動力源として内燃機関を使用するものにあっては、地震等による停電時においても当該消火設備の遠隔起動等の操作回路の電源等が確保されているものであり、当該消火設備が有効に作動できるものであること。
- (7) 第1種、第2種又は第3種(移動式以外のものに限る。)の消火設備、もしくはその他の不活性ガス消火設備(移動式以外のものに限る。)の配管は、施行規則第12条第1項第6号に定める基準の例によるほか次によること。
 - ア 地盤面下に埋設する消火設備の配管は、危政令第9条第1項第21号二の例により防 食措置を講じること。
 - イ 施設外から施設内にかけて敷設する配管は、危険物施設等、危険性の高い建築物等 の内部に敷設しないこと。ただし、耐火措置を施した配管を、必要最小限設ける場合 はこの限りでない。
- (8) 加圧送水装置、泡原液タンク又は貯蔵容器等消火設備を構成する主要装置等を製造所等と同一の建築物等の内部に設ける場合には、出入口以外の開口部が無い耐火構造で区画され、かつ、出入口を外壁に設けるものにあっては防火設備(その他のものにあっては自閉式の特定防火設備)の室に設置すること。
- (9)全域放出方式又は局所放出方式の二酸化炭素消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備の消火薬剤等の量は、同一の製造所等に防護区画又は防護対象物が二以上存する場合には、それぞれの防護区画又は防護対象物について計算した量のうち、最大の量以上の量とすることができる。ただし、防護区画又は防護対象物が互いに隣接する場合にあっては、一の貯蔵容器を共用することはできない。
- (10) 第3種の二酸化炭素消火設備(移動式のものを除く。)を設ける場合は、上記によるほか、「製造所等の不活性ガス消火設備の技術上の基準の細目を定める告示の一部改正に伴う二酸化炭素消火設備の設置に係る安全対策等について」【令和5年消防危第65号】によること。

- (11)第5種の消火設備のうち「膨張ひる石」とは、通常バーミキュライトと呼ばれているものであり、また「膨張真珠岩」とは、パーライトと呼ばれているものであること。
- (12) 第3類の危険物(金属ナトリウム等)の消火薬剤(ナトレックス)は、規格に適合するものではないので消火設備として認められないが、乾燥砂と同等以上のものとして認める場合は、能力単位は30kgをもって1能力単位とする。【昭和45年消防予第104号】なお、当該消火薬剤は第2類の危険物の消火薬剤として認められない。【昭和47年消防予第2号】
- (13) ジケテン(第5類)の消火設備として、粉末消火設備を適用する場合は、危政令第 23条の規定を適用し、設置を認めて差し支えない。【組合質疑】
- (14) 第1種から第3種の消火設備については、消火活動上及び延焼拡大防止上支障がないと認められる場合にあっては、共用することを妨げないものであること。

3 消火困難性別の留意事項

- (1) 著しく消火困難な製造所等及びその消火設備
 - ア 危規則第33条第2項第1号の表中の「火災のとき煙が充満するおそれのある場所」 とは、上屋のみで壁が設けられていない場所又は建築物の長辺を含む2面以上が開放 されている場所は該当しない。【平成元年消防危第64号】

なお、危険物を取り扱わない小規模な建屋で外部からの消火活動が可能なもの、又は大空間を有する工場等にあっては同様に取り扱うものとすること。

- イ 一般取扱所の用に供する部分以外の部分を有する建築物に、第3種のガス系消火設備を一般取扱所の用に供する部分の全域に設置した場合であっても、当該消火設備が危政令別表第5に掲げる対象物の区分の「建築物その他の工作物」に適応しないことから、その区分に適応する固定式の消火設備を別途設置する必要があるが、壁等を耐火構造とし、他への延焼のおそれがない場合は、危政令第23条を適用し、「建築物その他の工作物」に適応する消火設備は移動式の消火設備とすることができる。【平成10年消防危第90号】
- ウ 火災のときに煙が充満するおそれのある場所に全域放出のガス系消火設備を除く第 2種及び第3種の固定式の消火設備を、危険物を取り扱うタンク、機器その他防護対 象物のみに包含させる場合は、その未包含部分を、危政令第23条を適用し、安全に操 作できる場所に設置できる場合に限り、移動式の消火設備で包含することができるも のとする。
- エ 第3種の固定式泡消火設備の遠隔起動の操作部は、火災のとき容易に接近することができる場所であり、かつ、高さが0.8m以上1.5m以下の箇所に設けること。 なお、火災のとき容易に接近することができる場所とは、火災が発生した区画と隣接した区画内又は屋外とし、例えば階段室、廊下など避難が容易に行える場所をいう。
- オ 第2種又は第3種消火設備(移動式を除く)の操作部は、消火する区画等の選択が 容易となるよう放出場所を表示するよう指導する。
- カ 危規則第 33 条第2項第2号の可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれがある建築物又は室とは、引火点 40 度未満(引火点 40 度以上であるが、引火点以上で貯蔵又は取り扱う場合を含む。)の可燃性液体又は可燃性微粉を取り扱う壁体を有する場所をいう。

なお、上記場所以外は第1種、第2種又は第3種消火設備を設置することで足りるが、第5種の設置を指導するものとする。

- キ 塊状の硫黄専用の屋外貯蔵所のうち著しく消火困難な製造所等に該当する場合において、屋外消火栓設備を設置するものにあっては、当該屋外消火栓設備に設けるノズルは、噴霧の切替えのできる構造のものとすること。【昭和54年消防危第80号】
- ク 高引火点危険物のみを 100 度未満の温度で取り扱う製造所及び一般取扱所にあっては、危規則第 33 条第 2 項第 1 号ただし書き及び同項第 1 号の 2 本文の規定により、第 1 種、第 2 種又は第 3 種の消火設備については建築物その他の工作物にのみ対応できるものを、第 4 種及び第 5 種の消火設備については当該危険物にのみ対応できるものを設置すれば足るものである。

なお、危険物を取り扱う部分が離れて点在する場合は、初期消火に有効に対応できるよう第4種及び第5種消火設備を配置すること。

- ケ 著しく消火困難な製造所等で、高さ6m以上の部分において危険物を取り扱う密封 構造の塔槽類については、消火に十分な量の窒素ガスを保有する窒素ガス送入設備を 設けることにより、危政令第23条の規定を適用し、第3種消火設備の設置が不要とす ることができる。【平成2年消防危第57号】
- コ 著しく消火困難に該当する内部浮き屋根付き屋外タンク貯蔵所であって、貯蔵危険物が第4類の施設に第3種の泡消火設備を設置する場合、固定屋根構造の例に準じて設置すること。ただし、この場合の泡放出口の設置個数は2以上にする必要があること。

なお、他の消火設備を設置する場合においても、固定屋根と浮屋根の間の可燃性蒸気のコントロール及び放爆構造の維持等に対する配慮が必要であること。

- サ 軒高が6m以上の高層の屋内貯蔵所に第3種のガス系消火設備を設置する場合は、 当該消火設備は危政令別表第5に掲げる対象物の区分の「建築物その他の工作物」に 適応する固定式の消火設備が必要となるが、独立した平屋建てであり、危政令第10条 第1項第6号ただし書きの適用がない場合は、危政令第23条の規定を適用し、屋外消 火栓設備等の移動式の消火設備とすることができる。
- (2) 消火困難な製造所等及びその消火設備
 - ア 第4種の消火設備を設置する対象で、第3種の消火設備を設けた場合においては、第4種の消火設備は設けないことが、第5種の消火設備は設けないことはできないものである。
 - イ <u>2以上の階(工作物にあっては、ストラクチャーこれらに類する構造のものを含む。)</u> <u>にわたる製造所等にあっては、歩行距離の算定は階ごとに行うよう指導する。(危規則</u> 第32条の10ただし書きの場合を除く。)
 - ウ 屋内給油取扱所(一方開放型の屋内給油取扱所を除く。)の危規則第25条の4第1 項第5号(住居等)の用に供する部分にも、危規則第34条に規定する第4種の消火設 備を設置する必要があること。【平成元年消防危第44号】
 - エ 屋外タンク貯蔵所に設ける第4種の消火設備については、隣接するタンクと共用することができる。【昭和36年自消甲予発第25号】 この場合、共用することができるタンクは、次のそれぞれの条件を満たすものであること。
 - (ア) 各タンクは、同一防油堤内であること。(防油堤不要のタンクを除く。)
 - (イ) 各タンクは、共用する消火設備の包含範囲内であること。
 - (ウ) 一の消火設備で共用できるタンク数は概ね3基とすること。
- (3) その他の製造所等

第5種の消火設備のみを設ければよい製造所等のうち、第1種から第4種までの消火 設備を設ける部分にあっては、第5種の消火設備の設置を免除されるものではなく、防 護対象物からの設置場所に至る歩行距離に関する規定の適用を要しないものである。

(4) 電気設備の消火設備

危規則第36条に規定する電気設備に対する消火設備は、次によること。

- ア 前 2 「適用事項」に関わらず、電気設備のある場所のそれぞれの床面積ごとに設置 が必要である。
- イ 同条に規定する「電気設備」とは、電動機、配電盤その他これらに類する設備(照明、コンセント及びスイッチ類を除く。)という。
- ウ 消火設備の選定は、設置する電気設備に応じて適切な消火設備とすること。
- エ 給油取扱所における電気設備のある場所については、建築物の床面積(床又は壁で 区画されていないものについては水平投影面積)とする。
- (5) 給油取扱所の第5種消火設備の算定例

給油取扱所における消火設備の算定は次のとおりとする。

対象物		対象物の所要単位	
建	外壁が 耐火構造	延面積 (㎡) 100 (㎡) · · · [A]	
築物	外壁が 耐火構造以外	延面積 (m²) 50 (m²) · · · [B]	
屋外の工作物		工作物の水平最大面積の合計 (㎡) 100 (㎡)	
危険物		危険物の指定数量の倍数(許可数量) 10	
電気設備		電気設備のある場所の面積 (㎡) 100 (㎡)	

- ア 屋外営業用給油取扱所の例
- 建築物の延面積が200㎡ ([B]の場合含む)

$$\frac{200}{100} = 2[A]$$

② キャノピー他の水平投影面積 400 ㎡

$$\frac{400}{100} = 4[C]$$

③ 許可数量はガソリン 40,000 L、軽油 20,000 L

$$\frac{40,000L}{200} + \frac{20,000L}{1.000L} = 220 \qquad \frac{220}{10} = 22 \text{ (D)}$$

④ 電気設備 ※変電設備の場所が 100 ㎡以下の場合

注:設置する電気設備に応じて適切な消火設備とすること。

$$\frac{100}{100} = 1[E]$$

⑤ 第5種消火設備は10型を想定(普通火災:3単位 油火災:7単位)

⑥ [G]+[E]=6.1≒7 ※少数点は繰り上げ

∴10型消火器は全部で7本必要となる。

4 消火設備における地震対策

「消火設備及び警報設備に係る危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の運用について」に示されているように、第1種、第2種又は第3種の消火設備の貯水槽等には、地震による振動等に耐えるための有効な措置を講ずることとされているが、当該措置は、次に掲げるものであること。【平成8年消防危第125号】

(1) 貯水槽

ア 鉄筋コンクリート造りのもの

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(平成6年自治省令第30号)附則第5条第2項第1号に定める基準に適合しない地盤に設置するものにあっては、防火水槽と同等の強度を有する構造又は地震によってコンクリートに亀裂が生じても漏水を防止するライニング等の措置が講じられた構造とすること。

この場合において、防火水槽と同等の強度を有する構造とは、「消防防災施設整備費補助金交付要綱」【平成14年消防消第69号】別表第3中、「第1 耐震性貯水槽の規格」に適合するものであること。

なお、設計水平震度 0.288 に対し、発生応力が許容応力度以内の強度を有する貯水 槽については同等のものとして取り扱うこと。

イ 鋼製のもの

地上に設置する場合にあっては貯水槽の規模に応じた屋外貯蔵タンクと同等以上の強度を、地下に設置する場合にあっては地下貯蔵タンクと同等以上の強度を有すること。

この場合において、屋外貯蔵タンクと同等の強度とは、平成6年政令第214号によって改正された危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令【昭和52年政令第10号】附則第3項第2号の基準に適合することをいうものであること。

(2) 消火薬剤の貯蔵槽

(1) イに定める地上に設置する鋼製貯水槽と同等以上の強度を有すること。

(3) 加圧送水装置、加圧送液装置及び予備動力源

ポンプ、モーター等にあっては、同一基礎上に設置する等、地震によって生じる変位により機能に支障を生じない措置を講じること。

(4)配管

配管継手部は、機器と一体となる箇所を除き、溶接接続又はフランジ継手(継手と配管の接合が溶接であるものに限る。)とすること。ただし、機器を取付ける末端配管部分についてはこの限りでない。

(5) その他

消火設備は、地震時における周辺の工作物の被害により損傷するおそれのない場所に 設けること。

第2 警報設備

警報設備の基準については、危政令第21条の規定によるほか施行令第21条から第24条 (第21条の2及び第22条を除く。)まで及び施行規則第23条から第25条の2(第24条の2の2から第24条の3までを除く。)までの規定を準用する。

1 警報設備の区分

- (1) 指定数量の倍数が 10 以上の製造所等(移動タンク貯蔵所を除く。) に設置し、危規則 第 38 条第 1 項に該当しない製造所等は、人により火災を容易に覚知でき、敷地内に設置 されている消防機関に報知できる電話(一般加入電話)がある場合は、当該製造所等に警報設備が設置されているものとしてみなすことができる。
- (2) 警報設備の設置区分における留意事項は、次によること。
 - ア 危規則第38条第1項第1号の「延べ面積」には、屋外の工作物の設置面積は含めないものであること。
 - イ 危規則第38条第1項第1号の「開口部のない耐火構造の床又は壁で区画」の開口部 には、換気又は排出の設備のダクト等の床又は壁の貫通部分が含まれるものであるが、 当該貫通部分に防火上有効なダンパー等を設けた場合は、開口部とはみなさないもの であること。
 - ウ 建築物のすべてが屋内給油取扱所である場合は、2階建て以上であっても上階を有するものに該当しないものであること。【平成元年消防危第44号】
- (3) 危規則第38条第1項により自動火災報知設備の設置を要する製造所等にあっては、建築物に該当するか否かに関わらず、屋内として認められる部分には自動火災報知設備を設置すること。

2 自動火災報知設備の技術上の基準

- (1) 感知器の設置は、施行規則第23条第4項から第7項までの規定の例によるほか、次によること。
 - ア 感知器の設置を除外できる場所
 - (ア) 主要構造部(建築基準法第2条第5号に規定する建築物の骨格を形成する主要部分) を耐火構造とした建築物の天井裏の部分

- (イ)主要構造部を準耐火構造(建築基準法第2条第7号の2)(耐火構造より劣るが、耐火構造に準じる耐火性能を有するもの)とした建築物の天井裏で不燃材料の壁、 天井及び床で区画された部分
- (ウ) 天井裏で、天井と床の間の距離が 0.5m 未満の場所

イ 受信機及び電源

- (ア) 受信機の設置場所は、守衛室又は計器室(防災センター)など常時人がいる場所 とし、警戒区域一覧図及び必要に応じて自動火災報知設備に連動する関係を示す防 災システム構成図等を備えておくこと。
- (イ) 受信機の操作スイッチは、床面から高さが 0.8m以上 1.5m以下の箇所に設けること。(いすに座って操作するものにあっては 0.6m)
- (ウ) 音響装置の音圧及び音色は、他の警報音又は騒音と明らかに区別して聞きとれる ことができるものとすること。
- (エ)電源は蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線と分岐されないものからとり、 開閉器には、自動火災報知設備用のものである旨を表示すること。
- (オ) 非常電源は、非常電源専用の受電設備又は蓄電池設備によるが、その容量は自動 火災報知設備を有効に10分間作動することができる容量以上であること。
- (2) (1) に定めるもののほか、施行規則第24条及び第24条の2の規定の例によること。
- (3) 自動火災報知設備技術上の基準については、社団法人日本火災報知機工業会発行の「自動火災報知設備工事基準書」の例によること。
- (4) 危規則第25条の7に規定する「屋内給油取扱所で発生した火災を建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分以外の部分に自動的に、かつ、有効に報知できる自動火災報知設備 その他の設備」とは、一般的に自動火災報知設備をいうものであること。
- (5) 危規則第25条の7に規定する「自動火災報知設備その他の設備」は、建築物の他用途部分で発生した火災を給油取扱所の用に供する部分に報知できなくても差し支えないものであること。【平成元年消防危第44号】
- (6) 一方のみが開放された屋内給油取扱所又は上部に上階を有する屋内給油取扱所にあっては、面積等その規模にかかわらず自動火災報知設備の設置が必要であること。
- (7)屋内給油取扱所に自動火災報知設備を設置した場合、閉店後、警備会社に警備を委託 しても差し支えないこと。【平成元年消防危第44号】
- (8) 一面開放の屋内給油取扱所(上階なし)の自動火災報知設備の感知器の設置場所は、 事務所等壁、床で区画された部分のほか、給油等の詰替えのための作業場も含まれるもの であること。【平成元年消防危第44号】
- (9)屋内給油取扱所に設ける自動火災報知設備は、上記によるほか、次によること。
 - ア 他用途部分に自動火災報知設備が設置されていない場合は、給油取扱所に設けられた自動火災報知設備と連動して作動する地区音響装置を施行規則第 24 条第5号の例により設置すること。【平成元年消防危第 15 号】
 - イ 他用途部分に自動火災報知設備が設置されている場合は、給油取扱所の受信機と他 用途部分の受信機を接続し、地区音響装置を兼用して差し支えないものであること。 【平成元年消防危第44号】

- ウ 給油取扱所の受信機を他用途部分の受信機と兼用し、給油取扱所の受信機を省略することはできないものであること。【平成元年消防危第44号】
- エ 受信機を他用途部分に設けず給油取扱所に設けて兼用する場合は、差し支えないものであること。【平成元年消防危第44号】
- (10) メタノールを取り扱う給油取扱所には、メタノールの火炎が確認しにくいことから、 炎感知器を有する自動火災報知設備を設置すること。【平成6年消防危第28号】
- (11) 非常ベル装置、拡声装置及び警鐘は、施行令第24条第4項及び施行規則第25条の2 第2項の基準の例により設けること。

第3 避難設備

1 避難設備の設置の区分

避難設備は、次に掲げる製造所等に設置すること。

- (1) 建築物の2階の部分を店舗等の用途に供する給油取扱所
- (2) 屋内給油取扱所のうち危規則第25条の9第1号イの事務所等を有するもの

2 避難設備の技術上の基準

- (1)避難口及び避難口に通ずる出入口の誘導灯は、室内の各部分から容易に見通せるものであること。
- (2) 誘導灯は、大型、中型又は小型のいずれの種類のものでも差し支えないものであること。【平成元年消防危第44号】
- (3) 非常電源は、20分間作動できる容量以上のものであること。【平成元年消防危第15号】

第3章 危険物規制に係る事務処理の基準

第1節 審查処理

1 標準処理期間

申請に基づき許認可等(行政手続法第2条第3号)を行うために要する事務処理期間は、 申請に係る施設の規模、申請内容等により、必ずしも一定ではないが、標準処理期間とし て概ね第2に示す通りとする。(行政手続法第6条)

なお、申請に基づく許認可等は可能な限り迅速に処理することを原則とするが、標準処理期間を超えてもなお許認可等が行えない場合で、申請者から求められた時は、審査の進捗状況、許認可の遅れている理由、今後の見通しなどについて情報提供しなければならない。

申請に係る標準処理期間は次のとおりとする。

申請区分	標準処理期間 (日)	期間起算日	期間終了日
仮貯蔵・仮取扱申請	5	申請日の翌日	承認印副本交付日
設置許可申請	21	申請日の翌日	許可書交付日
変更許可申請	14	申請日の翌日	許可書交付日
仮使用承認申請	14	申請日の翌日	承認書交付日
完成検査前検査申請	7	検査完了日の翌日	タンク検査済証又 は結果通知書交付 日
完成検査申請	5	検査完了日の翌日	検査済証交付日
予防規程認可申請	14	申請日の翌日	認可印副本交付日
完成検査済証再交付申請 許可書及びタンク検査再 証再交付申請	5	申請日の翌日	検査済証再交付日 許可書再交付日 タンク検査済証再 交付日

備考

- 1 標準処理期間の算定日数には、次の日及び期間を含まない。
- (1) 土曜、日曜、祝日及び年末年始等の閉庁日
- (2) 申請者又は申請代理者による書類の補正に要する期間(手数料が未納付の期間を含む)
- (3) 危険物保安技術協会 (KHK) へ審査委託等を行う申請等については、その審査委託期間 (委託書類等の送付日から審査結果等の到着日まで)
- 2 申請日とは、申請等を受領した日(受付印に記された受付日)をいう。
- 3 交付日とは、許可書、検査済証等に交付年月日を示した日をいう。
- 4 不許可等により、許可書等が交付できないときは、当該不許可等の通知日は期間終了日とする。

2 手数料

- (1) 手数料の徴収は、手数料条例の規定によるほか、次によること。【昭和 39 年自消丙予 発第 15 号】
 - ア 政令第9条第1項第20号に定める「タンク」及び第17条第7号に定める「専用タンク」「簡易タンク」は当該製造所、一般取扱所又は給油取扱所の附属タンクであるから許可申請に対し当該タンク部分の申請手数料は不要とする。ただし、当該タンクのタンク検査申請に対しては、手数料を徴収する。
 - イ 製造所等の設置又は変更許可申請後であって、当該申請に係る許可前に申請内容を 変更する場合は、申請内容の訂正として取り扱う。

したがって、許可手数料を重ねて徴収しない。ただし、その内容変更により、危険物の貯蔵又は取扱最大数量に変更を生じ、許可手数料が増加することになる場合は、増加後の数量に係る手数料との差額を新たに徴収する。

この場合において、許可手数料が減少することになる場合は、減少後の数量に係る手数料との差額は、返還しない。

ウ 製造所等の設置又は変更許可後であって当該許可に対する完成検査前に変更する場合で、変更許可を要するものは、手数料条例に規定する変更後の危険物の数量を基準とした変更許可手数料を徴収する。

また、当該完成検査手数料は、変更後の危険物の数量を基準とした設置又は変更の 完成検査手数料とする。

エ 製造所等の設置許可後であって、当該許可に係る完成検査前に変更申請を行い、当 該変更について許可を受けた後、更にその変更をする場合は、ウ同様変更許可を要す るものは、ウに準じる。

また、当該完成検査手数料は、変更後の危険物の数量を基準とした設置の完成検査手数料とする。

- オ 設置若しくは変更許可申請書又は完成検査申請書の受付後並びに許可後に、当該申請に係る取消し又は取下げ申請が提出された場合であっても、手数料は返還しない。
- カ 変更許可後の完成検査前に、当該変更許可施設において別の変更許可を受け、これら数件の変更許可に対する完成を同時に行う場合にあっては、完成検査申請の手数料は1件分の変更完成の手数料を徴収する。
- (2) 緊急時の仮貯蔵・仮取扱い申請は、震災等に起因し、災害対応又は社会公共の安全の ために行われる場合は、手数料条例第4条の規定により免除する。ただし、震災等以外の 緊急時の抜き取り等によるものは該当しない。【令和2年上予第354号】

(3) 手数料の額は次表を参照すること。(単位:円)

	5, 400			
区分、衮	容量、指定数量の倍数等	設置許可	変更許可	
		39, 000	19, 500	
		52,000	26,000	
	:	66,000	33,000	
		77,000	38, 500	
200 を超えるもの			46, 000	
)以下		10,000	
			13,000	
	•		19, 500	
			26, 000	
			33, 000	
	00 以下		10,000	
			13, 000	
			19, 500	
	,		13, 000	
	00 以下		13,000	
	/v × 1	·	19, 500	
			6, 500	
			13, 000	
	的人的在交交			
	加加寺		19, 500	
		·	6, 500	
			26, 000	
)	·	33,000	
			13,000	
· · · · ·		33, 000	16, 500	
		21,000	10, 500	
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	ŕ	
		87,000	43, 500	
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	±=1.00 1./0	
配官処長 lbKm を超えるもの 		※ 2	左記の 1/2	
			額	
		しコイ料がの	コイギル	
			上記手数料(
		1/2 0/0 額	1/2 の額	
	F 400			
hin (1/3E f女子)	5, 400			
(科(水張恢宜)	0.4	200		
エエルエ				
Ø	15,000 に 100 万 L 又は 100 万 L に満たない端数を増すごとに 4,40			
		てた額		
(料(水圧検査)				
	6,000			
	11, 000			
L以下	·			
L以下 000L以下 の	·	000		
	指定数量の倍数 10 10 を超え 50 以下 50 を超え 100 以下 100 を超え 200 以 200 を超えるもの 指定数量の倍数 10 10 を超え 50 以下 50 を超え 100 以下 100 を超え 200 以下 100 を超え 200 以 200 を超えるもの 指定数量の倍数 10 100 を超えるもの 10,000 を超えるもの 全て 積載式以外 積載式、航空機、全て 給油取扱所 給油取扱所 (屋内一種 二種 配管延長 15 km以 0.95 Mm以上、かつ配管延長 15 km以 0.95 Mm以上、かつ	区分、容量、指定数量の倍数等 指定数量の倍数 10 以下 10 を超え 50 以下 50 を超え 100 以下 100 を超え 200 以下 200 を超え 50 以下 50 を超え 50 以下 50 を超え 100 以下 100 を超え 50 以下 100 を超え 200 以下 100 を超え 200 以下 100 を超え 200 以下 100 を超え 100 以下 100 を超え 10,000 以下 100 を超え 10,000 以下 100 を超えるもの 全て 指定数量の倍数 100 以下 100 を超えるもの 全て 積載式以外 積載式、航空機、船舶等 全て 給油取扱所 給油取扱所 (屋内) 一種 配管延長 15 km以下のもの(配管の最大常用圧力が 0.95 Mm以上、かつ配管延長 7 km以上を除く) 配管延長 15 km以下のもの(配管の最大常用圧力が 0.95 Mm以上、かつ配管延長 7 km以上) 配管延長 15 km以下のもの(配管の最大常用圧力が 0.95 Mm以上、かつ配管延長 7 km以上) 配管延長 15 km以下のもの(配管の最大常用圧力が 0.95 Mm以上、かつ配管延長 5 km以下のもの(配管の最大常用圧力が 0.95 Mm以上、かっ配管延長 7 km以上) 配管延長 15 km 以下のもの(配管の最大常用圧力が 0.95 Mm以上、かっ配管延長 7 km以上) 記述は 100 万 L 又は 100 万 L 又は 100 万 L 区域 体料(水圧検査)	据定数量の倍数 10 以下 39,000 10 を超え 20 以下 52,000 50 を超え 200 以下 66,000 1100 を超え 200 以下 77,000 92,000 指定数量の倍数 10 以下 20,000 指定数量の倍数 10 以下 20,000 110 を超え 200 以下 20,000 110 を超え 200 以下 20,000 110 を超え 200 以下 20,000 1100 を超え 10,000 以下 20,000 1100 を超え 10,000 以下 26,000 110,000 を超え 30,000 上で 26,000 110,000 を超え 30,000 上で 26,000 1100 を超え 30,000 以下 26,000 1100 を超え 30,000 以下 26,000 13,000 全て 26,000 13,000 接載式,航空機、船舶等 39,000 全で 13,000 接載式,航空機、船舶等 39,000 全で 13,000 統計取扱所 52,000 統計取扱所 55,000 11,000 17,000 15,000 17,000 17,000 17,000 17,000 17,000 17,000 17,000 17,000 15,000 17,000	

^{※1} 特定・準特定屋外タンク貯蔵所を除く

^{※2 87,000} 円に配管延長 15 km又は 15 kmに満たない端数を増すごとに 22,000 円を加えた額

第2節 設置(変更)許可申請等

第1 仮貯蔵又は仮取扱い

1 仮貯蔵又は仮取扱いの承認

仮貯蔵又は仮取扱いの承認申請に対する承認を行うときは、次の各号に留意し、危険物の性質又は周囲の状況等の実態から判断して、火災予防上及び消防活動上支障のないようにすること。

(1) 承認の件数

仮貯蔵等の承認の件数は、次によること。

- ア 屋外の場所の数箇所に分散して仮貯蔵等がなされる場合は、原則としてそれぞれが 別の承認案件となること。ただし、複数の仮貯蔵等の場所が互いに接近している場合 にあっては、複数の場所を一の承認案件として取り扱うことができる。
- イ 屋内の仮貯蔵等については、危険物施設の場合と同様に1棟につき一の承認案件と して取り扱うこと。
- ウ 同一の場所において同時に仮貯蔵と仮取扱いが行われる場合は、これを包括して一 の承認案件として取り扱うこと。
- (2) 法定期間 (10 日) 終了後、反復して仮貯蔵等を行わないこと。ただし、次のような場合は仮貯蔵等の承認を更新できるものであること。
 - ア 事故又は災害による緊急措置等やむを得ない場合
 - イ ア以外のその他やむを得ない理由があり、火災予防上支障がないと認められる場合
- (3) 屋外において仮貯蔵等を行うとき(タンクコンテナにより貯蔵するものを除く。)は、次によること。
 - ア 屋外において承認してはならない危険物は、第1類のアルカリ金属の過酸化物に該 当する危険物、第3類の危険物、第4類の特殊引火物に該当する危険物及び第5類の 危険物とする。
 - イ 仮貯蔵等を行う場所は、湿潤でなく、かつ、排水及び通風のよい場所で、危険物の 品名、数量及び危険物の貯蔵又は取扱方法並びに周囲の状況から判断して、火災予防 上安全と認められる場所とすること。
 - ウ 仮貯蔵等を行う場所の周囲には、さく等を設けて他の部分と明確に区画し、概ね危政令第 16 条第1項第4号に掲げる屋外貯蔵所の保有空地の例により空地を確保すること。ただし、不燃材料で造られた防火上有効な塀等を設けた場合は、空地の幅を短縮することができること。
- (4)屋内において仮貯蔵等(タンクコンテナにより貯蔵するものを除く。)を行うときは、次によること。
 - ア 仮貯蔵等を行う場所の構造は、原則として壁、柱、床、及び屋根が耐火構造又は不 燃材料で造られ、かつ、窓及び出入口には、防火設備が設けられている専用の建築物 又は室とする。
 - イ アの建築物又は専用室の窓及び出入口にガラスを用いる場合は、原則網入ガラスと すること。
 - ウ 電気設備は、電気設備の基準の規定を準用すること。

(5) 仮貯蔵等における貯蔵又は取扱いの基準は、危政令第24条、第25条、第26条及び第27条に定める技術上の基準に準じること。

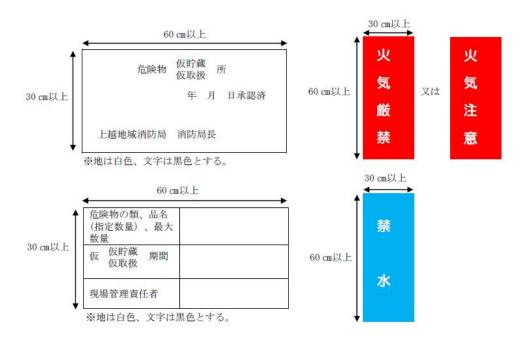
(6)消火設備

仮貯蔵等を行う場所には、貯蔵し、又は取り扱う危険物に応じて危政令別表第5に掲げる第4種又は第5種の消火設備を、その能力単位の数値が危険物の所要単位の数値に達するよう設置すること。

(7) 掲示板

仮貯蔵等を行う場所には、下記のとおり周囲の見やすい箇所に、仮貯蔵等である旨の表示、仮貯蔵等の期間、危険物の類別、品名、数量並びに責任者の氏名を記載した掲示板を掲げること。

なお、掲示板の大きさ及び危険物に応じた注意事項は、組合危規則第3条の規定によること。



(8) 危険物取扱者

仮貯蔵等における危険物の貯蔵又は取扱いに際しては、当該危険物を取り扱うことのできる危険物取扱者を立ち会わせるよう指導すること。

(9) 製造所等の危険物の抜き取りの取扱い

給油取扱所において地下貯蔵タンク及び地下埋設配管の定期点検又は廃止前の処理等に伴い、指定数量以上の危険物を地下タンクからドラム缶や移動タンク貯蔵所へ移し替える行為は仮取扱承認を要しない。【昭和62年消防危第60号】ただし、抜き取った危険物を許可施設外で指定数量以上を一時保管する場合は、当該貯蔵において仮貯蔵の承認が必要となるものであること。

これに準じ、製造所、一般取扱所等において、貯蔵タンク等から危険物を指定数量以上抜き取る行為及び抜き取った危険物を施設内に一時的に貯蔵する行為については、位置、構造、設備の変更が加えられない限り、仮取扱・仮貯蔵の承認は要しないこととする。

なお、屋外タンク貯蔵所、地下タンク貯蔵所等の貯蔵所のタンクから指定数量以上の 危険物を他のタンク、ドラム缶、移動タンク貯蔵所等に移し替える行為については、仮取 扱の承認を必要とするものであること。(指定数量未満の場合は、作業中の安全対策を資 料提出させること。)

(10) 仮貯蔵等の特例

仮貯蔵等において、消防長又は消防署長が、危険物の品名及び数量、危険物の貯蔵又は 取扱いの方法並びに周囲の地形その他の状況等から判断して、火災の発生危険及び延焼 のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限に止めることができ ると認められる場合は、(1)から(5)までを適用しないことができるものであること。

(11) タンクコンテナによる仮貯蔵

タンクコンテナによる危険物の仮貯蔵については、前記にかかわらず、「タンクコンテナによる危険物の仮貯蔵について」【平成4年消防危第52号】により指導すること。

2 震災時等における仮貯蔵・仮取扱いの承認

(1) 震災時等において危険物施設以外の場所(少量危険物貯蔵・取扱所を含む。)での臨時 的な指定数量以上の危険物の仮貯蔵・仮取扱いが想定される電気関係業者、建設業者、製 造業者、石油関係業者、官公庁、その他事業者は、貯蔵及び取扱いの方法等を、予め協議 しておくこと。【令和2年上予第354号】

この場合、次のとおり予め事前計画書(別記5の例を参考とすること。)を提出すること。ただし、仮に事前計画書を提出していない場合でも、仮貯蔵・仮取扱いの承認は条件によりできるものであること。

なお、「震災時等」とは、国民生活の維持のために行うことを目的とするため、災害の大小にかかわらず、一般的な洪水、大雨、停電等の災害を含むものである。【令和4年新潟県回答】

ア 震災時等における仮貯蔵等の安全対策

(ア) 共通対策

- a 危険物の取扱い場所 (可燃性蒸気対策)
- b 危険物を取り扱う場合は、可能な限り屋外で行う。
- c 屋内で危険物を取り扱う場合にあっても、可燃性蒸気が滞留しないよう換気に注意する。

(イ) 保有空地の確保

- a 危政令第16条第1項第4号の規定の例により保有空地を確保する。
- b 上記アにかかわらず危険物の貯蔵・取扱い形態から想定される流出危険性及び火 災危険性が小さい場合は、当該危険性を踏まえた空地の幅とすることができる。
- c 保有空地の周囲には、柵、ロープ等を立てて空地を確保する。

(ウ) 標識等の設置

危険物の仮貯蔵・仮取扱いを行う場所では、見やすい箇所に標識・掲示板を掲出して関係者に注意喚起を行なう。

(工) 流出防止対策

流出した危険物が拡散しない形状の場所を選定するとともに、危険物の貯蔵・取扱いに伴い大量の危険物が流出する危険性がある場合は、吸着マットの用意や簡易の防油場を設置する等、必要な流出防止対策を準備する。

(オ) 火気使用の制限

保有空地を含め、危険物の貯蔵・取扱い場所での火気使用を禁止する。

(カ) 静電気対策

- a ガソリン等の第4類第1石油類を取り扱う場合は、危険物容器(ドラム本体、詰め替え容器)だけでなく、給油に使用するドラムポンプ等のアースも確保し、確実に静電気を除去する。電動機は、防爆製品を使用する。
- b 静電誘導による帯電を防止するために、危険物の貯蔵・取扱い場所には可能な限 り金属類を置かず、どうしても必要な場合には当該金属類も確実にアース又はボン ディング(導体同士を電線で接続すること。)を確保する。
- c 絶縁性素材の用具は極力使用しない(遮光や防風にもビニール等帯電しやすい素 材を用いることを避ける。)。
- d 危険物を取り扱う作業者は静電安全靴の着用等静電気対策を行うとともに、作業 服を着脱した後には必ずアースされている金属等に触れて危険物の取扱い時にお ける人体の帯電量を小さくする。
- e 作業場所にビニールシート等を敷く場合には、導電性の確保に留意する。
- f 給油・詰替え等の場合、その流速を可能な限り小さく抑える(充填の初期最大流速は $1 \, \mathrm{m/s}$)とともに、高所から危険物を放出してタンク壁面等に危険物が勢いよく接触する状況を避ける。または充填後はしばらく静置する。
- g 第4類第1石油類以外の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合であっても、可能な 限り静電気対策を行う。

(キ)消火設備の設置

取り扱う危険物に応じた消火設備(消火器等)を用意する。

(ク) 取扱い場所の管理

危険物を取り扱う場所は明確に区分しておくとともに、作業に関係がない者の立 入りを厳に禁ずる。

(ケ) 危険物取扱者の立会い等

- a 危険物の取扱いに際しては、可能な限り危険物取扱者免状保有者自身が取り扱うか、立ち会う。
- b 危険物の貯蔵・取扱いの全体管理業務は危険物取扱に関する有資格者等専門知識 を有する者が行う。

(コ) 二次災害の発生防止

余震発生、避難勧告発令時等における対応について予め定めておく。

(サ) 安全対策を講ずる上で必要な資機材等の準備

安全対策上、必要となる資機材等は、事前に調達先・調達手順等について定めておく。

イ 危険物の取扱い形態別の対策

アに示した危険物の仮貯蔵・仮取扱いに際して共通して講ずべき対策に加え、危険 物の取扱い形態別の対策は次による。

(ア) ドラム缶等による燃料の貯蔵及び取扱い

a 屋内においてドラム缶等による燃料の貯蔵を行う場合は、当該場所の通風・換気 を確保する。

また、ガソリン等の第4類第1石油類を、夏場の気温の上昇や直射日光等によりドラム缶等の温度上昇のおそれがある場所で貯蔵し、または取り扱うことは、当該危険物の温度上昇及び圧力上昇により火災、流出事故の危険性が高まるため、厳に慎む。

- b ドラム缶等からの給油、小分けについては、可燃性蒸気の滞留防止の観点から、可能なかぎり屋外で行う。やむを得ず屋内で行う場合は、壁2面以上が開放された場所で行うなど、通風・換気の確保された場所で行う。特にガソリン等の第4類第1石油類の給油・小分けに際しては、ドラム缶等の蓋を開ける前に周囲の安全や火気使用制限の確認を徹底する。
- c 燃料の小分け等の危険物の取扱いを行う場所は、ドラム缶等が集積されている貯蔵場所から離れた別の場所に確保するとともに、取扱い場所の危険物量は可能な限り少なくする。
- d ドラム缶等から自動車にガソリンを給油する場合、ガソリンが満タンになった場合に自動的に停止する機能がなく、更に給油中にガソリンの液面の位置を把握することが困難であることから、過剰給油によりガソリンが給油口から溢れ出してしまう危険性があることに留意し、細心の注意を払って給油するとともに、静電気対策を含めた出火防止対策を十分に行う。
- (イ) 危険物を収納する設備等からの危険物の抜取り

変圧器等の危険物を収納する設備について、点検、修理するために危険物を抜き取る場合は、大量の危険物が流出する危険性があることから、仮設防油堤の設置、漏えい防止シートの敷設等の流出防止対策を講じるとともに、配管の結合部からの流出防止対策として必要に応じてオイルパンを設置する必要がある。

また、危険物の流出量を小さくするために、1カ所の取扱い場所で複数の設備から の抜き出しを同時に行うことを避ける。

(ウ) 移動タンク貯蔵所等からの給油、注油等

移動タンク貯蔵所から直接給油又は容器への詰め替えを行う場合には、原則としてガソリン以外の危険物とするとともに、特に周囲の安全確保及び流出対策として次の事項に留意する。

- a 危険物を取り扱う場所を明確に定め、空地の確保や標識の設置等を行うとともに、 給油や詰め替えに関係ない者の立ち入りを厳に禁ずる。
- b 吸着マット等危険物の流出時の応急資機材を準備しておく。
- c 移動タンク貯蔵所から移動タンク貯蔵所への注入を行う場合は、注入口と注入ホースを緊結する。ただし、注入される側のタンク容量が指定数量未満で、引火点が40 度以上の危険物に限り、注入ホースの先端部に手動開閉装置を備えた注入ノズル(手動開閉装置を開放の状態で固定する装置を備えたものを除く。)により注入を行うことができる。
- d ホース等に残った危険物は適切に処理する。
- e 移動タンク貯蔵所から直接給油する形態では吹きこぼしが発生するおそれがあるので、吹きこぼし防止に細心の注意を払って給油する。

- f 船舶から移動タンク貯蔵所や陸上の施設等に燃料を供給する場合も上記 e に準じるが、船を確実に係留するとともに津波警報発令時の対応についても予め決めておく。
- g 震災時等で、広範囲にわたって給油取扱所の再開の見込みが立たず、応急対応や被災地での生活を営む上で、移動タンク貯蔵所から直接ガソリンを給油する必要に迫られている場合においても、ガソリンは引火点がマイナス 40 度以下と非常に低く、静電気等の火花でも容易に着火する危険性があることや、可燃性蒸気が空気より重く広範囲に拡大して滞留するおそれがある(200 リットルの流出事故で最大 30 mの範囲まで可燃性蒸気密度が高くなる可能性がある。)こと等、二次災害の発生防止が極めて重要なことから、次に掲げる危険性について十分な安全対策を実施し、それぞれに適切な対応が必要である。
- h 給油時のもれ・あふれ等による流出事故の防止対策

給油取扱所の給油設備は、自動車タンク満量時の自動停止機能や安全に給油できる最大吐出量の設定等により、給油時のもれ・あふれ等を防止している。

i 流出事故が発生した場合の火災防止対策

給油取扱所では、万が一ガソリンが流出した場合においても、流出したガソリン や可燃性蒸気が滞留せず、かつ、漏れたガソリンを敷地外に流出させないための傾 斜や排水溝、貯留設備があり、給油空地外に被害が拡大することを防止している。

i 火災が発生した場合の人的被害防止対策

給油取扱所では給油に関係ない者の立ち入りが管理されているが、震災時等においては、給油場所での給油希望者の行列などによる多数の利用者の集中が考えられる。

k 火災が発生した場合の周囲への延焼拡大防止対策

給油取扱所では防火塀等の措置が講じられているが、震災時においては、周辺建物の損壊等による延焼拡大危険性の増大が考えられる。

1 火気管理の徹底

給油取扱所では、給油時の自動車等の原動機を停止させる、電気設備は防爆機器 を使用するなど、可燃性蒸気対策がされている。

第2 設置(変更)の許可

1 許可区分

- (1) 設置許可申請が必要なものは以下のとおりとする。
 - ア 製造所等を新たに設置する場合
 - イ 製造所、貯蔵所又は取扱所の区分の転換を行う場合、及び貯蔵所又は取扱所において危政令第2条又は第3条に掲げる施設区分(同令第3条2号イ及び口を含む。)の変更となる転換を行う場合【昭和52年消防危第182号】

例えば、製造所から取扱所に変更する場合又は屋外タンク貯蔵所から屋内タンク貯 蔵所に変更する場合

ウ 製造所等(移動タンク貯蔵所を除く。)を移設する場合。ただし、同一敷地内で主要構造物の変更を伴わない移設の場合は、変更許可申請とすることができる。【昭和 52 年消防危第 182 号】

- エ 火災等の災害により製造所等の構造又は設備が全面的に破損した場合及び老朽化等 により製造所等を全面的に改修する場合【昭和37年自消丙予発第91号】
- オ 屋外タンク貯蔵所のタンク本体の建て替えと基礎及び地盤の造り替えを同時に行う場合
- カ アからオまでによるほか、その状況等により設置許可申請とすることが適当な場合
- (2)変更許可申請が必要なものは以下のとおりとする。
 - ア 製造所等について変更工事を行う場合のほか、貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類 数量の変更、業務形態の変更等に伴い、新たに追加審査すべき技術上の基準事項が生 じる場合

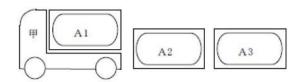
業務形態の変更とは、例えば自家用給油取扱所(危政令第17条第3項第6号に定める自家用の給油取扱所をいう。以下同じ。)から屋外給油取扱所(危政令第17条第1項に定める給油取扱所をいう。以下同じ。)に切り替える場合【昭和51年消防危第23-3号・昭和52年消防危第182号】

- イ 製造所等の位置、構造又は設備を変更する場合。ただし、資料の提出のみの処理による場合及び設置許可申請を必要とする場合を除く。【昭和42年自消丙予発第88号】
- ウ 火災等の災害により製造所等の構造又は設備が破損した場合であって、部分修復により当該構造又は設備が復旧できる場合。ただし、小規模な修復によって復旧が可能な場合はこの限りでない。【昭和37年自消丙予発第44号】
- エ 屋外タンク貯蔵所のタンク本体又は基礎(地盤を同時に造り替える場合を含む。)のいずれかを取り換え変更(更新を含む。)する場合。ただし、タンク本体のみの建て替えであっても、建て替え後の屋外貯蔵タンクの直径(横型のタンクにあっては、縦及び横の長さをいう。)及び高さが建て替え前の屋外貯蔵タンクの直径及び高さにおいて同規模を超える場合はこの限りでない。【平成11年消防危第58号】
- オ 地下タンク貯蔵所において、経年劣化により板厚が 3.2 mm未満となるような減肉又はせん孔が発見された際、「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」【平成21年消防危第 204 号】間 2 に対する答えに示す要件に適合する場合
- カ 地下タンク貯蔵所及び移動タンク貯蔵所の配管等を残し、タンクのみを取り替える場合 【平成10年消防危第90号】
- キ 移動タンク貯蔵所の貯蔵タンク又はシャーシ(ヘッド部分も同時に取り換える場合を含む。)のいずれかを取り換え(更新を含む。)する場合。【平成10年消防危第90号】ただし、緊結装置に適合性がある場合であって、危規則第24条の5の定めに適合する積載式移動タンク貯蔵所の付属タンクとして既に許可を受けたタンクコンテナ(積載式)を別で許可を受けた積載式移動タンク貯蔵所に積載する場合、又は危規則第24条の9の3の定めに適合する国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の付属タンクとして追加積載する場合は、2設置(変更)許可申請に係る留意事項(1)イ(ウ)によること。
- ク アからキまでによるほか、その状況等により変更許可申請とすることが適当な場合

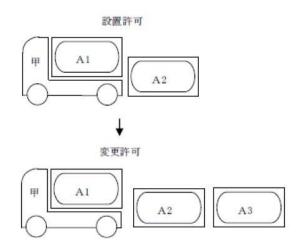
2 設置(変更)許可申請に係る留意事項

- (1) 区分による留意事項
 - ア 貯蔵所において指定数量以上の危険物の取扱いをする場合は、貯蔵所とは別に一般 取扱所を設置させ取り扱わせること。ただし、貯蔵に伴う取扱いの範囲を逸脱しない 場合においてはこの限りでない。

- イ 積載式移動タンク貯蔵所の許可等の取扱い【平成4年消防危第54号】
 - (ア) 積載式移動タンク貯蔵所に対する移動タンク貯蔵所としての許可件数は、当該車 両の数と同一であること。
 - (イ) 積載式移動タンク貯蔵所の車両に同時に積載することができるタンクコンテナの数は、タンクコンテナの容量の合計が30,0000以下となる数とするが、交換タンクコンテナを保有し、かつ、当該車両に交換タンクコンテナを積載しようとする場合は、次により許可を受けるものとすること。
 - a 当該積載式移動タンク貯蔵所が設置許可を受ける前にあっては、交換タンクコン テナを含めて当該積載式移動タンク貯蔵所の設置許可を受けるものとすること。

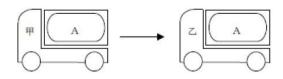


b 設置許可を受けた後にあっては、交換タンクコンテナを保有しようとする際に、 当該積載式移動タンク貯蔵所の変更許可を受けるものとすること。



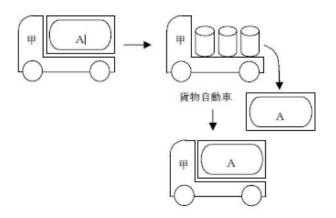
(ウ) (イ) の許可を受けた積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナは、他の積載式 移動タンク貯蔵所のタンクコンテナと当該タンクコンテナとが緊結装置に同一性を もつものである場合には、既に許可を受けた当該他の積載式移動タンク貯蔵所の車 両にも積載することができること。

この場合において、当該タンクコンテナは、当該他の積載式移動タンク貯蔵所の移動貯蔵タンクとみなされるものであること。ただし、積載式移動タンク貯蔵所のうち危規則第24条の5第3項又は同規則第24条の9の3第2項に該当しないものにあっては、タンクの取り替えを行う際には変更許可申請が必要となること。



(エ) 積載式移動タンク貯蔵所において貯蔵する危険物の品名及び貯蔵最大数量がタンクコンテナを積載するたびに異なることが予想される場合は、次によること。

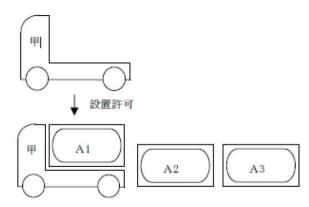
- a 当該積載式移動タンク貯蔵所が設置許可を受ける前にあっては、貯蔵することが 予想されるすべての品名及び貯蔵最大数量について、当該積載式移動タンク貯蔵所 において貯蔵する危険物の品名及び貯蔵最大数量として設置許可を必要とするも のであること。
- b 設置許可を受けた後にあっては、貯蔵することが予想されるすべての品名及び貯蔵最大数量について、法第11条の4に定める届出を必要とするものであること。 この場合最大重量が変更となる場合は変更許可となる場合もある。
- (オ) 積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナの車両、貨車又は船舶への荷積み又は 荷卸しに伴う当該タンクコンテナの取扱いは、当該積載式移動タンク貯蔵所の危険 物の貯蔵に伴う取扱いと解されること。
- (カ) 積載式移動タンク貯蔵所の車両からタンクコンテナを荷卸しした後において再びタンクコンテナを積載するまでの間、当該車両を通常の貨物自動車としての用途に供する場合は、当該積載式移動タンク貯蔵所について法第12条の6に定める用途廃止の届出を要することなく、当該車両を貨物自動車の用途に供することができるものであること。



- (キ)積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナを車両、貨車、船舶等を利用して輸送し、輸送先で他の車両に積み替える場合に、輸送先の市町村において許可を受けた積載式移動タンク貯蔵所がない場合は、当該タンクコンテナと他の車両とで一の積載式移動タンク貯蔵所として設置許可を受けることができるものとし、完成検査については、タンクコンテナを車両に固定した状態での外観検査により行うもので差し支えないものであること。この場合において、危規則第24条の5第4項第4号の表示について輸送先の許可に係る行政庁名及び設置の許可番号の表示は不要とすること。
- ウ 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の取扱いについて【平成13年消防危第50号】
- (ア) 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所に対する移動タンク貯蔵所としての許可件数は、当該車両の数と同一であること。

(イ) 交換タンクコンテナを含めて当該国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の設置許可 を要すること。

なお、設置許可申請は、交換タンクコンテナが入港する前に受け付けて差し支えないこと。

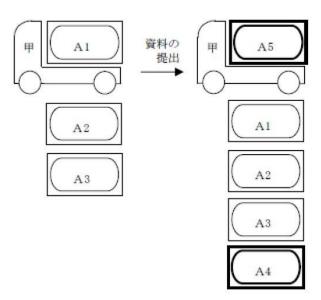


- (ウ) 貯蔵することが予想されるすべての品名及び貯蔵最大数量について当該国際輸送 用積載式移動タンク貯蔵所において貯蔵する危険物の品名及び貯蔵最大数量として、 設置許可を要すること。
- (エ) 許可申請にあたって添付を要するタンクコンテナの構造及び設備に係る書類は、 当該タンクコンテナの国際基準への適合性が既に確認されていることに鑑み、タン クコンテナに係る海上輸送に責任のある各国政府機関又はこれに代わる機関の許可 書等の写し等、必要最小限にとどめること。
- (オ) 積載式移動タンク貯蔵所としての設置許可を受けた後、保有しようとする交換タンクコンテナが、IMDG コードに適合するものであり、かつ、車両及び交換タンクコンテナの緊結装置に適合性がある場合は、交換タンクコンテナの追加を資料等による確認を要する変更工事として取扱って差し支えないこと。

したがって変更許可及び完成検査は要しないものであること。

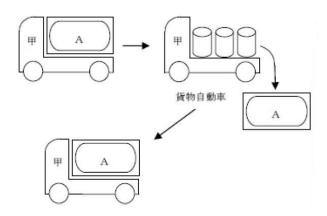
なお、交換タンクコンテナの IMDG コードへの適合性、車両及び交換タンクコンテナの緊結装置の適合性及び貯蔵する危険物を資料(注)の提出(郵送、ファックス等)により確認すること。

この場合、不明な点があれば、事業者等に確認すること。

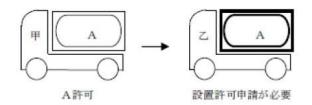


注:タンクコンテナに係る海上輸送に責任のある各国政府機関またはこれに代わる機関の許可書の写し、車両及び交換タンクコンテナの緊結装置に係る規格(JIS、ISO等)等が確認できる書類及び貯蔵する危険物を明示した書類をいう。

- (カ) 移動タンク貯蔵所として許可を受けた国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナは、その緊結装置が他の積載式移動タンク貯蔵所の車両の緊結装置に適合性を有する場合には、当該車両にも積載することができること。 この場合において、当該タンクコンテナは、当該他の積載式移動タンク貯蔵所の移動貯蔵タンクとみなされるものであること。
- (キ) 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナには、危政令第15条第1項第17号に定める危険物の類、品名及び最大数量を表示する設備及び危規則第24条の8第8号に定める表示がタンクコンテナごとに必要であるが、当該設備又は表示は、当該タンクコンテナを積載する国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の車両に掲げることができること。
- (ク) 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナの車両、貨車又は船舶への 荷積み又は荷卸しに伴う当該タンクコンテナの取扱いは、当該積載式移動タンク貯 蔵所の危険物の貯蔵に伴う取扱いと解されること。
- (ケ) 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の車両からタンクコンテナを荷卸しした後において再びタンクコンテナを積載するまでの間、当該車両を通常の貨物自動車としての用途に供する場合は、当該積載式移動タンク貯蔵所について法第12条の6に定める用途廃止の届出を要することなく、当該車両を貨物自動車の用途に供することができるものであること。



(コ) 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナを車両、貨物、船舶等を利用して輸送し、輸送先で他の車両に積み替える場合に、輸送先の市町村において許可を受けた積載式移動タンク貯蔵所がない場合は、当該タンクコンテナと他の車両とで一の国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所として設置許可を受けることができるものとし、完成検査については、タンクコンテナを車両に固定した状態での外観検査により行うもので差し支えないものであること。



(サ) 積載式移動タンク貯蔵所としての許可を受けた後、国際輸送用積載式移動タンク 貯蔵所において貯蔵する危険物の品名及び最大貯蔵数量を変更しようとする場合は、 法第11条の4に定める届出を要すること。 エ 複数の危険物を貯蔵し、または取り扱う移動タンク貯蔵所の取扱いについて【平成 10 年消防危第 90 号】

複数の危険物を貯蔵し、または取り扱う移動タンク貯蔵所(積載式移動タンク貯蔵所を除く。)において、その危険物のうち最も比重の小さいものを最大数量貯蔵できるように(空間容積が5%以上 10%以下の範囲に入るよう確保する。)タンクを製作した場合の許可申請は、次により取り扱うこと。

- (ア) 当該危険物より比重の大きな危険物を貯蔵する場合には、道路運送車両法上の最大積載量の観点から空間容積が 10%を超えるタンク室(空室となる場合も含む。) が生じても差し支えないこと。
- (イ) 許可に係る指定数量の倍数は、指定数量の倍数が最大となる危険物の貯蔵形態に ついて算定して差し支えないこと。
- (ウ) 移動貯蔵タンクの側面枠及び接地角度計算において用いる貯蔵物重量は、道路運送車両法の最大積載量を用いて差し支えないこと。
- オ 圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について 【平成 10 年消防危第 22 号】

圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所を設置する場合は、法第 11 条第 1 項の許可の他に高圧ガス保安法の許可(高圧ガス保安法第 5 条及び第 14 条)を受ける必要があるが、この場合、高圧ガス保安法の許可を受けた後に法の許可申請を受理する必要がある。

なお、危規則第27条の3第6項第3号から第5号に掲げる設備が、高圧ガス保安法の規定に適合していることの確認は、高圧ガス保安法の許可を受けていることの確認をもって行うこと。

(2) 委任状

ア 委任状作成の要否

委任行為については申請者と設置者(法第11条)の間の権利関係であり、委任行為の確認ができれば委任状によらなくとも差し支えない。

イ 委任状作成の意義

委任状は第三者に対し申請者に代理権があることや、代理を行う権限の範囲を証するものである。

したがって、委任状を作成する場合は代理を行う権限の範囲や、申請者と設置者の 法人が異なる場合などに代理権があることを示すものとする。

ウ 訂正印の要否

申請・届出は申請者・届出者の押印・署名を求めていないことから、その訂正においても申請者・届出者に押印・署名を求めることはない。

したがって、代理人による訂正についても訂正印は不要であり、委任状に訂正印がなくとも差し支えない。申請・届出の内容を訂正する場合は訂正箇所に二重線を引き、その上に正しい文言を記載する。

エ 委任状の作成

委任状を作成する場合は、次の記載例を参考とすること。

なお、一連の許可申請と完成検査申請があった場合は兼ねてもよいが、完成検査後において変更許可申請があった場合は、兼ねることは不適当である。

任 状 委 私は、(所在地・名称・職名・氏名)を代理人と定め(設置場所、製造所等の別、区分)を設 置(変更)することについて、下記の権限を委任します。 記 1 危険物の規則に関する法令の規定による許可申請及び完成検査申請に関すること。 2 申請書類の訂正に関すること。 3 完成検査前の変更許可申請に関すること。 4 (仮使用の承認申請に関すること。) 年 月 H 住 所 氏 名

委任状 (例)

オ 工事の委任

<u>工事の委任は、許可申請等と直接関係のない当事者間の委任関係であるから、委任</u> 状には記載させないよう指導すること。

(3) 火を使用する設備等の規制

製造所等における法第9条に定める火を使用する設備等の規制は、法第10条第4項に 基づき審査するものであり、委任する火災予防条例によるものではないこと。

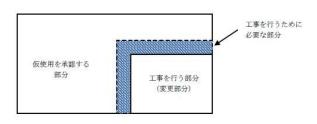
なお、この場合は火災予防条例に基づく届出は不要であるが、必要に応じて資料提出により確認するものとする。

第3 仮使用の承認

法第 11 条第 5 項ただし書の規定による危険物製造所等の仮使用の承認申請に対する承認 を行うときは、次の事項に留意すること。

1 仮使用の承認対象

- (1) 仮使用の承認対象は、変更工事に係る部分以外の部分で、当該変更工事においても、 火災の発生及び延焼のおそれが著しく少ない場合とすること。【昭和 46 年消防予第 105 号】
- (2)変更の工事に係る部分とは、下図のとおり実際に工事を行う部分と、当該工事を行うために必要な部分をいうものであること。



- (3) タンク・機器、配管内に危険物が貯蔵、滞留されているときは、危険物施設を使用していることとなり、変更許可の際に仮使用の承認が必要となること。ただし、地下貯蔵タンクに限り、火災予防上必要な措置が講じられ、かつ、取扱い行為等がない場合は、当該タンクに危険物が残存していても、使用していないものとみなすことができるものであること。
- (4) 屋外タンク貯蔵所等における変更において、主タンク又はその付属配管に危険物が残存していない場合は、同一防油堤内の他のタンクに危険物が残存していても、仮使用承認は必要としないが、工事中の安全対策等については、別途資料提出(危険物を残存するタンクを代表として)を求めること。

なお、この内容は資料提出に変えて、変更許可申請書の中に、「工事中における他タンクへの安全対策」として含めることも可能とする。

2 承認条件等

仮使用を承認する場合は、工事の規模、内容等の実態に応じ、次に掲げる事項のうち必要 と認める事項について、適合していなければならないものであること。

(1) 各種工事に共通する事項

ア 安全な工事工程計画

災害防止のため、無理のない作業日程、工事工程等が組まれていること。

イ 安全管理組織の確立

- (ア) 設置者側事業所及び元請、下請等の工事施工業者すべてを対象とした安全管理組織が編成され、責任体制の明確化が図られていること。
- (イ)毎日の工事内容・手順及びその安全対策が具体的に工事関係者全員に徹底できる 連絡・報告体制が確立されていること。
- (ウ) 災害発生時又は施設に異常が生じた場合など緊急時における対応策が確立されていること。

ウ 火気管理

- (ア) 火気又は火花を発生する器具を使用する工事及び火花の発生するおそれのある工事が行われないこと。ただし、火災予防上十分な措置が講じられている場合は、この限りでない。
- (イ) 火気使用の規制範囲及び規制内容が明確であること。
- (ウ) 火気使用場所直近に、消火器(仮使用の範囲専用)等が配置されていること。
- エ 工事現場は、工事に必要な十分な広さが保有できること。 なお、給油取扱所にあっては、原則として、使用を予定している部分の危政令第17 条第1項2号に規定する給油空地及び同項第3号に規定する注油空地を確保する必要 があること。

オ 工事場所と仮使用場所の区画

- (ア) 工事場所と仮使用場所とが明確にされ、かつ、工事場所と仮使用場所との間は工事内容に応じた適切な防火区画等が設けられていること。
- (イ) 仮使用場所の上部で工事が行われる場合は、工具等の落下を防止するための仮設 の水平区画が設けられていること。

なお、当該区画及びこれを支える仮設の柱等は、不燃材料で造るとともに、区画の大きさは、仮使用場所の実態に応じたものであること。

- (ウ) 仮使用場所から危険物又は可燃性蒸気が工事場所に流入しないよう有効な措置が なされていること。
- (エ) 工事場所の周囲には、仮囲い、バリケード、ロープ等を設けるなど、関係者以外の者が出入りできないような措置が講じられていること。

カ 照明及び換気の設備

工事に用いる照明器具等は、火災予防上支障がないものを用いるとともに、必要に 応じ、換気が十分行われること。

キ 仮設施設・設備等の安全措置

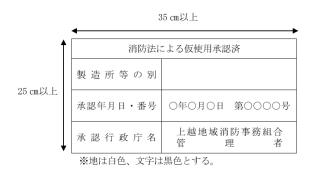
工事に伴い、仮設の塀、足場、昇降設備、電気設備等を設置する場合にあっては、危険物施設に危害を及ぼさないような安全対策が講じられていること。

ク 防火塀、排水溝、油分離装置、通気管等の危政令の基準による設備を撤去し、又は 機能を阻害する場合には、これに代わる仮設設備を設けること。

なお、この場合、仮設設備に係る変更許可申請は不要であるが、仮使用の申請書類に仮設設備の図面等を添付すること。

ケ 承認を受けた後、仮使用を開始する場合には、当該仮使用をする場所の製造所等の 標識・掲示板など見やすい箇所に次の掲示板を設けること。

なお、材質は標識・掲示板の例によること。



仮使用の掲示 (例)

コ 作業記録の保管

作業経過、検査結果等を記録し保管する等、工事の進捗状況が把握できる体制が確保されていること。

(2) 作業内容別事項

ア 危険物の抜き取り作業等

- (ア) 可燃性蒸気をみだりに放出させない措置が講じられているとともに、随時周囲の 可燃性蒸気等の有無をチェックする体制が確保されていること。
- (イ) 多量の危険物を抜き取る場合は、空気等による圧送以外の方法により行うこと。
- (ウ) 危険物を抜き取り後、設備又は配管内の可燃性蒸気が完全に除去され、又は不活性ガス等による置換が行われること。

(エ) 静電気の発生するおそれのある危険物を容器等に受け入れる場合は、当該容器等を有効に接地し、又は危険物の流速を制限する等の静電気災害を防止する措置が講じられていること。

イ 溶接、溶断作業

- (ア)溶接、溶断を行う設備・配管と他の部分とは確実に遮断するとともに、溶接、溶断を行う部分の危険物等可燃性のものは完全に除去すること。
- (イ)溶接等の際、火花、溶滴等の飛散、落下により周囲の可燃物に着火するおそれの ある場所には、必要な保護措置を講ずること。

ウ 廃止のタンク

変更工事に伴い危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクを廃止する場合には、当該タンクの処置について安全対策を講ずること。【平成3年消防危第78号・平成22年上予第2176号】

エ その他工事の内容に応じた必要な保護措置を講ずること。

3 承認申請の時期

- (1) 仮使用承認申請は、変更許可申請と同時に受け付けることができること。
- (2)変更許可に係る工事に着手する前までに承認を受けること。

4 複数の変更工事に係る仮使用の承認

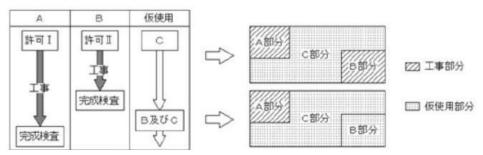
一の製造所等で、複数の変更工事が行われている場合における仮使用については、現に変更工事が行われている部分を確実に把握し、工程や作業日程に無理がなく、複数の工事箇所における危険要因が相互に把握され、必要な安全対策が講じられていること等製造所等全体の安全を確認した上で承認する必要がある。【平成11年消防危第24号】

(1) 複数の変更工事について、それぞれ変更許可を行う場合

ア 工期が重複する複数の変更工事の場合

- (ア) A部分及びB部分ごとの変更許可申請について、それぞれ許可 I 及び許可 II を行うとともに、変更部分以外のC部分の仮使用承認申請については、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日及び許可番号」欄に許可 I 及び許可 II の変更許可番号等を記載させること。
- (イ) 先行して完成したB部分について新たに仮使用をする場合には、既に承認されている仮使用に代えて、B部分及びC部分の仮使用承認を行うこと。

この場合、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日及び許可番号」欄に許可 I の変更許可番号等を記載させること。

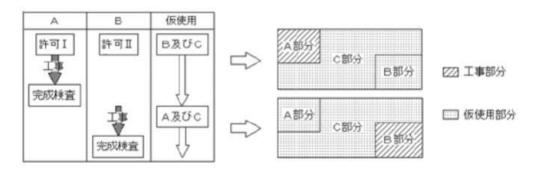


工期が重複する複数の変更工事の場合

イ 工期の重複しない複数の変更工事の場合

- (ア) A部分及びB部分ごとの変更許可申請について、それぞれ許可 I 及び許可 II を行うとともに、許可 I の変更部分以外のB部分及びC部分の仮使用承認申請については、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日及び許可番号」欄に許可 I の変更許可番号等を記載させること。
- (イ) 先行して完成したA部分について完成検査済証を交付した時点でB及びC部分に 係る仮使用は効力を失うものであること。
- (ウ) B部分の工事が開始されるにあたり、許可Ⅱの変更部分以外のA部分及びC部分の仮使用をする場合には、新たにA部分及びC部分についての仮使用承認を行うこと。

この場合、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日及び許可番号」欄に許可Ⅱの変更許可番号等を記載させること。

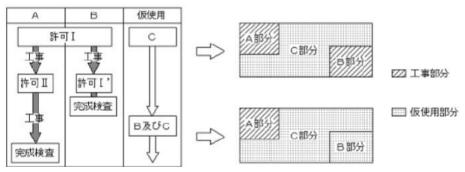


工期の重複しない複数の変更工事部分の場合

- (2)複数の変更工事部分について一の変更許可を行う場合(同時に完成検査を受ける予定の場合に限る。)
 - ア A部分及びB部分を一の変更許可申請で許可 I を行うとともに、変更部分以外の C 部分の仮使用承認申請については、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日及び許可番号」欄に許可 I の変更許可番号等を記載させること。
 - イ B部分の工事が先行して完成し、当該部分について先に完成検査を受けることとなった場合には、B部分に係る完成検査申請書を提出する前に、許可 I の工事範囲部分を縮小(許可 I)するとともに、新たにA部分についての許可 I を行うこと。

この場合、先行して完成したB部分について完成検査済証を交付した時点でC部分に係る仮使用は効力を失うこととなるので、許可Ⅱの変更部分以外のB部分及びC部分の仮使用をする場合には、B部分の完成検査前にB部分及びC部分についての仮使用承認を行うこと。

なお、この場合、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日及び許可番号」欄に許可 Ⅱの変更許可番号等を記載させること。



複数の変更工事部分について一の変更許可を行う場合

第4 予防規程の認可

1 基本的事項

予防規程を制定又は変更した場合には、消防長の認可を受けなければならない。予防規程は、製造所等の火災の予防に資するため、法第10条第3項に基づく危政令第4章の規定に従い、製造所等の具体的様態に応じて定められた危険物の貯蔵又は取扱いに係る具体的保安基準が求められるものであり、その内容は製造所等を所有する事業所等が樹立し、事業所における自主保安基準として位置付けるものである。

2 予防規程の作成上の留意事項

- (1) 同一事業所の中に該当する製造所等が複数存在する事業所は、災害発生の関連性及び 企業運営の有機性、一体性を勘案し、事業所全体を一の予防規程対象として集約し、予防 規程を作成することが適当である。【昭和40年自消丙予発第178号】
- (2) 予防規程の作成にあたっては、施設の実態(施設の形態、従業員数、従業員の能力等) に則して保安確保策を具体化する必要がある。【平成13年消防危第98号】
- (3) 従業員等の保安に対する意識を深めることが重要であり、理解しやすい方策をとること。

また、既に自主保安基準としてのマニュアル等が作成されている場合は、引用することが可能であること。【平成13年消防危第98号】

3 予防規程に定める事項

(1) 総括的事項

- ア 法第14条の2の規定のほか、防火管理上必要な事項について定めること。
- イ 適用範囲は、製造所等の全域とすること。
- ウ 事業所の長は、事業所に勤務する者又は立ち入る者に予防規程を周知徹底させる義 務があるものとすること。

(2) 保安管理体制

ア 保安管理組織

- (ア) 保安管理組織の構成及び業務内容を具体的に定めること。
- (イ) 組織を構成する者の代理に関することを定めること。

イ 自衛消防組織

- (ア) 自衛消防組織の構成及び業務内容を具体的に定めること。
- (イ) 組織を構成する者の代理に関することを定めること。

(3) 予防管理

ア 火気管理

- (ア) 火気の種類及び火気作業の定義を具体的に定めること。
- (イ) 火気使用の許可に関することを具体的に定めること。

- (ウ) 火気使用の標識の掲出、火気作業の開始及び終了の連絡並びに火気作業前の安全 確認について定めること。
- (エ) 火気使用の記録及び保存について定めること。
- (オ) 火気作業従事者の遵守事項を定めること。
- (カ) 車両等の通行規制について定めること。

イ 運転管理

- (ア) 誤操作がなく安全かつ適正に運転するための基準を定めること。
- (イ) 緊急時における、運転の停止及びスタートアップの操作基準を定めること。
- (ウ) 運転、操作基準の定期的な見直しについて定めること。
- (エ) 夜間又は休日における緊急停止権者を定めること。
- (オ) 運転状況を把握するためのチェックリストを作成し、毎日の巡視点検について定めること。
- (カ)巡視点検で異常を発見した場合の応急措置及び改善について定めること。
- (キ)巡視点検記録の保存について定めること。
- (ク) 運転員の引き継ぎ交替に関することについて定めること。

ウ 貯蔵及び取扱管理

- (ア) 危険物の貯蔵及び取扱いについては、消防法令に定めるもののほか、実態に則した貯蔵及び取扱いの基準を定めること。
- (イ) 巡視点検及び記録の保存は、前(オ)から(キ)の例によること。

(4) 施設及び設備管理、工事管理

ア 施設及び設備管理

- (ア) 前イ及びウで行う点検のほか、施設及び設備の維持管理の徹底を図るため、定期 的に行う施設及び設備ごとの点検、検査基準を定めること。
- (イ) 点検及び検査で異常を発見した場合の応急措置及び改善について定めること。
- (ウ) 施設及び設備ごとの維持管理台帳を作成し、点検、検査の結果及び補修記録並び に異常時の応急措置記録の保存について定めること。

イ 工事管理

- (ア) 工事の許可に関することについて定めること。
- (イ) 工事着工前及び工事終了後の設備等の安全対策について定めること。
- (ウ) 工事責任者の選任及び工事中の立ち会いについて定めること。
- (エ) 工事、作業の標識の掲出、工事、作業の開始及び終了の連絡並びに工事、作業前の安全確認について定めること。
- (オ) 工事、作業経過の記録及び保存について定めること。
- (カ) 作業者の遵守事項について定めること。

(キ) 火気を使用する工事については、上記のほか3(ア)を準用すること。

(5) 災害対策

- ア 消防機関等への通報方法等を明確に定めること。
- イ 災害時の応急対策、消防活動等について定めること。
- ウ 公設消防機関へ情報提供する者及びその内容について定めること。
- エ 地震及び津波発生時の措置について定めること。
- オ 事故後の現場保存、原因究明、復旧等について定めること。

(6) 教育·訓練

- ア 年間計画を作成し、実施期間、対象者及び内容について定めること。
- イ 教育、訓練記録の保存について定めること。

(7) 地震時の措置等

- ア 大規模な地震及び津波に係る防災訓練に関することについて定めること。
- イ 大規模な地震及び津波による被害の発生の防止又は軽減を図るため必要な教育及び 広報について定めること。
- (8) 荷卸し時の措置等

専用タンクに注入するときの給油、詰め替え等の監視について定めること。

(9) 給油が行われていない時の措置等

営業時間外に係員以外の者が出入りするときの、緊急時の対応その他保安について定めること。

(10) 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所

顧客に対する監視その他保安のための措置に関することは、次による。

ア 顧客自らによる給油作業等を監視し、及び制御し、並びに顧客に対し必要な指示(以下「監視等」という。)を行う危険物取扱者及びその指揮下で監視等を行う従業者(以下「危険物取扱者等」という。)の体制は、同時に複数の従業者により監視等を行う場合、そのうち1名を甲種又は乙種の危険物取扱者とし、その他の従業者は当該危険物取扱者の指揮下で監視等を行うことで差し支えないこと。

イ 監視等の要領

次の例により着眼点等をわかりやすく、具体的に記載すること。

(例)

1 監視等のポイント

インターホン及び放送機器を用いて顧客の給油作業等について必要な指示等を行うこと。

- (1) 顧客が給油を開始できる条件は次によること。
 - ア 火気のないこと。
 - イ 車両のエンジンが停止されていること。
 - ウ 自動車の燃料タンクへの給油であること。(容器へ詰め替えるものでないこと。)
 - エ 顧客が静電気除去行動を行ったこと。
- (2) 顧客が注油を開始できる条件は次によること。
 - ア 火気のないこと。
 - イ 顧客が静電気除去行動を行ったこと。
 - ウ容器が適法なものであること。
- 2 非常時等の措置
- (1) 非常時等とは次の場合をいう。
 - ア 火災及び漏えいその他の事故が発生した場合
 - イ 給油等を開始できる条件が維持されなくなり、火災等の発生の危険性が切迫して いることが認められる場合
- (2) 措置
 - ア 緊急停止スイッチにより給油取扱所内の全ての固定給油設備及び固定注油設備に おける危険物の取扱いが行えない状態にすること。
 - イ 火災を覚知した場合には、起動装置により固定消火設備を起動する等、必要な消火、避難誘導、通報等の措置を行うこと。
 - ウ 監視等を行う危険物取扱者等に対する教育及び訓練

危険物取扱者以外の者が監視等を行う条件は、危険物の性質、火災予防・消火の方法等に関する知識を有するとともに、当該給油取扱所の設備等を熟知している者であることから、これに必要な教育・訓練内容であること。

- エ 監視等を行う危険物取扱者等の氏名の表示
- オ 顧客用固定給油設備の 1 回の給油量及び給油時間の上限並びに顧客用固定注油設備の 1 回の注油量及び注油時間の上限の設定
- カ 顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備の日常点検

4 予防規程を定めることを規定した通知等

3により規定した事項に加え、その製造所又は事業所全体の様態を考慮し、次の通知等に基づき、予防規程に盛り込むこと。

- (1)給油取扱所の予防規程について【昭和62年消防危第38号】
- (2) 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の予防規程について【平成10年消防危第25号】
- (3) ナトリウム・硫黄電池を設置する一般取扱所の予防規程について【平成11年消防危第53号】
- (4) 単独荷卸しを行う給油取扱所の予防規程について【平成17年消防危第245号】
- (5) 震災時における仮貯蔵・仮取扱いの安全対策に係る予防規程について【平成 25 年消防 災 364 号・消防危第 171 号】
- (6) 危険物施設の地震・津波対策に係る予防規程について【平成24年消防危第197号】
- (7) 圧縮水素充填設備を設置する給油取扱所の予防規程について【平成 27 年消防危第 123 号】
- (8) 携帯型電子機器の使用に係る予防規程について【平成30年消防危第154号】
- (9) 可搬式制御機器の使用に係る予防規程について【令和2年消防危第87号】
- (10) 給油取扱所の屋外での物品販売業務に係る予防規程について【令和2年消防危第88 号】
- (11) 可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所で使用する電子機器等に係る自主行動計画 について【平成31年消防危第84号】

5 その他

- (1) 予防規程対象施設の作業内容が単純であり、施設の規模が小さく、従業員が少数の場合で、事業所の実態を考慮して、安全管理の実効が挙げられる場合、基準の一部を省略できること。
- (2) 予防規程は、事業所全体の安全を確保する必要上、危険物施設以外の施設について規定することができるものであること。
- (3) 給油取扱所においては、一旦認可を受けた所長又は危険物保安監督者が変わる場合においては、変更の認可は必要とせず、届出をすることをもって足りるものであること【昭和62消防危第38号別添「給油取扱所の予防規程に定めるべき事項(備考)」】 また、給油取扱所以外の危険物施設であっても、上記と同様の場合は、準用して指導する。

第5 変更工事に係る資料提出等の取扱い

1 基本的事項

製造所等において維持管理等を目的とする工事が行われる結果、製造所等に変更が生じる場合において、法第 10 条第 4 項の位置、構造及び設備の技術上の基準(以下単に「基準」という。)の内容と関係が生じない、又は形式的には基準の内容と関係が生じるが、その内容が軽微であり、保安上の問題を生じさせない場合の取扱いについて、次のとおりとする。【平成 14 年消防危第 49 号 (以下「49 号通知」という。)】

(1) 非対象設備の変更

製造所等を構成する部分のうち危険物以外の物質を貯蔵し、又は取り扱う部分(以下「非対象設備」という。)については、位置の基準並びに消火設備及び警報設備の基準以外の基準の適用はないことから、非対象設備のみの変更が行われる場合においては、位置又は消火設備若しくは警報設備に変更が生じないものについては、変更の許可を要しないものとする。

(2) 対象設備の変更

製造所等を構成する部分のうち危険物を貯蔵し、若しくは取り扱う部分(以下「対象設備」という。)、又は対象設備と非対象設備の両方の部分に関して行なわれる工事については、基準の内容及び保安上の問題との関連により変更許可を要するかどうかについて判断するものとする。

(3)変更許可を要しない変更工事

製造所等を構成する機器は相互に密接に関係しつつ一体として施設を構成しており、 また、変更の内容もさまざまであることから、変更が行われる結果、基準の内容と関係が 生じるかどうかは、すべてが事前に明白であるわけではない。

また、形式的には基準の内容と関係が生じる場合においても、その内容が軽微であり、 保安上の問題を生じさせないものまで変更許可を要することとすることは適当ではない。 したがって、変更工事については、その形態に応じ資料による確認を実施し、若しく は、当該変更工事が基準の内容と関係が生じないものであると判断できる場合、又は形 式的には基準の内容と関係が生じるが保安上の問題を生じさせないものであると判断で きる場合は、資料の提出等をさせずに、当該変更工事を「軽微な変更工事」として変更許 可を要しないものとする。

2 運用に関する事項

(1) 確認を要しない軽微な変更工事

工事の内容が軽微であり、基準の内容と関係が生じないこと、又は保安上の問題を生じさせないことが明白であるものについては、確認を要しない「軽微な変更工事」として、資料により確認することなく変更許可の手続きを要しないこととする。

この場合においては、事後における資料の提出も要しない。

(2)確認を要する変更工事

工事の内容は軽微であるが、更に基準の内容と関係が生じるかどうかについて確認する必要があるものについては、「確認を要する変更工事」として事前に工事の内容に関する資料の提出を求め、確認するものとする。

この場合、届出は組合危規則第17条第1項第3号に定める軽微な変更届出書によるものとし、当該届出書による確認の結果、工事の内容が基準の内容と関係が生じない、又は保安上の問題を生じさせないものであることが明らかになった場合は「軽微な変更工事」として変更許可の手続きを要しないものとする。

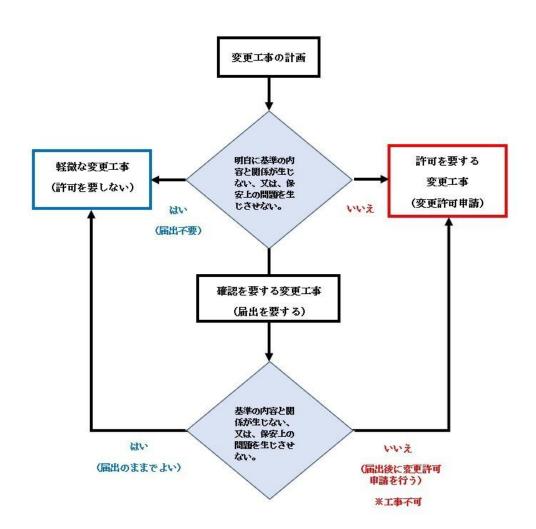
(3) 保安上の問題を生じさせないものの判断要件

変更工事が保安上の問題を生じさせないものであると判断するための要件としては、少なくとも次の要件を満足するほか、製造所等の形態、工事内容等により判断すること。

ア 変更工事に伴い、製造所等の許可に係る危険物の品名、数量又は指定数量の倍数の 変更がないこと。

イ 変更工事に伴い、位置に係る技術上の基準に変更がないこと。

- ウ 変更工事に伴い、建築物又は工作物の技術上の基準のうち、防火上又は強度上の理 由から必要とされる基準に変更がないこと。
- エ 変更工事に伴い、通常の使用状態において、可燃性蒸気又は可燃性微粉の滞留する おそれのある範囲の変更がないこと。



(4) 検査

ア 工事の形態により、「変更許可を要する工事」と(2)の「確認を要する変更工事」 とが同時に行なわれる場合には、「確認を要する変更工事」に係る部分の資料を変更許 可の申請に含めることができるものとする。

この場合において、「確認を要する変更工事」に係る部分については、変更許可に係る完成検査は要しないものとする。

イ 軽微な変更工事に係る検査(水圧試験等)については、自主検査とし、施工管理等の履歴を記録保存すること。ただし、資料による変更部分が明確でない場合などは必要に応じて現場確認等(直接確認又は写真提出)を実施するものとする。【令和5年上予第81号】

3 具体的例示

具体的例示を次に示す。

なお、具体的例示に例示されていない工事であっても、類似又は同等と認められるものは、同様の取扱いとすることができる。

(1) 定義

- ア「増設」とは製造所等に新たに機器、装置等の設備を設置することをいう。
- イ 「移設」とは製造所等を構成する機器、装置等の設置位置を変えることをいう。
- ウ 「改造」とは現に存する製造所等を構成する機器、装置等の全部又は一部を交換、 造り直し等を行ない当該機器、装置等の構成、機能、性能を変えることをいう。
- エ 「取替」とは製造所等を構成する機器、装置等を既設のものと同等の種類、機能及 び性能等を有するものに交換し、造り直すことをいう。(「改造」に該当するものを除 く。)
- オ 「補修」とは製造所等を構成する機器、装置等の損傷箇所等の部分を修復し、現状に復することをいう。(「改造」に該当するものを除く。)
- カ 「撤去」とは製造所等を構成する機器、装置等の全部又は一部を取り外し当該施設外に搬出することをいう。
- キ 「全て」とは取替、補修、撤去、増設、移設、改造の全てのことをいう。
- ク 「届出要」とは上記工事区分にかかわらず届出を要するものをいう。
- ケ「届出不要」とは上記工事区分にかかわらず届出を要しないものをいう。
- コ ◆は、49 号通知の基準に、上越地域消防局の運用を加えたものをいう。

(2) 具体的例示(共通事項)

	軽微な変更工事		備考			
構造、設備等	確認を要する変更 工事	確認を要しない軽微 な変更工事	(確認事項)			
1 建築物、工作物						
(1) 建築物						
屋根 (キャノピーを含む。)、 壁、柱、床、はり等		補修	・消火設備、警報設備等に変更 がないこと。(ただし、消防用 設備の軽微な工事の範囲は除 く。) ◆ ・小梁、ブレース等の部分的な 補強は「補修」に該当する。◆			
小規模な壁等の貫通(防火区画 を除く。)◆	全て◆		・貫通部の処理等に留意すること。◆			
防火区画◆		補修◆				
防火上重要でない間仕切壁	増設・移設・改造・撤去	取替・補修	・他の壁の構造基準に変更がないこと。 ・消火設備、警報設備及び避難設備に変更がないこと。(ただし、【平成9年消防予第192号】による軽微な工事の範囲は除く。)◆			
内装材		取替・補修・撤去				

	T	T	1
防火設備(自動閉鎖装置を含む。) ◆		取替・補修	
ガラス、窓、窓枠		取替・補修	
階段		取替・補修	
(2) 工作物			
保安距離又は保有空地の代替措 置の塀、隔壁		補修	
配管、設備等の支柱、架台◆	取替◆	補修	
配管、設備等の支柱、架台の耐 火被覆	取替	補修	・配管・設備の耐震計算等に変更がないこと。・耐火性能、耐火被覆材料、施
			工方法に変更がないこと。
歩廊、階段、はしご、ホイスト クレーン等◆		取替・補修	・機器又は区画等に変更がない こと。◆
(3)保有空地			
植栽	増設・移設・改造	取替・補修・撤去	
必要とされる保安用設備(標識 及び掲示板を除く。)◆	増設・移設・改造 ◆	取替・補修◆	・保有空地の基準に変更がない こと。◆
2 タンク等	l	I	1
(1) 基礎等			
犬走り、法面、コンクリートリ ング	補修		・ひび割れに対するパテ埋め、 鉄筋の切断がなく現状に復する もの又はこれと同等程度の軽微 な補修に限る。◆
地下タンクの上部スラブ	補修		・ひび割れに対するパテ埋め、 又はこれと同等以上のもの(配 筋の変更を伴わない上部スラブ の掘削・復旧工事を含む。)◆ ・「配筋部分の補修」とはスラ ブ自体の強度に影響を及ぼさな い程度(鉄筋の溶接補修など) をいう。◆
(2) 構造等			
屋根支柱、ラフター、ガイドポ			・タンク重量の増減による耐震
ール等	補修		計算等に変更がないこと。
ール等 屋外タンク支柱の耐火措置 (20 号タンクを含む。) ◆	補修 取替◆	補修	計算等に変更がないこと。
屋外タンク支柱の耐火措置(20		補修	計算等に変更がないこと。 ・上部スラブの変更が伴わない こと。◆ ・マンホール等の増設がないこ と。◆

地下貯蔵タンクの内面ライニン グ (腐食のおそれが特に高い等 に該当しないもの) ◆	増設・改造・取 替・補修・撤去		上記と同じ。
階段、はしご、手すり、点検歩 廊等◆	取替	補修	・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと。◆ ・付属品重量増加に伴うタンク本体の構造の応力に留意すること。(特定・準特定タンク)◆ ・屋根の放爆構造に影響がない
			≥ ≥ ≥ . ◆
(3)設備等			
タンク元弁	取替◆	補修	・鋳鋼又は同等以上の機械的性 質を有するものであること。◆
通気管(地上部分に限る。)	改造・取替◆	補修	・「改造」とは大気弁又は無弁 通気管に変更するこという。◆
タンクの加熱設備(蒸気、温水、電気を用いたものに限る。)◆		取替・補修	・危険物の取扱いに変更がないこと。・熱媒体となる物質に変更がないこと。
タンクの加熱設備(蒸気、温水、電気を用いたものを除く。)◆	取替	補修	・危険物の取扱いに変更がないこと。・熱媒体となる物質に変更がないこと。
タンクの冷却設備◆		全て◆	・危険物の取扱いに変更がない こと。◆
タンクの保温(冷)剤	取替	補修	
内面コーティング(屋外貯蔵タンク(20 号タンクを含む)及び地下貯蔵タンクを除く。)◆	増設・移設・改造・撤去	取替・補修	・貯蔵危険物とコーティングの 組合せが不適切でないもの・タンクからの漏えいを誘発するおそれのないこと。
3 危険物設備等			
(1) 配管等			
地上配管 (移送取扱所を除く。)	取替・撤去	補修	・「取替」は管径、板厚、経路、著しい強度等(材質の耐薬品性、耐火性など)に変更がないこと。◆ ・危険物の取扱いに変更がないこと。
地下配管(移送取扱所を除 く。)◆		補修・撤去	上記に同じ。
2m程度の短配管(配管の一部 と考えられる程度の流量計、ス	増設・移設・改 造・取替◆	補修・撤去	・配管の基準に適合すること。◆
·			

11. 本 然の口屋4000年前四			. 在除脚の時期には赤声がよい。
トレーナー等の付属機器を設置 する場合を含む)◆			・危険物の取扱いに変更がない こと。◆
			・電気設備の基準に留意すること。◆
配管接続のためのノズル出し (埋設配管及び移送取扱所を除 く。)◆	届出要◆		・配管接続のための先行工事及 び配管に変更がない場合に限 る。◆
配管のサイトグラス (移送取扱 所を除く。) ◆	移設・取替・撤去	補修	・強度、耐圧等に変更がないこ と。◆
可撓管継手(認定品)◆		取替・補修◆	
可撓管継手(認定品以外)◆	取替◆	補修◆	
配管の加熱装置(蒸気、温水、 電気を用いたものを除く。)◆	取替	補修	・熱媒体となる物質に変更がないこと。
配管の加熱装置(蒸気、温水、 電気を用いたものに限る。)◆		取替・補修	・熱媒体となる物質に変更がないこと。
配管の保温材(移送取扱所を除く。)◆	取替◆	補修・撤去◆	・加熱装置に変更がないこと。 ◆
配管ピット、注入口ピット、地 下配管接合部の点検ます		取替・補修	
(2)機器等			
反応器、塔、槽等 (20 号タン クを除く。) ◆	補修・撤去◆		
反応器、塔、槽等(20 号タン クを除く。)のノズル出し◆	届出要◆		
ポンプ設備(移送取扱所を除			・危険物の取扱いに変更がない こと。 ・電気設備の基準に留意するこ
<.)	取替・撤去	補修	と。 ◆
熱交換器	取替・撤去◆	補修	・危険物の取扱いに変更がないこと。◆ ・「取替」には、チューブ等の 交換を含む◆ ・著しく材質、板厚等の変更が ない同規模での更新は、「取
熱交換器に付属する送風設備 (電動機を除く。)、散水設備等		取替・補修	替」に該当する。◆
配管中に設ける弁(制御装置等に含まれる場合及び移送取扱所を除く。)◆	増設・移設・改 造・取替・撤去◆	補修	・危険物の取扱いに変更がない こと。 ・電気設備の基準に留意するこ と。◆

		・異なる型への弁の取替は「改 造」とする。◆
	取替・補修	
取替・撤去◆	補修	
取替・撤去◆	補修	
取替・撤去◆	補修	・可燃性蒸気又は微粉の送風、 集塵方法に変更がないこと。
増設・移設・改 造・撤去◆	取替・補修	・危険物の漏れ、あふれ又は飛 散に対する措置に変更がないこ と。
取替・撤去	補修	
撤去	取替・補修	
取替・撤去	補修	・可燃性ガス回収の保安管理に 変更がないこと。
取替・撤去◆	補修	・保温(冷)材の撤去により、 危険物の温度変化による危険性 を増加させないこと。
取替	補修	・電気設備の基準に留意すること。 ・壁等の改造を伴わないこと。
取替◆	補修	・電気設備の基準に留意すること。・壁等の改造を伴わないこと。
取替◆	補修	
増設・移設・改造	取替・補修◆	
増設・移設・改 造・取替・撤去◆	補修	・危険物の取扱いに変更がないこと。・配管の変更又はタンクにノズルを設ける等の変更がないこと。
取替	補修	・危険物の取扱いに変更がない こと。◆
	取替・撤去◆ 取替・撤去◆ 増造・撤去 取替・撤去 取替・撤去 取替・撤去 取替・撤去 取替・撤去 取替・撤去 取替・移設・ ・改当 ・改当 ・改当 ・改当 ・改当 ・改当 ・改当 ・改当 ・改当 ・改当 ・改当 ・改当 ・改当 ・改当 ・ない。 ・ないの。 ・ないの。 ・ないの。 ・ないの。 ・ないの。 ・ないの。 ・ないのい。 ・ないのい。 ・ないのい。 ・ないのい。 ・ないのい。 ・ないのい。 ・ないのい。 ・ないのいのい。 ・ないのい。 ・ないのいの。 ・ないのいの。 ・ないのい。 ・ないのい。 ・ないのい。 ・ないのい。 ・ないのい。 ・ないのい。 ・ないのい。 ・ないのい。 ・ないのい。 ・ないのい。 ・ないの	取替・撤去◆ 補修 取替・撤去◆ 補修 取替・撤去◆ 相修 取替・撤去◆ 和修 取替・撤去 和修 取替・撤去 取替・補修 取替・撤去 相修 取替・ 相修 取替◆ 相修 取替◆ 相修 取替・ 相修 取替・ 相修 取替◆ 相修 取替・ 補修 取替・ 補修 取替・ 補修

温度、圧力、流量等の調節等を 行なう制御装置(駆動源、予備 動力源等を含む。)◆	取替	補修	・危険物の取扱いに変更がないこと。
緊急遮断(放出)装置(安全弁 等を除く。)、反応停止剤供給装 置等の緊急停止装置(駆動源、 予備動力源、不活性ガス封入装 置等を含む。)	取替	補修	・緊急停止等に係る制御条件に変更がないこと。
高精度液面計(腐食のおそれが 高いに該当するもの)◆		補修◆	・上部スラブの変更が伴わない こと。◆ ・マンホールのノズルに増設等 がないこと。◆
高精度液面計(腐食のおそれが 高いに該当しないもの)◆	増設・改造・取 替・撤去◆	補修◆	・上記と同じ
統計的手法(微少な漏れを検知する設備)◆	増設・改造・取 替・撤去◆	補修◆	・【平成 22 年消防危第 158 号】 によるもの◆
4 防油堤、舗装面、排水溝等			
(1) 防油堤			
防油堤(仕切堤を含む。)	補修		・ひび割れに対するパテ埋め、 鉄筋の切断がなく現状に復する もの又はこれと同等程度の軽微 な補修に限る。◆
防油堤水抜弁	増設・移設・改 造・撤去	取替・補修	・複数の水抜弁のうち、撤去しても基準を満足すること。 ・防油堤の技術上の基準に抵触 しないこと。
防油堤水抜弁の開閉表示装置 (容量 1,000KL 以上のタンク)	増設・移設・改 造・撤去	取替・補修	・複数の開閉表示装置のうち、 撤去しても基準を満足するこ と。
防油堤の階段(防油堤と一体構造のもの)	取替	補修	・防油堤の基礎等の変更等を伴わないこと。 ・危規則第22条第2項第16号の規定に基づくものではないこと。
防油堤の階段(防油堤と一体構 造でないもの)	増設・移設・改 造・撤去	取替・補修	・上記に同じ。
防油提の配管貫通部◆	補修・撤去◆		・防油提の配筋に変更がないこと。◆ ・防油提強度に支障がないこと。◆
(2)舗装面			
危険物が浸透しない材料で覆われている地盤面、舗装面(地下タンクの上部スラブを除く。		補修	・ひび割れに対するパテ埋め、鉄筋の切断がなく現状に復する

	1	T	T		
			もの又はこれと同等程度の軽微 な補修に限る。◆		
(3) 貯留設備	(3)貯留設備				
排水溝、ためます、油分離槽、 囲い等	取替	補修			
5 電気設備					
電気設備(危険箇所に設けるもの)◆	移設・取替◆	補修・撤去◆	・電気設備の基準に適合すること。 ◆ ・壁等の改造を伴わないこと。 ◆		
電気設備 (危険箇所以外に設けるもの)	増設・移設・改造	取替・補修・撤去◆	・壁等の改造を伴わないこと。 ◆		
静電気除去装置		取替・補修			
避雷設備		補修			
変圧器◆	増設・移設・改 造・撤去◆	取替・補修◆	・消火設備に変更がないこと。 ◆ ・内蔵する危険物の数量等に変 更がないこと。◆		
太陽光発電設備◆	増設・移設・改 造・撤去◆	取替・補修◆	・可燃性蒸気の滞留する範囲外 に設けるものに限る。◆		
6 消火設備及び警報設備					
(1)消火設備					
ポンプ、混合器、消火薬剤タン ク◆	取替	補修			
消火薬剤	取替◆		・薬剤の種類の変更は「改造」 となる。◆ ・消火設備への適合性に変更が ないこと。◆		
第1~3種消火設備(散水、水 幕設備を含む。)の配管、消火 栓本体、泡チャンバー等の放出 口等(泡ヘッドを除く。)	取替	補修	・放出口等における必要放水圧力を満たすこと。		
泡消火設備の泡へッド◆		取替・補修◆			
第1~3種消火設備の弁、ストレーナー、圧力計等		取替・補修			
第4・5種消火設備	増設・移設・改造	取替・補修			
(2) 警報設備					
警報設備(自動火災報知設備の 受信機、中継器、感知器を除 く。)◆	増設・移設・改造	取替・補修	・警戒区域に変更がないこと。		
自動火災報知設備の受信機、中 継器◆	取替◆	補修			

自動火災報知設備の感知器	取替・撤去	補修	・「撤去」は未警戒区域が発生 しないこと。◆
7 その他			
標識、掲示板	増設・移設・改造	取替・補修	
作業用広報設備(スピーカー)		全て	・電気設備の基準に留意すること。
製造所内又は廃止タンク等から の指定数量未満の危険物の抜き 取り◆	届出要◆		・作業上の安全対策がとられて いること。◆
点検のための設備等の分解、清 掃、組立等の一連の工事◆		届出不要◆	・作業上の安全対策がとられて いること。◆
塗装工事◆		届出不要◆	・作業上の安全対策がとられて いること。◆

(3) 具体的例示(施設別事項)

	軽微な変更工事		備考		
構造、設備等	確認を要する変更工 事	確認を要しない軽微 な変更工事	(確認事項)		
1 製造所、一般取扱所					
ボイラー、炉等のバーナーノ ズル		取替・補修			
塗装機噴霧ノズル、ホース等		取替・補修			
運搬容器の充填設備(固定注 油設備)	取替・撤去◆	補修	・認定品に限る。◆		
分析計 (キュービクル内取付けを含む。)例:サルファー分析計・ガスクロマトグラフィ		取替・補修・撤去			
空気圧縮機◆	増設・移設・改造◆	取替・補修・撤去◆	・高圧ガス設備に該当しない こと。◆ ・電気設備の基準に留意する こと。◆ ・消火設備・警報設備等に変 更がないこと。◆		
放電加工機◆	取替・撤去◆	補修◆	・認定品に限る。◆		
2 屋内貯蔵所	2 屋内貯蔵所				
ラック式以外の棚(ロッカー 又は小規模な棚を含む)◆	取替◆	補修・撤去	・地盤面に強固に固定されて いること。◆		
ラック式棚	取替	補修	・耐震計算等に変更がないこ と。◆		
冷房装置等	取替	補修	・電気設備の基準に留意する こと。◆		

3 屋外タンク貯蔵所			
屋外貯蔵タンク本体の溶接工 事(特定貯蔵タンク、準特定 貯蔵タンクを除く。)	* 1	* 1	* 1
浮き屋根のローリングラダー ◆	取替	補修	・タンク重量の増減による耐 震計算等に変更がないこと。
浮き屋根、浮き蓋のポンツー ン◆	補修		・タンク重量の増減による耐 震計算等に変更がないこと。
浮き屋根のウェザーシールド		取替・補修	
浮き屋根(浮き蓋)のシール 材	取替	補修	・タンク重量の増減による耐 震計算等に変更がないこと。
浮き屋根のルーフドレン◆	取替	補修	・タンク重量の増減による耐 震計算等に変更がないこと。
保温(冷)材(タンク本体に 設けるものに限る。)	取替◆	補修	
コーティング(屋外貯蔵タン クに限る。)◆	増設・移設・改造・ 取替・撤去	補修	・貯蔵危険物とコーティングの組合せが不適切でないもの・タンク底部からの漏えいを 誘発するおそれのないもの
雨水浸入防止措置		全て	・工事中の未実施部分は仮養 生すること。◆

※1 屋外貯蔵タンク本体の溶接工事(特定屋外貯蔵タンクを除く。)

次に該当する変更工事は「確認を要する変更工事」として取り扱う。【平成9年消防危第36号】(以下「通知」という。)

- 1 用語
- (1) 重ね補修 母材表面に当て板を行い、当該当て板外周部全周をすみ肉溶接によって接合する補修 (タンク附属物取付け用当て板を除く。)
- (2) 肉盛り補修 母材及び部材の表面に金属を溶着する補修
- (3) 溶接部補修 溶接部を再溶接する補修(グラインダー仕上げ等の表面仕上げのみの場合を除く。)
- (4)補修基準 【平成6年消防危第73号】別添1の補修基準
- 2 附属設備に係る溶接工事(タンク附属物取付け用当て板を含む。)
- (1) 階段ステップ、配管サポート、点検用架台サポート、アース等の設備の取付工事
- (2) ノズル、マンホール等に係る肉盛り補修工事
- (3)屋根板及び側板の接液部(危険物の規制に関する規則第20条の7に定める接液部をいう。以下同じ。)以外の部分(以下「気相部分」という。)におけるノズル、マンホール等に係る溶接部補修工事
- 3 屋根に係る溶接工事
- (1)屋根板(圧力タンク及び浮き屋根式タンクを除く。(2)において同じ。)の重ね補修工事のうち1箇所当たり $0.09\,\mathrm{m}$ 以下であって、合計 $3\,\mathrm{箇所以下}$ のもの
- (2) 屋根板の肉盛り補修工事
- 4 側板に係る溶接工事
- (1) 側板の気相部分における重ね補修工事のうち1箇所当たり 0.09 ㎡以下のもの
- (2) 側板の気相部分における肉盛り補修工事
- (3) 側板の接液部における肉盛り補修工事のうち、溶接継手から当該母材の板厚の5倍以上の間隔を有しているものであって、1箇所当たりの補修量が0.003 m以下、かつ、板(母材)1枚当たり3箇所以下のもの
- 5 底部に係る溶接工事

- (1) 側板の内面から 600 mmの範囲以外のアニュラ板又は底板の重ね補修工事で、補修基準の分類で○に該当する工事(特定屋外貯蔵タンク以外の屋外貯蔵タンク(以下、「特定以外の屋外貯蔵タンク」という。)にあっては、これに相当する工事をいう。)において、1箇所当たり 0.09 m³以下であって、合計 3箇所以下のもの
- (2) 側板の内面から 600 mmの範囲以外のアニュラ板又は底板の肉盛り補修工事で、溶接部から当該板の板厚の 5 倍以上の間隔を有して行われるものであって、1 箇所あたりの補修量が 0.003 ㎡以下であり、かつ、全体の補修量が次に示すもの
 - ア 特定以外の屋外貯蔵タンク 0.03 m²以下
 - イ 1万キロリットル未満の特定屋外貯蔵タンク 0.06 m²以下
 - ウ 1万キロリットル以上の特定屋外貯蔵タンク 0.09 m²以下
- (3) 側板の内面から 600 mmの範囲以外の底部に係る溶接部補修工事で、1箇所当たりの補修長さが 0.3 m以下であり、かつ、全体の補修長さが次に示すもの
 - ア 特定以外の屋外貯蔵タンク 1.0m以下
 - イ 1万キロリットル未満の特定屋外貯蔵タンク 3.0m以下
 - ウ 1万キロリットル以上の特定屋外貯蔵タンク 5.0m以下
- 6 製造所等のタンクに係る溶接工事

前1から4については、屋外タンク貯蔵所の例によることとされている製造所及び一般取扱所の危険物を取り扱うタンク並びに屋内タンク貯蔵所の屋内貯蔵タンクについても同様とすること。

4 屋内タンク貯蔵所 流出危険物自動検知警報装置 取替・補修 出入口の敷居 取替•補修 5 地下タンク貯蔵所 地下タンクのマンホールプロ 増設・移設・改造・ ・上部スラブの変更を伴わな 補修 テクター 取替 · 撤去 いこと。 漏えい検査管(20号タンク等 ・上部スラブの変更を伴わな 取替◆ 補修◆ を含む。) ◆ いこと。◆ 6 簡易タンク貯蔵所 固定金具 取替・補修 7 移動タンク貯蔵所 底弁 補修◆ 底弁の手動又は自動閉鎖装置 補修 マンホール、注入口のふた 取替·補修 マンホール部の防熱・防塵カ 取替・補修 増設・改造・取替 • 自主的に設置するものに限 品名数量表示板 移設 る。 補修 取替・補修 タンク固定用Uボルト◆ 可燃性蒸気回収設備(ホース 取替·補修 を含む。) ・ノズルの取替は機能等に変 更がないこと。◆ 注入ホース(ノズル及び結合 取替◆ 補修 金具を含む。) 緊結金具付きのノズルへの 取替えは「改造」とする。◆

		•	
箱枠	取替・補修		・箱枠の溶接線補修であること。 ・重量の増減によるすみ金具 等の荷重計算に変更がないこと。
国際輸送用積載式の移動貯蔵 タンクの追加◆	増設		・ISOコンテナで国際海事機関が確認しているタンクであること。 ・タンク重量の増減による、 すみ金具等の荷重計算に変更がないこと。
コンタミ防止装置◆	増設・移設・改造・ 撤去◆	取替・補修◆	
接地導線(アースリール)◆	増設・移設・改・撤 去◆	取替・補修◆	
常置場所◆	移設◆		・防火上の安全に変更がないこと。◆ ・常置場所の基準に変更がないこと(屋外から屋内、又は同一建築物以外の屋内への変更でないこと。)◆ ・「移設」とは管理権限が及ぶ範囲での一団の土地内における移動をいい、地番等は影響しない。◆
常置場所の建築物◆	撤去◆	補修◆	
8 屋外貯蔵所			
周囲の柵等		取替・補修	
ラック式の棚	取替	補修	・耐震計算等に変更がないこと。
固体分離槽	取替	補修	
シート固定装置		取替・補修	
散水設備等◆	取替◆	補修◆	
9 給油取扱所			
(1) 敷地			
土壌汚染状況確認のためのボーリング(付属機器を含む。) ◆	届出要◆		・給油空地等以外であること。◆・安全対策がとられていること。◆
(2)工作物			<u></u>
防火塀	補修		・ひび割れに対するパテ埋 め、鉄筋の切断がなく現状に

			復するもの又はこれと同等程 度の軽微な補修に限る。◆
犬走り、アイランド等	補修		・ひび割れに対するパテ埋め、鉄筋の切断がなく現状に復するもの又はこれと同等程度の軽微な補修に限る。◆
サインポール、看板等(電気設備)	増設・移設・改造	取替・補修・撤去	・可燃性蒸気の滞留するおそ れのある場所に設置しないこ と。
セルフ給油取扱所である旨の 表示◆		取替・補修◆	
日よけ等(キャノピーを除 く。)	増設・移設・改造	取替・補修・撤去	・上屋の面積に変更がないこと。・移動式のテント等は該当しないこと。◆
固定給油設備の上屋シート◆	取替◆	補修・撤去◆	・上屋の面積に変更がないこ と。◆
車両衝突防止措置◆	移設・改造・取替 撤去◆	補修◆	・危険物が浸透しない材料で 覆われている地盤面、アイラ ンド等に変更がないこと。◆
(3) 給油機器等			
固定給油(注油)設備	※ 2	※ 2	※ 2
給油量表示装置	増設・移設・改造	取替・補修・撤去	・可燃性蒸気の滞留するおそ れのある場所に設置しないこ と。
カードリーダー等省力機器 (固定されたもの)	増設・移設・改造	取替・補修・撤去	・可燃性蒸気の滞留するおそ れのある場所に設置しないこ と。
カードリーダー等省力機器 (ハンディーPOS等可搬式 のもの)◆	増設・移設・改造◆	取替・補修・撤去◆	・【平成 30 年消防危第 154 号】を満たすこと。◆
通気管の可燃性蒸気回収装置		取替・補修・撤去	・通気管の改造等がないこ と。◆
タンクローリー用アースター ミナル	増設・移設・改造・ 撤去	取替・補修	
(4) その他の設備機器等			
付随設備(洗車機、蒸気洗浄機、混合燃料調合機、オートリフト、ウォールタンク、尿素水溶液供給機、急速充電設備)◆	取替・撤去	補修	・可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所に設置しないこと。 と。 ・危険物が浸透しない材料で 覆われている地盤面、アイランド等に変更がないこと。◆

自動車の点検・整備機器等 (スプレー洗浄機、マット洗 い機、バキュームクリーナ ー、タイヤチェンジャー、ホ イルバランサー、エアーコン プレッサー、エアースタン ド、オイルチェンジャー、バ ッテリーチャージャー等)◆	増設・移設・改造	取替・補修・撤去	・可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所に設置しないこと。 ・危険物が浸透しない材料で 覆われている地盤面、アイランド等に変更がないこと。◆
緊急時対応資機材(可搬式の 計量器、手動ポンプ、発電機 等)◆	増設・移設・改造◆	取替・補修・撤去◆	・【平成 29 年上予第 624 号】 によること。◆
セールスルーム(ショップを 含む。)内の電気設備、給排水 設備	増設・移設・改造	取替・補修・撤去	
セルフ給油所の制御卓、監視 機器、放送設備◆	改造◆	取替・補修	・「改造」は可搬式制御機器を 導入するための先行工事に限 る。◆
セルフ給油所の可搬式制御機 器◆	取替・補修◆	撤去◆	・【令和2年消防危第87号】 を満たすこと。◆

※2 給油取扱所の固定給油(注油)設備の変更工事

次に該当する変更工事は変更許可を要する。

- (1) 認定品(基準適合品)以外のものに取り替える場合
- (2) 固定給油設備を取り替える際に、給油ホース長さを延長する場合
- (3) 地上式固定給油設備を懸垂式固定給油設備に、又は懸垂式固定給油設備を地上式固定給油設備に取り替える場合
- (4) ポンプ設備を油中ポンプに取り替える場合
- (5) 吐出量の基準が異なる固定給油設備等に取り替える場合 (例:ガソリン用から軽油用に変更)
- (6) シングルホースからダブルホースの固定給油設備に変更する場合
- (7) 可燃性蒸気流入防止構造を有しない固定給油設備等を可燃性蒸気流入防止構造の有する固定給油設備等 に変更する場合 (ベーパーバリアなど)

10 販売取扱所

延焼防止用のそで壁、ひさし 又は垂れ壁	取替	補修	
棚		取替・補修・撤去	
11 移送取扱所			
配管(移送取扱所に限る。)	取替・補修		・道路、河川、海、又は第三者 の敷地を通過する部分を除 く。 ・管径、板厚、材質、経路の変 更がないこと。 ・危険物の取扱いに変更がない こと。
配管のベントノズル、ドレン ノズル、サンプリングノズル 等(移送取扱所に限る。)	増設・移設・改造	取替・補修・撤去	上記と同じ。
土盛り等漏えい拡散防止設備		取替・補修	

衝突防護設備		取替・補修	
			・移送基地の構内に設置されるものに限る。
ポンプ設備	取替・補修		・危険物の取扱いに変更がない こと。
			・電気機器の場合、可燃性蒸気 の滞留するおそれのある範囲 に設置しないこと。
切替弁、制御弁等		取替・補修	
緊急遮断弁	取替	補修	
ピグ取扱装置	増設・取替	補修	% 3
感震装置	取替	補修	
船舶からの荷卸し又は荷揚げ に用いるローディングアーム 先端カプラー	改造・撤去	取替・補修	・ボルトにより取付可能なもの
巡回監視車		取替・補修	
漏えい検知口		取替・補修	
漏えい検知装置	取替	補修	

※3 移送取扱所のピグ取扱装置の変更工事

ピグ取扱装置の増設については、次の全てを満足する場合に限り「確認を要する変更工事」として取り扱う。

- (1) 使用目的が洗浄、清掃、残油押し等によるもので、とも油、洗浄油等の危険物の取扱量は指定数量未満とする。
- (2) ランチャー等の装置の取付けは、配管の切断、溶接等の工事を要さず、フランジ等による接合とする。
- (3) ピグを押すものは、不燃性の気体(空気、窒素等)、又は不燃性の液体(水等)とする。
- (4) 使用後には速やかに撤去する。

第3節 検査等

1 完成検査

設置又は変更の許可を受け、当該工事が完了した場合、危険物施設を使用する前に完成 検査を受け、完成検査済証の交付を受けなければ、当該製造所等を使用することはできな いものであること。

完成検査時にあっては、許可内容どおり完成しているかどうかを確認する。完成検査に 係る留意事項は、次によること。

なお、完成検査時に検査を行うことができない項目等については、中間検査として写真 又は現場確認を実施する。

(1) 完成検査の実施方法

ア 基本的事項【平成9年消防危第35号】

- (ア) 完成検査の際には、設置者が事前に実施した自主検査結果等を活用することができるものであること。
- (イ) 工事中に確認した事項については、改めて確認を要さないものであること。
- (ウ) 完成検査申請書に自主検査結果報告書等の添付は要さないものであり、検査時に 検査員が現地で確認すれば足りるものであること。
- イ 自主検査結果の活用の内容

自主検査結果の活用方法については、次に示すとおりとすること。

- (ア)次の位置、構造及び設備(消火設備を除く。)に係る検査事項は、設置者等の自主 検査結果報告書、自主検査結果データ、施工管理記録、施工記録写真、製造者の検 査結果証明書(ミルシート)、検査記録写真等を活用することができること。
 - a 共通項目
 - (a) 危険物配管の水圧 (気密) 試験結果報告書

第2節13(1)に定める配管の水圧試験等(当該配管の最大常用圧力の1.5 倍以上及び部分的に実施する場合は、配管同士を接続した状態で最大常用圧力以 上の気密検査)を実施したことを証明する実施記録。

なお、危政令第9条第1項第21号イに規定する「不燃性の気体を用いて行う 試験」には、空気と可燃性蒸気が配管中で混合した場合は、その混合気は可燃性 の気体となることから、空気を用いる試験は該当しないこと。ただし、配管が新 設の場合等で、可燃性蒸気が配管中で発生するおそれのない場合には、空気を用 いて試験をすることができること。

- (b) 地下埋設配管で電気防食を行うものにあっては、防食電位測定結果報告書
- (c) 電気設備の接地抵抗値測定結果報告書

電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52号)の 定めに基づく「電気設備の技術基準の解釈について」(平成25年3月14日付け 商局第4号)第17条の接地工事の種類に応じた接地抵抗値を示す記録。

- b 特定屋外タンク貯蔵所
- (a) タンク本体の溶接線の非破壊検査結果報告書
- (b) 屋根、ノズル、マンホール等の漏れ試験結果報告書

- (c) タンク基礎の水平度測定結果報告書
- (d) 水張検査前・後の側板最下端の水平度及び底部の凸凹状況の測定結果報告書
- (e) タンク垂直度の測定結果報告書
- (f) タンク真円度の測定結果報告書
- (g) 水張検査前・後の側板と底板の角度測定結果報告書
- (h) 側板と底板の隅肉脚長測定結果報告書
- c 移動タンク貯蔵所
- (a) 安全装置検査済証正本の写し
- (b) 車検証の写し
- (c) 底弁の検査証明書(水張による作動試験ができない場合に限る。)
- (イ)消火設備に係る事項(第4種、第5種を除く)

製造者の検査成績証明書、設置者の検査記録写真、消防用設備等試験結果報告書等を活用することができること。

なお、工事規模等ごとの完成検査事項等については、次のとおりとすること。

a 工事規模等ごとの消火設備の完成検査事項

技術上の基準の適合状況の確認のための性能試験等は、工事規模等により次のとおりとすること。

(a) 設置及び大規模な変更工事

新規の設置工事又は混合器の改造等大規模な変更工事においては、原則として 消火薬剤の放出試験を行うこと。

(b) 中規模な変更工事

放出用ポンプの改造、泡放出口(フォームヘッド含む。)の増設又は改造等中規模な変更工事においては、原則として(c)に掲げる事項及び通水等の試験を行うこととし、消火薬剤の放出試験を省略することができること。

(c) 小規模な変更工事

薬剤タンクの増設又は改造、放出口、付属設備、配管等の取替え又は配管の小規模なルート変更等の変更工事においては、外観、仕様等について確認することとし、消火薬剤の放出試験及び通水等の試験を省略することができること。

b 消防用設備等試験結果報告書に該当項目のないものの取扱い

泡消火設備の泡チャンバー、泡モニター等で消防用設備等試験結果報告書の欄に明記されていない泡放出口の機器については、当該報告書中の「ア 外観試験の泡放出口の機器の泡へッドの欄」、「ウ 総合試験の泡放出試験(低発泡のものによる)の固定式の欄」、「備考の欄」等を用いて記載するものとすること。

ウ 消火設備の試験基準

- (ア) 屋内消火栓設備
 - a 試験方法

放水圧力が最も低くなると予想される箇所で、当該階の全ての屋内消火栓(設置個数が5を超えるときは5個)を同時に使用した場合及び放水圧力が最も高くなると予想される箇所の屋内消火栓1個を使用した場合のそれぞれのノズル先端における放水圧力及び放水量を測定する。

b 合否の判定基準

ノズル先端における放水圧力が 0.3MPa 以上 0.7MPa 以下で、かつ、放水量が 260L/min 以上であること。

なお、放水量は次式により算出することができる。

$Q = 0.653D^2\sqrt{10P}$

Q:放水量(L/分)

D: ノズルロ径 (mm)

P: 放水圧力 (MPa)

(イ)屋外消火栓設備

a 試験方法

放水圧力が最も低くなると予想される箇所で、全ての屋外消火栓(設置個数が4を超えるときは4個)を同時に使用した場合及び放水圧力が最も高くなると予想される箇所の屋外消火栓1個を使用した場合のそれぞれのノズル先端における放水圧力及び放水量を測定する。

b 合否の判定基準

ノズル先端における放水圧力が 0.35MPa 以上 0.6MPa 以下で、かつ、放水量が 450L/min 以上であること。

なお、放水量の算定については、屋内消火栓設備の試験基準によること。

(ウ) 泡消火設備

- a 固定式泡消火設備
- (a) 固定式泡放出口(屋外貯蔵タンクに設ける泡チャンバー)
 - i 試験口等を設ける場合

泡チャンバーにおける水放射試験及び試験口等における泡放射試験の実施

ii 試験口等を設けない場合

泡チャンバーにおける泡放射試験の実施

- iii 合否の判定基準
- (i) 発泡倍率

6倍(水成膜泡消火設備は5倍)以上であること。

(ii) 放射圧力

設置した泡チャンバーの使用範囲内であること。

(iii) 放射量

設計値以上であること。

なお、放射量は放射圧力により性能曲線から求めることとして差し支えない。

(iv) 還元時間

発泡前の泡水溶液の容量の 25%の泡水溶液が泡から還元するために要する時間は1分以上であること。

(v) 混合率

3%型 … 3%以上4%以下であること。

6%型 … 6%以上8%以下であること。

(b) 補助泡消火栓(屋外貯蔵タンクの固定式泡放出口に附属して設けるもの)

i 泡放射試験

放射圧力が最も低くなると予想される箇所で、3個(ホース接続口が3個未満のときは、その個数)のノズルを同時に使用した場合のノズル先端における放射 圧力及び放射量を測定する。

ii 合否の判定基準

それぞれのノズル先端における放射圧力が 0.35MPa 以上で、かつ、放射量が 400L/min 以上であること。

(c) 泡フォームヘッド

放射圧力が最も低くなると予想される箇所で、試験口等を設け、泡放射試験(泡放射試験が困難な場合は水放射試験)を実施するほか、(a)を準用すること。

(d) 泡モニターノズル

- (a) の例によるほか、次によること。
- i 全てのノズルを同時に使用した場合の放射量及び水平放射距離を測定する。
- ii 合否の判定基準

それぞれのノズル先端における放射量が 1,900L 毎分以上で、かつ、水平放射距離が 30m以上であること。

b 移動式泡消火設備

a(a) iiiの例によるほか、放射圧力及び放射量の測定については次による。

(a) 屋内消火栓方式

i 泡放射試験方法

放射圧力が最も低くなると予想される箇所で、当該階の全ての泡消火栓(設置個数が4を超えるときは4個)を同時に使用した場合のノズル先端における放射圧力及び放射量を測定する。

ii 合否の判定基準

それぞれのノズル先端における放射圧力が 0.35MPa 以上で、かつ、放射量が 200 リットル毎分以上であること。

(b) 屋外消火栓方式

i 泡放射試験方法

放射圧力が最も低くなると予想される箇所で、全ての泡消火栓(設置個数が4を超えるときは4個)を同時に使用した場合のノズル先端における放射圧力及び放射量を測定する。

ii 合否の判定基準

それぞれのノズル先端における放射圧力が 0.35 MPa以上で、かつ、放射量が 400L/min 以上であること。

(c) パッケージ型固定泡消火設備(セルフ給油取扱所に設けるもの)

危険物保安技術協会の型式試験確認済のもの以外のものは、泡消火設備告示第 18条第4項に規定する消火性能試験の結果を完成検査時に提出すること。

また、危険物保安技術協会の型式試験確認済であるか否かに係わらず、次の試験を実施する。

i 起動装置の試験

制御卓から実際に起動を行い、起動の確認及び起動中である旨の表示等の作動状況を確認する。

また、放出口が2系統以上のものは、切り替えの操作から30秒以内に放出できることを放射試験に併せて確認する。

ii 放射試験

試験用泡薬剤等を媒体とし、放出試験を実施する。

なお、放出された薬剤が車両停止位置において漏えいした危険物を有効に包含できることを放射試験により確認する。(車両停止位置(2m×5m)の範囲全域を包含する必要はない。)

エ 警報設備及び避難設備に係る事項

検査記録写真、消防用設備等試験結果報告書等を活用することができること。 なお、自動火災報知設備については、原則、現場での鳴動試験を実施すること。 この際、大規模な施設等においては、消防用設備等試験結果報告書等を活用し、警戒 区域ごとの感知器の抜き取り検査で行うことができる。

オ 変更事項の許可申請図書への適合状況及びその他、火災の予防上必要があると認める部分の状況確認。

(2) 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の完成検査

国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の CSC 承認板(安全なコンテナに関する国際条約の適用を受けないタンクコンテナは除く。)及び IMO 表示板を確認のうえ、タンクコンテナの外観検査及び当該タンクコンテナを車両に固定した状態での外観検査(箱枠の寸法、材質、緊結装置及びタンクの容量等仕様が同一である多数のタンクコンテナを検査する場合は、代表する一基のタンクコンテナを車両に固定した状態での外観検査)に留めること。

また、当該タンクコンテナの輸入時における完成検査は、危険物を貯蔵した状態で行って差し支えないものであること。【平成13年消防危第50号】

(3) 製造所等のタンク等における完成検査

ア 製造所又は一般取扱所に設置されるタンクのうち、容量が指定数量未満であって指 定数量の5分の1以上の液体危険物タンクについては、完成検査前検査の対象となら ないが、完成検査の際、設置者等が実施した水張試験又は水圧試験のデータを提出させること。【平成7年消防危第5号】

- イ 労働安全衛生法施行令 (昭和 47 年政令第 318 号) 第1条第5号に規定する第一種圧力容器であり、かつ、危険物を取り扱う機械器具その他の設備であるもの (容量が指定数量未満の20号タンクを含む。)の、危政令第9条第1項第13号への適合状況の確認にあっては、当該設備に刻印が押されているかを確認すること。【平成19年消防危第68号】
- (4) 圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所の完成検査

高圧ガス保安法に係る設備については、他の行政庁等により完成検査(高圧ガス保安法第20条)が行われることを踏まえ、高圧ガス保安法の規定に係る法第11条第5項による完成検査においては、他の行政庁等による完成検査の結果の確認をもって行うことができるものとすること。【平成10年消防危第22号】

2 中間検査

中間検査とは、完成検査時に検査する事ができない項目又は工事の工程から完成検査前に検査する必要があると認められる項目について検査するものであり、消防機関が直接検査するか事業所等の工事施工記録又は自主検査報告書(以下「自主検査報告書等」という。)を消防機関が書類審査又は抜取検査を行うことにより確認することをいう。

なお、自主検査報告書等には、検査の年月日、場所、実施者名(検査資格が必要な場合は資格証明書の写し又は番号)、方法、器具、結果、合否及び検査における責任者名が必要である。中間検査の項目及び確認方法は、おおむね次のとおりとする。

- (1)配管検査(埋設配管に限る。)
 - ア 経路(現場又は写真により確認)
 - イ 漏えいの有無及び耐圧の確認 (現場確認、溶接部がない場合は次に示す方法で行った水圧 (気密) 試験結果報告書でも可)
 - (ア) 試験媒体は、陸上部分では水又は窒素等の不燃性気体(新設配管の場合は、空気でも可)で行うこと。
 - (イ) 試験圧力は、当該配管の最大常用圧力の 1.5 倍以上とする。
 - (ウ) 試験方法は、試験配管の末端を塞ぎ、当該配管全体に規定の圧力を10分以上かけ、 放置後圧力に変化の無いことを確認し、点検ハンマー等により溶接箇所等の漏れを 確認する。窒素等を用いる場合は、溶接箇所等の継手部に発泡剤(石けん水等)を 塗布し漏れを確認する。ただし、この場合、必要最小限の圧力により試験を実施す ること。
 - ウ 試験圧力の確認 (現場又は写真により確認)
 - エ 配管防食措置(現場確認、溶接部以外は写真確認も可)
- (2)屋外タンク貯蔵所

次に掲げるものにあっては、現場又は写真により確認する。

- ア 鉄筋コンクリート製の防油堤及び基礎の配筋検査
 - (ア) 配筋の太さ
 - (イ) 配筋の間隔

- (ウ) 配筋の結着状況
- (エ) コンクリートの厚さ

イ タンク基礎の水平度(防油堤基礎一体のものは除く。)

(3) 地下タンク貯蔵所

ア タンク室検査(基礎、壁面及び上部スラブ)

- (ア) 配筋の太さ(現場確認)
- (イ) 配筋の間隔 (現場確認)
- (ウ) 配筋の結着状況 (現場確認)
- (エ) コンクリートの厚さ (現場又は写真により確認)
- (オ) タンク室の大きさ(現場又は写真により確認)
- (カ) タンク枕の状況 (現場又は写真により確認)
- (キ) タンク室防水措置 (現場確認)

イ タンク室省略構造(危政令第13条第2項第2号ただし書きによる場合をいう。)

- (ア) 底及び支柱に関する配筋の配置等
- (イ) 砕石基礎の状況 (FFタンク及び砕石基礎を用いるその他の形態の地下貯蔵タンクに限る。)

「地下貯蔵タンクの砕石基礎による施工方法について」【平成8年消防危第127号】 に示す方法により施工されているかを確認。

- (ウ) 蓋スラブに関する配筋の配置等
- ウタンク本体等にあっては、次の区分ごとに現場にて確認する。
- (ア)鋼製タンク(危政令第13条第1項第6号に定めるものをいう。以下同じ。)
 - a タンク検査済証の副(プレート)と正(検査済証)との整合
 - b タンク防食措置の状況(場合により、膜厚検査を実施。)

危告示第4条の48第2項に掲げる方法で防水措置を施す場合は、次によること。 なお、これ以外の方法により防水措置を施す場合は、「地下貯蔵タンクの外面保 護に用いる塗覆装の性能確認の方法について」【平成17年消防危第209号】によ り試験した結果を用い、事前にその可否について協議すること。

- (a) 塗膜の厚さ (300mm 間隔で計測したデータ表及び現場抜取検査)
- (b) 傷の有無
- (イ) SSタンク
 - a タンク検査済証の副(プレート)と正(検査済証)との整合
 - b 内殻タンクと外殻タンクとの間隙部(以下「検知層」という。)の気密性

当該間隙に70kPa以上の圧力で水圧試験(水以外の不燃性の液体又は不燃性の 気体を用いて行う試験を含む。)を行ったとき、漏れその他の異常がないことを示 す書類 【平成3年消防危第37号】

c 検知層の検知液充填状況

(ウ) SFタンク

- a タンクの型式試験確認済証(危険物保安技術協会の二重殻タンク又は二重殻タン クの被覆等に係る型式試験確認済証をいう。以下同じ。)が貼付されているタンク にあっては、次による。【平成5年消防危第66号】
- (a) 20 k Pa 程度での検知層の減圧状況
- (b) タンク検査済証の副と正との整合(現地確認)
- (c) 強化プラスチック被覆への損傷の有無 タンク設置時及び埋設時に現場確認
- (d) タンク固定後の検知層の気密性

当該タンクを基礎台に据付け、固定バンド等で固定した後に、当該検知層を 20 k Pa程度で加圧又は減圧し、当該状態を 10 分間以上維持し圧力降下が無いこと。 なお、検知層は加圧した状態で圧力降下がないこととされているが、減圧して運搬した状態から据付けを行った結果、減圧状態が保持されている場合はこれに代えてよい。【平成 6 年消防危第 66 号】

(e) タンク埋設後の検知層の気密性

埋設後、当該検知層を 20 k Pa程度で加圧又は減圧し、当該状態を 10 分間以上維持し圧力降下がないこと。ただし、当該タンクの検知層がタンクの搬送時から減圧を保持した状態の場合は、前(d)に係らず加圧は不要であるが、埋設後 10 分以上経過した後もなお圧力変動がないこと。

- b タンクの型式試験確認済証が貼付されていないタンクの確認事項にあっては、前 a に準じるほか、次の事項について現地確認する。
- (a) 外観(目視による。)
- (b) 強化プラスチックの厚さ (膜厚計を用いることによる。)
- (c) 検知層(検知層チェッカー等を用いることによる。)
- (d) ピンホール (ピンホールテスター等を用いることによる。)

(エ) FFタンク

- a タンクの型式試験確認済証が貼付されているタンクの確認事項にあっては、次による。【平成7年消防危第28号・平成8年消防危第129号】
- (a) タンク検査済証の副(プレート)と正(検査済証)との整合(現地確認)
- (b) 検知層の確認
 - i 液体フロートセンサー方式の検知層タンクの搬送時から検知層部を20kPa程度減圧した状態で保持し、タンク固定及び埋設後に圧力変動がないこと。
 - ii 検知液方式の検知層

タンク固定及び埋設後に、当該検知層部から検知液の漏えいがないこと。

- (c) 強化プラスチック被覆への損傷の有無
 - i タンク設置時及び埋設時に確認
 - ii タンクの型式試験確認済証が貼付されていないタンクの確認事項にあって は、前a((b)は除く。)に準じるほか、次の事項について現地確認する。
 - (i) 検知層の気密性(検知層チェッカー等を用いることによる。)

「地下貯蔵タンク等及び移動貯蔵タンクの漏れの点検に係る運用上の指針について」【平成16年消防危第33号】別添1強化プラスチック製の外殼(検知層)の点検方法による当該部分の気密性の確認

- (ii) 歪み、膨れ、亀裂、気泡の巻き込み及び異物の混入等の有無
- (iii) 強化プラスチックの厚さ(膜厚計を用いることによる。)
- エ タンク据付け状況

タンクの据付けにあっては、次の事項について現場確認する。

- (ア) タンクの水平度、配置及び固定方法等
- (イ) 乾燥砂等の転圧状況等
- (ウ) タンクと壁スラブ及び蓋スラブとの間隔(タンク室による場合に限る。)
- (4) 給油取扱所
 - (1) 及び(3) による。
- (5) 移送取扱所
 - ア 放射線透過試験等の非破壊試験は危規則第28条の27により実施すること。 なお、放射線透過試験結果は、フィルムにより確認する。
 - イ 漏えいの有無(次に示す方法で行った水圧試験結果報告書又は現場抜取検査)
 - (ア) 試験媒体は、水で行うこと。
 - (イ) 試験圧力は、当該配管の最大常用圧力の1.5倍以上とする。
 - (ウ) 試験方法は、試験配管の末端をふさぎ、当該配管全体に規定の圧力をかけ、24 時間以上放置後圧力に変化のないことを確認し、点検ハンマー等により溶接箇所等の漏れを確認する。
 - ウ 試験圧力の確認 (現場又は写真により確認)
 - エ 配管防食措置(現場又は写真により確認)
- (6) 前記(2) から(5) 以外の製造所等

状況に応じ、現場検査、抜取検査、試験結果報告書等により確認すること。 なお、タンクにあっては、(2)及び(3)の例によること。

3 完成検査前検査(水張検査・水圧検査)

(1) 製造所等の用途廃止等に伴い転用するタンク

- ア 給油取扱所の現行法の基準に適合する専用タンクを地下タンク貯蔵所へ用途変更する場合の完成検査前検査は、タンクを埋設した状態において、水張試験(水以外の適当な液体を張って行う試験を含む。以下同じ。)、不燃性ガスの封入による気密試験等の試験を行うことによって危政令第13条第1項第6号に定める水圧試験に代え得るものと判断できる場合は、同規定について同令第23条を適用し、当該試験を水圧試験に代替する試験と認めて差し支えないこと。【昭和59年消防危第27号】
- イ 製造所と一般取扱所間で施設区分を変更する場合には、用途の廃止に係る届出及び 設置に係る許可の手続きが必要となる。【昭和52年消防危第182号】

この場合、20 号タンクの位置、構造及び設備に変更がなく、当該タンクの経歴や維持管理状況等の確認により、当該タンクが危政令第 11 条第 1 項第 4 号、第 12 条第 1 項第 5 号又は第 13 条第 1 項第 6 号の基準のうち水張又は水圧試験に係る基準に適合すると認められる場合には、当該タンクの従前のタンク検査済証を有効なものとして、改めて完成検査前検査を実施しなくて差し支えないものであること。【平成 9 年消防危第 70 号】

なお、この場合において、必要に応じてタンクの有効板厚を計測した上で判断する こと。

- ウ 製造所及び一般取扱所に設置されている 20 号タンクで、完成検査前検査済のものを 別の製造所に直接移設する場合において、当該タンクが現在まで適正に維持管理され ていることを定期点検の記録等により確認することができ、かつ、移設先の製造所に おいてタンク本体の変更工事を伴うことがない場合は、既設のタンク検査済証を有効 なものとして扱い、改めて完成検査前検査を実施する必要はないこと。【平成 10 年消 防危第 90 号】
- エ 廃止された危険物施設に埋設されている現行法の基準に適合する地下貯蔵タンクを他の場所の危険物施設に埋設し再利用する際の完成検査前検査は、「地下貯蔵タンク等及び移動貯蔵タンクの漏れの点検に係る運用上の指針について」【平成16年消防危第33号】に基づく定期点検実施方法のうち加圧試験(試験圧力は70kPaとした水加圧)を実施し、異常の有無を確認することで差し支えないこと。【平成10年消防危第90号】なお、タンク検査済証に検査方法を記載すること。
- (2) 既設の地下貯蔵タンクに内面コーティングを施工する場合の取扱い【平成22年消防危第144号】

危規則第23条の2第1項第1号又は危規則第23条の3第1号の規定により、埋設されている地下貯蔵タンクにFRPによるコーティング(内面ライニング)施工に伴ってマンホールの取付けを行う場合、内面処理した後から内面ライニングを成型する前までの間に完成検査前検査が必要であること。

この場合において、水圧試験に代えて、危告示第71条第1項第1号に規定するガス加 圧法として差し支えないものであること。

- (3) 20 号タンクの指定数量の倍数が変更となった場合の取扱いについて【平成 10 年消防 危第 29 号】
 - ア 容量が指定数量の5分の1未満の屋外又は屋内にあるタンクが、当該タンクの本体の工事を伴うことなく指定数量の倍数が5分の1以上に変更される場合

当該変更が、当該タンクの本体に係る工事以外の工事に係る変更の許可の手続きにより行われる場合は、当該変更の許可及び完成検査の手続きを通じ、当該タンクの構造及び設備に関する技術基準(水張試験等(設置者等が自主的に実施した水張試験を含む。以下同じ。)に係る基準を除く。)の適合性を確認すること。

この場合において、当該タンクが完成検査前検査等により水張試験等に係る基準の 適合性が確認されていないものである場合には、当該タンクについて適当な水張試験 等を実施し、その結果を完成検査時に併せて確認すること。

なお、取り扱う危険物の品名のみが変更されること等により、20 号タンクの容量が 指定数量の5分の1以上に変更される場合には、当該タンクの構造及び設備に関する 技術基準(水張試験等に係る基準を除く。)の適合性を資料提出により確認すること。 また、当該タンクが完成検査前検査等により水張試験等に係る基準への適合性が確 認されていないものである場合には、当該タンクについて水張試験等を実施し、その 結果を完成検査時に併せて確認すること。

イ 容量が指定数量の5分の1未満の屋外又は屋内にあるタンクが、当該タンクの本体の変更の工事に併せて危険物の品名変更等を行うことにより、指定数量の倍数が5分の1以上に変更される場合

当該変更の工事が変更の許可の手続きにより行われる場合は、当該変更の許可から 完成検査に至る手続きを通じて、当該タンクの構造及び設備に関する技術基準(水張 試験等に係る基準を除く。)への適合性を確認すること。

なお、当該タンクが完成検査前検査等により水張試験等に係る基準への適合性が確認されていない場合にあっては、次の手続きにより当該タンクの水張試験等に係る基準への適合性を併せて確認する必要があること。

- (ア) 容量が指定数量以上に変更される場合は完成検査前検査の手続きにより当該タンクの水張試験又は水圧試験の基準への適合性を確認すること。
- (イ) 容量が指定数量の5分の1以上指定数量未満に変更される場合は完成検査の際、 水張試験等のデータをもとに、当該タンクの水張試験等の基準への適合性を確認す ること。
- (4) 特殊の構造又は設備を用いることにより危険物の量を一定量以下に保つことができる 20 号タンクについて【平成 10 年消防危第 29 号】

大量生産のタンク等、完成検査前検査を受検するときに当該タンクの容量が危政令第5条第2項又は第3項のいずれが適用されるか未定である場合には、完成検査前検査申請書及びタンク検査済証中の容量の欄に危政令第5条第2項の規定の例により算定されたタンクの容量を記載すること。

なお、当該タンクの容量が同条第3項の規定の例により算定されるべきものであることが明らかになった場合、タンク検査済証に記載された容量と当該タンクの容量が異なることとなるが、このことにより改めて完成検査前検査を受ける必要はないものであること。

- (5) SSタンクの完成検査前検査(管轄区域外にて使用されるタンク(以下「他行政庁タンク」という。)を除く。)
 - ア 完成検査前検査は、内殻タンクにスペーサー及びノズル、マンホールプロテクター を取付けた後に実施すること。【平成6年消防危第66号】
 - イータンク板の溶接線が目視できる状態であること。
 - ウ 完成検査前検査の実施時に、スペーサーの位置及び取付状況について確認すること。
- (6) SFタンクの完成検査前検査(他行政庁タンクを除く。)

完成検査前検査は、タンク本体に検知管を取付けた後に実施すること。【平成6年消防 危第66号】

(7) FFタンクの完成検査前検査(他行政庁タンクを除く。)

完成検査前検査は、タンク本体に外殻等を取付けた後、次の方法により実施すること。 【平成7年消防危第28号】

- ア タンク開口部は、バルブ、止め板等で閉鎖するとともに、次の計測機器等を取付けること。
 - (ア)最小目盛りが試験圧力の5%以下で読み取れ、記録できる精度を有する圧力計及 び圧力自記記録計
 - (イ) タンク内の水圧を 70 k Pa以上に加圧できる加圧装置
- イータンクの注水は、タンクに著しい影響を与えないような速度で行うこと。
- ウ タンク内に水を満水になるまで充填した後、加圧装置により所定の圧力まで 10 分以 上かけ徐々に加圧すること。
- エ 10 分以上静置後、10 分間の圧力変化を確認する。 なお、変形の確認については、水圧試験実施時に変形がないことを確認すること。 ただし、水圧試験時にわずかな変形が発生した場合であっても、水圧試験実施後に水 圧試験前の形状に戻る場合は変形がなかったものと取り扱うこと。
- (8) 国際輸送用タンクコンテナの完成検査前検査

国際輸送用タンクコンテナの完成検査前検査の規定が適用されないタンクコンテナであることの確認は、IMDGコードに定める基準(水圧試験に関する部分に限る。)に適合している旨を示す危規則第6条の2の9各号に規定する事項が IMO 表示板に記載されていることを完成検査の際に確認することにより行うこと。

なお、この際、危規則第6条の2の9各号に規定する事項が IMO 表示板に記載されていない場合には、完成検査前検査が必要となるものであること。

- (9) 他行政庁タンクに係る完成検査前検査
 - ア 容量が指定数量未満のタンクであっても、申請により検査を行うことが可能である。 ただし、当該タンクの規模が、明らかに完成検査前検査が必要ない場合にあっては申 請者にその旨を説明し、他の検査で代用することを勧めるものとすること。
 - イ 海外で製作されたタンクであって、公正かつ中立な検査機関による危政令第9条第1項第20号の水張試験又は水圧試験と同等以上の試験において、漏れ、又は変形しないものであることが、当該試験機関の検査報告書の提出により確認されるものにあっては、設置元行政庁と調整し、試験方法を検討するものとすること。
- (10) 海外で制作された液体危険物タンクの場合

管内において設置されるタンクのうち、海外で製作されたタンクであって、公正かつ中立な検査機関による危政令第9条第1項第20号の水張試験又は水圧試験と同等以上の試験において、漏れ、又は変形しないものであることが、当該試験機関の検査報告書により確認されるものにあっては、外観検査のみとすることができるものであること。【平成13年消防危第35号】

(11) タンク本体に関する工事

屋外貯蔵タンク及び屋内貯蔵タンク(20号タンクを含む。)のタンク本体に関する工事の取扱いにあっては、危規則第22条の4の規定のほか、【平成9年消防危第29号】によること。

第4節 申請・届出等

第1 各種申請

1 仮貯蔵・仮取扱い承認申請

(1) 根拠

法第10条第1項ただし書き・組合危規則第2条

- (2) 危険物仮貯蔵・仮取扱い承認申請に必要な書類は、次の書類とする。(【平成4年消防 危第52号】による場合を除く。)
 - ア 危険物仮貯蔵・仮取扱い承認申請書(危規則様式第1の2)
 - イ 案内図
 - ウ 仮貯蔵又は仮取扱いの場所の構造図及び敷地の見取図
 - エ 消火設備の設置場所、標識及び掲示板の設置場所を示した図
 - オ その他必要な書類(危険物取扱者免状の写し等)
- (3) 危険物仮貯蔵・仮取扱い承認申請書の記入方法 別記3を参考とすること。
- (4) 事務処理実施上の留意事項

第2節第1によること。

2 設置(変更)許可申請

(1) 根拠

法第11条第1項・危政令第6、7条・組合危規則第4条

(2) 設置(変更) 許可申請書の記入方法

別記3を参考とすること。

(3) 設置又は変更の許可申請に必要な書類は、次によること。

なお、移動タンク貯蔵所にあっては、「移動タンク貯蔵所の規制事務に係る手続及び設置許可申請書の添付書類等に関する運用指針について」【平成9年消防危第33号】(以下、「第33号通知」という。)によること。

ア 製造所等の設置又は変更の許可に係る添付図書【平成9年消防危第35号】

(ア) 基本的事項

申請書等の添付書類は、審査に当たって必要事項が確認できる最小限のものとすること。

a 大型製造プラント等で、多数の機器、配管等が設置される施設にあっては、申請者との事前の協議を踏まえ、個別の記載ではなく、工程の概要を示す図(以下「フロー図」という。)等を活用することができる。

- b 複数施設で共用するポンプ設備、配管、消火設備、防油堤等は、代表タンク等の 一の施設で申請するものとし、他の施設においてはそれぞれの施設の付属とされる 引き込み配管、放出口等について申請するものとすること。
- c 変更許可申請においては、変更に係る範囲又は設備の位置を記載した配置図及び変更に係る部分の図書を添付させるものとし、その他の図書の添付は要しないものであること。
- d 危政令第23条の規定の適用を受ける設備については、申請者と添付図書について協議すること。
- e 許可申請には、工事中の安全対策に係る図書等の添付は要しないものであること。
- f 特定屋外タンク貯蔵所及び移送取扱所以外の製造所等の許可申請書については、 工事計画及び工事工程表の添付は要さないものであること。
- g 添付書類の内容

審査に必要な事項は、製造所等の形態、規模、申請内容等により異なるため、製造所等の安全性等を確認できる場合は、これにかかわらず更に簡略化することができるものであること。

また、これらの書類は、設計又は施工のために作成したもの等を活用することでも差し支えないものであること。

(イ) 共通添付書類

- a 設置・変更許可申請書(危規則様式第2、3、5、6、7の2又は7の3)
- b 委任状(第2節第2を参照)
- c 構造設備明細書(20 号タンク、地下付属タンクを有するものは、タンク構造設備明細書も含む。)

なお、記入方法は別記4を参考とすること。

- d 案内図、配置図
- e 当該製造所等の周囲状況図(保安距離、保有空地等)
- f 危険物確認試験等証明書類
- g 位置、構造、設備の図面及び書類等(製造所等区分ごとに定める。)
- h 危険物配管関係
- i 付帯設備
- j 換気設備、可燃性蒸気又は可燃性微粉の排出設備(仕様、配置等)
- k 電気設備関係 (照明設備、電動機等)
- 1 消火設備、警報設備、避難設備の概要図、配置図及び設計仕様書
- m その他必要な書類

(ウ) 添付書類の内容

添付書類の標準的な記載内容は、次に示すとおりとする。ただし、製造所等の安全性等を確認できる場合は、これらにかかわらず簡略化すことができるものであること。

a 危険物確認試験等証明書類【平成元年消防危第 11 号】

次のいずれかの書類を添付することする。ただし、ガソリン、灯油、軽油、重油等法別表第1備考において定義されているもの、危険物判定資料【平成11年消防危第25号】に記載されているもの及び一般的に流通する危険物で化学物質排出把握管理促進法に基づく安全データシート(SDS)などにより性状等が明らかなものは、当該書類を添付しないことができる。

- (a) 危険物保安技術協会が交付する危険物データベース登録確認書【平成元年消防 危第 107 号「危険物データベースの運用について」別紙の危険物データベース登 録確認書】
- (b) 「確認試験の結果に基づく危険物の判定について」【平成5年消防危第21号】 に基づく確認試験を実施した結果を記した確認試験結果報告書
- b 建築物その他の工作物と周囲の保安物件の状況が示された図面及び保有空地の 範囲が示され、審査上で必要な距離等が記載されていること。ただし、保安距離に ついては、配置図にそれぞれの保安物件からの距離が規定値以上であることが明確 な場合、その旨を記載することにより距離を図示しないことができること。

また、建築物の場合、延焼のおそれのある部分が発生する場合は、その部分を示すこと。

- c 主要構造部(壁、柱、床、はり、屋根等)については、平面図等に構造等を記載すること。主要構造部を耐火構造とし、又は不燃材料で造る場合で国土交通大臣の認定品を使用するときは、現場施工によるものを除き、認定番号を記載すれば、別途構造図の添付を要さないこと。
- d 窓及び出入口については、平面図等に位置、寸法、構造等を記載すること。窓又 は出入口の防火設備で国土交通大臣の認定品を使用する場合には、認定番号を記載 すれば、別途構造図の添付を要さないこと。
- e 貯留設備等については、平面図に位置、寸法又は有効容量を記載することにより、 別途構造図の添付を要さないこと。
- f 危険物を貯蔵し、又は取り扱う部分の工作物にあっては架構図(架構等の姿図) 及び構造図を、防火塀、隔壁等にあっては位置を示した平面図及び構造図を添付す ること。
- g タンク、塔槽類等、危険物取扱設備(以下「タンク等」という。)については、 構造図を添付すること。ただし、小規模な危険物取扱設備等(タンク等の支柱、油 面計等の付属設備を含む。)については、配置図等に位置、材質等を記載すること により、別途構造図の添付を要さないものであること。
- (a) タンク等の支柱等については、上記の構造図に支柱等の構造等を記載すること により、別途構造図の添付を要さないこと。
- (b) 液面計等の付属設備については、上記の構造図に取付け位置、材質等を記載することにより、別途構造図の添付を要さないこと。
- (c) 鋼製の地下貯蔵タンクに鋼板に間隙を有するように取付け、かつ、危険物の漏れを常時検知することができる設備を設けたタンク(以下「SSタンク」という。)のうち、「鋼製二重設タンクに係る規定の運用について」【平成3年消防危第37号】中の図1-1から図5-2の例による場合は、強度計算書等の添付は要しないこと。

- (d) 鋼製の地下貯蔵タンクに強化プラスチックに間隙を有するように被覆し、かつ、 危険物の漏れを検知するための設備を設けたタンク(以下「SFタンク」という。) のうち、危険物保安技術協会の型式試験確認済証が貼付されたタンクを使用する 場合は、強度計算書の添付は要しないこと。
- (e) 強化プラスチック製の地下貯蔵タンクに強化プラスチックに間隙を有するように被覆し、かつ、危険物の漏れを検知するための設備を設けたタンク(以下「FFタンク」という。)にあっては、危険物保安技術協会が交付した「試験確認結果通知書」の写し及び認定情報によって示される構造等の仕様書、図面等と照合できる図面等を添付すること。
- (f) 危政令第 13 条第 3 項に規定する危険物の漏れを防止できる構造の地下貯蔵タンクのうち「地下貯蔵タンクの漏れ防止構造について」【昭和 62 年消防危第 75 号】図 1-1 から図 5 の例による場合は、強度計算書等の添付は要しないこと。
- (g) 計装機器等(危険物の取扱いを計測又は制御するための機器をいう。)は、配置 図等に位置、機能等を記載することにより、別途構造図の添付を要さないこと。 なお、大型製造プラント等、多数の設備を有する施設においては、フロー図等 に計装機器等の概要を記載することによることができること。
- (h) 危険物取扱設備と関連のある非対象設備等(危険物の貯蔵又は取扱い上安全性に影響するものをいう。)及び危険場所(可燃性蒸気が漏れ又は滞留し、何らかの点火源により爆発等のおそれがある場所をいう。以下同じ。)にある危険物取扱設備と関連のない非対象設備は、配置図等に名称、防爆構造(防爆対策を含む。)等を記載することにより、別途構造図等の添付を要さないこと。

なお、大型製造プラント等、多数の設備を有する施設においては、フロー図等 に計装機器等の概要を記載することによることができること。

(i) 危険物取扱設備と関連のない非対象設備(危険物の貯蔵又は取扱い上安全性に 影響しないものをいう。)で危険場所にないものは、配置図等に名称、材質を記載 することにより、別途構造図等の添付を要さないこと。

h 地上配管

- (a) 製造所及び一般取扱所の地上配管は、多数の配管を設置する施設の場合、フロー図等に材質、口径等を記載することにより、配置図等の配管ルート等の記載を 省略することができること。ただし、保有空地内に敷設する配管については、(b) の施設範囲外に敷設する地上配管の例によること。
- (b) 製造所及び一般取扱所以外の危険物施設並びに製造所等の施設範囲外に敷設する地上配管は、配管ルートを配置図等に記載すること。

また、敷設断面、配管支持物(耐火措置を含む。)等については、一定箇所ごとの断面、構造等の状況を配置図等に記載することにより、別途構造図の添付を要さないこと。

なお、大型製造プラント等においてはフロー図等に、設置に係る設計条件(保有空地、他の施設等の通過状況、構内道路の横断状況、配管支持物の状況等)を記載することにより、配管ルート等の記載を省略することができる。

- (c) (b)のほか、配管の敷設位置、敷設方法、材料、構造、耐火性等を示した設置図及び配管構造図の添付は、審査にあたり具体的な必要性が認められる場合とし、その判断にあっては、「申請・届出書類の合理化について」【平成 13 年消防危第39 号】を参考にすること。
- (d) 構造計算書等

計算のための諸条件、計算式及び計算結果のみを記載したものとすることができること。

- i 地下配管については、配管ルートを配置図等に記載すること。敷設断面、腐食防止措置(電気防食措置の場合にあっては位置及び構造)については、一定箇所ごとの断面、敷設状況等を配置図等に記載することにより、別途構造図の添付を要さないこと。
- j 構造計算書等については、計算のための諸条件、計算式及び計算結果のみを記載 したものとすることができること。

k 電気設備について

- (a) 危険場所の電気設備については、配置図等に位置、防爆構造記号及び等級等を 記載することにより、別途構造図の添付を要さないこと。 また、電気配線については、各配線系統のルート及び構造(施工方法等)を配 置図等に記載すること。
- (b) 危険場所以外の電気設備については、電気設備の記載は要さないこと。また、電気配線については、配置図等へ主電源等から危険場所に至る主配線のルート及び耐火壁を貫通する場所、保有空地上を通過する場合のみ記載することとし、その他の電気配線のルートについては、記載を要さないこと。
- 1 構造設備明細書については、設備、機器等を多数設置する場合、設備、機器等のリストを別紙として添付することができること。
- m 第4種及び第5種を除く消火設備、警報設備の設計書については、計算のための 諸条件、計算結果のみを記載したものとすることができること。

イ 製造所、一般取扱所

ア(イ)gに定める位置、構造、設備の図面、書類等は、次のとおりとする。

(ア) 工程の概要説明関係

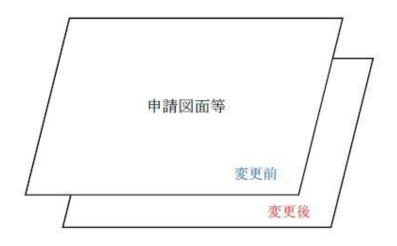
製造及び取扱い作業の概要を把握できるように説明するもので、必要に応じて工程の概略を示した図を添付するように指導するとともに、次の内容が含まれること。

- a 原料の供給から最終工程までの物質収支(内容物の品名、数量等) なお、複数の工程が混在している場合は、工程ごととする。
- b 危険物の製造工程上におけるバッチプロセス、連続運転等
- c 運転中の温度、圧力等
- d 反応工程がある場合は、反応温度、圧力、反応式、反応物質の構造式、反応熱等
- e 取扱い上の危険性及びその対応策(緊急時対策) なお、緊急時対策とは、冷却、水張り込み、反応停止(抑止)剤の投入、ガス抜き弁からのガス放出、ブローダウンタンクへのブロー等をいうもの。

(イ) 工程全体のフローシート

- a (ア)の概要説明を補足するよう示すこと。
- b 危険物、高圧ガス、ユーティリティー等の機器と配管が色分け <例> 危険物:赤 非危険物:青

- c 工程中の機器、名称、番号等は機器リストと同一のものとし、主要な計器及び安全装置の種類の明示
- d (ア) cによる計器類の圧力、温度等
- e 変更許可の場合は、変更後と変更前の対比できる資料を添付することが望ましい。



対比した申請図面等の例

- (ウ) 建築物関係
- (エ) 機器リスト
- (オ) (エ) の機器リストに基づく仕様書等
- (カ) 設置許可申請において、後工程となる機器・設備等の仕様が定まらない場合は、 設計における仕様を機器一覧表等で示し、構造図等は暫定のものを添付するよう指 導すること。

許可後工事が進行した段階で仕様が確定した場合は、その都度図面を差し替えることとする。その際、許可申請時と仕様が明らかに異なる場合は、第2、1(2)による設置の変更許可申請が必要になること。

ウ屋内貯蔵所

上記ア(イ)gに定める位置、構造、設備の図面、書類等は、次のとおりとする。

- (ア) 建築物関係
- (イ) 架台の設計図書及び計算書、架台の固定方法
- (ウ) 油種別貯蔵図及び容器の材質
- エ 屋外タンク貯蔵所

ア(イ)gに定める位置、構造、設備の図面、書類等は、次のとおりとする。

- (ア) タンク容量計算書
- (イ) タンク構造計算書及び施工要領書

地盤の極限支持力度と地震による最大応力に関する検討

- a 本体の許容力及び応力の算定(耐震及び耐風圧構造に関する検討、固定のためのボルトを設けるものにあってはその強度計算書)
- b 大気弁・通気口の容量検討(JIS-B-8501)
- c その他必要と認められる書類
- (ウ) タンク本体製作図
- (エ) その他貯蔵する危険物の性状により不可欠となる設備
- (オ) 防油堤(自重、液圧、地震の影響への評価計算書含む。)
- (カ) 基礎構造図、地盤製造図等
- オ 屋内タンク貯蔵所

ア(イ)gに定める位置、構造、設備の図面、書類等は、次のとおりとする。

- (ア) タンク容量計算書
- (イ) 位置図
- (ウ) 建築物関係
- (エ) 危政令第12条第2項第8号に基づく漏れた危険物を収納できる旨の容量計算書
- (オ) タンク本体製作図
- (カ) その他貯蔵する危険物の性状により不可欠となる設備
- カ 地下タンク貯蔵所

ア(イ)gに定める位置、構造、設備の図面、書類等は、次のとおりとする。

- (ア) タンク容量計算書
- (イ) 位置図
- (ウ) タンク本体製作図
- (エ) その他貯蔵する危険物の性状により不可欠となる設備
- (オ) 地耐力に対する検討
- (カ) 浮力に対する検討
- (キ) 土木関係設備
- (ク)漏れ検知設備の仕様が判るもの
- キ 簡易タンク貯蔵所

ア (イ) gに定める位置、構造、設備の図面、書類等は、次のとおりとする。

- (ア) タンク容量計算書
- (イ) 位置図
- (ウ) 建築関係
- (エ) タンク本体製作図

ク 移動タンク貯蔵所

ア(イ)gに定める位置、構造、設備の図面、書類等は、次のとおりとする。

(ア) 移動タンク共通事項

各図面の記載要領は、「移動タンク貯蔵所の規制事務に係る手続及び設置許可申請 書の添付書類等に関する運用指針について」【平成9年消防危第33号】により記載 すること。

- (イ) 積載式移動タンク貯蔵所は(ア)のほか、次に掲げるものとすること。
 - a 貯蔵が予想されるすべての危険物の類・品名・化学名・数量及び指定数量の倍数 の一覧表
 - b 同一の敷地内に複数の移動タンク貯蔵所を常置場所とする場合は、第33号通知中の配置図に既に許可している全ての移動タンク貯蔵所の位置を記載させ、常置場所が重複していないことを証明すること。
 - c 日本海事検定協会等の検査証明書の写し又はタンク検査済証の写し(積載式移動 タンク貯蔵所のうち国際輸送用のみ)

なお、危政令第15条第5項に該当する国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所にあっては、タンクコンテナに係る海上輸送に責任のある各国政府機関若しくはこれに係る機関の許可書又はこれに類する書類に写しを添付させ、タンクコンテナに係る構造及び設備に係る図面は、完成検査の実施に支障ない範囲のものとすること。

- (ウ) 移動タンク貯蔵所の常置場所の変更許可申請に必要な書類は、次に掲げるものと すること。
 - a 変更する常置場所の位置又は建築物の図面
 - b 申請書には、次の書類の写しを添付すること。
 - (a) 変更前の最新の許可書及びこれに添付されて返却された申請図書(副本等)
 - (b) タンク検査済証
 - (c) 旧常置場所に係る完成検査済証
 - (d) 譲渡引渡届出書(旧行政庁に届出されたもの)
 - (e) その他必要に応じ添付するもの
 - i 品名、数量又は指定数量の倍数の変更届出書
 - ii 譲渡、引渡に関する委任状等(申請者が、直接新行政庁に対し、常置場所の変更許可申請と譲渡引渡届出を同時に行う場合)

ケ 屋外貯蔵所

上記ア(イ)gに定める位置、構造、設備の図面、書類等は、次のとおりとする。

- (ア) 外観及び外寸
- (イ) 架台の設計図書及び計算書
- (ウ)油種別の貯蔵図
- コ 給油取扱所

上記ア(イ)gに定める位置、構造、設備の図面、書類等は、次のとおりとする。

- (ア) 地下貯蔵タンクに係る図書(上記カに定めるもの。)
- (イ) 給油取扱所求積図及び空地比(キャノピー等) 求積図
- (ウ) 平面図 (給油空地、注油空地図示)、勾配図及び緑地図
- (エ) 立面図及び断面図
- (才) 矩計図
- (カ) 展開図及び建具表
- (キ) 土木関係
- (ク) 滞留及び流出防止措置の構造図
- (ケ) その他危険物関係
- (コ) 外構図
- (サ) サービス機器関係
- (シ) 固定給油設備及び固定注油設備関係

離隔距離(危政令第17条第1項第13号に定める距離をいう。)を表す図書及び下記に示すもの(固定給油設備及び固定注油設備(以下「固定給油設備等」という。)で、危険物保安技術協会の型式試験確認を受けたもの(以下「確認済機種」という。)にあっては、次の書類以外は必要ないものであること。

- a 給油取扱所構造設備明細書に型式機種名及び確認番号(例 TA-01-002:固定給油 設備等に貼られている型式試験確認済証(A012545等)の番号ではないので、注意 すること。)を記載すること。
- b 固定給油設備等の型式試験確認証明書の写し
- c 外型構造図
- (ス) 確認済機種以外の固定給油設備等にあっては、次の書類を添付すること。
 - a 固定給油設備等の仕様書
 - b 外観構造図(材質を含む。)
 - c 先端弁構造
 - d ポンプ吐出部以降の給油管及び送油管のうち弁、計量器等を除く部分の 0.5MPa の配管圧力試験成績書。ただし、昭和 62 年 5 月 1 日以前に設置されている確認済機種以外の機種を移設(当該許可施設以外でも可。ただし、昭和 62 年 5 月 1 日以前に設置の許可を受けているものに限る。) する場合は、配管圧力試験成績書を省略することができる。
- (セ) 危政令第17条第1項第16号に定める床面積の変更がある場合又は設置の許可申請時に限り、危規則第25条の6に規定する屋内給油取扱所に該当するかどうかの計算式を添付すること。
- (ソ) その他緊急時に必要となる設備の仕様書
- サ 販売取扱所

上記ア(イ)gに定める位置、構造、設備の図面、書類等は、次のとおりとする。

建築関係(全体図、配置図、主要構造部、出入口、窓の構造及び材質、床の構造及び 傾斜並びに貯留設備等の設置、区画の位置、構造等)

シ 移送取扱所

上記ア(イ)gに定める位置、構造、設備の図面、書類等は、次のとおりとする。

- (ア) 計算書(配管強度、架台強度等)
- (イ) 配管系の安全装置等(運転監視装置、安全制御装置、圧力安全装置、漏えい検知 装置、緊急しや断弁、感震装置、通報装置、警報装置、巡回監視車、予備動力源等)
- (ウ) その他取り扱う危険物の性状等により不可欠となる設備
- (4) 危政令第23条の適用に必要な書類

ア根拠

危政令第23条、組合危規則第5条

イ 申請に必要な書類

特例を適用する場合は、必要に応じて、設置又は変更許可申請に「危険物の規制に関する政令第23条の適用申請」を添付すること。

ウ 危政令第23条の適用について

特例基準の適用は、許可行政庁が判断して行うもので、設置者等の判断によるものではないこと。

なお、この判断は次の(ア)又は(イ)による客観的条件によるものである。 <u>また、通知、通達等により危政令第23条の適用要件にあたるものであっても、当該</u> 特例の要件を相互に認識し、維持を行う目的から、当該書類を提出するよう指導する <u>こと。</u>

- (ア) 危政令第9条から第22条の基準によらなくても危険物の品名及び数量、危険物の 貯蔵又は取扱いの方法並びに危険物施設の周囲の地形その他の状況等から火災の発 生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に 止めることができると認めるとき。
- (イ) 予想しない特殊の構造又は設備を用いることにより、危政令第9条から第22条の 基準による危険物施設の位置、構造及び設備の基準による場合と同等以上の効力が あると認めるとき。
- (5) 仮使用承認申請に必要な書類

ア 根拠

法第11条第5項ただし書き

- イ 申請に必要な書類
 - (ア) 危規則様式第7、7の2 (変更許可を同時に行う場合)
 - (イ) 仮使用の承認を受ける範囲の示された図面
 - (ウ) 仮使用時における工事計画書、工事工程表、安全対策等に関する図書
 - (エ) 仮設設備を設置する場合は当該設備に関する図書

3 許可申請の取下げ(許可の取消し)申請

(1) 根拠

組合危規則第8条

(2) 許可申請の取下げ(許可の取消し)に必要な書類

ア 許可申請の取下げの場合

危険物製造所等設置(変更)許可申請の取下げ申請書(組合危規則第8号様式)

イ 許可の取消しの場合

危険物製造所等設置(変更)許可の取消し申請書(組合危規則第9号様式)

(3) 事務処理実施上の留意事項

申請書(副)の経過欄に「取下げ(取消し)年月日」及び「取下げ、取消しの別」を記入し、返送すること。

なお、申請者から申請書(正副)全ての返送を求められた場合は、返送することができる。

4 完成検査申請

(1) 根拠

法第11条第5項・危政令第8条・組合危規則第6条

(2) 完成検査申請に必要な書類

危険物製造所等完成検査申請書(危規則様式第8又は様式第9)

(3) 申請数について

完成検査前の同一許可施設において、設置又は変更許可後、完成検査前に変更許可を 複数受け、それらの完成検査を同時に行うものにあっては、完成検査申請は1件(同時 完成検査)として取り扱うこと。ただし、特に必要があって完成検査の日を違えてそれ ぞれ別個に行う場合は、別件として取り扱うこと。

(4) 申請に係る添付書類

完成検査申請書に必要な添付書類は、次のようなものがある。

- ア 特定屋外タンク貯蔵所の水張検査等の際に行った水平度測定等の記録書【昭和 52 年 消防危第 56 号】
- イ 危政令第8条の2第4項第1号に定めるところにより、当該タンクの完成検査前検査としての水張試験又は水圧試験を要さないものにあっては次のいずれかの写し【昭和57年消防危第10号】
 - (ア) 特定設備検査合格証(特定設備検査規則(昭和51年通商産業省令第4号)別記様 式第4号)
 - (イ)第一種圧力容器明細書(ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令第33号)様式第4号)又は第一種圧力容器検査証(ボイラー及び圧力容器安全規則別記様式第23号)の表面及び裏面(労働安全衛生法第38条第2項の規定による第一種圧力容器の変更検査の場合に限る。)

- (ウ) 第二種圧力容器明細書(機械等検定規則(昭和47年労働省令第45号)別記様式第2号(3)又は小型圧力容器明細書(機械等検定規則別記様式第2号(5))
- (5) 完成検査を受ける前日までに申請又は届出する書類

完成検査を受ける前日までに次の書類のうち当該製造所等に係るものを提出されているか確認を行うこと。

なお、当該製造所等が法第8条により防火管理者及び消防計画(建築物全体を対象) の提出が必要となる場合があるので、提出時期等について別途指導すること。

- ア 危険物保安監督者選任届出書
- イ 予防規程制定(変更)認可申請書

5 予防規程制定(変更)認可申請

(1) 根拠

法第14条の2・組合危規則第16条

- (2) 予防規程制定・変更認可申請に必要な書類
 - ア 予防規程制定・変更認可申請書(危規則様式第26)
 - イ 当該認可を受けようとする予防規程
- (3) 複数の予防規程作成施設が存在する場合には、製造所等の別、貯蔵所又は取扱所の区分、設置の許可年月日及び許可番号、危険物の類、品名(指定数量)、最大数量、指定数量の倍数の欄は、代表的な施設を記入し、その他の施設については、これらの項目を一覧表にしたものを添付すること。
- (4) 予防規程上の氏名等の変更について
 - ア 昭和 62 消防危第 38 号別添備考による「届出」を「差換」と読み替えるとともに、 所長等の変更があった場合は、遅滞なく差換えを行うこと。ただし、この場合差換え で対応できない場合は、変更の申請を行うよう指導すること。
 - イ アに伴い、差替した予防規程の正副に受付印を押印し、副を申請者に返納すること。

6 完成検査前検査申請(水張検査・水圧検査)

(1) 根拠

法第11条の2・組合危規則第12条

(2) 完成検査前検査(水張検査・水圧検査)申請に必要な書類

完成検査前検査(水張検査・水圧検査)申請に必要な書類は、次の書類とする。ただし、 設置又は変更許可申請において、タンクの構造等が確認できる場合は、省略することが できるものとする。

- ア 危険物製造所等完成検査前検査申請書(危規則様式第13)
- イ タンクの容量計算書
- ウ タンクの構造、材質及び寸法が記載された書類
- (3) 申請の方法

ア 完成検査前検査申請は、タンク1基ごととすること。

イ 圧力タンクは5kbを超える圧力がかかるものとすること。【昭和52消防危第56号】

(4) 設置(変更) 許可申請に係る書類との関係

ア 完成検査前検査申請書の添付書類は、完成検査前検査を実施する行政庁が許可行政 庁と同一の場合には不要とすることができる。【平成9年消防危第35号】

この場合において、製造所又は一般取扱所で複数の20号タンクの新設又は変更の工事が行われる場合は、完成検査前検査申請書の「その他必要な事項」の欄に検査対象の20号タンクが明確に特定できるよう記載すること。

イ 設置条件等を事前に協議した上で、製造所等の設置許可申請の前に当該製造所等に 設置される20号タンクの完成検査前検査を実施して差し支えないこと。 なお、当該申請書にタンクの構造明細図書を添付させること。

(5) 完成検査前検査の受検時期

完成検査前検査は、工事工程検査であるため、原則、完成検査の前に受検する必要があるが、設置又は変更の許可がなされる前に完成検査前検査申請がなされた場合、当該検査をして差し支えないものであること。ただし、設置・変更許可申請の審査途中において、タンク部分に修正が必要な場合、これを補正し、必要に応じて再度完成検査前検査を受検すること。【平成10年消防危第90号】

(6) 検査要領

水張検査は、基礎の沈下状態が安定した段階で、次の項目について検査を行うこと。 なお、20 号タンクでタンク内部をグラスライニングしたもの又はジャケット付のもの 等で、本来の水張検査又は水圧検査の方法をもってしては支障があり、又は困難な場合 は、真空試験及び非破壊試験によることができるものとする。

- ア タンク本体の形状・大きさ (寸法)・板厚・材質の確認
- イ 水量の確認 (許可容量以上)
- ウ溶接線の形状等目視検査
- エ 変形の有無
- オ 漏れの有無(塗装しない状態で行うこと。)
- (7) 完成検査前検査(水張検査)の特例について

危政令第 11 条第 6 項に定めるところにより、危規則第 22 条の 4 第 1 項に定めるタンク本体の工事に関する工事を含む変更の工事が行われた場合は、当該屋外貯蔵タンク (20 号タンクを含む。)の完成検査時に当該工事に係る部分について気密性に異常がないことの確認が必要であること。【昭和 59 年消防危第 72 号】

(8) 水圧検査における検査圧力について

水圧検査については、検査対象タンクの最大常用圧力の 1.5 倍とすること。ただし、 最大常用圧力の 1.5 倍以上を検査圧力とした場合であっても、危険物の貯蔵・取扱上支 障なければ、その検査圧力で使用することは差し支えないものであること。 なお、1.5 倍未満である場合は、再検査が必要であること。

(9) 特定屋外タンク貯蔵所における水平度測定について

危規則第20条の10第1号に規定する水平度測定は、タンクを満水にして48時間以上経過させてから実施すること。

7 休止中の地下貯蔵タンク等の漏れの点検期間延長申請

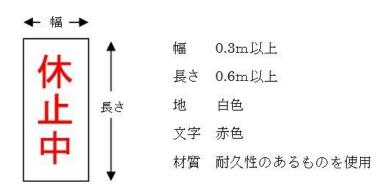
(1) 根拠

危規則第62条の5の2・第62条の5の3

(2) 休止中の地下貯蔵タンク等の漏れの点検期間延長申請に必要な書類

休止中の地下貯蔵タンク等の漏れの点検期間延長申請に必要な添付書類は、次のとおりとする。

- ア 休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長申請書(危規則様式第42)又は休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長申請書(危規則様式第43)
- イ 危険物の除去方法、危険物又は可燃性蒸気の流入防止措置に関する書面
- ウ 対象となる地下貯蔵タンク又は地下埋設配管が判別できる資料(平面図等)
- (3) 事務処理上の留意事項【平成22年消防危第144号・平成22年上予第3294号】
 - ア 次の事項について現場調査又は写真により確認すること。【令和2年上予第1933号】
 - (ア) 危険物が清掃等により完全に除去されていること。
 - (イ) 危険物又は可燃性蒸気が流入するおそれのある注入口又は配管に閉止板を設置する等、誤って危険物が流入するおそれがないようにするための措置(いたずら防止のための施錠など)が講じられていること。
 - (ウ) 見やすい箇所に幅 0.3m以上、長さ 0.6m以上の地が白色の板に赤色の文字で「休止中」と表示した標識を掲示すること。



イ 製造所等の20号タンク、給油取扱所の専用タンク又は地下埋設配管等の場合については、当該施設に附属する地下貯蔵タンク等1基ごと又は配管1本ごとに漏れの点検期間の延長をすることができる。

また、申請書は1の危険物施設ごとに提出することとし、1の申請書に附属する複数の地下貯蔵タンク等について記載することができる。

- ウ 地下貯蔵タンク本体又は二重殻タンク外殻の漏れの点検期間を延長する際、当該タンクの存する危険物施設に附属する地下埋設配管の漏れの点検期間も併せて延長する場合は、危規則別記様式第42及び別記様式第43の両方の申請が必要になることに留意すること。
- エ 休止の間、腐食のおそれが特に高い又は高いに該当することとなる地下貯蔵タンクがある場合は、危政令第23条による特例申請を同時に申請すること。【平成22年消防 危第158号・平成22年上予第3294号】

オ 再開の見込みのない地下貯蔵タンクは、原則当該申請によらず、廃止届出を指導すること。

また当該申請を受理した場合、概ね3年ごとに再開の見込みを検討すること。【令和2年上予第1933号】

8 完成検査済証の再交付の申請

(1) 根拠

危政令第8条第4項

(2) 完成検査済証の再交付に必要な書類

完成檢查済証再交付申請書(危規則様式第12号)

- (3) 事務処理実施上の留意事項【昭和57年消防危第10号】
 - ア 再交付する完成検査済証の下欄左余白部に「再交付」と記載すること。 この場合文字は赤色とし、押印によるものとする。
 - イ 申請書(正副)の経過欄には、再交付年月日を記載すること。
- (4) 行政庁の変更に係る特例

当局(組合)の発足前に、管轄する区域内において、新潟県知事その他の行政庁が行った許可又は検査については、消防法第16条の7の規定に基づく危政令第41条の2の規定により、当組合管理者が行った許可又は検査とみなされるため、当該許可又は検査に係る検査書類等を当組合管理者が再交付して差し支えないものであること。

なお、この場合にあっても、再交付する検査書類等の記載方法は、現行の様式を用いて 行うこと。ただし、再交付する行政庁は現行の交付者とする。

9 許可書及びタンク検査済証の再交付の申請

(1) 根拠

組合危規則第18条

(2) 許可書等の再交付に必要な書類

危険物製造所等許可書・タンク検査済証再交付申請書(組合危規則第20号様式)

- (3) 事務処理実施上の留意事項
 - ア 再交付する許可書又はタンク検査済証(正本に限る。)の下欄左余白部に「再交付」と記載すること。

この場合、文字は赤色とし、押印によるものとする。

- イ 申請書(正副)の経過欄には、再交付年月日を記載すること。
- ウ タンクプレートの再交付は組合危規則第 18 条の規定により再交付の対象ではない が、申請者からの申し出により交付できるものとする。
- (4) 行政庁の変更に係る特例
 - 9 (4) に準じる。

第2 各種届出

1 着工届出

(1) 根拠

法第17条の5・法第17条の14

(2) 着工届出に必要な書類

危険物施設において消防用設備等の工事をしようとするときは、法第 17 条の 14 の規定により規則第 33 条の 18 による「工事整備対象設備等着工届出書」の届出が必要となる。ただし、【平成 9 年消防予第 192 号】に基づく軽微な工事に該当する場合は、届出を要しないことができる。

(3) 提出時期

消火設備、警報設備及び避難設備(以下「消火設備等」という。)の着工は、法第17条の5の規定により消防設備士による工事が必要であり、着工届出は着工の10日前までに届け出することで足りるが、製造所等の消火設備等は、位置、構造及び設備の一部として許可するものであるため、可能な限り許可の申請と同時期に届出するよう指導すること。 【令和5年組合通達】

2 品名、数量又は指定数量の倍数変更届出

(1) 根拠

法第11条の4第1項・組合危規則第13条

- (2) 危険物製造所等品名・数量又は指定数量の倍数の変更届出に必要な書類
 - ア 危険物製造所等品名、数量又は指定数量の倍数変更届出書(危規則様式第16)
 - イ 必要に応じて内容を確認できる資料を添付すること。
- (3) 危険物製造所等品名・数量又は指定数量の倍数の変更届出受理上の留意事項
 - ア 当該届出は、品名又は数量を変更しても位置、構造及び設備の変更を伴わないことを確認する。

なお、位置、構造及び設備の変更を伴う場合は、変更許可が必要である。ただし、 屋外タンク貯蔵所の一時的な油種の変更に伴い、保有空地の幅が増減する場合で、既 に許可を受けている大なる保有空地を確保したままでの油種変更は、位置、構造及び 設備の変更を伴わないものとみなし品名・数量又は指定数量の倍数の変更届出により 処理する。

- イ 指定数量の倍数の増大により新たに避雷設備、消火設備又は警報設備の設置が必要 となる場合があるので留意すること。
- ウ 掲示板の記載事項は、必要に応じて当該届出に資料を添付するよう指導すること。
- エ 特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所においては、品名の変更により 貯蔵物の比重が増加する場合、設計比重を超えないよう留意すること。
- オ 「品名」とは危政令別表第3の品名をいうものである。危険物の「類」又はその他の一般的名称をいうものではない。例えばジエチルエーテルからアセトンに変更する場合は、届出を要し、同じ第1石油類の中のアセトンからガソリンに変更する場合は届出を要しない。ただし、このような場合は、法第16条の5に基づき当該届出を求めるよう指導すること。
- カ「数量」とは、実際の数量をいうものではなく、許可数量をいうものであること。

キ 危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令(昭和 63 年政令第 358 号)及び 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(平成元年省令第 5 号)の附則により、 当該製造所等に係る指定数量の倍数が、平成 2 年 5 月 23 日における指定数量の倍数を 超えないことを条件に新たな基準を適用しないこととされている製造所等については、 当該指定数量の倍数を超えないこと。

3 譲渡引渡届出

(1) 根拠

法第 11 条第 6 項·組合危規則第第 11 条

- (2) 譲渡引渡届出に必要な書類
 - ア 危険物製造所等譲渡引渡届出書(危規則様式第15)
 - イ 同時に複数の危険物施設が譲渡引渡される場合は、そのリスト
 - ウ 譲渡又は引渡の登記の写し若しくは譲渡人又は引渡人の発行した証明書(当事者の 連名による譲渡書若しくは引渡書又は登記抄本等の写しなど)
- (3) 譲渡又は引渡の意義

譲渡又は引渡の意義については、次によること。

- ア 譲渡とは、贈与、売買等債権契約により所有権を移転することをいう。(会社等の合併によるものなど)
- イ 引渡とは、競売、競落、賃貸借、相続、合併その他法律関係の有無を問わず、物の 事実上の占有権が移転することをいう。(管理委託契約等の締結など)
- (4) (3) に基づく実態がない場合は、名称変更届出が適当であること。
- (5) 市外からの転入による移動タンク貯蔵所の常置場所変更許可に伴うものは、変更許可申請に添付すること。

4 名称変更届出

(1) 根拠

組合危規則17条第1項

- (2) 名称変更届出に必要な書類
 - ア 危険物製造所等名称変更届出書(組合危規則第14号様式)
 - イ 同時に複数の危険物施設の設置者の名称変更がある場合は、そのリスト
 - ウ 必要に応じて内容を確認できる資料を添付すること。
- (3) 事務処理実施上の留意事項
 - ア 名称変更届出は設置者の交代や、役職名の変更等も届出の対象となること。必ずしも危険物施設を所有する代表取締役や工場長とは限らないことに留意すること。
 - イ 県知事又は市長などが変更となり、設置者が届出によらずとも明らかな場合は、届 出をしないこととして差し支えない。【組合質疑】

5 用途廃止届出

(1) 根拠

法第12条の6・組合危規則第14条

(2) 危険物製造所等廃止届出に必要な書類

危険物製造所等廃止届出に必要な添付書類は、次の書類とする。

- ア 危険物製造所等廃止届出書(危規則様式第17)
- イ 当該製造所等の完成検査済証(変更許可をした場合は、直近の完成検査済証) なお、完成検査済証を紛失又は亡失した場合は、所在がわかり次第届け出る旨を示 した書面を添付するよう指導すること。(紛失等届出など)
- ウ <u>移動タンク貯蔵所のタンクプレート (その他製造所の 20 号タンク等のタンクプレートは任意)</u>
- (3) 事務処理実施上の留意事項
 - ア 危険物製造所等廃止届出書を受理する際には、当該製造所等の危険物が完全に除去されていることを現場調査により確認するとともに、施設解体時の次の安全対策を行うこと。【平成3年消防危第78号・平成22年上予第2176号】
 - (ア) タンクの解体は、市街地を避け安全な場所で行うとともに、残留危険物を水の充 塡などにより完全に除去し、溶断など火気使用前のガス検知による安全確認や、爆 発防止として開口部の確保後の火気使用などの安全対策を実施して行うこと。
 - (イ) 危険物配管の解体は、溶断など火気使用せずに行うこと。 なお、やむを得ず溶断を行う場合は内部の水洗いなどにより危険物を完全に除去 後行うこと。
 - (ウ) 地下貯蔵タンクを廃止する際は、原則として地下貯蔵タンクの解体及び撤去を原則とするが、やむを得ず地下貯蔵タンクを埋設した状態にしておく場合は、水又は砂をタンク内に完全に充填すること。

なお、充填する前はタンク内を清掃し、残存危険物を除去すること。

6 軽微な変更工事届出

(1) 根拠

組合危規則17条第1項

- (2) 軽微な変更工事届出に必要な書類
 - ア 軽微な変更工事届出書(組合危規則第16号様式)
 - イ 工事計画書(工事の内容、方法、工程、火災予防上必要な措置に係る設備の設置方法、仮使用設備の位置及び構造、使用器具(火気及び火花を生ずるおそれのあるもの) 等を記載すること。)
 - ウ その他必要な書類(工事部分の概略図面、計算書等)
- (3) 現場調査

確認を要する変更工事が行われた場合は、原則現場確認等(直接確認又は写真提出)は要さないものであるが、資料による変更部分が明確でない場合などは現場確認等を実施するものとする。【令和5年上予第81号】

(4) 事務処理実施上の留意事項

- ア 変更工事に係る資料提出(確認を要する変更工事)を行う場合は、この届出によるものとする。
- イ 添付する書類は(2)にかかわらず、設置(変更)許可申請に必要な書類に準じることとして差し支えない。

7 火気使用工事届出

(1) 根拠

組合危規則17条第2項

(2) 火気使用工事届出に必要な書類

火気使用工事届出に必要な添付書類は、次の書類とする。

- ア 火気使用工事届出書(組合危規則第18号様式)
- イ 案内図
- ウ配置図
- 工 安全対策
- 才 火気使用器具
- カ 火気使用場所図面
- (3) 申請の方法

変更許可を要さない変更工事(組合危規則第17条第1項により軽微な変更届出をした場合を除く。)で、当該工事において火気を使用するものにあっては危険物製造所等火気使用工事届出が必要となる。

なお、同一敷地内は、一括して受理することができるものとする。

(4) 安全対策の内容

安全対策の内容には少なくとも次の留意事項が含まれていること。

- ア 工事前には、関係者と十分な打合せを行い、工事内容、安全対策、通報体制等について確認すること。
- イ 火気使用中は、事業所担当者が立会い、安全管理に努めること。
- ウ 工事中は、災害に備え消火器の増設等の対策を講ずること。
- エ その他、予防規程及び社内の安全規程等を遵守すること。

8 使用休止・再開届出

(1) 根拠

法第16条の5・組合危規則17条第1項

- (2) 使用休止・再開届出に必要な書類
 - ア 危険物製造所等使用休止・再開届出書(組合危規則第15号様式)
 - イ 必要に応じて内容を確認できる資料を添付すること。
- (3) 事務処理実施上の留意事項

- ア 危険物施設は休止中であっても、法第 12 条第 1 項に基づく維持管理を要するものであり、法第 14 条の 3 の 2 による定期点検を実施する必要があること。
- イ 危規則第62条の5から第62条の5の3による点検については、それぞれ「休止中の特定屋外タンク貯蔵所の内部点検期間延長申請書」、「休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長申請書」及び「休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長申請書」により申請されている場合は不要である。【平成22年上予第3294号】
- ウ 休止中の危険物施設の使用を再開する場合は、定期点検の期限前であっても、定期 点検(屋外タンク貯蔵所にあっては内部点検等)を行うこと。

9 保安監督者選任 • 解任届出

(1) 根拠

法第 13 条第 2 項·組合危規程第 15 条

(2) 危険物保安監督者選任・解任届出に必要な書類

危険物保安監督者選任・解任届出に必要な添付書類は、次の書類とする。

- ア 危険物保安監督者選任・解任届出書(危規則様式第20)
- イ 実務経験証明書(危規則様式第20の2)
- ウ 危険物取扱者免状の写し(両面)
- (3) 事務処理上の留意事項
 - ア 同一敷地内の製造所等において、その態様、規模、位置等からみて十分な保安の監督が可能な場合には、一の危険物取扱者を複数の製造所等の危険物保安監督者とすることができる。

この場合は、選任届出書の記載欄は「別紙」と記入し、別紙を保安監督する製造所等の一覧、色別した配置図等を添付することができる。

- イ <u>選任数については、複数となるよう指導すること。ただし、予防規程により代行者</u> を定めた場合は除く。
- ウ 6か月以上の実務経験には、危険物取扱者免状の交付を受ける前の製造所等での危 険物取扱いの実務経験を含める。
- エ 営業用給油取扱所等の危険物施設で収容人員により防火管理者が必要となる場合 はその職務の類似性を考慮し、当該施設の防火管理者は危険物保安監督者と同一人と するように努めること。

10 保安統括管理者選任・解任届出

(1) 根拠

法第12条の7第2項・組合危規則第15条

- (2) 危険物保安統括管理者選任・解任届出に必要な書類
 - ア 危険物保安統括管理者選任・解任届出書(危規則様式第19)
 - イ 必要に応じて内容を確認できる資料を添付すること。
- (3) 危険物保安統括管理者選任・解任届出受理上の留意事項

危険物保安統括管理者の資格は特に定められていないが、その責務が事業所における 危険物及び危険物施設の保安に関する業務全てを統括管理することにあり、防災に関す る最終的な責任を持っていることから、当該事業所の最高責任者(工場長、事業所長な ど)をもってあてるよう指導すること。

11 内部点検時期延長届出(個別延長)

(1) 根拠

危規則第62条の5

(2) 特定屋外タンク貯蔵所の内部点検時期延長届出書に必要な書類

特定屋外タンク貯蔵所の内部点検時期延長届出書に必要な添付書類は、次のとおりとする。【平成12年消防危第31号】

- ア 特定屋外タンク貯蔵所の内部点検時期延長届出書(タンクの腐食防止等の状況)(危 規則様式第33)又は特定屋外タンク貯蔵所の内部点検時期延長届出書(危険物の貯蔵 管理等の状況)(危規則様式第34)
- イ 危険物保安技術協会のタンク開放周期の個別延長に係る技術援助報告書
- ウ 平成 12 年消防危第 31 号別添 2 標準的な添付書類
- (3) 事務処理上の留意事項
 - ア 既に施工されているコーティングについては、保安のための措置には該当しないものであること。
 - イ 当該特定屋外タンク貯蔵所の維持管理に起因する事故の発生等、危規則第62条の2 の2に掲げるいずれかの要件が欠けた場合、又は危険物の貯蔵管理等の状況が良好な ことにより内部点検の時期延長が認められた特定屋外タンク貯蔵所の中途での油種、 管理方法等の変更が生じた場合等は原則として当該延長は取り消されるものであるこ と。

12 内部点検期間延長届出(保安上の理由)

(1) 根拠

危規則第62条の5ただし書き

- (2) 屋外貯蔵タンク内部点検期間延長届出に必要な書類
 - ア 内部点検期間延長届出書(未制定)
 - イ 必要に応じて内容を確認できる資料を添付すること。
- (3) 危規則第62条の5ただし書の適用基準

危規則第62条の5ただし書の適用による内部点検期間の延長は、保安上の観点から判断し必要最小限のものに限り適用されるものであり、次によること。【昭和57年消防危第42号】

- ア 災害その他非常事態が生じた場合
- イ 保安上の必要が生じた場合
- (4) 保安上の理由以外は認められないものであること。